



埼玉県報

第194号
令和3年(2021年)
3月26日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県人事委員会会議規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 公務災害補償の審査の申立てに関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 県及び市町村が共同設置するボイラー等の設置届等の取扱い並びにボイラー等の事務の引継ぎに関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通規制課）

訓令

- 埼玉県人事委員会文書及び公印に関する規程の一部を改正する訓令（総務給与課）

管理規程

- 埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）

告示

- 特定非営利活動法人の認定に係る公告（共助社会づくり課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 埼玉県感染防止対策協力金（第4期）支給業務委託に関する契約の相手方等の公示（雇用労働課）
- 庄和北部土地改良区の役員就退任届（春日部農林振興センター）
- 肥料の登録の有効期間の更新に関する告示（病虫害防除所）
- 肥料の登録の失効に関する告示（病虫害防除所）
- 土地収用法による手続開始（用地課）
- 越谷都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道事業課）
- 県道熊谷羽生線の区域の変更（行田県土整備事務所）

- 県道熊谷羽生線の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 越谷流山線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 越谷流山線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 令和2年度包括外部監査結果報告の公表（監査第一課）

雑報

- 普通肥料の検査結果の公表に関する告示（病虫害防除所）
- 特殊肥料の検査結果の公表に関する告示（病虫害防除所）
- 収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示（病虫害防除所）

規 則

埼玉県人事委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則二―二三

埼玉県人事委員会会議規則の一部を改正する規則

埼玉県人事委員会会議規則（昭和四十六年埼玉県人事委員会規則二―一二）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「記名押印」を「記名」に改める。

別記様式中「~~署名~~」を削り、「5 ~~記名押印~~」を「5 ~~記名~~」に改め、「~~印~~」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

規 則

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則一一一九

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（埼玉県人事委員会規則一一一一）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「審査請求は、」を「審査請求は、審査請求人が」に改め、同条第二項中「、審査請求人が記名押印し」を削り、同項第一号中「、住所及び生年月日」を「及び住所」に改める。

第九条第十四項中「記名押印」を「記名」に改める。

第十七条第四項中「記名押印して」を削り、同項第一号中「、住所及び生年月日」を「及び住所」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

規 則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則一一―二〇

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則（埼玉県人事委員会規則一一―二）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「記名押印して」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

規 則

職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則二二―一三六

職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則

職員団体の登録に関する規則（埼玉県人事委員会規則二二―七）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第3号中「埼玉県人事委員会委員長」を「(宛先) 埼玉県人事委員会委員長」に改め、「規」及び「團」を削る。

様式第4号中「埼玉県人事委員会委員長」を「(宛先) 埼玉県人事委員会委員長」に改め、「規」を削り、「及び氏名」を「及び氏名(田署)」に改め、「團」を削る。

様式第5号及び様式第6号中「埼玉県人事委員会委員長」を「(宛先) 埼玉県人事委員会委員長」に改め、「規」及び「團」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

規 則

公務災害補償の審査の申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則一四―五

公務災害補償の審査の申立てに関する規則の一部を改正する規則

公務災害補償の審査の申立てに関する規則（埼玉県人事委員会規則一四―一）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「記名押印」を「記名」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

規則

県及び市町村が共同設置するボイラー等の設置届等の取扱い並びにボイラー等の事務の引継ぎに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則八―七

県及び市町村が共同設置するボイラー等の設置届等の取扱い並びにボイラー等の事務の引継ぎに関する規則の一部を改正する規則

県及び市町村が共同設置するボイラー等の設置届等の取扱い並びにボイラー等の事務の引継ぎに関する規則（埼玉県人事委員会規則八―一）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

圧力容器	ボイラー		書類名
	第一種圧力容器	ボイラー	
	小型ボイラー	ボイラー	設置届、明細書、落成検査合格通知書、検査証
			設置報告書
			設置届、明細書、落成検査合格通知書、検査証

様式中「第二種圧力容器、小型ボイラー」を「小型ボイラー」に改め、「四」を削り、「埼玉県人事委員会委員長殿」を「埼玉県人事委員会委員長 様」に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

埼玉県公安委員会委員長 塩 川 修

埼玉県公安委員会規則第5号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

410 一般国道254号	比企郡小川町大字上横田字遠西962番1から 東松山市大字新郷386番3まで
411 一般国道463号	入間市小谷田一丁目1025番1から 入間市大字上藤沢字神明623番5まで
412 県道熊谷小川秩父線	熊谷市万吉字前原2344番1から 熊谷市塩字西原260番6まで
413 県道熊谷小川秩父線	比企郡嵐山町大字古里字駒込142番1から 比企郡小川町大字上横田字遠西958番1まで
414 県道上尾久喜線	北足立郡伊奈町寿三丁目1番地から 北足立郡伊奈町大字羽貫字平谷1221番1まで
415 県道上尾久喜線	蓮田市大字井沼838番1から 蓮田市大字根金1016番1まで
416 県道上野さいたま線	さいたま市西区大字清河寺1232番5から さいたま市西区大字中釘2170番4まで
417 県道中新田入間川線	狭山市大字青柳字苗間150番1から 狭山市大字青柳字東馬知屋敷472番1まで
418 さいたま市道26号線	さいたま市西区内野本郷1059番5から さいたま市西区大字清河寺1232番5まで

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

訓令

埼玉県人事委員会訓令第一号

埼玉県人事委員会事務局

埼玉県人事委員会文書及び公印に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会文書及び公印に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県人事委員会文書及び公印に関する規程（昭和四十四年埼玉県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「当該決裁文書の余白に「公印使用」と記入し、認印した後、」を削り、同条第二項中「認印」を「承認」に改める。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第二号

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月二十六日

埼玉県公営企業管理者 高 柳 三 郎

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員給与規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附則第十二項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、次項の規定は適用しない。

附則に次の一項を加える。

- 13 職員が、新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者を救護する業務に従事したときは、防疫業務手当を支給するものとし、その額は、業務に従事した日一日につき三百二十円とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県企業職員給与規程附則第十二項及び第十三項の規定は、令和三年二月十三日から適用する。

告 示

埼玉県告示第三百二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和三年三月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人 R J 対話の会

二 代表者の氏名

梅崎 薫

三 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市蒲生一丁目六番四十五号越谷南パークホームズ一階業務施設内

四 当該認定の有効期間

令和三年三月二十六日から令和八年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第三百二十一号

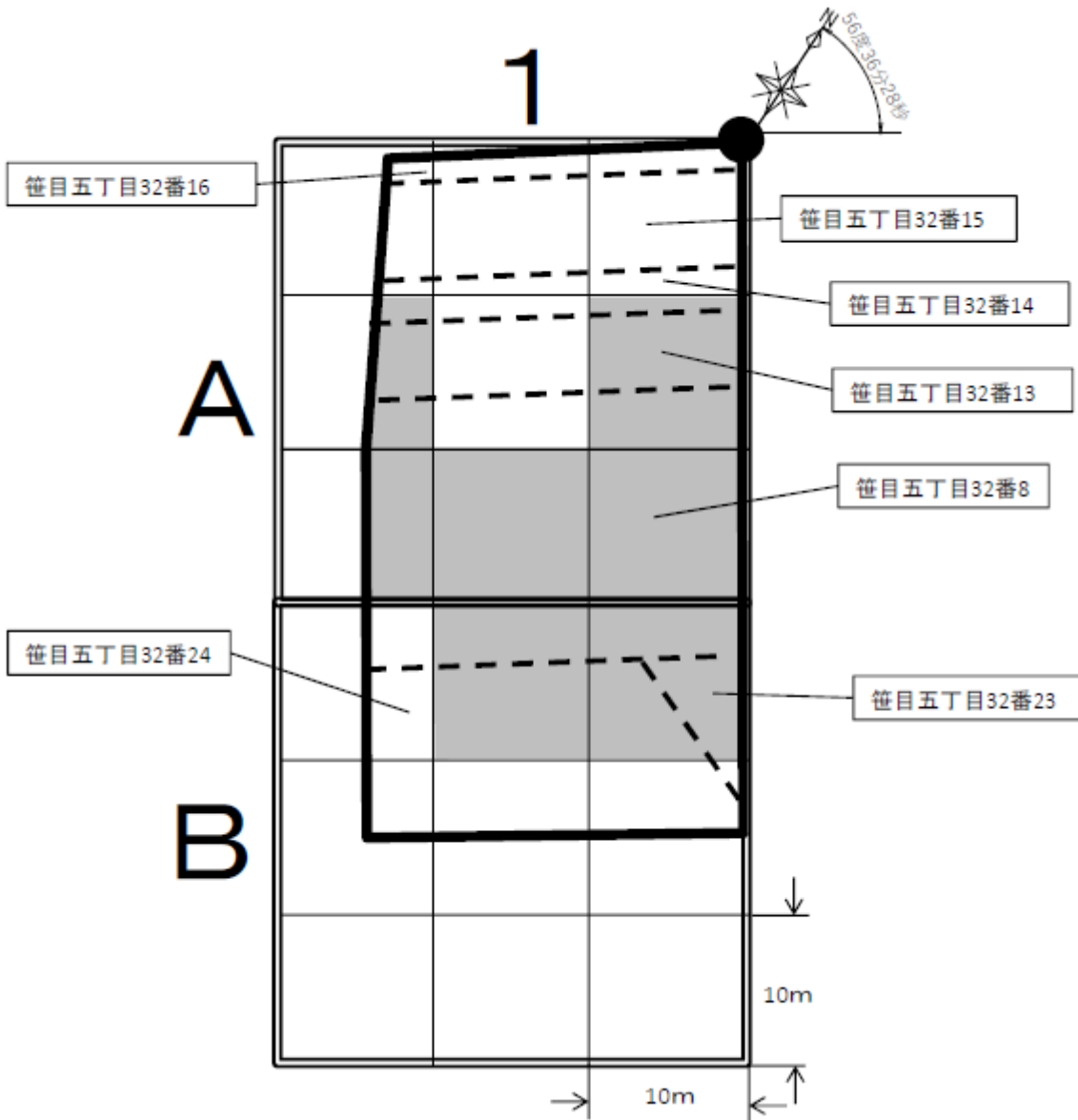
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和二年埼玉県告示第千四百四十三号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和三年三月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県戸田市笹目五丁目三十二番八の一部、三十二番十三の一部、三十二番十四の一部、三十二番二十三の一部及び三十二番二十四の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
六価クロム化合物及びシアン化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

【起点】
 起点は、戸田市笹目五丁目32番16の最北端とする



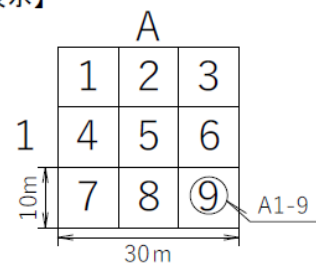
【格子の回転角度(56度36分28秒)】

起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線より得られる線を右に56度36分28秒回転させた線により、対象地を区画した。 ● : 起点

【凡例】

- 敷地境界
- 地番筆界
- 30m格子
- 単位区画
- 形質変更時要届出区域を解除する区画

【地点の表示】



告 示

埼玉県告示第三百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール本庄中央

埼玉県本庄市中央二丁目千五百九十五番二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊 修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号 外 計十七者

（変更後）株式会社ビバホーム 代表取締役 渡邊 修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号 外 計十七者

ハ 変更年月日

令和二年十一月十日

ニ 届出年月日

令和三年三月十二日

二 縦覧期間

令和三年三月二十六日から令和三年七月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年三月二十六日から令和三年七月二十六日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第三百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール本庄中央

埼玉県本庄市中央二丁目千五百九十五番二外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一五〇〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 九〇〇台

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 九七台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一三三台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）駐車場①③ 午前五時三十分から午後十時三十分

駐車場② 午前六時から午後十時

駐車場④⑤ 午前九時から午後五時

（変更後）駐車場①③ 午前五時三十分から午後十時三十分

駐車場② 午前六時から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 七か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 五か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和三年十一月十三日

ニ 届出年月日

令和三年三月十二日

二 縦覧期間

令和三年三月二十六日から令和三年七月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年三月二十六日から令和三年七月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第三百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フーコットショッピングセンター飯能店

埼玉県飯能市新光一番一外（双柳土地区画整理地区内）

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） コピオ飯能新光店

埼玉県飯能市新光一番一外（双柳土地区画整理地区内）

（変更後） フーコットショッピングセンター飯能店

埼玉県飯能市新光一番一外（双柳土地区画整理地区内）

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社スーパーアルプス 代表取締役 松本清

東京都八王子市滝山町二丁目三百五十一番地 外 計四者

（変更後） 株式会社フーコット 代表取締役 新井紀明

埼玉県比企郡小川町大字小川四百六十番地一 外 計四者

ハ 変更年月日

令和三年四月一日

ニ 届出年月日

令和三年三月十八日

二 縦覧期間

令和三年三月二十六日から令和三年七月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年三月二十六日から令和三年七月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第三百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フーコットショッピングセンター飯能店

埼玉県飯能市新光一番一外（双柳土地区画整理地区内）

ロ 変更の概要

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 四三三平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 四七四平方メートル

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）荷さばき施設① 午前一時から午後九時

荷さばき施設② 午前九時から午後五時

荷さばき施設③ 午前九時から午後三時

（変更後）荷さばき施設① 午前一時から午後十時

荷さばき施設② 午前九時から午後五時

荷さばき施設③ 午前九時から午後三時

荷さばき施設④ 午前六時から午前八時四十五分

ハ 変更年月日

令和三年十一月十九日

ニ 届出年月日

令和三年三月十八日

二 縦覧期間

令和三年三月二十六日から令和三年七月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年三月二十六日から令和三年七月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百二十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年三月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県感染防止対策協力金（第4期）支給業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部雇用労働課総務・企画担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3
丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年1月18日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

トランス・コスモス株式会社 東京都渋谷区渋谷3丁目25番18号

5 契約金額

169,845,922円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

告示

埼玉県告示第三百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、庄和北部土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年三月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任		
職名	氏名	住所
理事	筒井 祐一	埼玉県春日部市立野五百四十七番地
同	大瀧 勇	同 百三番地三
同	大塚 勝男	同 七百五十三番地一
同	小島 重弘	同 榎九百十九番地
同	渡邊 光男	同 五百四番地一
同	名倉 勇	同 倉常五百七十七番地一
同	八木橋 喜一	同 五十六番地一
同	橋本 信男	同 芦橋五十三番地一
同	齋藤 義則	同 九百六十五番地一
監事	貝塚 利雄	同 榎九百二十一番地
同	新井 基之	同 倉常十六番地一
同	増山 貞男	同 北葛飾郡杉戸町大字椿百四十四番地
二 退任		
職名	氏名	住所
理事	筒井 隆司	埼玉県春日部市立野五百四十三番地一
同	小島 繁夫	同 七百八十三番地一
同	大瀧 勇	同 百三番地三
同	小島 重弘	同 榎九百十九番地
同	渡邊 光男	同 五百四番地一
同	新井 孝次	同 倉常六十七番地
同	八木橋 喜一	同 五十六番地一
同	齋藤 義則	同 芦橋九百六十五番地一
監事	貝塚 利雄	同 榎九百二十一番地
同	新井 健児	同 倉常千七十六番地一
同	岩佐 宏	同 芦橋百六十六番地一

告示

埼玉県告示第三百二十八号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第一、二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和三年三月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）その他規格	登録の有効期限	生産業者の氏名又は名称及び住所
埼玉県第 六四九号	生石灰	95菱 印生石 灰	アルカリ分 九五・〇	令和八年 十月一日	菱光石灰工業株式 会社 東京都千代田区神 田富山町十番地二
埼玉県第 五二三号	消石灰	72菱 印特選 顆粒消 石灰	アルカリ分 七二・〇	令和八年 八月二十 二日	菱光石灰工業株式 会社 東京都千代田区神 田富山町十番地二
埼玉県第 六七一号	米ぬか油 かす及び その粉末	脱脂 米糠	窒素全量 二・五 りん酸全量 五・五 加里全量 一・五	令和八年 八月十日	築野食品株式会社 和歌山県伊都郡か つらぎ町大字新田 九十四番地
埼玉県第 四四三号	魚かす粉 末	7・0 魚かす 粉末	窒素全量 七・〇 りん酸全量 五・〇	令和八年 十一月十 一日	大東肥料株式会社 東京都江東区亀戸 六丁目四十九番地 十二号

埼玉県第 六二五号	乾燥菌 体肥料	乾燥 菌体 肥料 76号	窒素全量 七・〇 りん酸全量 六・〇	令和五年 十月二十 七日	朝日アグリア株式 会社 埼玉県児玉郡神川 町渡瀬二百二十二 番地
埼玉県第 六〇一号	乾燥菌 体肥料	乾燥 菌体 肥料 42号	窒素全量 四・〇 りん酸全量 二・〇	令和五年 十月一七 日	朝日工業株式会社 埼玉県児玉郡神川 町渡瀬二百二十二 番地
埼玉県第 六五〇号	魚かす 粉末	10・5 フィッシュ ミール	窒素全量 一〇・〇 りん酸全量 五・〇	令和八年 十月二十 二日	大東肥料株式会社 東京都江東区亀戸 六丁目四十九番地 十二号
			含有を許され る有害成分の 最大量及びそ 他の制限事 項は、公定規 格のとおり		
			含有を許され る有害成分の 最大量及びそ 他の制限事 項は、公定規 格のとおり		

	埼玉県第 五〇六号
	混合有機 質肥料
	混合 有機質 肥料 5・5・ 2号
窒素全量 五・〇 りん酸全量 五・〇 加里全量 二・〇 含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	
	令和五年 十二月十 二日
	千成産業株式会社 埼玉県日高市原宿 七百五十三番地一

告示

埼玉県告示第三百二十九号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和三年三月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

登録番号	埼玉県 第五九七号	肥料の種類	副産植物 質肥料	肥料の名称	副産植物質 肥料18号	保証成分量（%） その他の規格	窒素全量 一・八 加里全量 八・八	生産業者の氏名又は 名称及び住所	朝日アグリア株式会 社 埼玉県児玉郡神川町 渡瀬二百二十二番地
------	--------------	-------	-------------	-------	----------------	--------------------	----------------------------	---------------------	--

告 示

埼玉県告示第三百三十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定により、起業者埼玉県から収用の手続開始の申立てがあつたので、同法第三十四条の三の規定により、次のとおり告示する。

令和三年三月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 起業者の名称

埼玉県

二 事業の種類

一般国道四百七号改築工事（鶴ヶ島日高バイパス・埼玉県鶴ヶ島市大字高倉字天神前地内から日高市大字森戸新田字藤久保地内まで）

三 手続が開始される土地

イ 収用の手続が開始される土地

埼玉県鶴ヶ島市大字高倉字新右エ門前地内

ロ 使用の手続が開始される土地

なし

四 土地収用法第三十四条の四の規定による図面の縦覧場所

埼玉県鶴ヶ島市役所

告示

埼玉県告示第三百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十八年埼玉県告示第九十一号で告示した越谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年三月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

越谷市

二 都市計画事業の種類及び名称

越谷都市計画下水道事業越谷公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十八年一月十六日から令和三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷羽生線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
加須市串作字川北一七九番二地先から 同市串作字砂原六六番一地先まで		区 間
一一・六〇〃 一三・一〇	一〇・八〇〃 一一・八〇	敷地の幅員 (メートル)
六六・八〇		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

熊谷羽生線	路線名
加須市串作字川北一七九番二地先から 同市串作字砂原六六六番一地先まで	供用開始の区間
令和三年三月二十六日	供用開始の期日
令和三年三月二十六日付け埼玉県行田 県土整備事務所長告示第七号で告示し た道路予定区域の供用開始である。 延長六六・八〇メートル	備考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷流山線
- 三 道路の区域

旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
越谷市東町二丁目一九七番一地先から 吉川市大字平沼字川端一九五七地先まで	越谷市東町二丁目一二七番一地先から吉川市大字 吉川字屋敷付一五四〇番二五地先まで	越谷市東町二丁目一二七番一地先から吉川市大字 吉川字屋敷付一五四〇番一地先まで	区 間
九・五〇〃 二二・九七	二三・八〇〃 五一・八〇		敷地の幅員 (メートル)
二〇五・六四	四一三・八六		(メートル) 延 長
平成二十四年十二月二十八日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三十四号で告示した道路予定区域及び平成二十六年十一月七日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十二号で告示した道路区域の一部変更である。 旧B区間は仮設道路のため、仮橋については撤去を行う。			
			備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

<p>路 線 名</p>	<p>越谷流山線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>越谷市東町二丁目一二七番一地 先から吉川市大字吉川字屋敷付 一五四〇番二五地先まで (ただし、関係図面に表示する部分 に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和三年三月二十六日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和三年三月二十六日付け 埼玉県越谷県土整備事務所 長告示第八号における道路 予定区域の一部供用開始で ある。延長四一三・八六メ ートル。</p>

告 示

埼玉県監査委員告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十七第五項の規定に基づき、包括外部監査人中澤仁之から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第二百五十二条の三十八第三項の規定により、次のとおり公表する。

令和三年三月二十六日

埼玉県監査委員	山本光紀
埼玉県監査委員	小山彰
埼玉県監査委員	神尾高善
埼玉県監査委員	白土幸仁

令和2年度

埼玉県包括外部監査結果報告書

高齢者の活躍推進及び支援に係る
財務事務の執行について

埼玉県包括外部監査人

公認会計士 中澤 仁之

令和3年3月9日

埼玉県議会議長
埼玉県知事様
埼玉県監査委員

埼玉県包括外部監査人
公認会計士 中澤 仁之

令和2年4月1日付け包括外部監査契約第8条に基づき、監査の結果に関する報告書を次のとおり提出いたします。

目 次

第1章 監査の概要	1
第1. 監査の種類.....	1
第2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
第3. 監査の対象期間.....	1
第4. 監査の対象機関.....	1
第5. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由.....	1
第6. 監査の方法.....	2
1. 監査要点.....	2
2. 主な監査手続.....	2
第7. 監査の実施期間.....	2
第8. 監査人及び補助者の資格及び氏名.....	2
第9. 利害関係.....	2
第10. 表示数値	3
第2章 高齢者の活躍推進及び支援に係る財務事務の執行について	4
第1. 監査対象の概要.....	4
1. 高齢化の現状と今後の見通しについて（2025年問題について）	4
2. 高齢化に対する県の対応について.....	12
第2. 監査の結果.....	31
1. 総括.....	31
2. 高齢者支援計画推進事業について.....	38
3. 高齢者の地域活動への参加促進について.....	40
4. スポーツや文化活動への参加支援について.....	106
5. 就業及び職業訓練について.....	147
6. 多様な学習機会の提供について.....	189
7. 健康長寿社会づくりの推進について.....	197
8. その他.....	270

第1章 監査の概要

第1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

第2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

高齢者の活躍推進及び支援に係る財務事務の執行について

第3. 監査の対象期間

令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）。ただし、必要に応じ令和2年度及び過年度についても対象とした。

第4. 監査の対象機関

県民生活部

福祉部

保健医療部

産業労働部

第5. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

全国的に少子高齢化が進行しており、埼玉県も例外なく少子高齢化が急速に進行している。

平成7年度には高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は国14.6%に対して埼玉県10.1%と若い県であったが、令和2年度の埼玉県の高齢化率は27.2%まで増加すると推計されており、全国平均の28.9%と差が縮まっている。75歳以上の後期高齢者人口が全国一のスピードで増加するとともに、生産年齢人口の減少も進むことが見込まれ、県民の関心も高いと考える。

この高齢者に対する施策として、医療や介護を必要とする高齢者がいることから、医療や介護の更なる充実も大変重要であるが、一方で健康面に特に問題のない元気な高齢者が増加していることから、この元気な高齢者に対する施策も大変重要であると考え。

地域との関わり合いを重視し、ボランティア等で社会に参加することやスポーツや生涯にわたる学習や文化芸術に親しむことに意欲のある高齢者、定年退職後も引き続き就労することに意欲のある高齢者は多いと考える。また、健康面に特に問題のない元気な高齢者が、引き続きなるべく長く元気で健康でいられることはとても喜ばしく、大変重要なことであると考え。

この元気な高齢者の活躍推進及び支援について、県は平成30年度からの3か年計画である第7期埼玉県高齢者支援計画の中で、高齢者を「共に社会を担う側」として活躍できるように積極的に取り組んでおり、今後一層の県財政支出の増加が見込まれることから、より効率的・効果的な事業の執行が求められている。また、元気な高齢者のニーズは様々であるからそのニーズへの対応の仕方も様々であり、先進的な取組ができる県が実施する施策について、有効性についても評価したいと考えた。

よって、高齢者の活躍推進及び支援に係る財務事務の執行について、これを包括外部監査の視点から検討し、評価し、意見を述べることは、意義のあるものと考え、監査テーマとして選定した。

第6．監査の方法

1．監査要点

- (1) 関係する施策やその手続が法令や条例等に準拠しているか（合規性）
- (2) 関係する施策が高齢者の活躍推進及び支援に資するか
- (3) 関係する施策の効果が適切な評価指標により把握されているか
- (4) 関係する施策が経済性、効率性、及び、有効性の観点から適切に執行されているか

2．主な監査手続

- (1) 監査対象機関への質問
- (2) 関係書類の閲覧及び検討
- (3) 質問、関係書類の閲覧及び検討による比較及び分析的手続
- (4) 質問、関係書類の閲覧及び検討による関連法令等との準拠性の検証
- (5) 質問、関係書類の閲覧及び検討による経済性、効率性、及び、有効性の検証
- (6) 質問、関係書類の閲覧及び検討による評価指標の妥当性及び達成度合の検証
- (7) 質問、関係書類の閲覧及び検討による高齢者の活躍推進及び支援に資するか否かの検証、及び、提言の検討

第7．監査の実施期間

令和2年6月29日から令和3年2月28日

第8．監査人及び補助者の資格及び氏名

包括外部監査人

公認会計士 中澤 仁之

補助者（五十音順）

公認会計士 新江 明

公認会計士 井上 正之

公認会計士 川島 弥生子

公認会計士 柴田 英樹

公認会計士 豊田 由美子

公認会計士 福島 清徳

第9．利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、県と包括外部監査人及び補助者との間には、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第 10. 表示数値

本報告書の表示数値は、単位未満の端数処理の関係で、内訳数値の総数と合計数値が不一致の場合がある。

第2章 高齢者の活躍推進及び支援に係る財務事務の執行について

第1. 監査対象の概要

1. 高齢化の現状と今後の見通しについて（2025年問題について）

（1）概要

県の高齢化の現状と今後の見通しについて、第7期埼玉県高齢者支援計画（以下、「高齢者支援計画」という。）の計画の策定の趣旨には、以下のように記載されている。

本県は、今後、75歳以上の後期高齢者人口が全国一のスピードで増加するとともに、生産年齢人口の減少も更に進むと見込まれています。

高齢者の多くは、介護保険サービスを利用していないなど、元気な高齢者と言うことができます。

こうした高齢者が「社会に支えられる側」から「共に社会を担う側」になる環境づくりを進め、社会の活力を高めていく必要があります。

また、医療や介護が必要となった場合でも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域包括ケアシステムの構築が必要です。

そこで、「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7年（2025年）を見据え、介護保険制度の改正などを踏まえ、自立支援・介護予防の取組の強化や医療と介護の連携強化など必要な施策を推進するため、新たな計画を策定するものです。

さらに、今後は地域包括ケアシステムの考え方を応用・発展させ、障害者、児童、生活困窮者などを含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、助け合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現を目指すことも重要となってきます。

団塊の世代:日本において第一次ベビーブームが起きた昭和22年から昭和24年までに生まれた世代

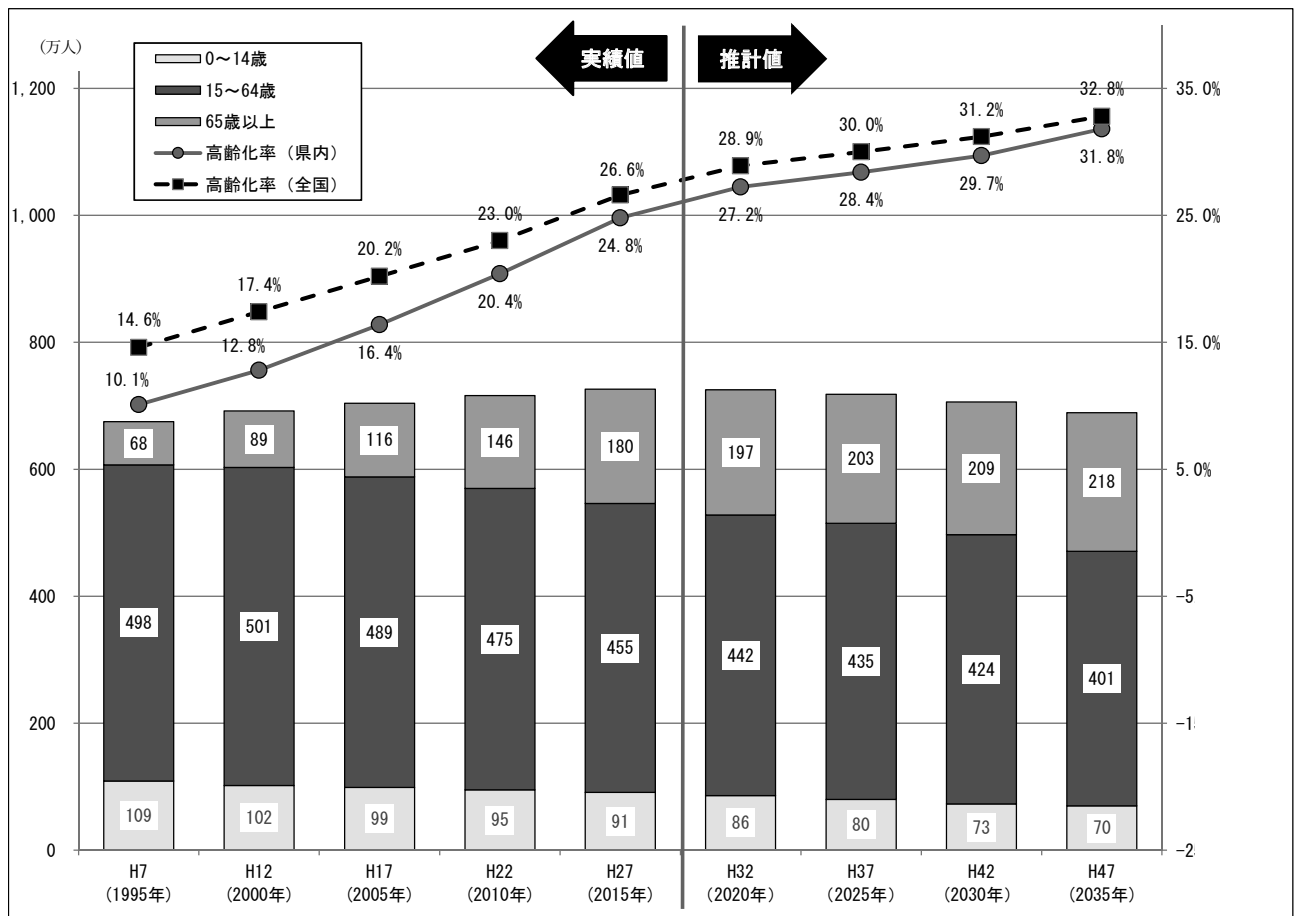
地域共生社会:制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

(2) 将来人口及び高齢化率の見通しについて

高齢者支援計画では、以下の説明と以下のグラフが提示されており、令和2年度では65歳以上の高齢者人口は約197万人、高齢化率は27.2%と推計され、少なくとも県民の4人に1人は高齢者である。

「平成27年の本県の高齢者（65歳以上）人口は約180万人、高齢化率は24.8%となっています。平成37年の高齢者人口は約203万人、高齢化率は28.4%となる見込みです。」

単位：万人、%



出典：H7～H27：総務省「国勢調査」

H32～H47：埼玉県推計

全国の高齢化率は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口(平成25年(2013年)3月推計)」

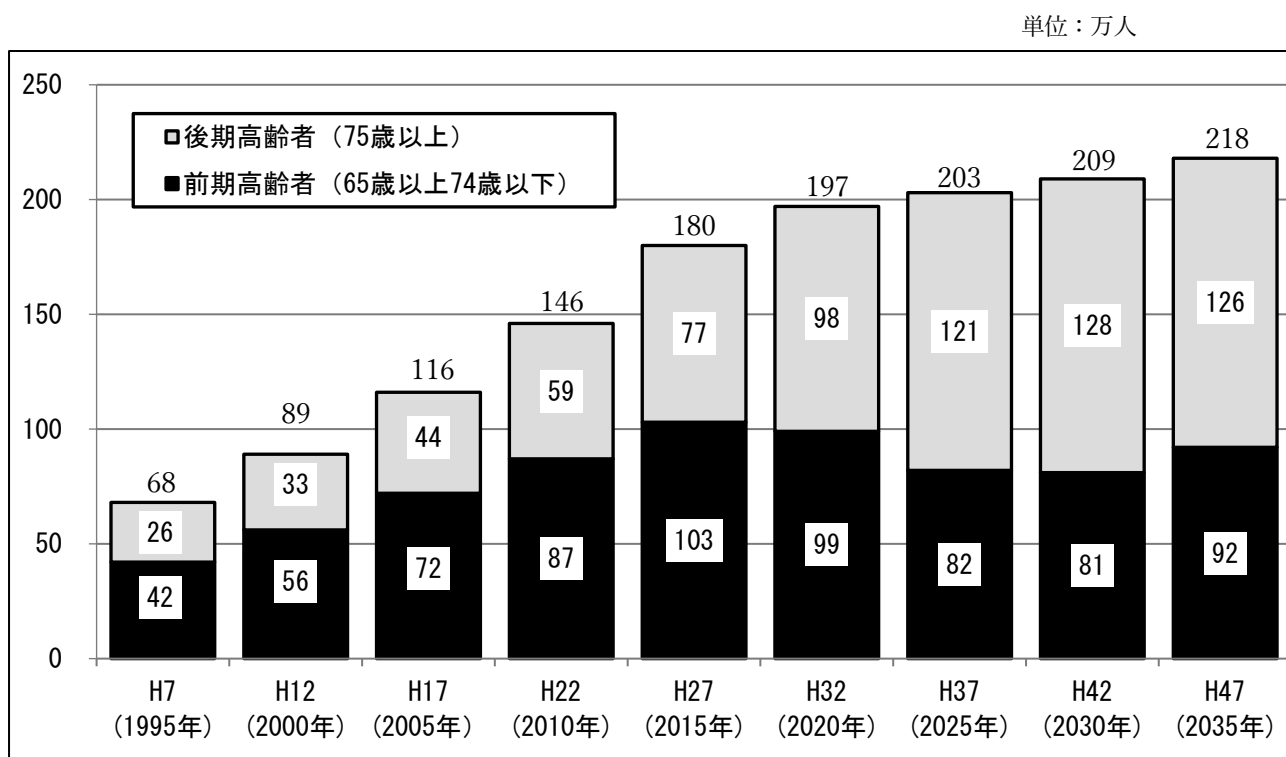
出典：第7期埼玉県高齢者支援計画

(3) 高齢者人口における前期高齢者・後期高齢者の構成の見通しについて

高齢者支援計画では、以下の説明と以下のグラフが提示されており、令和2年度では高齢者197万人の内訳として前期高齢者(65歳以上75歳未満)が99万人、後期高齢者(75歳以上)が98万人と推計され、高齢者に占める後期高齢者の割合が増加し、約半数となっている。また、令和7年にいわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題が見込まれている。

「平成27年度の本県の後期高齢者(75歳以上の方)人口は約77万人となっています。いわゆる団塊の世代が75歳以上となる平成37年には約121万人に増加し、10年間で約1.6倍となる見込みです。

全国の都道府県との比較では、本県は、今後、全国で最も速いスピードで後期高齢者が増加すると見込まれています。」



出典：H7～H27：総務省「国勢調査」

H32～H47：埼玉県推計

出典：第7期埼玉県高齢者支援計画

(4) シニアの地域社会活動への参加について

高齢者支援計画では、以下の説明及び記述と以下の表が提示されており、地域社会活動に参加する高齢者が増加することは望ましいと考える。

「平成29年度の県政世論調査によると、地域活動やNPO・ボランティア活動に参加したことがあるシニア（60歳以上の方）の割合は39.1%となっています。」

問：あなたは、過去1年間に、自治会活動（清掃活動や防犯パトロール、地域運動会への参加など）やPTA活動、子供会活動、学校応援団（読み聞かせボランティアなど）、障がい者や高齢者の方々のための活動、青少年健全育成のための活動、みどりと川の再生活動など、地域活動やNPO・ボランティア活動に参加したことがありますか。

	ある	ない	無回答
18、19歳	26.7%	73.3%	
20歳代	9.6%	90.4%	
30歳代	36.6%	63.4%	
40歳代	43.0%	57.0%	
50歳代	39.3%	60.7%	
60歳代	42.1%	57.6%	0.3%
70歳以上	36.7%	63.1%	0.2%
計	37.0%	62.9%	0.1%

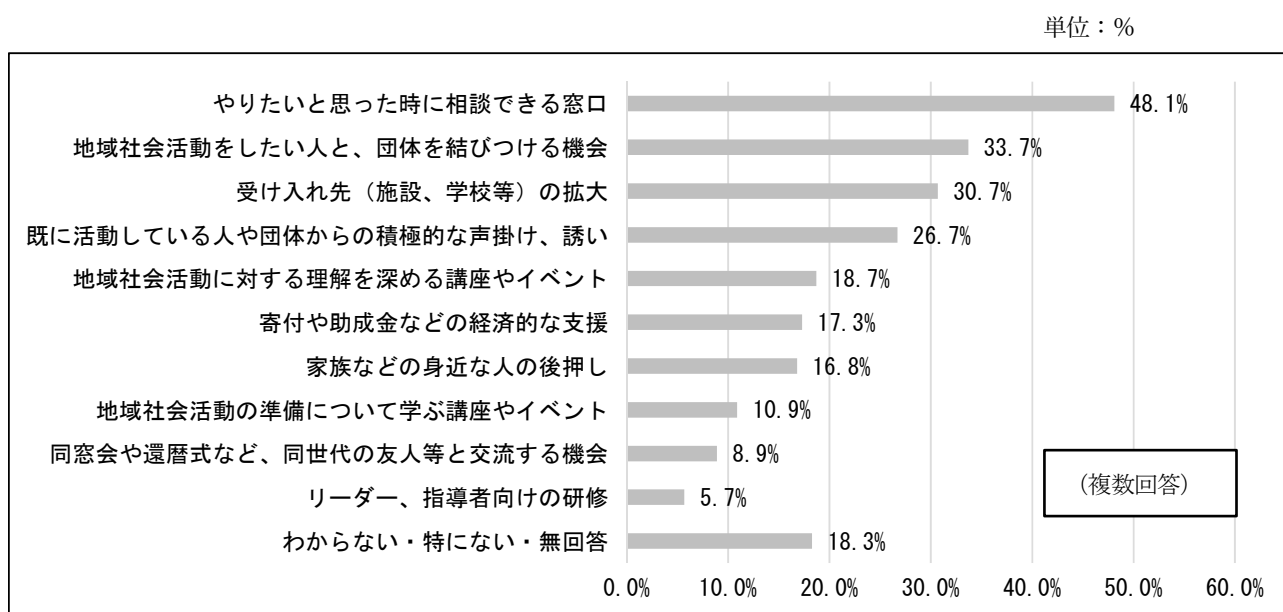
出典：埼玉県県民生活部広聴広報課「平成29年度県政世論調査」

出典：第7期埼玉県高齢者支援計画

(5) シニアの地域社会活動を活発にするために必要なことについて

高齢者支援計画では、以下の説明と以下のグラフが提示されており、高齢者の地域社会活動を活発にするためには、相談できる窓口や団体と結びつける機会、受け入れ先の拡大等が必要とされている。

「平成29年度の県政世論調査によると、シニアの地域社会活動を活発にするために必要なことは、「やりたいと思った時に相談できる窓口」が48.1%で最も高く、次いで、「地域社会活動をしたい人と、団体を結びつける機会」が33.7%、「受け入れ先（施設、学校等）の拡大」が30.7%となっています。」



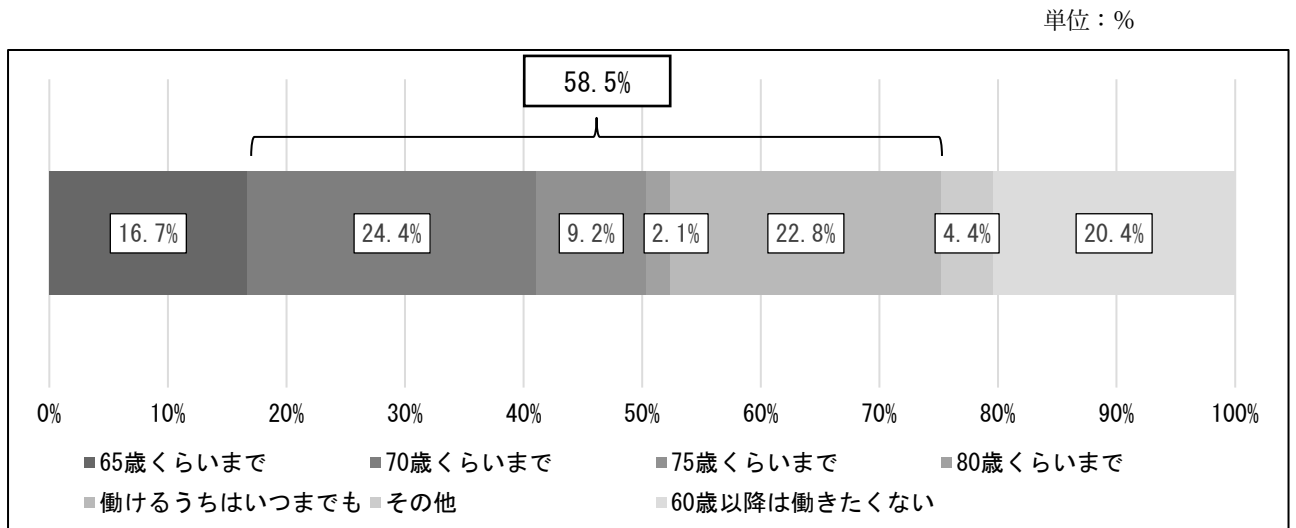
出典：埼玉県県民生活部広聴広報課「平成29年度県政世論調査」

出典：第7期埼玉県高齢者支援計画

(6) 高齢者の就労希望年齢について

高齢者支援計画では、以下の説明と以下のグラフが提示されており、一定の年齢までではなく「働けるうちはいつまでも」と考える方が22.8%おり、このニーズに社会が応えることも重要なことであると考えます。

「平成29年6月に実施した県政サポーターアンケートによると、「少なくとも70歳くらいまで働きたい」と考える方は58.5%となっています。」



県政サポーターアンケート(平成29年6月)を基にした埼玉県産業労働部シニア活躍推進課調

出典：第7期埼玉県高齢者支援計画

(7) 平均寿命と長寿の状況について

高齢者支援計画では、以下の説明と以下の表やグラフが提示されており、我が国の平均寿命は男性が約81歳、女性が約87歳で表中の国の中で平均寿命が男女とも最も長く、また、65歳になってから要介護2以上になるまでの期間は、埼玉県の男性は約17年、女性は約20年となっている。

「我が国の平均寿命は、平成28年現在、男性80.98歳、女性87.14歳となっています。

また、本県の健康寿命（65歳の人が健康で自立した生活を送ることができる期間。具体的には、65歳になった人が要介護2以上になるまでの平均的な年数を算出したもの。）は概ね延びる傾向にあり、平成27年の本県の健康寿命は男性17.19年、女性20.05年となっています。

本県の百歳以上の高齢者は、平成29年9月現在、2,339人で、12年前（平成17年）と比較すると、約3.4倍となっています。」

【平均寿命の国際比較】

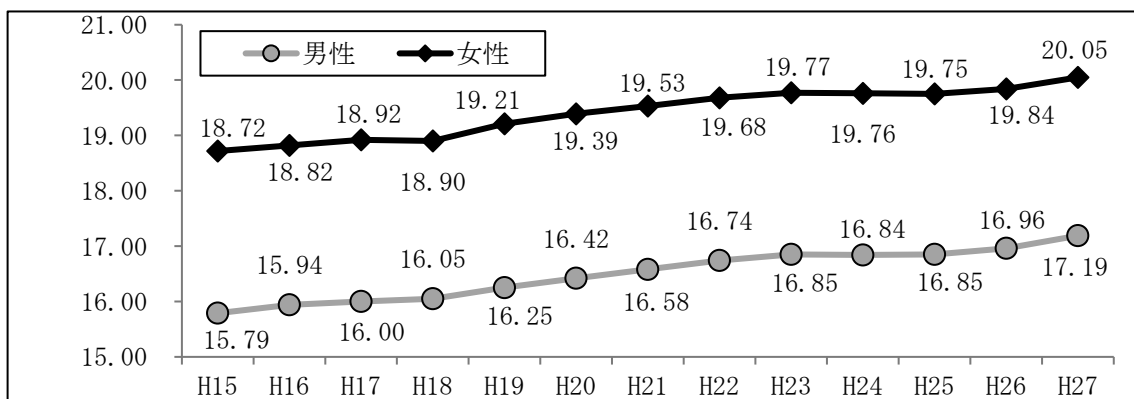
単位：年

国名	男	女	国名	男	女	国名	男	女
日本	80.98	87.14	アメリカ合衆国	76.4	81.2	インド	66.9	70.0
韓国	79.0	85.2	イギリス	79.09	82.82	ブラジル	71.9	79.1
中国	73.64	79.43	フランス	79.3	85.4	エジプト	70.5	73.3

出典：厚生労働省「平成28年簡易生命表」

【本県の健康寿命の推移】

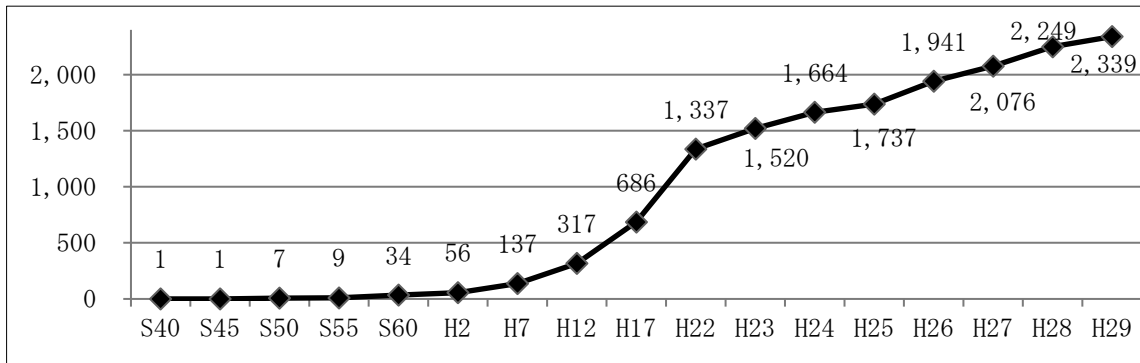
単位：年



埼玉県衛生研究所調

【本県の百歳以上高齢者数の推移】

単位：人



出典：埼玉県福祉部高齢者福祉課「百歳高齢者等関係調査」(各年9月1日現在)

出典：第7期埼玉県高齢者支援計画

2. 高齢化に対する県の対応について

(1) 埼玉県5か年計画ー希望・活躍・うるおいの埼玉ーについて



①概要

県政運営の基本となる行政計画であり、未来の埼玉を希望にあふれ活力あるものとしていくため、平成29年度からの5年間に取り組むべき施策の体系を明らかにするために策定されたものである。

11の宣言として、「健康・医療・介護の安心確保」及び「シニアの活躍推進」が挙げられ、重点推進課題のひとつとして「活力ある超高齢社会の構築」が挙げられている。

以下に、県ホームページの抜粋を記載する。

(A) 埼玉県を目指す3つの将来像

希望と安心の埼玉、活躍と成長の埼玉、うるおいと誇りの埼玉、の3つの将来像の実現をめざし、様々な施策に取り組みます。

(B) 11 の宣言

時代の潮流に対応し、目指す将来像を実現するため、積極果敢に挑む 11 の取組を抽出し、目標を達成することを県民に宣言するものです。

- ・結婚・出産・子育ての希望実現
- ・健康・医療・介護の安心確保
- ・大地震など危機への備えの強化
- ・地域をつなぐ社会基盤の整備
- ・シニアの活躍推進
- ・次代を担う人財育成
- ・女性が活躍する社会の構築
- ・稼ぐ力の向上
- ・儲かる農業の推進
- ・新たなエネルギー社会の構築
- ・オリンピック・パラリンピックなどを契機とした地域の活性化

(C) 重点推進課題

本県の持続的な成長を実現する上で特に重要となる4つのテーマを設定し、部局の枠を超えて横断的に取り組みます。

活力ある超高齢社会の構築

埼玉の成長を支える投資

ラグビーワールドカップ 2019 及び東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催

子供の貧困の解決

(D) 分野別施策

県政を6つの分野に分類し、各分野における基本目標を定め、それらを実現するための県の施策を体系的にまとめました。全ての施策に県の達成水準を分かりやすく、かつ客観的に示すための指標（数値目標）を設定しています。

分野1 未来への希望を実現する

分野2 生活の安心を高める

分野3 人財の活躍を支える

分野4 成長の活力をつくる

分野5 豊かな環境をつくる

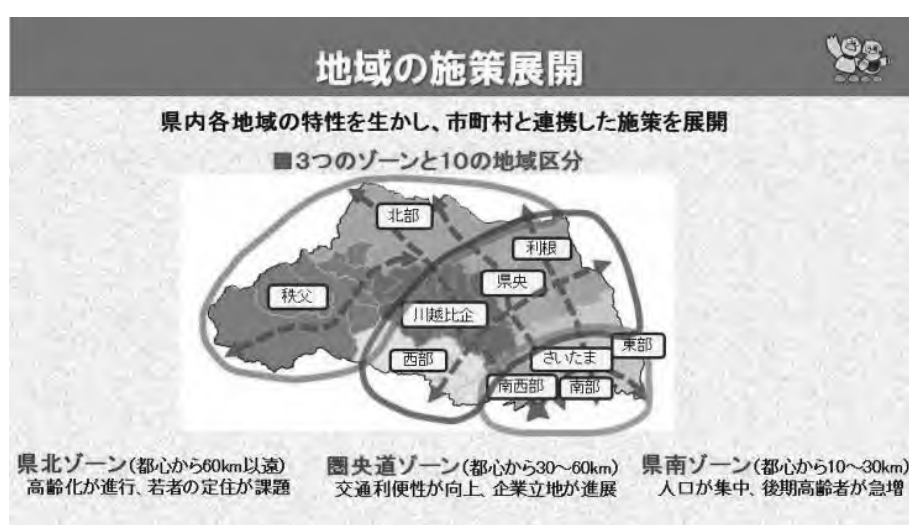
分野6 魅力と誇りを高める

施策の体系 			
6つの分野	14の基本目標	56の施策	主な施策指標
1. 未来への希望を実現	<ul style="list-style-type: none"> ・子供を安心して産み育てる希望をかなえる ・誰もが健康で安心して暮らせる社会をつくる 	<ul style="list-style-type: none"> ・きめ細かな少子化対策 ・生涯を通じた健康確保 など6施策 	保育所等待児童数 1,026人(28年) → 0人(34年)
2. 生活の安心を高める	<ul style="list-style-type: none"> ・医療の安心を提供する ・暮らしの安心・安全を確保する ・危機や災害に備える 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療体制の充実 ・交通安全対策の推進 など13施策 	重症救急搬送患者の受入照会が4回以上となる割合 5.7%(27年) → 3.0%(33年)
3. 人財の活躍を支える	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人が人財として輝ける子供を育てる ・多彩な人財が活躍できる社会をつくる 	<ul style="list-style-type: none"> ・確かな学力の育成 ・高齢者の活躍支援 など11施策 	地域社会活動に参加している60歳以上の県民の割合 43.8%(27年度) → 50.0%(33年度)
4. 成長の活力をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉の成長を生み出す産業を振興する ・埼玉の農林業の成長産業化を支援する ・埼玉の活力を高める社会基盤をつくる 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな産業の育成と企業誘致の推進 など11施策 	新規の企業立地件数 250件(29~33年度累計)
5. 豊かな環境をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・持続的発展が可能な社会をつくる ・豊かな自然と共生する社会をつくる 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に優しい社会づくり ・川の再生 など6施策 	次世代自動車の普及割合 11%(28年度末) → 33%(33年度末)
6. 魅力と誇りを高める	<ul style="list-style-type: none"> ・県民が誇れる埼玉の魅力を高める ・支え合いで魅力ある地域社会をつくる 	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土の魅力の創造発信 ・スポーツの振興 など9施策 	人口の社会増加 現状水準(14,909人/年)を維持(33年)

(E) 地域の施策展開

本県は人口の集中する地域から自然豊かな中山間地域まで日本の縮図ともいえる多彩な地域を有しています。これら各地域の特性や現状を踏まえ、地域ごとの異なる課題に対して「分野別施策」に示した取組を再編しました。

まず、県域を都心からのおおむねの距離に基づき、県南・圏央道・県北の3つのゾーンに区分し、特性や課題を整理しました。さらに、県民の生活圏としての一体性など広域的なまとまりに基づき10地域に区分し、特にその地域で取り組むべきものを整理しました。



②監査テーマとの関連について

重点推進課題のひとつとして「活力ある超高齢社会の構築」が挙げられ、県は部局の枠を超えて横断的に、以下の3つの取組を一体的に展開するとしている。

- ・地域包括ケアシステムを構築する
- ・健康寿命を延ばす
- ・高齢者の活躍の場を広げる

また、重点推進課題指標の分野別施策指標として、以下を挙げている。

- ・健康寿命
- ・日常生活に制限のない期間の平均(年)(参考指標)
- ・がん健診受信率(参考指標)
- ・75~79歳の要介護認定率
- ・県内の訪問看護ステーションに従事する訪問看護職員数(参考指標)
- ・県内介護職員数
- ・県内医療施設(病院・診療所)の医師数(人口10万人当たり)(参考指標)

- ・臨床研修医の採用数
- ・シニア活躍推進宣言企業数
- ・県の就業支援によるシニア(60歳以上)の就業確認者数
- ・地域社会活動に参加している60歳以上の県民の割合

上記の指標のうち、監査テーマと関連性の高い指標とその進捗状況を以下に記載する。

「埼玉県5か年計画－希望・活躍・うるおいの埼玉－」指標の達成状況(抜粋)

基本目標	指標	単位	策定時の値 (策定年)	最新値 (時点)	年度目標	達成状況
健康で安心して暮らせる社会づくり	健康寿命	年	男性 16.96 女性 19.84 (平成 26 年)	17.64 20.46 (平成 30 年)	17.44 20.12	○
	日常生活に制限のない期間の平均(年)【参考指標】	年	男性 71.39 女性 74.12 (平成 25 年)	73.10 74.67 (平成 28 年)		—
高齢者や女性など多彩な人材が活躍できる社会づくり	シニア活躍推進宣言企業数	社	14 (平成 28 年 8 月)	2,344 (令和元年度末)	2,000	○
	県の就業支援によるシニア(60歳以上)の就業確認者数	人	—	5,261 (平成 29 年度～令和元年度の累計)	3,600	○
	地域社会活動に参加している60歳以上の県民の割合	%	43.8 (平成 27 年度)	40.7 (令和元年度)	47.9	未達成

なお、報告書作成時点での「埼玉県5か年計画－希望・活躍・うるおいの埼玉－」指標の達成状況(103指標)は、以下のとおりである。

年度目標を達成		年度目標を下回る	年度目標との比較不可
	うち最終目標を達成		
55 (55%)	14 (14%)	45 (45%)	3

(2) 関係する予算と実績について

①概要

令和元年度の埼玉県一般会計当初予算は1,888,460,000千円である。

一方、監査テーマに関するものとして検討した事業の令和元年度予算額を合計すると下表のとおり737,001千円となり、一般会計予算に占める割合は約0.04%となっている。

なお、下表の予算額には人件費に相当するものが考慮できていないため、令和元年度埼玉県一般会計当初予算の歳出性質別から給与費578,399,809千円を控除した1,310,060,191千円に占める割合は約0.06%となっている。

上記のとおり、監査テーマに関わるものとして検討した事業の予算額は、一般会計予算全体における位置付けとしては大きくない。

監査テーマに関わるものとして検討した事業名、直営・委託・補助の別、及び、予算額
(単位：千円)

事業名	直営・委託・補助	予算額
高齢者支援計画推進事業	直営	1,531
【高齢者の地域活動への参加促進関連】		
アクティブシニア地域デビュー推進事業（PR部門） 及び（情報収集・企画部門）	委託	21,349
アクティブシニアの社会参加支援事業（市町村補助事業）	補助	25,262
シニアボランティア養成講座	委託	3,850
人生100年時代を見据えたソーシャルビジネス支援事業	委託	8,883
埼玉都民のための“地域で楽しく生きる”セミナー 業務委託事業	委託	7,894
共助による地域のきずなづくり事業	直営	463
専門家ボランティア事業	直営	0
共助の総合ポータルサイト・NPO情報ステーション 保守管理業務委託	委託	1,844
市町村老人クラブ等活動助成事業	補助	34,192
老人クラブ等活動推進員設置事業	補助	6,102
健康づくり支援事業	補助	1,322
小計		111,161
【スポーツや文化活動への参加支援関連】		
老人ホーム入園者創作品展事業	委託	566
第32回全国福祉祭（ねんりんピック）への埼玉県 選手団派遣事業	委託	3,896
いきいき（高齢者）創作展（彩の国プラチナフェス	補助	822

ティバル) の開催補助		
シルバースポーツ大会 (彩の国プラチナフェスティバル事業) の開催補助	補助	2,068
さいたまゴールド・シアター	補助	18,822
ゴールド・アーツ・クラブ	委託	19,176
小 計		45,350
【就業及び職業訓練関連】		
シニア活躍推進宣言企業の認定制度	委託	29,326
生涯現役実践助成金制度	補助 (助成)	47,000
シニア向け起業支援事業	委託	2,541
セカンドキャリアセンター委託事業	委託	139,489
シルバー・ワークステーション補助事業	補助	28,867
シルバー人材センター連合補助金	補助	10,900
小 計		258,123
【多様な学習機会の提供関連】		
彩の国いきがい大学運営事業	補助	6,631
高齢者活動支援事業	補助	65,516
全国老人クラブ大会開催費補助事業	補助	1,000
東松山学園財産管理事業	委託	2,265
高齢者社会活動支援事業	直営	0
小 計		75,412
【健康長寿社会づくりの推進関連】		
第3次健康長寿計画	直営	0
健康長寿埼玉モデル	補助等	10,160
埼玉県コバトン健康マイレージ運営業務委託	委託	180,044
コバトン健康マイレージのデータ利活用業務	委託	8,630
埼玉県コバトン健康マイレージ広報等業務委託	委託	10,480
埼玉県コバトン健康マイレージ効果検証業務委託	委託	4,545
埼玉県コバトン健康マイレージスタンプラリーイベント等業務委託	委託	6,745
埼玉県コバトン健康マイレージ抽選賞品カタログ売買契約	委託	15,224
健康長寿サポーター事業	補助	9,596
小 計		245,424
合 計		737,001
合計内訳	直営	1,994
	委託	466,747
	補助等	268,260

②令和元年度埼玉県一般会計当初予算

歳出款別

(単位:千円、%)

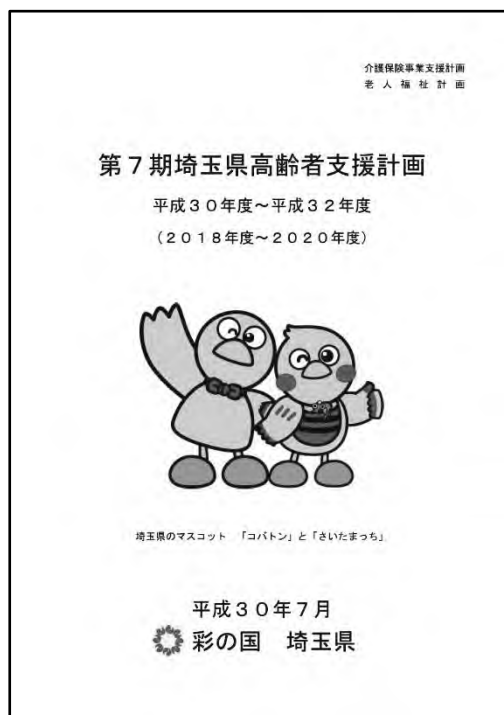
款 別	平成 30 年度		令和元年度	
	予算額	構成比	予算額	構成比
議 会 費	3,214,266	0.2	3,248,389	0.2
総 務 費	87,519,944	4.7	95,601,145	5.1
民 生 費	345,343,659	18.5	364,930,012	19.3
衛 生 費	62,805,827	3.4	61,546,050	3.3
労 働 費	6,074,958	0.3	5,664,269	0.3
農 林 水 産 業 費	23,437,726	1.3	23,590,768	1.2
商 工 費	25,056,223	1.3	18,946,269	1.0
土 木 費	114,723,377	6.1	115,662,214	6.1
警 察 費	150,396,249	8.1	151,533,973	8.0
教 育 費	489,338,615	26.2	492,836,030	26.1
災 害 復 旧 費	24,452	0.0	20,940	0.0
公 債 費	279,949,393	15.0	280,958,085	14.9
諸 支 出 金	277,375,311	14.9	273,421,856	14.5
予 備 費	500,000	0.0	500,000	0.0
合 計	1,865,760,000	100.0	1,888,460,000	100.0

歳出性質別

(単位:千円、%)

区 分		平成30年度		令和元年度	
		予算額	構成比	予算額	構成比
給 与 費	知事部局等	70,270,659	3.8	71,033,837	3.8
	警察本部	121,373,843	6.5	122,556,424	6.5
	教育局	389,197,567	20.9	384,809,548	20.4
	計	580,842,069	31.2	578,399,809	30.7
義務費		388,533,399	20.8	395,813,039	21.0
投資 的 経 費	国庫補助事業	49,168,209	2.6	50,612,459	2.7
	直轄負担金	12,574,429	0.7	11,028,232	0.6
	県費単独事業	95,973,482	5.1	96,112,759	5.1
	計	157,716,120	8.4	157,753,450	8.4
維持補修費		3,411,220	0.2	3,630,675	0.2
補助費		271,413,031	14.5	288,070,765	15.2
投融资		2,177,010	0.1	3,971,099	0.2
一般行政費		94,736,473	5.1	103,908,674	5.5
他会計繰出金		73,451,057	3.9	69,123,466	3.6
積立金		10,271,621	0.6	6,266,023	0.3
県税交付金等		282,708,000	15.2	281,023,000	14.9
予備費		500,000	0.0	500,000	0.0
合計		1,865,760,000	100.0	1,888,460,000	100.0

(3) 第7期埼玉県高齢者支援計画について



①概要

高齢者支援計画は、介護保険法第118条に基づく介護保険事業支援計画及び老人福祉法第20条の9に基づく老人福祉計画として定める埼玉県における高齢者の総合計画であり、県の総合計画である埼玉県5か年計画の分野別計画である。

平成30年度から令和2年度までの期間を対象とした第7期埼玉県高齢者支援計画に基づき、取組が実施されている。

以下に県ホームページや計画の抜粋を掲載し、第7期埼玉県高齢者支援計画についてももう少し詳しく記載する。

②第7期埼玉県高齢者支援計画について

1 計画策定の趣旨（4ページにも同じものを掲載している。）

本県は、今後、75歳以上の後期高齢者人口が全国一のスピードで増加するとともに、生産年齢人口の減少も更に進むと見込まれています。

高齢者の多くは、介護保険サービスを利用していないなど、元気な高齢者と言うことができます。

こうした高齢者が「社会に支えられる側」から「共に社会を担う側」になる環境づくりを進め、社会の活力を高めていく必要があります。

また、医療や介護が必要となった場合でも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域包括ケアシステムの構築が必要です。

そこで、「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7年（2025年）を見据え、介護保険制度の改正などを踏まえ、自立支援・介護予防の取組の強化や医療と介護の連携強化など必要な施策を推進するため、新たな計画を策定するものです。

さらに、今後は地域包括ケアシステムの考え方を応用・発展させ、障害者、児童、生活困窮者などを含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、助け合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現を目指すことも重要となってきます。

2 計画の基本理念

本計画では、高齢者を取り巻く状況とこれまでの施策を踏まえ、以下の基本理念を掲げます。

- ・豊富な知識や技術、経験を持つ元気な高齢者が、社会の担い手として就業やボランティア活動など様々な分野において活躍できる社会を目指します。
- ・医療、介護、介護予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を更に推進し、必要なサービスや支援を受けながら住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を目指します。

3 計画の位置付け

本計画は、介護保険法第118条に基づく介護保険事業支援計画及び老人福祉法第20条の9に基づく老人福祉計画として定める本県における高齢者の総合計画であり、県の総合計画である埼玉県5か年計画の分野別計画です。

また、埼玉県地域保健医療計画や埼玉県地域福祉支援計画などの関連する県計画や、市町村が策定する介護保険事業計画及び老人福祉計画との整合性を図りつつ策定しています。

介護保険法抜粋

(都道府県介護保険事業支援計画)

第百十八条 都道府県は、基本指針に即して、三年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画（以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県介護保険事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型

- 介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数その他の介護給付等対象サービスの量の見込み
- 二 都道府県内の市町村によるその被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関する取組への支援に関し、都道府県が取り組むべき施策に関する事項
- 三 前号に掲げる事項の目標に関する事項
- 3 都道府県介護保険事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項
- 二 介護サービス情報の公表に関する事項
- 三 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項
- 四 介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
- 五 介護予防・日常生活支援総合事業及び第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業に関する市町村相互間の連絡調整を行う事業に関する事項
- 4 都道府県介護保険事業支援計画においては、第二項各号に掲げる事項及び前項各号に掲げる事項のほか、第二項一号の規定により当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の混合型特定施設入居者生活介護に係る必要利用定員総数を定めることができる。
- 5 都道府県は、次条第一項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該分析の結果を勘案して、都道府県介護保険事業支援計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 都道府県介護保険事業支援計画は、老人福祉法第二十条の九第一項に規定する都道府県老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 7 都道府県は、第二項二号に規定する施策の実施状況及び同項三号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、都道府県介護保険事業支援計画の実績に関する評価を行うものとする。
- 8 都道府県は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、当該結果及び都道府県内の市町村の前条第七項の評価の結果を厚生労働大臣に報告するものとする。
- 9 都道府県介護保険事業支援計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第四条第一項に規定する都道府県計画及び医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。

- 1 0 都道府県介護保険事業支援計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条第一項に規定する都道府県高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 1 1 都道府県は、都道府県介護保険事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

老人福祉法抜粋

(都道府県老人福祉計画)

- 第二十条の九 都道府県は、市町村老人福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画(以下「都道府県老人福祉計画」という。)を定めるものとする。
- 2 都道府県老人福祉計画においては、介護保険法第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域ごとの当該区域における養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの必要入所定員総数その他老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。
 - 3 都道府県老人福祉計画においては、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 老人福祉施設の整備及び老人福祉施設相互間の連携のために講ずる措置に関する事項
 - 二 老人福祉事業に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 4 都道府県は、第二項の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を定めるに当たつては、介護保険法第百十八条第二項第一号に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数及び介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数(同法に規定する介護老人福祉施設に係るものに限る。)を勘案しなければならない。
 - 5 都道府県老人福祉計画は、介護保険法第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画と一体のものとして作成されなければならない。
 - 6 都道府県老人福祉計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
 - 7 都道府県は、都道府県老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
- (平二法五八・追加、平九法一二四・平一一法一六〇・平一七法七七・平一八法八三・平二三法七二・平二九法五二・一部改正)

4 計画の期間

平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）までの3か年計画です。

計画期間中の法改正及びそれに伴う制度改正、社会情勢の著しい変化、高齢者福祉に関する状況の変化などに応じて計画の変更を行うことがあります。

5 施策の展開

元気な高齢者が社会の担い手として様々な分野において活躍できる社会を目指すとともに、地域包括ケアシステムの構築を更に推進し、必要なサービスや支援を受けながら住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を目指すため、次の5つの柱を基本目標に施策を展開します。

施策の基本目標

第1節 高齢者の活躍支援と安心して暮らせるまちづくり

第2節 住み慣れた地域での暮らしを支える地域包括ケアシステムの構築

第3節 介護保険施設等の整備

第4節 介護人材の確保・定着・イメージアップ

第5節 介護保険の円滑な制度運営

地域包括ケアシステム

医療や介護、生活支援が必要な状況になっても、できるだけ住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、日常生活圏域の中で医療、介護、介護予防、生活支援、住まいが包括的に提供される体制



出典：厚生労働省ホームページ

施策の体系		
基本目標	施策	個別項目
第1節 高齢者の活躍支援と安心して暮らせるまちづくり	1 多様な活動支援	(1) 多様な学習機会の提供
		(2) 地域活動への参加促進
		(3) スポーツや文化活動への参加支援
	2 就業の支援	(1) 多様な学働き方の支援
		(2) 職業訓練の実施
	3 生涯を通じた健康の確保	(1) 健康長寿社会づくりの推進
		(2) 生活習慣病の予防対策の推進
		(3) 介護予防の推進
	4 暮らしの安心・安全	(1) 交通事故の防止
		(2) 高齢者を狙った犯罪・消費者被害の防止
		(3) 防災対策の推進
		(4) 公共施設等のバリアフリー化
		(5) ユニバーサルデザインの推進
第2節以下は省略する。		

③監査テーマとの関係

上記施策の体系の第1節 高齢者の活躍支援と安心して暮らせるまちづくりの1 多様な活動支援、2 就業の支援、及び、3 生涯を通じた健康の確保の(1)健康長寿社会づくりの推進までを主な監査対象とした。

(4) 高齢者の活躍推進及び支援に係る事業について

①監査対象とした事業は以下のとおりである。

全般的なものとして高齢者支援計画推進事業を、高齢者の地域活動への参加促進関連として 11 事業、スポーツや文化活動への参加支援関連として 6 事業、就業及び職業訓練関連として同じく 6 事業、多様な学習機会の提供関連として 5 事業、健康長寿社会の推進関連として 9 事業の計 38 事業を対象とした。

監査対象とした 38 事業の概要

	事業名
全般	高齢者支援計画推進事業
高齢者の地域活動への参加促進 関連 11 事業	アクティブシニア地域デビュー推進事業 (PR 部門) 及び (情報収集・企画部門)
	アクティブシニアの社会参加支援事業 (市町村補助事業)
	シニアボランティア養成講座
	人生 100 年時代を見据えたソーシャルビジネス支援 事業
	埼玉都民のための“地域で楽しく生きる”セミナー業 務委託事業
	共助による地域のきずなづくり事業
	専門家ボランティア事業
	共助の総合ポータルサイト・NPO 情報ステーション保 守管理業務委託
	市町村老人クラブ等活動助成事業
	老人クラブ等活動推進員設置事業
	健康づくり支援事業
スポーツや文化活動への参加支 援関連 6 事業	老人ホーム入園者創作品展事業
	第 32 回全国福祉祭 (ねんりんピック) への埼玉県選 手団派遣事業
	いきいき (高齢者) 創作展 (彩の国プラチナフェステ ィバル) の開催補助
	シルバースポーツ大会 (彩の国プラチナフェスティバ ル事業) の開催補助
	さいたまゴールド・シアター
	ゴールド・アーツ・クラブ

就業及び職業訓練関連 6事業	シニア活躍推進宣言企業の認定制度
	生涯現役実践助成金制度
	シニア向け起業支援制度
	セカンドキャリアセンター委託事業
	シルバー・ワークステーション補助事業
	シルバー人材センター連合補助金
多様な学習機会の提供関連 5事業	彩の国いきがい大学運営事業
	高齢者活動支援事業
	全国老人クラブ大会開催費補助事業
	東松山学園財産管理事業
	高齢者社会活動支援事業
健康長寿社会の推進関連 9事業	健康長寿計画推進事業
	健康長寿埼玉モデル
	埼玉県コバトン健康マイレージ運營業務委託
	コバトン健康マイレージのデータ利活用業務
	埼玉県コバトン健康マイレージ広報等業務委託
	埼玉県コバトン健康マイレージ効果検証業務委託
	埼玉県コバトン健康マイレージスタンプラリーイベント等業務委託
	埼玉県コバトン健康マイレージ抽選賞品カタログ売買契約
	健康長寿サポーター事業

②上記事業に要する県職員の人員及び時間の状況は以下のとおりである。

事業名	直営・委託・補助	人員	時間
高齢者支援計画推進事業	直営	0.5人	930時間
【高齢者の地域活動への参加促進関連】			
アクティブシニア地域デビュー推進事業（PR部門）及び（情報収集・企画部門）	委託	1.2人	2,232時間
アクティブシニアの社会参加支援事業（市町村補助事業）	補助	0.6人	1,116時間
シニアボランティア養成講座	委託	0.1人	186時間
人生100年時代を見据えたソーシャルビジネス支援事業	委託	1.1人	2,046時間

埼玉都民のための“地域で楽しく生きる”セミナー業務委託事業	委託	1.1人	2,046時間
共助による地域のきずなづくり事業	直営	0.5人	930時間
専門家ボランティア事業	直営	0.9人	1,674時間
共助の総合ポータルサイト・NPO情報ステーション保守管理業務委託	委託	0.7人	1,302時間
市町村老人クラブ等活動助成事業	補助	0.4人	744時間
老人クラブ等活動推進員設置事業	補助		
健康づくり支援事業	補助		
小計		6.6人	12,276時間
【スポーツや文化活動への参加支援関連】			
老人ホーム入園者創作品展事業	委託	0.3人	558時間
第32回全国福祉祭（ねんりんピック）への埼玉県選手団派遣事業	委託		
いきいき（高齢者）創作展（彩の国プラチナフェスティバル）の開催補助	補助		
シルバースポーツ大会（彩の国プラチナフェスティバル事業）の開催補助	補助		
さいたまゴールド・シアター	補助	0.4人	744時間
ゴールド・アーツ・クラブ	委託		
小計		0.7人	1,302時間
【就業及び職業訓練関連】			
シニア活躍推進宣言企業の認定制度	委託	2.4人	4,464時間
生涯現役実践助成金制度	補助（助成）	1.3人	2,418時間
シニア向け起業支援事業	委託	1.0人	1,860時間
セカンドキャリアセンター委託事業	委託	1.6人	2,976時間
シルバー・ワークステーション補助事業	補助	4.4人	8,184時間
シルバー人材センター連合補助金	補助		
小計		10.7人	19,902時間
【多様な学習機会の提供関連】			
彩の国いきがい大学運営事業	補助	0.5人	930時間
高齢者活動支援事業	補助		
全国老人クラブ大会開催費補助事業	補助		
東松山学園財産管理事業	委託		
高齢者社会活動支援事業	直営	0.2人	372時間
小計		0.7人	1,302時間

【健康長寿社会づくりの推進関連】			
第3次健康長寿計画	直営	—	—
健康長寿埼玉モデル	補助等	0.7人	1,302時間
埼玉県コバトン健康マイレージ運営業務委託	委託	3.8人	7,068時間
コバトン健康マイレージのデータ利活用業務	委託		
埼玉県コバトン健康マイレージ広報等業務委託	委託		
埼玉県コバトン健康マイレージ効果検証業務委託	委託		
埼玉県コバトン健康マイレージスタンプラリーイベント等業務委託	委託		
埼玉県コバトン健康マイレージ抽選賞品カタログ売買契約	委託		
健康長寿サポーター事業	補助	0.5人	930時間
小計		5人	9,300時間
合計		24.2人	45,012時間

第2. 監査の結果

1. 総括

(1) 監査結果の概要について

令和元年度における県の高齢者の活躍推進及び支援に係る財務事務の執行を中心に監査を実施し、令和元年度の財務事務の執行を理解するために必要な場合は、過年度についても監査を実施した。また、令和元年度との関連で必要な場合には令和2年度についても対象とした。

県は高齢者の地域活動への参加を促進し、スポーツや文化活動への参加を支援し、就労を支援し、多様な学習機会を提供し、健康長寿社会づくりを推進するために様々な事業を実施しており、これらの事業の財務事務の執行について監査を実施した。

監査の結果、財務に関する事務の執行等において、重大な誤りがあったため、当該事業の是正を求めるもの、及び、事務事業の執行において、その効果が極めて不十分なため、抜本的な改善を求めるべきと考えるものは「指摘」とした。また、監査結果ではないが、組織及び運営の合理化に資するため必要と認め、この監査結果報告書に添えて提出するべきと判断したものは「意見」とした。

令和元年度における県の高齢者の活躍推進及び支援に係る財務事務の執行は、監査手続を実施し検討した結果、重大な誤りや抜本的な改善を求めるものはほとんどなく、適正に行われていると判断している。

その上で、監査を実施した上での全般的事項として県に対して意見具申したい事項は、まず、事業に対する明確な目標の設定である。必要性は認められ、予算も措置されたが、目標なく事業を執行したのでは漫然と行われるおそれがある。目標はその事業の目的に適合し、成否の判断に資するもので、かつ、達成が容易ではないものを設定するべきである。最小の経費で最大の効果が上げられたかを評価する指標となるもので、できるだけ客観性のある数値目標が望ましい。

次に、その目標と結果を比較検討し、目標の達成状況を把握し、特に未達となった場合はその原因を詳細に評価分析し、改善すべき点を明確にすることで、次の事業の執行がより良きものとなるように不断の努力をするべきである。

また、委託契約における検査結果についてであるが、県は委託した事業について委託先に任せきりにせず、委託先を良く管理監督し、時には指導して、一定以上の水準を満たした業務が行われたと判断した上で合格としていることは理解しているが、検査合格とする際には、その合格と判断した根拠や理由についても明らかにすることが望ましいと考える。

最後に補助金についてであるが、補助金交付先に対して公益上の必要性が認められるから補助していることや補助金の交付要綱や要領に則って支出されていることは理解しているが、その公益上の必要性や補助を実施したことによる成果について説明することや広くアピールすることにも、より注力していただきたいと考えている。

(2) 指摘及び意見について

指摘一覧	頁
【指摘1】委託業務完了報告書について、提出資料等に不備がある場合には、業務完了報告書についても提出資料等が提出される際に、再提出を求めるべきである。	108

意見一覧	頁
【意見1】高齢者社会活動支援事業である大学開放授業講座（リカレント教育）について、高齢者支援計画における推進費の中から費用が捻出されている。異なる事業に対して予算を充当することは避けるべきである。	39
【意見2】当事業に係る費用の一部を他の事業費から執行するのは避けるべきである。	43
【意見3】委託事業の成果については、事業の目的の効果を示す指標を用いて測定するべきである。	44
【意見4】委託事業の成果については、事業の目的の効果を示す指標を用いるべきである。	44
【意見5】委託事業の成果については、地域デビュー楽しみ隊から直接聞いた数字を使用するのではなく、検証可能な数字を用いるべきである。	45
【意見6】委託事業の効果測定については、事業の目的の効果を示す指標を用いるべきであり、それが困難である場合には、事業の効果を測定できる事業内容を実施すべきである。	45
【意見7】個人情報に関する誓約書について、1名からしか提出を受けていないが、事業に従事しているすべての者から提出を受けるべきである。	47 55
【意見8】個人情報保護に関する業務委託契約書の内容と実務を整合させるべきである。	48 55
【意見9】委託事業の効果測定については、事業の目的の効果を示す指標を用いるべきである。	52
【意見10】委託事業の効果測定については、事業の目的の効果を示す指標を用いるべきであり、それが困難である場合には、事業成果が検証可能な内容の事業を実施すべきである。	53
【意見11】委託事業の効果測定については、事業の目的の効果を示す指標を用いるべきであり、それが困難である場合には、事業成果が検証可能な内容の事業を実施すべきである。	53
【意見12】契約金額を決定する際には詳細な見積書を入手して検討すべきである。	56
【意見13】アクティブシニアの社会参加支援事業（市町村補助事業）を客観的に評価する数値目標を設定し、当該事業の有効性を評価・検証するべきである。	61

意見一覧	頁
【意見14】補助額の確定に必要な補助事業者からの実績報告の提出が期末日に集中しているため、精算事務を経済的、効率的、かつ、有効的に実施するために実績報告の提出期限を早め、余裕を持たせるべきである。	62
【意見15】市町村やボランティア受入団体と十分に連携をとり、マッチングの効果をさらに高めるように努めるべきである。	71
【意見16】講座の開催場所について市町村と連携をとり、比較的人口が多い市町村で開催すべきである。	72
【意見17】シニアボランティア養成事業は長期にわたり一者随意契約となっているが、本事業の効果及び効率性を高めるために、他者も本事業を実施できるか検討すべきである。	72
【意見18】遠方の受講希望者にも受講しやすい環境をつくることや、不測の事態による講座の中止を回避するため、オンラインでも受講できるようにすべきである。	73
【意見19】効果測定について、目標達成するために実績値を集計するのではなく、事業目的に合致した効果を有する数値を集計するべきである。	76
【意見20】起業しない受講生は、地域活動等の担い手のとなるよう努めるといふ成果指標について効果測定を行っておらず、当委託事業の効果が不明である。追跡調査等をして測定を行うべきである。	77
【意見21】人生100年時代を見据えたソーシャルビジネス支援事業は、必要性が認められる事業ではあるが、その効果は現在及び将来の元気な高齢者を支援に資するという観点からは、改善の余地があったものと思われる。その原因は、60代以上の参加率が低かったことと、単年度の実施のみだったことにあると考えられる。よって、この点に留意し、必要な対応や再発防止策を講じた上で事業を実施すべきである。	78
【意見22】成果指標は、当該事業の目的に合致した効果を示す指標を用いるべきである。	84
【意見23】埼玉都民のための“地域で楽しく生きる”セミナー業務委託事業は、必要性が認められるが効果が不十分な事業であり、必要な対応や再発防止策を講じた上で事業を実施すべきである。	85
【意見24】事業ごとの費用管理の観点から、他事業に関する費用は別管理するべきである。	89
【意見25】評価指標について、地域支え合いの仕組みボランティア登録者数だけではなく、実際にボランティアを行った人数も使用するべきである。	89
【意見26】専門家ボランティア事業の評価指標は、当事業の目的に合致した定量的な指標を用いるべきである。	92
【意見27】長期継続契約への切り替えを検討すべきである。	98
【意見28】業務委託契約書における個人情報保護に関する規定の内容を、実務と整合させるべきである。	98

意見一覧	頁
【意見 29】埼玉県在宅福祉事業費補助金交付決定に関して必要とされる書類については、形式の不備がないようにすべきである。	101
【意見 30】老人クラブ連合会が行っている防犯リーダーの養成数増加に向けて対策を行うべきである。	101
【意見 31】チェックシートについては、正しく運用すべきである。	103
【意見 32】補助金を支出している事業については、事業終了後に当該事業結果及び補助金支出の効果の評価、改善点等についての検討結果の記録を残すべきである。	105
【意見 33】補助金を支出している事業については、事業終了後に当該事業結果及び補助金支出の効果の評価、改善点等についての検討結果の記録を残すべきである。	113
【意見 34】補助金を支出している事業については、事業終了後に当該事業結果及び補助金支出の効果の評価、改善点等について検討を行い、検討結果の記録を残すべきである。	115
【意見 35】「さいたまゴールド・シアター」及び「ゴールド・アーツ・クラブ」（令和元年度にて事業終了）のメンバーは発足時から追加されていないが、今後の活動においては、新たに高齢者となった方々も参加の機会が得られることが望ましいと考える。	134
【意見 36】文化芸術特別企画助成事業費補助金の交付申請時と実績報告時において使用する科目については、できる限り統一すべきである。	138
【意見 37】令和元年度文化芸術特別企画助成事業費補助金変更承認等通知書において、2つの補助対象事業の補助金増減にあたり、自主財源の内訳が把握できるように補助金交付先を指導し、その内容を検査・確認するべきである。	140
【意見 38】文化芸術特別企画助成事業費補助金の申請について、予算申請時では「その他収入」を未計上にも係わらず、実績報告時には「その他収入」が計上されている。予算申請時において可能な限り「その他収入」を見積り、計上するべきである。	141
【意見 39】補助金の申請について、当初予算申請時と実績報告時において、総事業費と自主財源収入の金額に乖離が認められる場合には、その理由や分析結果についての記録を残すべきである。	143
【意見 40】予定価格見積時には収入の計上がされていないが実績報告時には計上されている。予定価格算定時に可能な限り見積計上するべきである。	145
【意見 41】執行伺に添付されている積算書と事業報告書に添付の収支決算書で、使用する文言が異なる科目があり、予算実績差異分析が実施困難である。同じ科目を使うよう助言することが望まれる。	145
【意見 42】企画提案競技による参加者が一者になっていることについて、担当課として遂行能力のある団体に声掛けを行うなど、一定の努力が認められるが選考の過程で辞退した業者に理由を問うなどの原因究明を行うべきである。	156

意見一覧	頁
【意見 4 3】 同じ委託業者が長期にわたって契約してしまうこと、つまり契約の硬直化が起こる危険性が大きく、委託先による経済性や有効性の追求が図り得ない状況に陥る可能性がある。競争性を高めるための委託業者の選考方法の再検討や委託契約、仕様などの見直しなどの対応策が必要である。	156
【意見 4 4】 専門家派遣の報告書については、第三者が閲覧した際に、明確に理解できるような記載にするべきである。	157
【意見 4 5】 高齢者の就労支援とは関係がない事項について専門家による助言が行われている報告書が存在したため、専門家による助言は、施策の目的にかんがみて、高齢者の就労支援に関連する内容に限るべきである。	157
【意見 4 6】 追跡調査について3年度前認定企業に対するフォローを行うように仕様書上は記載があるが、報告書に一切記載がない。積算根拠資料や委託業者からの報告書においても言及すべきである。	158
【意見 4 7】 成果の指標となる施策の目標値の設定について、一部に無理がある目標設定がされている可能性がある。特に専門家の派遣業務については年度の後半に申請書が出されたものに関しては目標数値を年度内に終わらせることは難しく、仕様書上の内容については再検討すべきである。	159
【意見 4 8】 シニア向け起業支援に関する予算に対しての定量的な評価指標が不十分である。本予算の執行においては新たにホームページを開設しているのであるならばこれについても定量的な評価指標を設けるべきである。	166
【意見 4 9】 平成 28 年度より同一の業者が受注しており、今後も同一業者に対する委託が続くことが予想されるため、委託業務の分割や公募型企画提案競技にするなどの対策が必要である。	174
【意見 5 0】 応募企業を増加させるための方策として、委託業務の分割を検討するべきである。	174
【意見 5 1】 委託業者からの事業報告書にハローワーク求人を元にした案件についての就職紹介件数についての記載がされていない。委託業者からの事業報告書にはハローワーク求人を元にした案件についての記載も行うべきである。	175
【意見 5 2】 シルバー・ワークステーション事業費補助金は「シルバー人材センター連合への補助金」など他の類似の補助金との統合を図るべきである。	180
【意見 5 3】 交付金額について每期同額が交付されているが、補助額の根拠が明確でない。補助対象団体の毎年度の支出金額を鑑みた交付を行うべきである。	186
【意見 5 4】 補助金を支出している事業については、事業終了後に当該事業結果及び補助金支出の効果の評価、改善点等についての検討結果の記録を必ず残すべきである。	191
【意見 5 5】 補助金により人件費を支援して行っている業務に含まれる情報誌の検討内容について、記録を残すべきである。	193

意見一覧	頁
【意見56】医療費の削減を目指すべく、埼玉県コバトン健康マイレージによる参加者増加を通じての健康への動機付けのためのアイデアや、健康長寿計画の進捗状況に応じた助言を、健康長寿計画推進検討会議のみならず、メール等の手段で外部有識者より継続的に得ることが望まれる。	199
【意見57】健康長寿埼玉プロジェクトにより健康寿命の延伸と医療費抑制の具体的な効果について、長期的視点に立った効果検証方法を確立すべきである。	207
【意見58】健康長寿計画における目標未達成の指標で、データヘルス計画に反映していない指標については、指標達成に向けての県民や県内の市町村のアイデアも募りながら、指標を到達できるようにすべきである。	208
【意見59】健康長寿計画をより実効性のあるものとするために、県は埼玉県健康長寿計画について、計画の進捗状況などを県民がアクセスしやすく、わかりやすい情報として継続的に発信するべきである。	208
【意見60】埼玉県健康長寿埼玉モデル普及促進事業補助金へ支出したことに對する効果測定を行っている。医療費抑制の観点からは、効果の継続は重要であるため、当該測定は今後も継続して行うべきである。	218
【意見61】健康長寿埼玉モデル未実施の市町村へ引き続き、健康長寿埼玉モデルへの参加を働きかけるべきである。	218
【意見62】埼玉モデルの実施における効果の把握について、全県での統一的な効果検証方法、指標について、国の動向も踏まえ引き続き検討していくべきである。	218
【意見63】埼玉県コバトン健康マイレージに支出した以上の効果を得るためにも、埼玉県コバトン健康マイレージ参加者が増加するよう、各種施策を通じ強く推し進めるべきである。	224
【意見64】さいたま市と連携し、構築や運営委託において委託費の削減を図り、効率的に運用を行うべきである。	230
【意見65】委託費には諸経費が毎年一定の率(7%)で加算されているが、この率を引き下げることにより委託した業務の水準を下げることなく委託費の低減を図るべきである。	235
【意見66】見積金額の積算根拠の妥当性について詳細に検討すべきである。	242
【意見67】費用対効果の検証を詳細に実施すべきである。	242
【意見68】突合率が低い市町村が生じたことについて、原因分析を行うべきである。	243
【意見69】広告に対する費用対効果に見合う、一層の効果の得られる広告を検討すべきである。	250
【意見70】埼玉県立大学の業務について、実際の支出額が適切であったのか検証すべきである。どの業務についてどの程度の時間を要したのか、管理すべきである。	253

意見一覧	頁
【意見 7 1】当初の契約時の支出予定内容と、実際の支出内容に違いがある。その理由について検証を行うべきである。	253
【意見 7 2】完了検査など、システムに関する時間の積算の妥当性については、必要に応じて I T の専門家である情報システム部門の参画を検討すべきである。	254
【意見 7 3】イベント費用の単価について、実際の費用と比較し、単価の妥当性を検証し、今後のイベント費用に反映すべきである。	259
【意見 7 4】スタンプラリーイベントの効果測定を行うべきである。	260
【意見 7 5】埼玉県コバトン健康マイレージに支出した費用を上回る効果を得るべく、当初の県民 4 0 万人加入を目指すためにも、賞品の当選確率を引き上げるなど埼玉県コバトン健康マイレージ参加のモチベーションを上げる策について検討すべきである。	262
【意見 7 6】健康長寿サポーターが草の根レベルで健康に役立つ情報を広められているかについて、他の事業と連携し把握すべきである。	267
【意見 7 7】当該事業に参加していない市町村に対し参加を促すため、限られた予算で最大限の効果が発揮できる様に補助金を傾斜配分することを検討すべきである。	267
【意見 7 8】予算と実績に大きな乖離が発生し、当該事業の予算を十分に活用できていないと考えられるため、当該事業に参加していない市町村と連携をとり、交付対象となる市町村を拡大すべきである。	268
【意見 7 9】遠方の受講希望者にも受講しやすい環境をつくることや、不測の事態による養成講座の中止を回避するため、オンラインでも受講できるようにすべきである。	268

2. 高齢者支援計画推進事業について

①概要

当該事業は、高齢者等が安心して暮らすことのできる社会づくりを推進するため、「第7期埼玉県高齢者支援計画（平成30年～令和2年度）」の進行管理を行うとともに、新たに「第8期埼玉県高齢者支援計画（令和3年～令和5年度）」を策定するものである。

②各年度における予算額及び実績額について

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 算	1,901	1,806	1,716	1,614	1,531
実 績	1,345	1,141	955	723	725

③当該事業に要する人員の状況について

0.5人×7.75時間×240日=930時間

④関係する法規（ルール）とその遵守状況について

高齢者支援計画は、介護保険法第118条に基づく介護保険事業支援計画及び老人福祉法第20条の9に基づく老人福祉計画として定めるものである。

⑤令和元年度における評価指標とその達成状況について

第7期埼玉県高齢者支援計画の評価指標としては37の数値目標が掲げられている。数値目標は計画最終年度である令和2年度における達成目標である。

監査対象期間である令和元年度の実績数値を確認すると計画最終年度の令和2年度に目標を達成できない可能性がある事業が複数見受けられる状況となっている。

⑥監査人としての評価について

(A) まとめ

担当課で行っている高齢者支援計画の策定は、国の基本指針を踏まえ策定された本県の高齢者の総合計画であり、また、5か年計画の分野別計画である。

(B) 福祉の増進への貢献状況について

県の高齢者支援計画は、管内市町村の意向を踏まえ、老人福祉圏域ごとに介護サービス見込量や介護施設等の必要入所定員数を定めるとともに、管内市町村による地域包括ケアシステムの構築や高齢者の介護予防・重度化防止の取組などを支援するための計画であり、広域的な観点から高齢者福祉の増進に大きな役割を果たしていると考えられる。

(C) 費用対効果について

特に問題となる事項はないと判断している。

(D) 各論点（委託事業や補助事業）について

【意見1】 高齢者社会活動支援事業である大学開放授業講座（リカレント教育）について、高齢者支援計画における推進費の中から費用が捻出されている。異なる事業に対して予算を充当することは避けるべきである。

当該事業は、当初事業予算を使用しない「知恵と汗によるマンパワー事業」として開始され、文字通り担当課職員による努力の結果、令和元年度においては23の大学と連携し、毎事業年度において700名を超える高齢者が参加する事業となっている。当該事業開始時においては、事業内容の告知はホームページ上で行っていたが、インターネットを利用できない高齢者からの要望に応え、講座紹介冊子を用意することとなった。そのため、各大学に配付する講座紹介に関する印刷物（各20部）や各市町村区役所等への紹介冊子の設置（各50部）などの冊子印刷費などの支出が生じている。上記にあるように当該事業は当初予算の配分のない事業として開始されていたため、これらの冊子印刷費用等は、高齢者支援計画事業費が当てられている状況となっている。

しかしながら、異なる事業に対する予算が充当される状態となっている状態は避けるべきであると判断する。当該事業と高齢者支援計画推進事業は目的が異なる事業であるため、仮に、当該事業に高齢者支援計画推進事業に関する費用を当てるならば、当該事業を高齢者支援計画推進事業の一事業として組み込むなど、事業区分の見直しなどを行うべきである。

3. 高齢者の地域活動への参加促進について

(1) 概要

アクティブシニア地域デビュー推進事業、アクティブシニアの社会参加支援事業（市町村補助事業）、シニアボランティア養成講座、人生100年時代を見据えたソーシャルビジネス支援事業、埼玉都民のための“地域で楽しく生きる”セミナー業務委託事業、共助による地域のきずなづくり事業、専門家ボランティア事業、共助の総合ポータルサイト・NPO 情報ステーション保守管理業務委託、及び、老人クラブ活動助成費について検討した。

(2) アクティブシニア地域デビュー推進事業（PR 部門）について

①概要

(A) 業務の目的

埼玉県では、生産年齢人口が減少する中、元気な高齢者（概ね60歳以上。以下「シニア」という。）が希望に合わせて仕事やボランティア活動等に参加し、ともに社会の担い手として活躍する「シニアの活躍」を推進している。

アクティブシニア地域デビュー推進事業は、シニアが居住地域を中心とした身近な範囲で、年齢に関係なく人とのつながりを保てるような「地域活動」への参加を推進することを目的とする。（初めて地域活動を行うことを「地域デビュー」と呼ぶ。）

そのために、以下の5つの段階ごとに効果的な動機付けや情報発信する戦略的PRと情報収集・企画を両輪で進める。

〈アクティブシニア地域デビュー推進事業段階〉

I 分析：ターゲットであるシニアの現状と意識を分析する。

（平成30年度に実施した地域活動に関する意識調査を活用）

II 認知・関心：「地域活動」を認識し、関心を持つ。

III 意識変容：「地域活動」をしてみようと思える。

IV 行動変容：「地域活動」を行う。

V 生活変容：「地域活動」を行うことが生活の一部として定着する。

当事業（PR部門）では、主にII（認知・関心：「地域活動」を認識し、関心を持つ）とIII（意識変容：「地域活動」をしてみようと思える）を目的とした戦略的PRを実施する。

(B) 委託業務の内容

当該業務は、埼玉県から株式会社サイネックスに委託されており、その主な内容は4つで以下のとおりである。

ア) 「無関心層」に直接アプローチするイベントの開催

地域活動について無関心な層が地域デビューするきっかけを提供するイベントとして、「ビブリオバトル」を開催する。イベントの中で、地域活動とは何か、地域活動することが生活にどのように良い影響を及ぼすのかを

アナウンスするとともに、参加者同士が交流できるようなしかけ（懇談会、名刺交換、フェイスブックのアカウント交換等）を設け、つながりを持つようにする。県内各地で予選を行い、決勝戦を大型の会場で行う。

a) 開催場所

予選：県下図書館

市町村名	開催日	会場	バトラー 人数	観覧 人数
春日部市	9月14日（日）	ララガーデン春日部	5人	40人
宮代町	10月19日（土）	宮代町立図書館	4人	14人
東松山市	10月25日（金）	東松山市立図書館	5人	11人
鳩ヶ谷市	10月26日（土）	鳩ヶ谷中央図書館	5人	17人
志木市	10月27日（日）	いろは遊学館ホール	4人	17人
小川町	11月15日（金）	小川町立図書館	8人	19人
所沢市	11月16日（土）	所沢市立所沢図書館	3人	18人
さいたま市	11月16日（土）	埼玉県男女共同参画推進センター	6人	25人
飯能市	11月17日（日）	飯能市立図書館	8人	25人
蕨市	11月20日（水）	わらびネットワークステーション	8人	20人
三芳町	11月21日（木）	三芳町立中央図書館	7人	20人
熊谷市	11月24日（日）	熊谷市立熊谷図書館	5人	38人
桶川市	11月24日（日）	OKEGAWAhon プラス+	5人	20人
白岡市	12月1日（日）	白岡市生涯学習センター	6人	35人
戸田市	12月7日（土）	上戸田地域交流センター	8人	7人
三郷市	12月8日（日）	三郷中央におどりプラザ	7人	20人
鴻巣市	12月14日（土）	鴻巣市立図書館	5人	22人
合計			99人	368人

準決勝・決勝戦：イオンレイクタウン kaze 翼の広場

b) 開催時期

予選：令和元年9月14日～12月14日

準決勝・決勝戦：令和2年1月18日

c) 参加者数

予選：467人

決勝戦：バトラー15人、観覧者200人、立ち見4,995人

イ) 自発的に地域活動の情報にアクセスしない「無関心層」を後押しする動画の作成と発信

アクティブシニア世代の家族がシニア本人に地域活動を促す発信者になるような動画を作成し、発信する。

a) 発信方法

TikTok/Youtube

b) 再生回数

235 万回以上 (推定分含む)

ウ) インフルエンサーを活用した PR

・メインインフルエンサーの活用

地域デビュー楽しみ隊総監督に市村正親氏、隊長に林家たい平氏、地域デビューひっぱりガールズリーダーに村田綾氏を起用し、その発信力を最大限に活用した PR を行う。

・地域デビュー楽しみ隊による情報発信力強化の企画・活動支援

楽しみ隊の自主企画や SNS による情報発信が、より多くの県民に届くよう、助言するとともに研修の企画をする。

a) 研修内容

- ・各隊員の企画力、実行力の向上を図る研修として、ケーススタディ式ミーティング、ビブリオバトルの司会研修、イベント企画力向上研修。
- ・SNS を活用した情報発信力の向上を図る研修として、ライター講座研修、チラシ制作研修、パワーポイント研修。

b) 地域デビュー楽しみ隊の自主企画で地域デビューする人数

全参加人数	11,462 人
参加者同士の交流により促された人数	1,421 人
活動団体に加入など一歩踏み出した人数	102 人
地域活動の体験をした人数	1,586 人
地域活動の情報を受け取った人数	4,268 人

エ) メディアへの掲載を促進するための仕掛け

上記ア)～ウ) について、メディアにとりあげられるよう適宜メディアへの配信を行う。

a) 配信方法

- ・プレスリリース
- ・メディアタイアップ記事掲載
- ・SNS での発信
- ・各メディアに個別アタック

b) 件数

- WEB : 88 件
- 新聞 : 19 件
- SNS : 16 件

②各年度における予算額及び実績額について

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予 算	—	—	—	15,000	21,349
実 績	—	—	—	14,729	20,537

(※：後述のアクティブシニア地域デビュー推進事業（情報収集・企画部門）との合算値である。)

【意見 2】当事業に係る費用の一部を他の事業費から執行するのは避けるべきである。

当事業に係る委託先選定委員会出席の謝礼 40 千円（1 名分である。20 千円／1 日×2 日分）及び当事業で開催したビブリオバトルの手話通訳料 42 千円について、共助による地域のきずなづくり事業費で執行されている。この点に関し、担当課からは、債権者から法人としての請求があり役務費（手数料）執行をせざるを得なくなったため、支出の目的に合致し、役務費執行ができる事業費から執行したとの説明があった。しかしながら、当該事業に係る費用を他の事業費から執行することにより、予算よりも費用を抑えられたとの誤解を招く恐れがあり、各事業の振り返り等の管理の観点から問題があると考え。それゆえ、できるだけ当該事業に係る費用は他事業費で執行することは避け、事業費別に予実管理をして今後の事業の改善等に役立てるべきである。

③当該事業に要する人員の状況について

1. 2 人×7.75 時間×240 日=2,232 時間

(※：アクティブシニア地域デビュー推進事業（情報収集・企画部門）との合算値である。)

④関係する法規（ルール）とその遵守状況について

当事業の遂行にあたり、地方自治法第 234 条第 2 項及び地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に抵触する事項は発見されなかった。

⑤令和元年度における評価指標とその達成状況について

ア) 「無関心層」に直接アプローチするイベントの開催

指標：参加者数

目標数値は 5,000 人以上であり、実績数値は以下のとおりである。

予選参加者	467 人
準決勝・決勝戦参加者	バトラー15 人、観覧者約 200 人
来場者合計	4,995 人 (※)

※カウント基準：1 階・2 階を含め短時間でもステージを見てくれた人の数

【意見 3】 委託事業の成果については、事業の目的の効果を示す指標を用いて測定すべきである。

委託先からの業務報告書には、目標値に対する結果として、立ち見 4,995 人を含んだ 5,677 人を参加者としている。しかし、当該委託事業の目的が、シニアが居住地域を中心とした身近な範囲で地域活動への参加を促進することであることに鑑みれば、この立ち見 4,995 人を参加者に含めることは適切ではないと考える。短時間を含む立ち見の数はイオンレイクタウンの集客力によるところが大きく、立ち見の数が当委託事業の目的の効果を示すと考えるのは無理があるのではないだろうか。したがって、事業の効果測定は、事業の目的の効果を示す指標を用いるべきである。

イ) 自発的に地域活動の情報にアクセスしない「無関心層」を後押しする動画の作成と発信

指標：視聴回数

目標数値は 50,000 回以上であり、実績数値は以下のとおりである。

再生回数	235 万回以上 (推定分含む)
いいね数	22.9 万件

【意見 4】 委託事業の成果については、事業の目的の効果を示す指標を用いるべきである。

実績数値である再生回数のうち 230 万回は、TikTok 有名クリエイター「南の島のおばーと孫」による動画の推定再生回数である。担当課によると、実際の再生数はキャンペーン参加者自身のアカウントで公開しており、アカウント保持者以外には視聴回数は表示させないので、いいね数 22.9 万回の 10 倍の推定値を使用したとのことである。「南の島のおばーと孫」の動画は沖縄に住む祖母を孫が撮影したものであり、故郷の暖かさを感じることができる動画である。確かに、「南の島のおばーと孫」の動画を視聴することで、故郷の良さや地域活動の魅力を感じる効果はあると思われる。しかし、この動画の視聴者は埼玉県民だけではなく、この動画の再生回数だけをもって当委託事業の目的である地域活動への参加を県民に推進できたかどうかを検討することはできないのではないだろうか。また、情報発信されていることは一つの成果ではあるが、県民にどの程度拡散され、その結果どれだけの地域活動への参加を推進できたかが重要となると考える。したがって、当該委託事業の効果測定は検証が難しく、事業の目的の効果を示す指標を用いるべきである。

ウ) インフルエンサーを活用した PR

指標：楽しみ隊の自主企画で地域デビューする人数

目標数値は 300 人以上であり、実績数値は以下のとおりである。

全参加人数	11,462 人
参加者同士の交流により促された人数	1,421 人
活動団体に加入など一歩踏み出した人数	102 人
地域活動の体験をした人数	1,586 人
地域活動の情報を受け取った人数	4,268 人

【意見5】 委託事業の成果については、地域デビュー楽しみ隊から直接聞いた数字を使用するのではなく、検証可能な数字を用いるべきである。

上記の実績数値は、楽しみ隊から直接聞きとったものであり、この数値を検証等している訳ではない。この点について担当課からは、楽しみ隊は平成 29 年に結成され、活動を続けており、隊員たちは各々の活動に加え、担当課や受託事業者との交流会にも参加をしており、実直に取り組むとともに、地区やグループのまとめ役などをしており信頼に値する人々ばかりであるから問題ないとの説明を受けた。しかし、委託事業の成果としては、その効果の検証可能性を確保するために定量的または定性的な指標を用いた事業成果の報告が必要であるから、当該委託事業の成果として、楽しみ隊から直接聞き取った数値をもってのみ効果測定するのではなく、別途数値の確認を行うなど、聞き取り以外の方法でも確認すべきであったと考える。

エ) メディアへの掲載を促進するための仕掛け

指標：メディア掲載件数

目標数値は 100 件以上であり、実績数値は以下のとおりである。

WEB	88 件
新聞	19 件
SNS	16 件
合計	123 件

【意見6】 委託事業の効果測定については、事業の目的の効果を示す指標を用いるべきであり、それが困難である場合には、事業の効果を測定できる事業内容を実施すべきである。

当事業内容の効果測定は、メディア掲載数であり、発信のみである。確かに情報発信されていることは一つの成果ではあるが、埼玉県民にどの程度拡散され、その結果どれだけの地域活動への参加を推進できたかが重要となる。当該委託事業の目的が、シニアの地域活動への参加を推進することであり、シニアが地域活動を認識して関心を持つことと地域活動を試みようとすることを目的とした戦略的 PR を実施することであることを鑑みると、上記のメディア掲載数は当委託事業の効果

を測る指標としては弱いと考える。埼玉県民に何かしらの調査を行い、上記メディア掲載数の結果、どれくらいのシニアが地域活動を認識して関心を持ち、地域活動をしてみようと考えたのかを把握するところまで行うべきである。もし、このような調査が困難であるならば、事業の目的に合致した効果を測定できるような事業内容を実施すべきである。

⑥監査人としての評価について

(A) まとめ

当事業は、シニアが地域活動を認識し、関心を持つこと及び地域活動をしてみようと考えることを目的として戦略的 PR を実施し、シニアの地域活動への参加を推進するものである。

当事業の実施により、どれだけの埼玉県民シニアが地域課題を認識し、関心を持ち、地域活動をしてみようと考えたのかは不明である。その理由として、当事業による PR 内容は埼玉県民の地域活動との直接的な結びつきが弱かったこと、PR を行ったはいいが、その結果埼玉県民のシニアにどう影響があったのかの効果測定をしていないこと等が考えられる。

今後はこの点に留意し、元気なシニアが希望に合わせて仕事やボランティア活動等に参加し、生産年齢世代の人たちと共に社会の担い手として活躍する「シニアの活躍」の推進に役立つ事業の執行を期待したい。

(B) 福祉の増進への貢献状況について

当事業による PR が、福祉の増進に貢献しているかは、上述のとおり、効果測定をしていないので不明である。

ア) 「無関心層」に直接アプローチするイベントの開催

ビブリオバトルをイオンレイクタウンで開催し、当該ビブリオバトルの参加者数は 467 人、着席観覧人数は 200 人、短時間を含む立ち見の人数は 4,995 人であったが、この中でどれだけの埼玉県民シニアに、地域活動の認知・関心及び地域活動をしてみようと考える意識変容が生じたかの効果測定を行っていないため、当事業内容による福祉の増進への貢献状況は不明である。

イ) 自発的に地域活動の情報にアクセスしない「無関心層」を後押しする動画の作成と発信

当事業では、TikTok、YouTube、Facebook により動画を配信した。特に沖縄を舞台とした「南の島のおばと孫」の視聴回数が 230 万回以上されたことが推定されるが、その結果として、どれだけの埼玉県民シニアに地域活動の認知・関心及び地域活動をしてみようと考える意識変容が生じたかの効果測定を行っていないため、当事業内容による福祉の増進への貢献状況は不明である。

ウ) インフルエンサーを活用した PR

当事業では、メインインフルエンサーを活用し、イベントへの出演、動画やインタビューによる地域交流促進メッセージの発信を行ったが、その結果として、どれだけの埼玉県民シニアに地域活動の認知・関心及び地域活動をしてみようとする意識変容が生じたかの効果測定を行っていないため、当事業内容による福祉の増進への貢献状況は不明である。一方、地域デビュー楽しみ隊による情報発信力強化の企画・活動支援により、地域デビュー楽しみ隊による自主企画や他団体主催イベントに参加した人数は 11,462 人であった。この数値は自己申告による数値で明確な検証可能な数値ではないが、一定の福祉の増進への貢献はあったと考えられる。

エ) メディアへの掲載を促進するための仕掛け

当事業では、上記ア)～ウ)の事業について、メディアに取り上げられるよう、プレスリリース、メディアタイアップ記事掲載、SNSでの発信、各メディアに個別アタックの方法にて合計 123 件の発信を行ったが、その発信の結果として、どれだけの埼玉県民シニアに地域活動の認知・関心及び地域活動をしてみようとする意識変容が生じたかの効果測定を行っていないため、当事業内容による福祉の増進への貢献状況は不明である

(C) 費用対効果について

当事業委託金額 13,970 千円であり、その効果は上述したように不明であるため、当事業は成果に対して最小の経費・労力で事業が執行されたとは言えないと考える。

(D) 各論点（委託事業や補助事業）について

ア) 委託契約管理

【意見 7】個人情報に関する誓約書について、1 名からしか提出を受けていないが、事業に従事しているすべての者から提出を受けるべきである。

担当課は委託先の担当者 1 名からしか個人情報に関する誓約書の提出を受けていない。理由として、個人情報取扱者は、宣誓書を受領した 1 名のみであったからと説明を受けた。しかし、選定委員会には、委託先から宣誓書を受領した 1 名以外の 2 名が参加していること、また、企画提案書の実施体制の説明には、運営管理責任者 1 名及び業務担当者 4 名との記載があることから当該事業の従事者は、宣誓書を受領した 1 名のみというのは考えづらい。契約書第 20 条には「委託先は、本件業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、埼玉県個人情報保護条例第 9 条、第 10 条、第 66 条及び第 67 条（以下「条例」という。）の規定の内容を周知し、従事者から誓約書の提出を受けなければならない。」とある。また、契約書別記様式の注書きには「この場合における「従事者」とは、委託先の組織内において、委託先の指揮命令系統に属し、本件業務

に従事している者すべてが含まれる。」とある。したがって、たとえ個人情報取扱者が宣誓書を受領した1名のみだとしても、当事業の従事者全員から誓約書の提出を受けるべきである。

【意見8】個人情報保護に関する業務委託契約書の内容と実務を整合させるべきである。

当該業務の個人情報保護に関する業務委託契約書の記載について、当該契約書第27条第1項には、受託者は、委託者に対し双方の合意に基づき定めた期間、方法及び内容等で、その取り扱う個人情報の取扱状況等について、委託者が認めた場合を除き書面により報告しなければならないとされている。実際には、委託者は受託者から書面による報告を受けていないが、委託者による承認を得た形跡は残されていない。個人情報保護に関する取り扱いは特に注意すべきものであり管理を厳重に行う必要があることから、委託者が承認を得た証跡を残し書面による報告を省略するか、業務委託契約書の文言を実務に整合するように修正すべきである。

イ) 事務手続の準拠性（入札・契約制度の透明性・客観性・市場性）

監査手続の結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

ウ) 随意契約（一者随意契約、プロポーザル等）理由の合理性

当事業は公募型の企画提案による随意契約が認められている（地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。

また、理由として「当事業はPRを活用する専門性が求められる業務であるため、単に価格の安さだけで選定したのでは期待した結果が得られない場合が生じる懸念がある。そこで、公募により複数の者（受託希望者）が事業の目的に合致した企画を提案し、協議することによりその中から最も効果的な事業を実施できるものを選ぶため」とされているため、公募型の企画提案による随意契約に合理性があると考えられる。

エ) 委託先の選定の客観性・委託先は経済性及び有効性の追求が期待できるか

委託先の選定は、委託先選定委員会にておいて4名の県職員である選定委員及び外部の選定委員により、参加企業2社の中から評価審査を経て決定されており選定に関する資料を閲覧した結果、特に問題はないと判断する。

オ) 履行確認

契約書、業務委託仕様書、委託業務完了報告書、実施報告書に基づいて、検査員が確認している。

カ) 委託することの合理性

当事業は、県の直接事業とすることより委託事業とする方が、経済合理性が高いと考えられるため、委託することに合理性があると考えます。

キ) 仕様の効率性

当事業の仕様書には、事業の目的、開催日時、会場、業務内容等が詳細に定められている。しかし、事業の目的に合致した効果を測定できる指標を目標値に設定しているとは言い難い。事業の目的に合致した効果指標を設定し、当該指標を測定するためにさらなるアクション、例えば、来場者に対してアンケートを実施し追跡調査を行うことや、発信のみではなく、発信した結果、どの程度の地域デビューへの参加を推進することができたのかを調査すること等が必要であると考えます。

ク) 予定価格の妥当性

監査手続の結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

ケ) 交付団体に対する指導・監督の適切性

監査手続の結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

コ) 成果の検証の状況

アクティブシニア地域デビュー推進事業業務委託（PR部門）の検査調書には、検査意見として「合格」とある。委託事業は、その効果測定、つまり合格と判断した根拠及び過程の説明責任があることから、その合格と判断した根拠や理由についても明らかにすることが望ましいと考えます。

(3) アクティブシニア地域デビュー推進事業（情報収集・企画部門）について

①概要

(A) 業務の目的

埼玉県では、生産年齢人口が減少する中、元気な高齢者（概ね 60 歳以上。以下「シニア」という。）が希望に合わせて仕事やボランティア活動等に参加し、ともに社会の担い手として活躍する「シニアの活躍」を推進している。

アクティブシニア地域デビュー推進事業は、シニアが居住地域を中心とした身近な範囲で、年齢に関係なく人とのつながりを保てるような「地域活動」への参加を推進することを目的とする。※初めて地域活動を行うことを「地域デビュー」と呼ぶ。

そのために、以下の 5 つの段階ごとに効果的な動機付けや情報発信する戦略的 PR と情報収集・企画を両輪で進める。

〈アクティブシニア地域デビュー推進事業段階〉

I 分析：ターゲットであるシニアの現状と意識を分析する。

※平成 30 年度に実施した地域活動に関する意識調査を活用

- II 認知・関心：「地域活動」を認識し、関心を持つ。
- III 意識変容：「地域活動」をしてみようとする。
- IV 行動変容：「地域活動」を行う。
- V 生活変容：「地域活動」を行うことが生活の一部として定着する。

当事業（情報収集・企画部門）では、主にⅢ（意識変容：「地域活動」をしてみようとする）とⅣ（行動変容：「地域活動」を行う）を目的として、行政目線ではなく、各種専門家からのお墨付きや真似できそうな等身大のモデルを収集・企画し、発信する。

(B) 委託業務の内容

当該業務は、県から株式会社サイネックスに委託されており、その主な内容は以下のとおりである。

ア) 地域活動の効用に関するエビデンス等の収集

専門家のインタビュー記事及び収集したエビデンスを記事化して月 2 回以上 Facebook やホームページ（埼玉人生 100 年時代の楽しみ方研究所）で配信する。

イ) 地域デビューしたくなるストーリーの収集と発信

特別なスキルや背景を持っていなくても、また、多くの時間を費やさなくても地域デビューを果たすことができ、地域デビューによって生活がより楽しく、充実したものになったという事例を県内で収集し、発信する。

「社会的意義のある目立つ活動」や「地域で名の知れた熱心な活動者の活躍」の紹介ではなく、個人でも、今すぐでも簡単に始められると意識できるストーリーを収集する。

ウ) 「今すぐ地域デビュー」の提案・発信

地域活動は時間や手間がかかるものだという先入観を払拭し、誰にでも、簡単に、今すぐにできるハードルの低い地域デビューの方法を紹介する。

既存の地域活動の始め方に固執するものではなく、これまでにない新しい地域活動の提案でも良く、本提案を実践して地域デビューした体験談や人数を把握できることが望ましい。

②各年度における予算額及び実績額について

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予 算	—	—	—	15,000	21,349
実 績	—	—	—	14,729	20,537

(※：上述のアクティブシニア地域デビュー推進事業（PR 部門）との合算値である。)

③当該事業に要する人員の状況について

1. 2人×7.75時間×240日=2,232時間

(※：アクティブシニア地域デビュー推進事業 (PR 部門) との合算値である。)

④関係する法規 (ルール) とその遵守状況について

当事業の遂行にあたり、地方自治法第 234 条第 2 項及び地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に抵触する事項は発見されなかった。

⑤令和元年度における評価指標とその達成状況について

ア) 地域活動の効用に関するエビデンス等の収集

指標：リーチ数

目標数値は 30,000 以上であり、実績数値は以下のとおりである。

(単位：リーチ数)

前野教授 FB いいね	https://www.facebook.com/takashi.maeno/posts/2594754680602271	52
ビブリオバトル FB	https://www.facebook.com/r40biblio/videos/665734860497975/	2,719
SAGOJO FB	https://www.facebook.com/sagojo.travel/posts/2535473516724500	6,539
村田綾氏 FB	https://www.facebook.com/murata.aya.official/posts/2634572353327077	49
小江戸川越カワゴエくん	https://www.facebook.com/AndonWalk/posts/2463413557211430	180
障害者女子ソフトボールチーム武蔵野プリティプリンセス FB	https://www.facebook.com/mpp.softball/posts/2660511227341077	30
工藤監督 FB	https://www.facebook.com/yosuke.kudo.165/posts10221859086731697	15
小江戸川越カワゴエくん	https://www.facebook.com/AndonWalk/posts/2578590562360395	224
Go Global ツイッター	https://twitter.com/Gglobaljp/status/1212992763815350272?s=20	190
牧野美千子氏 FB	https://www.facebook.com/michiko.makino/posts/1817974905005738	191
牧野美千子氏ブログ	https://ameblo.jp/makino-michiko/entry-12573830931.html	34
SAGOJOFB (牧野美千子氏記事)	https://www.facebook.com/sagojo.travel/posts/2568838806721304	5,586
埼玉県共助の総合ポータルサイト 埼玉共助ス	http://kyojo.saitamaken-npo.net/100lab/100lab-kounou.html	3,074

タイトルHP7月～12月度 ※Analyticsデータページビュー数合計値		
12月に楽しみ隊・ひっぱりガールズで投稿した記事	県から委託先へメールで報告した数値(2月13日(木)16:57)	1,258
小江戸川越カワゴエくん	https://www.facebook.com/sagojo.travel/posts/2535473516724500	2,044
SAGOJOFB (TENJIKU 記平)	https://www.facebook.com/sagojo.travel/posts/2576075062664345	9,222
埼玉県共助の総合ポータルサイト埼玉共助スタイルHP1月度	http://kyojo.saitamaken-npo.net/100lab/100lab-kounou.html	443
SAGOJO FB 図書館巡り	https://www.facebook.com/sagojo.travel/posts/2535473516724500	6,546
埼玉県共助の総合ポータルサイト埼玉共助スタイルHP2月度	http://kyojo.saitamaken-npo.net/100lab/100lab-kounou.html	1,085
2月に楽しみ隊・ひっぱりガールズで投稿した記事	県から委託先へメールで報告した数値(3月11日(水)15:48)	556
合計		40,037

【意見9】委託事業の効果測定については、事業の目的の効果を示す指標を用いるべきである。

地域活動の効用に関するエビデンス等の収集の内容は、専門家のインタビュー記事及び収集したエビデンスを記事化して月2回以上 Facebook やホームページ(埼玉人生100年時代の楽しみ方研究所)で配信することであり、目標はリーチ数30,000以上である。埼玉県共助のポータルサイト埼玉共助スタイルHP(以下埼玉共助スタイルHPという)以外の記事または投稿には、埼玉共助スタイルHPで掲載されている記事に誘導するためのURLのリンクが貼っており、専門家のインタビュー記事及び収集したエビデンスを記事化したものが掲載されているわけではない。つまり、埼玉共助スタイルHP以外の記事又は投稿を見た人が埼玉共助スタイルHPのリンクにアクセスして専門家のインタビュー記事及び収集したエビデンスを記事化したものを読んだとは限らない。したがって、この目標値では効果が十分に測定できないことが懸念される。

事業の効果測定は非常に重要であり、目標値のリーチ数は、当該事業の目的の効果を測定する指標として適切性に疑問を感じている。したがって、効果測定に用いる指標は、事業の目的の効果を示す適切な指標を用いるべきである。

イ) 地域デビューしたくなるストーリーの収集と発信

指標：優良モデルケースの発信数

目標数値は6件、実績値は7件である。

【意見10】委託事業の効果測定については、事業の目的の効果を示す指標を用いるべきであり、それが困難である場合には、事業成果が検証可能な内容の事業を実施すべきである。

この効果測定は、優良モデルケースの発信のみである。確かに情報発信されていることは一つの成果ではあるが、県内のシニアにどの程度拡散され、その結果としてどれだけ地域活動への参加を推進できたかが重要となる。当委託事業の目的は、シニアの地域活動への参加を推進することであり、地域活動をしてみようと考えることと地域活動を行うことを目的とした情報収集・企画を実施することであることを鑑みると、上記の優良モデルケースの発信数は当該委託事業の効果を測るには弱いと考える。県民に何かしらの調査を行い、上記優良モデルケースを発信した結果、どれくらいのシニアが地域活動を認識して関心をもち、地域活動をしてみようと考えたのかを把握するところまで行うべきであると考え。もし、このような調査が困難であるならば、事業の目的に合致した効果を測定できるような内容の事業を実施すべきであると考え。

ウ) 「今すぐ地域デビュー」の提案・発信

指標：発信テンプレート数

目標数値は4種類以上の発信である。実績値はテンプレート件数5件の発信であり、具体的な内容は下記のとおりである。

〈発信内容〉

- ・「勝手に地域記者」になろう！
- ・「好き」の延長線上でやりがいのある活動を見つけよう
- ・「今日の声かけキャンペーン」をやってみる！
- ・地域の人に贈る「感謝のカード」
- ・SNSで地域情報を発信！

【意見11】委託事業の効果測定については、事業の目的の効果を示す指標を用いるべきであり、それが困難である場合には、事業成果が検証可能な内容の事業を実施すべきである。

この効果測定は、テンプレートの発信のみである。確かに情報発信されていることは一つの成果ではあるが、県内のシニアにどの程度拡散され、その結果どれだけ地域活動への参加を推進できたかが重要となる。当該委託事業の目的が、シニアの地域活動への参加を推進することであり、地域活動をしてみようと考えることと地域活動を行うことを目的とした情報収集・企画を

実施することであることを鑑みると、上記のテンプレートの発信数は当委託事業の効果を測るには弱いと考える。県民に何かしらの調査を行い、上記優良モデルケースを発信した結果、どれくらいのシニアが地域活動を認識して関心をもち、地域活動を試みようと考えたのかを把握するところまで行うべきである。もし、このような調査が困難であるならば、事業の目的に合致した効果を測定できるような内容の事業を実施すべきであると考え。

⑥監査人としての評価について

(A) まとめ

当事業は、埼玉県シニアが地域活動を試みようと考え、及び地域活動を行うことを目的として情報収集・企画を実施し、シニアの地域活動への参加を推進するものである。

当事業の実施により、どれだけ埼玉県民シニアが地域活動を試みようと考え、また、地域活動を行ったかは不明である。その理由として、当事業による情報収集・企画の内容が、埼玉県の地域活動との直接的な結びつきに弱かったこと、情報収集・企画を行ったはいいが、発信のみで終わっており、その結果埼玉県民のシニアにどう影響があったのかの効果測定をしていないこと等が考えられる。

今後はこの点に留意し、元気なシニアが希望に合わせて仕事やボランティア活動等に参加し、生産年齢人口の世代の人たちと共に社会の担い手として活躍する「シニアの活躍」の推進に役立つ事業の執行を期待したい。

(B) 福祉の増進への貢献状況について

当該事業が、福祉の増進に貢献しているかは、上述のとおり効果測定を行っていないので不明である。

ア) 地域活動の効用に関するエビデンス等の収集

専門家のインタビュー記事及び収集したエビデンスを記事化して、Facebook や埼玉人生 100 年時代の楽しみ方研究所で配信したが、配信したのみで、どれだけ県内のシニアに、地域活動を試みようとする意識変容及び地域活動を行うという行動変容が生じたかの効果測定を行っていないため、当該事業内容による福祉の増進への貢献状況は不明である。また、当該事業の記事のリーチ数も 4,602 と少なく、当事業の福祉の増進への貢献度は高くないと考える。

イ) 地域デビューしたくなるストーリーの収集と発信

当該事業では、特別なスキルや背景を持っていなくても、また、多くの時間を費やさなくても地域デビューを果たすことができ、地域デビューによって生活がより楽しく、充実したものになったという事例を県内で収集し、優良モデルケース 7 件を発信した。その結果として、どれだけ県内のシニア

に、地域活動を試みようとする意識変容及び地域活動を行うという行動変容が生じたかの効果測定を行っていないため、当該事業内容による福祉の増進への貢献状況は不明である。

(C) 費用対効果について

当該事業の費用である委託金額は 6,160 千円であり、その効果は上述したように不明であるため、当該事業の費用対効果を評価することは困難であると考えられる。

(D) 各論点（委託事業や補助事業）について

ア) 委託契約管理

【意見 7】個人情報に関する誓約書について、1 名からしか提出を受けていないが、事業に従事しているすべての者から提出を受けるべきである。(再掲)

担当課は委託先の担当者 1 名からしか個人情報に関する誓約書の提出を受けていない。理由として、個人情報取扱者は、宣誓書を受領した 1 名のみであったからと説明を受けた。しかし、選定委員会には、委託先から宣誓書を受領した 1 名以外の 2 名が参加していること、また、企画提案書の実施体制の説明には、運営管理責任者 1 名及び業務担当者 4 名との記載があることから当該事業の従事者は、宣誓書を受領した 1 名のみというのは考えづらい。契約書第 20 条には「委託先は、本件業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、埼玉県個人情報保護条例第 9 条、第 10 条、第 66 条及び第 67 条（以下「条例」という。）の規定の内容を周知し、従事者から誓約書の提出を受けなければならない。」とある。また、契約書別記様式の注書きには「この場合における「従事者」とは、委託先の組織内において、委託先の指揮命令系統に属し、本件業務に従事している者すべてが含まれる。」とある。したがって、たとえ個人情報取扱者が宣誓書を受領した 1 名のみだとしても、当事業の従事者全員から誓約書の提出を受けるべきである。

【意見 8】個人情報保護に関する業務委託契約書の内容と実務を整合させるべきである。(再掲)

当該業務の個人情報保護に関する業務委託契約書の記載について、当該契約書第 27 条第 1 項には、受託者は、委託者に対し双方の合意に基づき定めた期間、方法及び内容等で、その取り扱う個人情報の取扱状況等について、委託者が認めた場合を除き書面により報告しなければならないとされている。実際には、委託者は受託者から書面による報告を受けていないが、委託者による承認を得た形跡は残されていない。個人情報保護に関する取り扱いは特に注意すべきものであり管理を厳重に行う必要があることから、委託者が承認を得た証跡を残し書面による報告を省略するか、業務委託契約書の文言を実務に整合するように修正すべきである。

【意見 1 2】 契約金額を決定する際には詳細な見積書を入手して検討すべきである。

本契約の委託先である株式会社サイネックスより、見積書を入手しているが、見積書の項目が、基本方針の策定、地域活動の効用に関するエビデンス等の収集、地域デビューに関するストーリーの収集と発信、簡単にすぐできる地域デビューの提案・発信の 4 項目であり、費用の詳細が記載されていない。詳細な見積りをしていても最終の検査時において、詳細な見積りは綴られていなかったことから、見積りの妥当性について十分に検討することは困難であると思われる。具体的にそれぞれの業務でどれだけの工数と人員が必要であるのか、資材等の購入が必要であるのかといった詳細な見積書を入手して検討すべきである。見積書の精査を行わないと、著しく高い契約金額で契約を締結するおそれもある。

イ) 事務手続の準拠性（入札・契約制度の透明性・客観性・市場性）

監査手続の結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

ウ) 随意契約（一者随意契約、プロポーザル等）理由の合理性

当事業は公募型の企画提案による随意契約が認められている（地方自治法第 234 条第 2 項及び地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）。

また、理由として「本事業の目的を達成するためには、アクティブシニアが取り組み易い多様なモデルの発掘や開発につなぐ知見、ノウハウ、さらにはネットワークが必要である。単に価格の安さだけで選定したのでは期待した結果が得られない場合が生じる懸念があることから、公募により複数の者（受託希望者）が事業の目的に合致した企画を提案し、競技することによりその中から最も効果的な事業を実施できる者を選ぶため」とされているため、公募型の企画提案による随意契約に合理性があると考ええる。

エ) 委託先の選定の客観性・委託先は経済性及び有効性の追求が期待できるか

委託先の選定は、委託先選定委員会にておいて 4 名の県職員である選定委員及び外部の選定委員により、参加企業 2 社の中から評価審査を経て決定されており選定に関する資料を閲覧した結果、特に問題はないと判断する。

オ) 履行確認

契約書、業務委託仕様書、委託業務完了報告書、実施報告書に基づいて、検査員が確認している。

カ) 委託することの合理性

当事業は、県の直接事業とすることより委託事業とする方が、経済合理性が高いと考えられるため、委託することに合理性があると考ええる。

キ) 仕様の効率性

当事業の仕様書には、事業の目的、開催日時、会場、業務内容等が詳細に定められている。しかし、事業の目的に合致した効果を測定できる指標を目標値に設定しているとは言い難い。事業の目的に合致した効果指標を設定し、当該指標を測定するためにさらなるアクション、例えば、来場者に対してアンケートを実施し追跡調査を行うことや、発信のみではなく、発信した結果、どの程度の地域デビューへの参加を推進することができたのかを調査すること等が必要であると考え

ク) 予定価格の妥当性

監査手続の結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

ケ) 交付団体に対する指導・監督の適切性

監査手続の結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

コ) 成果の検証の状況

アクティブシニア地域デビュー推進事業業務委託（情報収集・企画部門）の検査調書については、検査意見として「合格」とある。

委託事業はその効果測定、つまり合格と判断した根拠や過程の説明義務があることから、その合格と判断した根拠や理由についても明らかにすることが望ましいと考える。

(4) アクティブシニアの社会参加支援事業（市町村補助事業）について



①概要

令和7年に到来する2025年問題を見据え、シニアが地域活動やボランティア、就労など様々な分野で地域社会を共に支える担い手として活躍することを目的として市町村が行う事業に対する補助金である。

平成28年度に創設され、補助額は1市町村当たり最大で300万円(補助率100%)で補助期間は最長で3年間である。

実施要領では、補助の対象となる事業は、概ね60歳以上のシニアをはじめとする住民の社会参加を支援するために市町村が実施する、アクティブシニアの地域デビュー事業(住民の地域への関心を高めるとともに、地域社会を共に支える担い手として育成することに資する事業)、関係機関間のネットワーク形成事業(市民活動サポートセンターや社会福祉協議会、シルバー人材センター、ふるさとハローワーク、セカンドキャリアセンターなど、シニアの活動を支援する機関のネットワーク化に資する事業)、その他、地域の特性を踏まえて実施する就労、地域活動等シニアの活躍支援に資する事業となっている。

令和元年度は、10市町に対して総額25,058千円の補助金が支出されている。10市町は、3年目となる日高市、吉川市、三芳町、宮代町、横瀬町、2年目となる秩父市、入間市、富士見市、白岡市、杉戸町である。令和2年度は最終年となる5市町(秩父市、入間市、富士見市、白岡市、杉戸町)が見込まれている。平成28年度から平成30年度までは、東松山市、蕨市、北本市、幸手市、鶴ヶ島市、鳩山町、寄居町の7市町に対しても補助が行われていた。

下図の色付きの市町が補助金の対象となった市町である。



令和元年度の補助対象10市町と実施内容は以下のとおりである。

3年目

日高市	吉川市	三芳町	宮代町	横瀬町
<ul style="list-style-type: none"> ・日高ボランティアネットの運営 ・ボランティアサポーターズクラブの運営 ・アクティブシニアの地域デビュー促進のためのイベント開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・シニア元気塾の開催 ・シニア元気塾たまり場の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・シニア活躍推進協議会の実施 ・シニア成人式の開催 ・シニア活躍推進アドバイザーの設置 ・シニア向け担い手発掘事業 ・まちづくり入門講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・「縁じょい」メンバー登録促進及びメンバーへの情報発信 ・「地域活動応援講座」 ・縁じょい交流会 ・「ボランティア・サンクスフェア」 	<ul style="list-style-type: none"> ・アクティブ横瀬ネットワークの構築 ・各種講座(男の料理塾、スマホ塾、ボイトレ塾、男のオシャレ塾等) ・アクティブシニア講演会等

2年目

秩父市	入間市	富士見市	白岡市	杉戸町
<ul style="list-style-type: none"> ・地域デビューのきっかけとなるイベントの開催 ・リーフレットの全戸配布 ・アクティブシニアの活動団体一覧表の作成 ・既存にない活動を希望する人へのフォロー 	<ul style="list-style-type: none"> ・プレシニア世代及びシニア世代を対象とした地域デビュー講演会の開催 ・地域デビュー講座・ワークショップの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・パワーアップ体操をきっかけに蓄えた元気を地域に活用事業 ・地域防犯活動の参加者拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養ゼミナールの開催 ・地域そば打ち教室の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・すぎとコミュニティ&シニアフェアの開催 ・シニア活動団体の紹介チラシ作成

自走（補助終了）

東松山市	蕨市	北本市	幸手市	鶴ヶ島市
<ul style="list-style-type: none"> ・アクティブシニア企業合同就職説明会 ・きらめき市民大学アクティブシニアボランティア活躍事業（通年） ・アクティブシニアフラワーサポーター活躍事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・市民活動見本市 ・ボランティア・市民活動体験会 	<ul style="list-style-type: none"> ・シニアの社会参加支援コーディネート（通称）”セカンドライフアドバイザー”の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・還暦式 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域デビューきっかけ広場の開催 ・地域デビューに関する講演会の開催
鳩山町	寄居町			
<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンター運営事業 ・介護予防・生活支援サポーター養成講座 ・いきいきシルバーまつりの開催 ・健康まつり開催事業等 	<ul style="list-style-type: none"> ・常設サロンの運営支援（通年） ・「楽しい趣味生活」受講者のフォローアップ ・活動エリア限定の助け合い・お手伝い活動の展開 			

②各年度における予算額及び実績額について

（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 算	—	18,000	36,414	51,414	25,262
実 績	—	17,029	27,351	42,473	25,058
助成件数	—	7市町	11市町	17市町	10市町

上記実績の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
東松山市	—	1,620	2,294	2,233	—
蕨市	—	3,000	3,000	3,000	—
北本市	—	2,700	3,000	3,000	—
幸手市	—	2,500	114	390	—
鶴ヶ島市	—	1,657	2,657	2,390	—
鳩山町	—	3,000	3,000	3,000	—
寄居町	—	2,552	2,443	2,308	—
日高市	—	—	3,000	3,000	3,000
吉川市	—	—	2,599	3,000	2,964
三芳町	—	—	3,000	3,000	3,000
宮代町	—	—	2,244	3,000	3,000
横瀬町	—	—	—	2,698	3,000
秩父市	—	—	—	2,386	1,191
入間市	—	—	—	2,700	2,700
富士見市	—	—	—	1,237	1,557
白岡市	—	—	—	2,199	1,647
杉戸町	—	—	—	2,932	2,997
合 計	—	17,029	27,351	42,473	25,058

③当該事業に要する人員の状況について

0.6人×7.75時間×240日=1,116時間

④関係する法規（ルール）とその遵守状況について

補助金の交付手続等に関する規則、埼玉県アクティブシニアの社会参加支援事業補助金交付要綱、及び、埼玉県アクティブシニアの社会参加支援事業補助金実施要領を閲覧した。また、当該補助事業の財務事務に係る文書を閲覧したが、特に問題となる事項はなかった。

⑤令和元年度における評価指標とその達成状況について

アクティブシニアの社会参加支援事業は、補助金による市町村支援事業とシニアボランティア養成事業の2つの事業で構成されている。このうち、シニアボランティア養成事業は、シニアボランティア講座修了者数という数値目標があるが、補助金による市町村支援事業については、数値化した目標はないと回答を受けている。

【意見13】 アクティブシニアの社会参加支援事業（市町村補助事業）を客観的に評価する数値目標を設定し、当該事業の有効性を評価・検証するべきである。

アクティブシニアの社会参加支援事業（市町村補助事業）は令和2年度まで実施予定であるが、補助を開始した平成28年度から令和元年度までの4年間で17市町に対して約111,911千円の補助が行われている。

すでに4年間に渡り1億円以上の金額を市町村に対して補助する事業の有効性を客観的に評価する数値指標が設定されていないことは、当初見込んだ成果が得られているかが不明となり漫然と事業が行われる恐れや、より良い補助事業となるように不断の見直しが行われない恐れがあり、適当でない。

この補助事業であれば、市町村に対して、シニアが新たに地域デビューすることを後押しすることやその体制を整備させることが目的であるから、補助を希望する市町村に対し、シニアが新たに地域デビューした人数や地域デビューのために実施する事業の種類や数といった数値目標を設けることや、市町村の事業を点数で評価して、合格点となる市町村の数や平均点で評価する等、県がこの事業に求める成果を数値目標とするべきと考える。

なお、埼玉県5か年計画における施策指標や第7期高齢者支援計画における数値目標として「地域社会活動に参加している60歳以上の県民の割合」があり、また、その達成状況が公表されているため、以下に記載する。

地域社会活動に参加している60歳以上の県民の割合

平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和3年度目標値
39.1%	39.6%	40.7%	50.0%

⑥監査人としての評価について

10市町村に係る「平成31年度アクティブシニアの社会参加支援事業補助金の内示」に係る起案文書、補助金交付決定通知書に係る支出負担行為、補助金交付決定請求書に係る支出命令、補助金の額の確定に係る起案文書、及び、補助先からの実績報告書（事業実績報告書、支出済額内訳書、及び、その添付書類）について閲覧して検討した。その結果、特に問題となる事項はなかった。

なお、補助額の確定には補助事業者が実施した事業の内容や効果についての検証や事業の収支計算の確認等が必要であるが、令和元年度の補助対象事業者10市町のうち8市町において、令和2年3月31日付で「令和元年度埼玉県アクティブシニアの社会参加支援事業補助金実績報告書」（以下、「実績報告」という。）が提出されていた。

【意見14】補助額の確定に必要な補助事業者からの実績報告の提出が期末日に集中しているため、精算事務を経済的、効率的、かつ、有効的に実施するために実績報告の提出期限を早め、余裕を持たせるべきである。

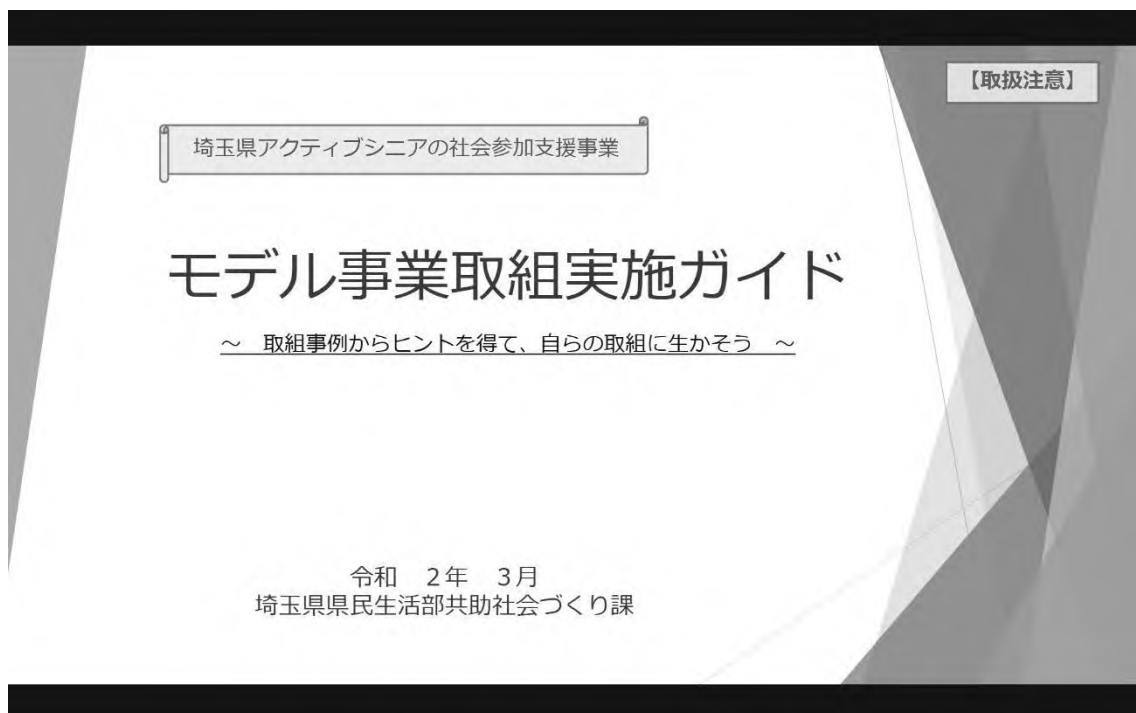
当該実績報告には「事業実績報告書」、「支出済額内訳書」、及び、添付書類としての（1）支出を証明する書類又はその写し、（2）事業の成果物、写

真、その他事業に関する資料の提出が求められており、実際に資料を閲覧したがこれを検討するだけでもかなりの事務量である。その上「事業計画書」や「支出予定額内訳書」との関連性や整合性も吟味すべきであり、この事務量が10市町のうち8市町分も期末日に集中することは、経済性、効率性、及び、有効性の観点から問題であると考ええる。

この補助事業は県が要綱や要領を定めて実施しているものであり、市町村が実施する事業自体も必ずしも期末日近くまで継続的に実施する必要性も認められないことから、実績報告の期限を3月の下旬や中旬とし、余裕を持って補助額の確定に必要な事務を行うとともに、当該補助金の有効性について深度ある検討を行うべきである。

なお、県からは3月31日までに終わるべきものであるから業務量の多寡に関係なく同日までに適切に実施していること、また、日付は3月31日であるが、同日までに終わるように前倒しのできるものは前倒しで実施していると説明を受けている。

また、県は当該事業の成果をまとめ、県内全市町村へ横展開を図り、アクティブシニアの地域デビューを効果的に促進するため、令和2年3月に「モデル事業取組実施ガイド」を作成して配布した。これは補助金の効果を持続させ、拡散する上で、大変意義のある取組であると考えている。



(5) シニアボランティア養成講座について

①概要

(A) 業務の目的

共助の担い手として地域を支える人材を養成するため、学習支援ボランティアについて、養成講座からモデル事業の実施、マッチングまでを行うプログラムを実施し実践につなげる。その後、プログラムの内容の検証を行う。また、プログラム受講者以外の方も含め、学習支援ボランティアの希望者を登録し、情報提供やマッチングを行う。

(B) 委託業務の内容

当該業務は、県から公益財団法人いきいき埼玉（以下「いきいき埼玉」という。）に委託されており、その主な内容は以下のとおりである。

(ア) 学習支援ボランティア希望者の登録、フォロー、マッチング（対象：平成28～30年度講座修了生等）

- ・学習支援ボランティア活動の希望者に希望条件等の登録をしてもらう。
- ・県社会福祉協議会や市町市民活動サポートセンター等と連携し、ボランティア受け入れ先の情報を収集する。
- ・登録者の希望とボランティア受け入れ先との希望を踏まえ、登録者に対して学習支援ボランティアの受け入れ先に関する情報提供を行う。
- ・活動状況等の追跡調査を実施する。
- ・登録者からの相談に随時対応する。
- ・意欲はあるが活動をしていない登録者に対し、活動先を紹介するなどの情報提供を行い、活動参加率を高める。

(イ) 平成28～30年度講座修了生のフォロー、マッチング

- ・県社会福祉協議会や市町市民活動サポートセンター等と連携し、ボランティア受け入れ先の情報を収集する。
- ・登録者の希望とボランティア受け入れ先との希望を踏まえ、登録者に対して受け入れ先に関する情報提供を行う。
- ・登録者からの相談に随時対応する。
- ・意欲はあるが活動をしていない登録者に対し、活動先を紹介するなどの情報提供を行い、活動参加率を高める。

(ウ) 学習支援ボランティアについての講座

- ・対象：上記（ア）の登録者の一部の方
- ・開催に当たっては、関連団体（市町市民活動サポートセンター、彩の国いきがい大学、シルバー人材センター等）と連携する。
- ・会場は県内とし、地域バランスを考慮して4会場以上で開催する。
- ・講座には下記の内容に留意し、適した講師・活動団体を手配する。

- i 学習支援の背景・現状、活動を行う上での心構え等の基礎的な講座
- ii 教科指導や自主学習の支援、子供への接し方等の学習支援についてのスキル
- iii ボランティア団体、NPO 等、実践者の立場からの発表
- iv 活動団体の紹介
- v 受講者と活動団体との情報交換
- vi ボランティア情報の提供、マッチング

(エ) モデル事業の実施

- ・対象：上記（ア）の登録者の一部の方
- ・ボランティア講座受講者によるスキルやアイデアを生かした学習支援ボランティアのモデル事業を実施する。
- ・開催に当たっては、関係団体（市町市民活動サポートセンター、彩の国いきがい大学、シルバー人材センター等）と連携する。
- ・会場は県内とし、地域バランスを考慮して4会場以上で開催する。
- ・モデル事業には下記の内容に留意し、適した講師、活動団体と協力して行う。
 - i 子供たちの現状に適した教科指導や学習の習慣づけにつながる内容
 - ii 事業参加者の経験を生かした内容
- ・活動団体や専門家等と事業の内容を振り返り、参加者で共有する。
- ・事業参加者に感想等をヒアリングし、活動団体との交流、情報提供等をして今後の活動をサポートする。

(オ) プログラムの検証

- ・上記（ウ）、（エ）の内容を検証し、内容を取りまとめる。

(C) 学習支援ボランティアについての講座

(ア) 対象

学習支援ボランティアに関心のある人、自身の知識や技能を学習支援ボランティアとして生かしたい人

(イ) 関係団体との連携

広報や開催会場の提供、地域で活動する団体の情報提供等について、開催地の市民活動サポートセンターや社会福祉協議会と連携し開催した。

(ウ) 開催会場のバランス

県内を東西南北に分け、各地域4会場で実施した。実施した講座、会場、協力団体及び参加人数は以下のとおり。

講座名	学習支援ボランティア養成講座		
開催日	開催会場	協力団体	参加者数
10/7～11/26 4日間	所沢市市民活動支援センター他	所沢市市民活動支援センター 社会福祉法人所沢市社会福祉協議会	21人(延べ52)
10/11～11/29 4日間	熊谷市市民活動支援センター他	熊谷市市民活動支援センター 特定非営利活動法人NPOくまがや	20人(延べ37)
10/25～12/6 4日間	県民活動総合センター他	伊奈町社会福祉協議会	13人(延べ26)
11/5～12/17 4日間	春日部市市民活動センター他	春日部市社会福祉協議会	22人(延べ35)

(エ) 講座内容、講師、活動団体等

(i) 内容

学習支援を必要とする社会的背景（経済的なことも含む）や、学習支援の現状、子供への接し方等の講義を行うとともに、活動団体からの発表と団体紹介、情報交換等を行った。

(ii) 講師

福島賢二埼玉大学教育学部准教授

白鳥勲一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワーク代表理事

(iii) 活動発表団体

団体名	代表者	開催場所
学習ひろば「寺子屋」	代表 須田喜俊	所沢
ESMY	代表 持丸邦子	所沢
いるま学習支援の会	代表 加藤喜代江	所沢
(特非) 学育ふっくらむ	代表 為谷早苗	熊谷
(特非) ワーカーズコレクティブこうさてん	代表 打越紀子	熊谷
(特非) 羽生子育てサポートキャロット	代表 春山教子	熊谷・伊奈 春日部
(特非) さいたまユースサポートネット	林 秀敬	熊谷
(特非) なごみ	代表 神田和彦	伊奈
(一社) 彩の国子ども・若者支援ネットワーク	代表 白鳥勲	伊奈・春日部
(一社) すくすく広場	事務局長 戸恒和夫	春日部

(D) モデル事業の実施

(ア) 対象

学習支援ボランティアについての講座の受講生

(イ) ボランティア講座受講によるスキルやアイデアを生かした学習支援ボランティアのモデル事業を実施した。

(ウ) 関係団体との連携

広報や開催会場の提供、地域で活動する団体の情報提供、活動体験等について、開催地の市民活動サポートセンターや社会福祉協議会、学習支援活動を行うNPO・ボランティア団体と連携し開催した。

(エ) 開催会場のバランス

県内を東西南北に分け、各地域4会場で実施した。(東：春日部市 西：所沢市 南：伊奈町 北：熊谷市)

(オ) 講座内容、講師、活動団体等

(i) 内容

- ・学習教室に通う子供たちの現状についての理解、ボランティアとしての心構え、子供たちとの関わり方について学ぶとともに、活動体験前の準備として、受講生自身の知識、経験を生かした子供たちとの接し方のプランを作成した。
- ・学習支援の活動体験を行った。
- ・活動体験で経験したこと、感じたことなどを振り返り、講師、受講生同士で共有するとともに、学習支援ボランティアの役割について考えた。

(ii) 講師

- ・NPO 法人さいたまユースサポートネット指導者
- ・(一社) 彩の国子ども・若者支援ネットワーク指導者

(iii) 活動体験先一覧

会場	市町村	団体名
所沢	所沢市	学習ひろば
	所沢市	青少年多文化学びサポート (ESMY)
	所沢市	こどもカフェ
	入間市	入間学習支援の会 こども☆チャレンジひろば
	飯能市	HANNO アフタースクール
熊谷	深谷市	NPO 法人学育ふっくらむ
	深谷市	社会福祉法人 三愛学園 児童養護施設さんあい
	鴻巣市	NPO 法人ワーカーズコレクティブこうさてん
	熊谷市	社会福祉法人 埼玉県社会福祉事業団 児童養護施設おお里
	熊谷市	熊谷なないろ食堂
伊奈	深谷市	NPO 法人学育ふっくらむ
	上尾市	NPO 法人なごみ
	蓮田市	一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワーク (小学生 アスポート)
春日部	羽生市	NPO 法人羽生子育てサポートキャロット
	越谷市	多文化こども学習塾
	春日部市	一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワーク (中学生 アスポート)

(iv) 受講者にアンケートを行うとともに、学習支援ボランティアの受け入れ可能な団体の情報を提供し、マッチングを図った。

(E) 講師からの評価

(ア) 講義を担当した2名の講師、モデル事業を担当した4名の指導者に、アンケート評価による評価を依頼した。

(イ) 事業企画に関するアンケート

(i) 講座の内容について

- ・様々な情報と技能を身につけることができる内容で良いとの評価であった。
- ・学習支援の多様な考え方を理解する時間があったほうが良いとの意見があった。
- ・受講者自身に向けて問いかけていくような進め方には、参加者は消極的であるとの意見があった。
- ・貧困や差別、競争的な教育に関する話題には積極的であるとの意見があった。
- ・体験やフィードバックの機会が多いと学びが深まるとの意見があった。

(ii) 講座の時間数（日数）について

評価者6名のうち4名が、活動体験の日数を増やした方が望ましいとの評価であった。

(iii) 活動体験について

評価者6名のうち2名が、事前学習、活動体験、振り返りという構成は良いとの評価であった。

活動場所での経験や理解を深めるためには、今回は活動体験や回数や期間が少ないとの評価であった。

(iv) 今後、学習支援ボランティア養成講座を実施することへの意見について
活動現場の様子をDVDなどで見せる工夫ができると良いとの意見があった。

ボランティアを始めるきっかけづくりには、カリキュラムが長いのではないかとの意見があった。

評価者6名のうち3名が、ボランティア養成は単発でなく継続的な実施が望ましいとの意見であった。

(F) 受入団体からの評価

受講生は自分の得意を生かすなど、意欲的に活動体験を行っており、受入団体にも好評であった。

(ア) 所沢会場（NPO 法人ワーカーズコレクティブこうさてん）

「作文を書く教室」と題して、文章を書くスキルを生かして子供と接してくれた。子供と丁寧に向き合ってくれて、子供たちも大切な経験ができた。

(イ) 熊谷会場（社会福祉法人三愛学園児童養護施設さんあい）

学習指導にやる気が見られ体験の翌週もボランティアとして活動してくれた。

(ウ) 伊奈会場（NPO 法人なごみ）

ネパール人の中学生の女子に数学と国語を教えてくれた。熱心でポイントを押さえた指導であった。

②各年度における予算額及び実績額について

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算	—	4,919	4,919	4,767	3,850
実績	—	4,917	4,918	4,767	3,850

令和元年度シニアボランティア養成事業実績（単位：千円）

科目	予算	実績	残余额
給与手当	1,488	1,993	▲505
非常勤職員報酬	186	270	▲84
福利厚生費	285	368	▲83
旅費	87	26	60
賃借料	182	11	170
災害保険料	19	12	6
消耗品費	244	165	78
印刷製本費	103	29	73
会議費	3	0	3
報償費	528	249	278
通信運搬費	373	370	2
租税公課費	2	2	0
小計	3,500	3,500	0
消費税	350	350	0
合計	3,850	3,850	0

③当該事業に要する人員の状況について

0.1人×7.75時間×240日＝186時間

④関係する法規（ルール）とその遵守状況について

当該事業の遂行にあたり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、埼玉県財務規則第103条第3項第4号等に抵触する事項は発見されなかった。

⑤令和元年度における評価指標とその達成状況について

当該事業の評価指標は、業務の目的にあるとおり、共助の担い手として地域を支える人材を幅広く養成するため、学習支援ボランティアについて、養成講座からモデル事業の実施、マッチングまでを行うプログラムを実施し実践につなげることにある。その目的を達成するため、学習支援の基礎的な知識等を得る講義や団体紹介を行うとともに、今まで培った知識、経験を生かした活動体験や、体験の振り返りを含んだモデル事業を実施した。当該事業において実施した講義、団体紹介、体験学習、振り返りの構成については、講義を担当した講師や、受入団体から概ね良い評価を得ており、県としても同様の評価と考えているが、一方で以下の課題事項がある。

【課題事項】

(ア) 活動体験の回数を増やすことは、本講座を充実させるために有用であると考えられる。しかし、回数を増やす場合は、学習支援に高い意識や関心をもつ受講生には有益であるが、きっかけづくりのための受講生には参加のハードルが高

い。

(イ) 活動体験を受け入れる団体との交渉時に、一回だけの体験では十分な活動の理解ができないのではないかと、突然スタッフ以外の人に加わることに子供たちがどのような反応を示すか、という懸念がある。結果的に受入団体の声は好評であったが、例えば、活動体験の充実や、受講後の活動場所のマッチングの効果を上げる場合、特定の団体と連携し、講座の内容や活動場所までをトータルで企画し、実施することも良いと考えられる。

(ウ) 学習支援の現場は、団体ごとにその活動目的や考え方、支援の方法に違いがあり、また、そこに通う子供たちにも様々な背景があり、こうした実情を理解して講座を企画、運営することが重要である。講師の講義内容、団体の活動の考え方、受講生の想い、それぞれ三者の間でイメージがずれてしまうと、各々の立場で満足度が低下する恐れがあり、十分な配慮が必要である。

シニアは人生経験も豊富であり、子供の支援への考え方も様々であり、積極的であることが本講座の運営を通じて感じられた。地域課題を解決する一つの糸口である子供の居場所としての学習支援の活動は、重要な活動であり、シニアが地域で活躍するための大きな受け皿になると考える。

⑥監査人としての評価について

(A) まとめ

本事業の実施により、養成講座からモデル事業の実施、マッチングまでを実施し、講義を担当した講師や、受入団体から概ね良い評価を得ており、当初の目的は一定程度達成できているものと考えられる。

【意見15】市町村やボランティア受入団体と十分に連携をとり、マッチングの効果をさらに高めるように努めるべきである。

本事業の実施により、一定程度の効果はあると考えられるが、学習現場から複数の課題もあがっており、きっかけづくりのための受講生にとって参加のハードルが高いことや、学習支援ボランティアについての関連当事者間でのイメージのずれが発生し、各々の立場で満足度が低下する恐れがあるため十分な配慮が必要である。そのためには、例えば特定の団体と連携し、講座の内容や活動場所までをトータルで企画し、実施することも一つの方法と考えられ、活動体験の充実や、受講後の活動場所のマッチングの効果をさらに高めるように努めるべきである。また、ボランティアの受入団体となる様々なNPO 法人や社会福祉法人等と連携をとり、マッチング数を増加させることが必要と考える。

(B) 福祉の増進への貢献状況について

当初目標としていた4ヶ所以上での講座を開催し、共助の担い手の養成や活

動団体との交流につなげることができていると考えられ、福祉の増進に貢献していると考えられる。

(C) 費用対効果について

【意見16】 講座の開催場所について市町村と連携をとり、比較的人口が多い市町村で開催すべきである。

県内を東西南北に分け、東部は春日部市、西部は所沢市、南部は伊奈町、北部は熊谷市といった形で開催場所のバランスをとろうとしている。この中で、南部を伊奈町としているが、比較的人口が多い南部の市町村は他にも考えられる。人口が多い市町村では独自事業として同様の講座を実施している場合もあるが、市町村と十分に連携をとりながら、できる限り多くの方に参加してもらえる様、費用対効果も考慮の上、なるべく人口が多い市町村において開催することが望ましい。

(D) 各論点（委託事業や補助事業）について

【意見17】 シニアボランティア養成事業は長期にわたり一者随意契約となっているが、本事業の効果及び効率性を高めるために、他者も本事業を実施できるか検討すべきである。

本事業の実施は、いきいき埼玉に委託されており、本事業が開始された当初からの一者随意契約となっている。県の主張する選定理由は、次のとおりである。

いきいき埼玉は、県が市民活動を支える中間支援機関として設置した「彩の国市民活動サポートセンター」を運営するとともに、市町市民活動サポートセンターや大学ボランティアセンターを会員とするネットワークの事務局を務め、日ごろから関係団体との連携を行っている。その機能を活用して、ボランティアやNPO等で活躍する人材を育成するための「ボランティア・NPO 体験講座」「シニア共助担い手塾」を実施している。実施に必要なノウハウや情報及び県内全域にわたるネットワークを有している団体は他になく、さらに、いきいき埼玉は県内のシニア世代を対象とした彩の国いきがい大学や埼玉県シルバー人材センター連合を運営している。県内全域を対象に、元気な高齢者に向けて直接働きかけることができる体制があるのは当財団のみである。また、平成28年度から30年度まで委託したシニアボランティア養成講座では、受講者数5,709人という結果を出している。よって、長年の経験と実績や様々なネットワークを有し、効果的に事業の参加者を取り込むことが可能な委託先はいきいき埼玉のみであるため、随意契約の相手方として選定している。

以上の県の選定理由には、いきいき埼玉がシニア向けの様々な講座を実施するノウハウや、効果的に事業の参加者を取り込む経験、実績及びネットワークを有しており、一定の合理性があるものと考えられる。一方、本事業には様々な課題もあり最善の実施方法を試行錯誤している状況ではあるが、令和2年度

から本事業は埼玉未来大学の講座の一つに組み込まれ、より効果的なものになることを目指している。過去の経験、実績は重要であるが、新たな考えや価値観、ネットワークをさらに積極的に取り入れることが、本事業の効果及び効率性を高めるために重要であり、そのためには本事業の実施団体を一者のみではなく、他者が実施できるか検討すべきである。

(E) その他（他の地方自治体や県の他の部や課で実施している関連事業や類似事業との比較、定量的・定性的な分析、提言等）

【意見18】 遠方の受講希望者にも受講しやすい環境をつくることや、不測の事態による講座の中止を回避するため、オンラインでも受講できるようにすべきである。

当該事業の講座開催会場から遠方の受講希望者がいた場合、遠方であることを理由に参加が難しいケースが発生する可能性があり、学習支援ボランティアの育成に支障が出ることが考えられる。また、対面式の講座では、新型コロナウイルス感染拡大等の不測の事態により、講座が中止になる可能性も否めない。そのため、オンラインで開催可能か否かを十分に検討し、共助の担い手として地域を支える学習支援ボランティアの養成をさらに促進すべきである。

(6) 人生100年時代を見据えたソーシャルビジネス支援事業業務について

人生100年、自分らしさで社会を変える
10ヵ月で学べる
社会起業家育成プログラム 参加者募集中

長年培ってきた経験と高いスキルを活かして、地域の社会的課題の解決者として地域を引っ張っていく！
 地域の仲間・研究者・先輩起業家と交流をしながら、ソーシャルビジネスの起業方法が学べる講座です。

こんな思いを実現しませんか

- 地元食材でカフェを開きたい
- 地域の介護を支える事業をしたい
- 子育てママの孤立を防ぎたい
- エコな移動サービスを提供したい
- 中小企業の交流を支援したい

受講のメリット

- 最新の事例と実践に基づくビジネスプラン作り！
 起業に必要な知識が得られます！
- 起業家支援団体、参加者、自治体を合わせた
 仲間づくりができます！
- よりよい地域の実現に貢献しながら、
 生きがい、人生を輝かします！

登壇者一例

社会起業、シニア起業支援の第一人者が登壇

- 藤原 明** / リモネ総合研究所 / リーナルビジネス部長
- 広石 拓司** / 株式会社アップリック / 代表取締役社長
- 片桐 実央** / 株式会社カンライフ / 代表取締役社長

開催概要

- 対象者: 主に40歳以上で起業をお考えの方
- 定員: 100名(申込順)
- 参加費: 5,000円(金8回分)
- 受講期間: 2019年8月～2020年3月
- 開催会場: 新都市ビジネス交流プラザ (京北与野駅前・近鉄川口駅南口徒歩8分)
 住所: さいたま市中央区上里台7丁目3-2

※起業家以外には以下のいずれかを応募してください。必ずです。
 ・多業種の経営者の交流を促す「一般社団法人埼玉ニュービジネス協議会」
 ・最新の経営情報を社会人大学でわかりやすく提供する「埼玉未来大学」
 埼玉県内外の一流の起業家・研究者を招いて、ソーシャルビジネスのノウハウを学べます。

「起業家育成プログラム」の学びをさらに深めたい方へ
「新都市ビジネス交流プラザ」のハンドブックをプレゼント!

2019年度 埼玉県 人生100年時代を見据えたソーシャルビジネス支援事業

①概要

(A) 業務の目的

2025年問題を控え、「人生100年時代」を迎えた今、人生二毛作、セカンドライフと言われる定年退職後の元気なシニアが、自分の希望に合わせ様々な分野で活躍できる社会を構築する必要がある。

県では、「人生100年時代」を楽しみ、また充実させるために、社会活動に参加（地域デビュー）することを推進している。

県内には、現役時代に得た豊富な経験値を持ち意識の高いシニアが数多く存在する。そこで、このようなシニアを支援することにより、地域課題を自ら考え取り組む行動力のあるシニアを育成し活躍を促し、地域課題の解決を図ってもらうことを目的とする。

(B) 委託業務の内容

当該業務の内容は、社会起業家育成講座の実施であり、埼玉県からりそな総合研究所株式会社に委託されている。具体的には、現役時代に培ったスキルやノウハウ等を地域課題の解決に活かすことを視野に入れた講座を行う。例えば、環境問題、社会福祉など社会の課題を解決するためにはどのような事業にするか、大学院レベルの内容を行う。参加者には、受講後に地域課題の解決に取り組む社会起業家又は担い手として活躍してもらう。

講座の概要は、県内大学（埼玉大学）、いきいき埼玉、NPO実践者、企業等の協力のもと座学、ワークショップ、フィールドワーク、発表回答の実施を基本とし以下のとおりとする。

ア) 座学

地域課題の解決に取り組む社会起業家を育成するための基礎的講座とする。

イ) 地域課題別ワークショップ

参加者を環境問題、子育て問題、高齢者問題、地域振興問題、中小企業支援等の地域課題別にワーキンググループを編成しワークショップを行う。

ウ) フィールドワーク

グループごとに地域活動の現場に派遣し、地域活動を実践する。

エ) ビジネスプランの策定

グループごとにパイロットプロジェクトとしてビジネスプランを策定する。

オ) ビジネスプランの発表

社会起業家や興味を持つ企業、その他関係者を招き、グループごとにビジネスプランを発表するとともに交流会を実施する。

カ) 支援

メンターとして支援し、起業に向けた支援(フォローアップ)を行う。

(C) 社会起業家育成講座の実施概要

	内容	参加者数※
1回目 8/24	講座①：社会的起業のイメージ醸成 ワークショップ①：社会・地域課題の洗い出し	95人
2回目 9/28	講座②：具体的取組課題の定め方 ワークショップ②：協働による具体的取り組み課題の検討	82人
3回目 11/2	講座③前半：起業・イノベーションに関する経営学 ワークショップ③：グループディスカッション 講座③後半：社会的起業の流れ及び成功事例フィールドワークのポイント	54人
4回目 11/24～ 12/15	フィールドワーク	62人
5回目 12/14	講座④：シニア起業におけるビジネスプラン策定① ワークショップ④：ビジネスプランの試作、個別相談会	43人
6回目 1/25	中間発表会：ビジネスプラン発表	30人
7回目 2/15	講座⑦前半：シニア起業におけるビジネスプラン策定② 講座⑦後半：先行事業者への参画方法、社会的起業の資金調達	39人
—	宿題：ビジネスプランの完成	—
8回目	最終発表会：コロナウィルス感染拡大防止の観点から中止	—

※アンケート回答者数に基づく数値。ただし、4回目はフィールドワーク参加者数。

②各年度における予算額及び実績額について

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算	—	—	—	—	8,883
実績	—	—	—	—	8,873

③当該事業に要する人員の状況について

1.1人×7.75時間×240日=2,046時間

④関係する法規(ルール)とその遵守状況について

当事業の遂行にあたり、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に抵触する事項は発見されなかった。

⑤令和元年度における評価指標とその達成状況について

成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・起業に向け始動した人数は、受講生の30%以上 ・起業しない受講生は、地域活動等の担い手となるよう努める
結果	・107名中33名(30.8%)について、最終アンケート(※1)及び第7回の事前アンケートにより起業意思を確認できた

(※1)起業意思確認の最終アンケートの「今後の起業に関する状況について」結果内訳

1	起業はしない見込み	2人
2	起業をするかももう少し情報を集めてから考えたい	12人
3	起業に向けて動くきっかけを得た	18人
4	起業に向けて具体的に動き始めている	6人
5	既に起業しているが、別の分野で新たに事業を始めた	1人
6	その他(起業意思あり)	3人
7	その他(起業意思なし)	1人

【意見19】効果測定について、目標達成するために実績値を集計するのではなく、事業目的に合致した効果を有する数値を集計すべきである。

当事業の効果測定として、受講者のうち33名(30.8%)に起業意思を確認できたとされており、検査合格しているが、この33名の内訳は以下のとおりである。

上記3	起業に向けて動くきっかけを得た	18人
上記4	起業に向けて具体的に動き始めている	6人
上記5	既に起業しているが、別の分野で新たに事業を始めた	1人
上記6	その他(起業意思あり)	3人
講義内の事業計画書の記入状況をみて起業意思があるとみなされたもの(※2)		5人
合計		33人

(※2)上記表の起業意思があるとみなされた5人は、第7回講義開催前の事業計画作成状況調査結果(下記の表)の中で○△の個数が6つ以上ついている人数である。

事業計画書の記入状況について	○	△	×
代表者経歴	19人	8人	13人
経営理念・目的・動機	20人	6人	14人
事業コンセプト	18人	6人	16人
事業内容	14人	9人	17人
雇用・人員計画	5人	13人	22人
地域連携・情報発信計画	6人	10人	24人
販売先・仕入先(予定)	4人	6人	30人
必要な資金と調達方法	4人	6人	30人
収支計画(月平均)	4人	6人	30人

しかし、成果指標は仕様書によると「起業に向け始動した人数」である。この点、人生100年時代を見据えたソーシャルビジネス支援事業業務委託説明会実施結果概要の質疑応答では、「成果指標中「起業に向け始動した」のイメージは？」という問いに対し「基本的には「起業に向け着手した」と客観的に言える程度に考えている」という回答があった。とするならば、起業に向け始動した人数は、上記4の起業に向けて具体的に動き始めている6人と上記5の既に起業しているが別の分野で新たに事業を始めた1人の合計7人ということになるであろう。事業計画書において明確にコンセプトを記入できたことは、起業意思を認めることにはなるかもしれないが、起業に向け着手したとは言えない。また、起業意思のみではなく実際に起業に向け着手して初めて、当該事業の目的に合致するのではないか。仮にみなし人数を効果測定の実績値に含めたとしても、実績値は12人であろう。これらのことから、業務報告書における効果測定は、目標値に無理やり合わせた数値だと推測される点で問題がある。委託事業での効果測定は非常に大事なものであり、税金を投入している以上、県民が納得できるように事業目的に合致した効果を客観的に検証できる数値によって測定すべきである。例えば、当委託事業終了後に追跡調査等を行い、受講生のその後の動向を把握し、その中から実際に起業に向け始動した人数をカウントするなど当事業の効果測定を行うことが必要であると考えます。

【意見20】 起業しない受講生は、地域活動等の担い手のとなるよう努めるという成果指標について効果測定を行っておらず、当委託事業の効果が不明である。追跡調査等をして測定を行うべきである。

当委託事業の成果指標である、起業しない受講生は、地域活動等の担い手のとなるよう努めるという指標について効果測定を行っていない。この点について、担当課からは、追跡調査等は実施しておらず、受講者向けのFacebookを開設し受講者同士の交流や情報交換、県からの情報提供の場としていると説明を受けた。しかし、受講者同士の交流や情報交換、県からの情報提供の場としてFacebookを開設したことは、起業しない受講生が地域活動等の担い手となることに努めたことの効果達成には不十分と思われる。そもそも「努める」と成果指標に掲げることは効果測定をしないことを許容することにつながり、不適切であると考えます。なぜなら税金を投入した委託事業の効果測定を行わないことは決して認められないと考えますからである。したがって、当委託事業の終了後に受講生に対する追跡調査等をして効果測定を行うべきである。また、受講生の追跡調査を行って受講生の動向を分析することは、今後の埼玉県民のために行う事業に有益であると考えます。

⑥監査人としての評価について

(A) まとめ

当事業は、現役時代に得た豊富な経験値を持ち意識の高いシニアを支援することにより、地域課題を自ら考え取り組む行動力のあるシニアを育成し活躍を促し、地域課題の解決を図ってもらうことを目的とし、社会起業家育成講座を

実施するものである。

当該講座は、委託先であるりそな総合研究所の職員や企業の経営者、埼玉大学の准教授を講師として招いて、座学やグループワーク、フィールドワーク、発表会を開催しており、業務報告書を閲覧した限りその内容も充実したものになっている。しかし、高齢者にとって起業はハードルが高いせいか、60代以上の参加者が少なかったため、シニアを支援する観点からは有効性に疑問が残る。また将来を見据えてプレシニアを対象にするということは大変重要ではあるが、将来を見据えるならば、単年度の実施だけでは当事業の効果は不十分であろう。今後「埼玉未来大学」において、当事業と同じような事業が長期的に行われれば、当事業の支出の効果が未来に出現すると期待できるのではないだろうか。

(B) 福祉の増進への貢献状況について

【意見21】人生100年時代を見据えたソーシャルビジネス支援事業は、必要性が認められる事業ではあるが、その効果は現在及び将来の元気な高齢者を支援に資するという観点からは、改善の余地があったものと思われる。その原因は、60代以上の参加率が低かったことと、単年度の実施のみだったことにあると考えられる。よって、この点に留意し、必要な対応や再発防止策を講じた上で事業を実施すべきである。

当事業の実際の参加者の年代は以下のとおりであった。

年齢	参加者数
30代	5人
40代	29人
50代	50人
60代	21人
70代	1人
未回答	1人
合計	107人

60代以上の割合は21%弱であり、参加者の79%が働き盛りの世代である。この点に関し担当課からは、今後高齢者の増加が著しいため、社会や地域の担い手として活躍していただくには、プレシニア層にも働きかけることが重要と考えたため対象者を主に40歳以上にしたという説明を受けた。確かに今後ますます高齢化が進む中においてプレシニア層に働きかける事は重要である。しかし、単年度の実施では効果は薄く、単に働き盛りの世代に税金を投入して起業支援を行ったことに近いのではないだろうか。また、当事業の目的は、仕様書によると、定年退職後の元気なシニア支援することにより、地域課題を自ら考え取り組む行動力のあるシニアを育成し活躍を促し、地域課題の解決を図ってもらうことであるから、元気なシニアに対する支援に資するという観点からは効果は不十分である。よって、この点に留意し、必要な対応や再発防止策を講

じた上で事業を実施すべきである。

(C) 費用対効果について

当事業の委託金額は、8,872,710円である。参加者は107名であり、1人当たりに換算すると82,922円になる。また参加者のうちに起業の意思が確認されたのは33名であり1人当たりに換算すると268,870円である。さらに、起業に向けて始動したのは7人であり、1人当たりに換算すると1,267,530円になる。そして、当事業の福祉の増進へ貢献度については上述したとおり不十分であったと考える。したがって、当事業の成果に対して最小の経費・労力で事業が執行されたとは言い難い。

(D) 各論点（委託事業や補助事業）について

ア) 委託契約管理

監査手続きの結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ) 事務手続のルールへの準拠性（入札・契約制度の透明性・客観性・市場性）

監査手続の結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

ウ) 随意契約（一者随意契約、プロポーザル等）理由の合理性

当事業は公募型の企画提案による随意契約が認められている（地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。

また、理由として「社会起業家の育成という専門性を有する業務であるため、単に価格の安さだけで選定したのでは期待した結果が得られない場合が生じる懸念がある。そこで、公募により複数の者（受託希望者）からその目的に合致した企画を提案してもらい、競技することによりその中から企画・提案能力のあるものを選ぶこととしたい。」とされているため、公募型の企画提案による随意契約に合理性があると考えられる。

エ) 委託先の選定の客観性・委託先は経済性及び有効性の追求が期待できるか

委託先の選定は、委託先選定委員会にておいて4名の県職員である選定委員及び外部の選定委員により、参加起業2社の中から評価審査を経て決定されており選定に関する資料を閲覧した結果、特に問題はないと判断する。

オ) 履行確認

契約書、業務委託仕様書、委託業務完了報告書、実施報告書に基づいて、検査員が確認している。

カ) 委託することの合理性

当事業は、県の直接事業とすることより委託事業との方が、経済合理性

が高いと考えられるため、委託することに合理性があると考えます。

キ) 仕様の効率性

当事業の仕様書には、事業の目的、会場、業務内容等が詳細に定められており、適切な内容であると判断する。

ク) 予定価格の妥当性

監査手続の結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

ケ) 交付団体に対する指導・監督の適切性

監査手続の結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

コ) 成果の検証の状況

人生 100 年時代を見据えたソーシャルビジネス支援事業の検査調書は、検査意見として「合格」とある。委託事業はその効果測定、つまり合格と判断した根拠や過程の説明責任があることから、その合格と判断した根拠や理由についても明らかにすることが望ましいと考える。

(7) 埼玉都民のための“地域で楽しく生きる”セミナー業務委託事業について

①概要

(A) 業務の目的

2025 年問題を控え、「人生 100 年時代」を迎えた今、人生二毛作、セカンドライフと言われる定年退職後の元気なシニアが自分の希望に合わせ、様々な分野で活躍できる社会を構築する必要がある。

県内には、地域でのつながりが希薄な埼玉都民も多く、定年後の生活に不安を抱くものも多いことが予想される。

そこで、埼玉都民向けに、地域デビューの必要性や楽しさなどを啓発するセミナーを開催し、フォローアップしていくことで円滑な地域デビューにつなげることを目的とする。

(B) 委託業務の内容

都内に勤務する概ね 45 歳以上の県民に、地域デビューの必要性と楽しさを実感できるセミナーを開催し、フォローアップ(※1)していくことで、一日も早い地域デビューにつなげる。

埼玉都民は、平日は終日会社、休日は家族サービスや取引先との関係づくり等で忙しく、なかなか地域に飛び込むことができない。そこで、埼玉都民向けに地域を知る機会、つながるきっかけとなる場を身近な場（会社の近く）に作る必要がある。具体的には、埼玉都民が参加しやすい、平日の夕方から夜間にかけて、ターミナル駅（有楽町）周辺の会場で、対象層に人気のある経

経済評論家やスポーツ関係者に講演してもらい、地域活動の重要性を認識してもらおう。同時に、意欲のある市町村にブースを設けてもらい、情報交換の機会を創出することで、地域への愛着、地域活動への意欲喚起を図る。さらに、地域活動意欲を行動に昇華させ、円滑な地域デビューにつなげていくために、イベント実施後に、県、市町村の地域活動関連情報を定期的に情報発信していく。



セミナー開催概要は以下のとおり。

日時	令和元年 11月1日(金) 16:00~20:30
場所	有楽町よみうりホール
セミナー内容	・ホール内での著名人による講演会 ・ロビーにおける市町村等PRブースの設置(※2)
ホール演目	1部:トークセッション「埼玉の魅力と地域活動」ゲスト佐々木則夫氏、聞き手村田綾氏 2部:講演「埼玉で暮らす悠々自適の定年後」森永卓郎氏
参加定員	1,000名
事前申込人数	383名
当日参加人数	275名

(※1)参加者へのフォローアップの実施

〈フォローアップメールの配信〉

事前登録された人を対象に、埼玉県及び市町村主催の地域活動関連のイベント等の情報をPDFにて配信。

1回目:11月15日(金)配信

2回目:12月23日(月)配信

3回目:1月28日(火)配信

4回目：2月28日（金）配信

5回目：3月2日（月）配信

<アンケートメールの配信>

1月22日（水）配信

2月10日（月）配信

(※2)参加市町村

1	長瀨町
2	杉戸町
3	さいたま市
4	川口市
5	蕨市
6	上尾市
7	草加市
8	越谷市
9	久喜市
10	八潮市
11	三郷市
12	白岡市
13	宮代町
13	所沢市
15	朝霞市
16	ふじみ野市
17	その他市町村



(C) セミナー来場者アンケート結果（一部抜粋）

Q：「当該イベントで、地域活動への意欲は高まりましたか？」

高まった	118 人	67%
どちらともいえない	56 人	31%
高まらなかった	3 人	2%
合計	177 人	100%

(D) 事前登録者に対するセミナー後のアンケートメール結果（一部抜粋）

Q：「これまでにご案内したイベントや地域活動に関連する行事等に参加されたものはありますか？」

ある	15 人	44%
ない	19 人	56%
合計	34 人	100%

Q：「セミナー後、地域活動に関して、どのような変化がありましたか？（該当するものを全て選んでください）」

セミナーの内容を家族や友人等に伝えた	17	22%
地域活動を近いうちに、実施したいと考えるようになった	12	16%
地域活動について、家族や友人、知人等と会話するようになった	8	11%
地域活動をインターネットで情報収集したり、関連書籍を読むようになった	19	24%
近所の方に挨拶するようになった	4	5%
趣味を人と一緒に行うようになった	4	5%
地元の祭りの手伝いをした	0	0%
地域の市民団体等が主催する趣味教室に参加した	5	7%
行政や市民団体等が実施しているボランティア活動を行うようになった	5	7%
その他	2	3%

②各年度における予算額及び実績額について

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予 算	—	—	—	—	7,894
実 績	—	—	—	—	7,684

③当該事業に要する人員の状況について

1. 1 人×7.75 時間×240 日=2,046 時間

④関係する法規（ルール）とその遵守状況について

当事業の遂行にあたり、地方自治法第 234 条第 2 項及び地方自治法施行令第 167

条の2第1項第2号に抵触する事項は発見されなかった。

⑤令和元年度における評価指標とその達成状況について

成果指標	・セミナーについては800人以上の参加者を確保する。 ・参加者の地域デビューに向けた動きを把握する。
結果	・セミナー当日参加者275名 ・セミナー後メールにてアンケートを実施

目標数値800人に対して実績値は275名であり、目標達成率は34%である。

セミナー後のアンケートメールの結果は上述のとおりであり、セミナー後に地域活動に参加した人数は15人(44%)であった。また、地域活動に参加はしてなくても、地域活動に興味をもった等の変化があったことをアンケートから伺える結果となっている。

【意見22】成果指標は、当該事業の目的に合致した効果を示す指標を用いるべきである。

セミナー参加者数は確かに当事業の一定の効果を示しているが、セミナーに参加したという事実だけでは埼玉都民の地域デビューにつながったという効果を測定することはできない。また、参加者の地域デビューに向けた動きを把握するという成果指標は、把握するだけでは成果指標として不十分であり、どれくらいの参加者を地域デビューにつなげることができたかというところまで把握してその人数を成果指標に設定することではじめて当事業の効果を測定できると考える。

これらの点を踏まえ、当該事業の目的に合致した効果を示す指標を、効果測定に使用すべきである。

⑥監査人としての評価について

(A) まとめ

当事業は、地域でのつながりが希薄な埼玉都民を円滑な地域デビューにつなげることを目的として、地域デビューの必要性や楽しさなどを啓発するセミナーを開催し、フォローアップしていく事業である。

セミナーの参加定員が1,000名であるのに対して、当日参加者は275名であった。その理由としては、月初の週末であったことや都内での広報活動が弱かったからとのことである。また、事前登録者383人に対してのセミナー開催後3か月後に実施したメールでのアンケートの回答者は34名であり、セミナー後において地域活動に参加したのはその内の15人(44%)であった。担当課としては、目標達成に至らなかったのは残念であったが、埼玉の良さ、地域活動の魅力を県民目線で伝え、当事者意識を促し、地域活動意欲を喚起することができたのではないかと考えているとのことである。しかし、当事業は、セミナー参加者及びフォローアップのアンケート回答者数からみて、反応が著しく低かった。それを「残念であるが、効果があった」と担当課が結論づけることには疑

間を感じている。

とはいえ、今後の高齢化社会を見据えての、地域でのつながりが希薄な埼玉都民に向けて地域デビューの必要性や楽しさなどを啓発することは重要なことであつたと評価できる。当事業は令和元年度にて終了し、今後後継となる事業は未定だが、当事業の結果を分析調査し、記録を残し、今後における埼玉都民のための事業に役立てることを期待したい。

(B) 福祉の増進への貢献状況について

【意見23】埼玉都民のための“地域で楽しく生きる”セミナー業務委託事業は、必要性が認められるが効果が不十分な事業であり、必要な対応や再発防止策を講じた上で事業を実施すべきである。

埼玉都民のための“地域で楽しく生きる”セミナー業務委託事業は必要性が認められる事業ではあるが、その効果は当事業が働き掛けることができた人数が著しく低かつたことから不十分であつたと思われ、その原因は、開催日が月初の週末であつたことや、広報活動の弱さ等にあつたと考えられる。よって、この点に留意し、必要な対応や再発防止策を講じた上で事業を実施すべきである。

(C) 費用対効果について

当事業の委託金額は7,683,500円である。セミナー参加者は275名であり、1人あたりに換算すると27,940円である。また当事業によって、地域デビューした人数は、担当課によると10人であり、1人あたりに換算すると768,350円である。それゆえ、当事業の成果に対して最小の経費・労力で事業が執行されたとは評価できない。

(D) 各論点（委託事業や補助事業）について

ア) 委託契約管理

監査手続の結果、特に指摘すべき事項は発見されなかつた。

イ) 事務手続のルールへの準拠性（入札・契約制度の透明性・客観性・市場性）

監査手続の結果、特に指摘すべき事項は発見されなかつた。

ウ) 随意契約（一者随意契約、プロポーザル等）理由の合理性

当事業は公募型の企画提案による随意契約が認められている（地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。

また、理由として「本事業は、主にプレシニア世代の埼玉都民を地域デビュー（地域活動を始めること）につなげることが目的であり、ターゲットとなる参加者を効果的に募り、円滑に地域デビューさせるきっかけづくりを行うものである。そのため、受託業者には、対象者を効果的に集客し、地域デ

ビューにつなげるノウハウが求められる。したがって、業者選定に当たっては、単なる価格競争となる入札ではなく、提案内容を吟味し、比較検討することで、最も適した業者を選定する『公募による企画提案競技』による必要がある」とされているため、公募型の企画提案による随意契約に合理性があると考えられる。

エ) 委託先の選定の客観性・委託先は経済性及び有効性の追求が期待できるか
委託先の選定は、委託先選定委員会にておいて4名の県職員である選定委員及び外部の選定委員により、参加起業2社の中から評価審査を経て決定されており選定に関する資料を閲覧した結果、特に問題はないと判断する。

オ) 履行確認

契約書、業務委託仕様書、委託業務完了報告書、実施報告書に基づいて、検査員が確認している

カ) 委託することの合理性

当事業は、県の直接事業とすることより委託事業との方が、経済合理性が高いと考えられるため、委託することに合理性があると考えられる。

キ) 仕様の効率性

当事業の仕様書には、事業の目的、開催日時、会場、業務内容等が詳細に定められている。しかし、成果指標の設定については、上述のとおり、具体性を欠ける指標を設定していると考えられる。

ク) 予定価格の妥当性

監査手続の結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

ケ) 交付団体に対する指導・監督の適切性

監査手続の結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

コ) 成果の検証の状況

埼玉都民のための“地域で楽しく生きる”セミナー業務委託事業の検査調書については、検査意見として「合格」とある。委託事業はその効果測定、つまり合格と判断した根拠や過程の説明義務があることから、その合格と判断した根拠や理由についても明らかにすることが望ましいと考えられる。

(8) 共助による地域のきずなづくり事業について

①概要

当事業は、元気な高齢者等のボランティアが、援助の必要な高齢者等を支えるとともに、ボランティア自身の介護予防と地域の商業振興等につながる「地域支え合いの仕組み」づくりを支援することを目的として、「地域支え合いの仕組み」を実施する団体に対し、補助金を交付するとともに、実施団体の活動を支援する事業である。「地域支え合いの仕組み」とは、高齢者等のちょっとした困りごとを地域のボランティアがお手伝いをし、その謝礼を地域商品券で受け取る等する仕組みである。

補助額は1実施団体(1市町村につき1実施団体まで)当たり最大で450万円(補助率100%)で補助期間は最長で3年間である。

実施要領では、補助の対象となる事業は、ボランティアが利用者を支えるとともに、ボランティア自身の介護予防と地域の商業振興等につながる事業であり、以下に例示するサービスである。

- ・買い物代行
- ・外出の支援(買い物同伴、通院付き添い、散歩の同行など)
- ・部屋の掃除(家具の移動、窓ふき、電球交換など)
- ・障子の張り替え
- ・屋外における作業(庭の手入れ、ゴミ出しなど)
- ・話相手
- ・その他必要とする日常生活の援助

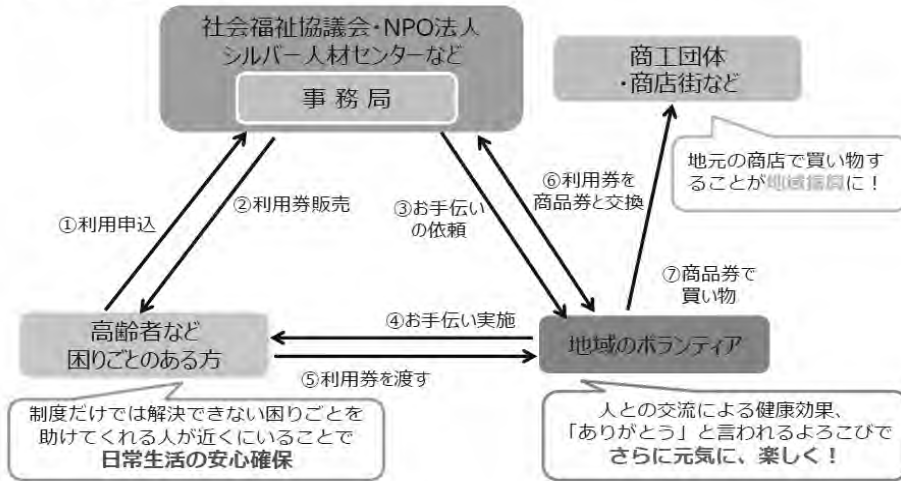
平成30年度において埼玉県内全63市町村の実施団体への3年間の補助が終了したため、令和元年度においては補助金の支出は行われていない。

直近5年間における補助金交付状況は以下のとおりである。

(単位：団体数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
初年度	6	1	0	0	—
2年目	8	6	1	0	—
3年目	8	8	5	1	—
合計	22	15	6	1	—

参考：仕組みイメージ



地域支え合いの仕組み実施主体



埼玉県が団体の活動を支援しています！

- ・ 実施団体と一緒にボランティア養成講座を開催します。
- ・ ボランティア確保のための取組のノウハウを提供します。
- ・ 実施団体全体会議を開催し情報交換と交流の場を提供します。
- ・ 実施団体の優れた取組を共有するためニュースレターを発行します。
- ・ 実施団体と関係機関との連絡調整を行います。
- ・ この他にも、運営でお困りのことなどの相談に応じます。

埼玉県県民生活部 共助社会づくり課 担い手支援担当
 電話：048-830-2819
 メール：a2835-10@pref.saitama.lg.jp
 URL：http://www.pref.saitama.lg.jp/site/sasaeai/

②各年度における予算額及び実績額について

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予 算	34,265	22,121	9,855	3,392	463
実 績	30,489	21,047	7,586	1,816	(※) 170

(※) 内容は、県職員の旅費交通費、実施団体全体会議の会議室利用料金、担当課の他の事業の委託先選定委員会出席の謝礼金及び手話通訳料である。

【意見 2 4】事業ごとの費用管理の観点から、他事業に関する費用は別管理すべきである。

令和元年度における実績額の中には、当事業である地域支え合いの仕組み推進事業とは別の事業にかかった費用が含まれている。具体的には、前述のアクティブシニア地域デビュー推進事業（PR 部門）における委託先選定委員会出席の謝礼金 40 千円と同じくアクティブシニア地域デビュー推進事業（PR 部門）におけるイベントの手話通訳料 42 千円である。これは、債権者から法人としての請求があり役務費（手数料）執行をせざるを得なくなったため当事業に計上したとのことである。しかし、他の事業にかかる費用まで決算額に計上することは、特に当事業の令和元年度の実績は低いので、担当課として当事業に費やした職務執行が実際より大きくみえる等の誤解を招く恐れがあり管理上問題である。それゆえ、できるだけ当事業にかかった費用だけを計上すべきである。

③当該事業に要する人員の状況について

0.5 人×7.75 時間×240 日＝930 時間

④関係する法規（ルール）とその遵守状況について

補助金の交付手続等に関する規則

埼玉県地域支え合いの仕組み推進事業補助金交付要綱

埼玉県地域支え合いの仕組み推進事業補助金実施要領

⑤令和元年度における評価指標とその達成状況について

指標：ボランティア登録者数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
目標値	4,680 人	4,860 人	5,040 人	5,220 人	5,400 人
実績値	4,842 人	5,054 人	5,464 人	5,498 人	5,673 人

【意見 2 5】評価指標について、地域支え合いの仕組みボランティア登録者数だけでなく、実際にボランティアを行った人数も使用するべきである。

当事業の評価指標は、地域支え合いの仕組みボランティア登録者数であり、目標値の算出方法は、団塊の世代が 75 歳以上になる令和 6 年度末において、1 団体当たりのボランティア登録者数を約 100 人（活動が盛んな団体の登録者数）、63 団体で 6,300 人まで引き上げることを最終目標として算出している。確かにボランティア登録者数も共助社会づくりの推進の一定の効果を示しているといえよう。しかし、登録のみで実際にボランティアを行っていないければ効果は薄い。したがって、当事業の目的である「元気な高齢者等のボランティアが、援助の必要な高齢者等を支えるとともに、ボランティア自身の介護予防と地域の商業振興等につながる地域支え合いの仕組みづくりを支援すること」の効果をより適切に把握するためには、登録者数だけでは十分とは言えず、実際にボランティアを行った人数も併せて評価指標

とすべきである。令和元年度における実際にボランティアを行った人数は、担当課によると把握しておらず、実施団体へのヒアリングした結果を平均すると概ね登録数の3割とのことである。実施団体への補助が終了した今後のさらなる効果を期待するためにも、実際のボランティア数の目標設定及び実績も併せて把握を行うべきである。

⑥監査人としての評価について

(A) まとめ

当事業については、令和元年度においては補助金の支出がなかったことから、概ね指摘すべき事項はないと判断する。補助金の支出が終了した今後においては、地域の高齢者等を支えるという効果が持続するために、予算内での範囲でより活発でより工夫された、県の実施団体の活動を支援する等の取組が重要になってくると考える。

(B) 福祉の増進への貢献状況について

地域支え合いの仕組みは、地域の高齢者の自治上生活の安心確保、ボランティアをする元気な高齢者の健康づくり、地域振興という3つの観点から有効性が認められると考える。

(C) 費用対効果について

令和元年度においては補助金の支出がなかったこと及び事業の効果を鑑みると費用対効果について、特に指摘すべき事項はないと判断している。

(D) 各論点（委託事業や補助事業）について

ア) 補助することへの公益性

令和元年度においては補助金の支出がなかったため、指摘すべき事項はない。

イ) 交付要綱の整備・遵守状況

令和元年度においては補助金の支出がなかったため、指摘すべき事項はない。

ウ) 補助金額の算出基準の合理性

令和元年度においては補助金の支出がなかったため、指摘すべき事項はない。

エ) 交付時期及び支払方法の妥当性

令和元年度においては補助金の支出がなかったため、指摘すべき事項はない。

オ) 制度の統合、廃止等の変更の必要

当事業は、埼玉県全63市町村で行われており、地域の高齢者の日常生活の安心確保、ボランティアをする元気な高齢者の健康づくり、地域振興に貢献して

いると考えるため、当事業を廃止することは適切ではないと判断する。

カ) 精算の妥当性

令和元年度においては補助金の支出がなかったため、指摘すべき事項はない。

キ) 交付団体に対する指導・監督の適切性

担当課は以下のとおり、補助事業者の活動を支援している。

- ・ボランティア確保のための取組のノウハウを提供。
- ・実施団体全体会議を開催し、情報交換と交流の場を提供。
- ・実施段他の優れた取組を共有するためのニュースレターの発行。
- ・実施団体と関係機関との連絡調整。
- ・運営で困ったことなどの相談への対応

ク) 成果の検証の状況

担当課は、補助年度ごとに詳細な実績報告書の提出を求めており、内容を確認し、成果の検証を行っている。

ケ) 市町村に対して県が交付する必要性

令和元年度においては補助金の支出がなかったため、指摘すべき事項はない。

(9) 専門家ボランティア事業について

①概要

分野別の専門家ボランティアの登録制度を設け、登録者の意向を確認の上、手伝いを必要としている NPO に紹介する事業である。具体的には NPO から必要な人材の問い合わせがあった場合に、NPO の要望に合う専門家ボランティアを本人の了解を得て紹介している。令和元年度におけるマッチング数は 109 件であり、結果的に専門家ボランティアを活用したのは 52 件である。

埼玉県内では、様々な分野でたくさんの NPO が活躍している。しかし、その多くは人材や活動資金の不足という課題に悩みながら活動している。そこで、元気なシニアが、現役時代の仕事などを通じて培った経験やスキルを活かして、「ちょっとお手伝い」感覚で地域貢献することで、地域との結びつきが生まれ、元気なシニアの活力・やりがいにつながり、またそれがますます地域への参加を促すことになり、その結果 NPO を通じて地域の課題解決につながるという循環を目指す。

- Q&A**
- Q** 専門家ボランティアには、何か「資格」が必要ですか。
A 特に「資格」は必要ありません。NPOは様々な分野で助けを必要としています。仕事などで培った経験やスキルを生かして活動することができます。
- Q** 登録した後、活動場所を紹介してもらえるのですか。
A NPOから必要な人材の問い合わせがあった場合に、要望に合う専門家ボランティアを本人の了解を得て紹介しています。
- Q** 専門家ボランティアの活動は、全て無償ですか。
A ボランティアは、必ずしも無償である必要はありません。無償・有償については、紹介するNPOや専門家ボランティアの意向によります。両方で事前に条件を確認する必要があります。

登録のご案内

県では、分野別の専門家ボランティアの登録制度を設け、登録者の意向を確認の上、お手伝いを必要としているNPOを紹介しています。
 また、登録者とNPOの交流機会をつくるためのイベントも随時実施しており、登録者には情報を提供しています。

会社員としてのスキル
 総務、営業、財務、企画、広報、コンサルティングなど

専門職としてのスキル
 HPの作成、行政書士、公認会計士、税理士、デザイナーなど

行政職員としてのスキル
 人事管理、資料づくり、申請書の作成、予算の管理など

お問い合わせ先 **埼玉県民生活部共助社会づくり課**
 ☎048-830-2828 ☎048-830-4751
 ✉a2835-07@pref.saitama.lg.jp 埼玉県共助スタイル Q検索

(2018.11)



②各年度における予算額及び実績額について

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予 算	7,871	5,500	5,300	1,778	0
実 績	7,293	5,483	5,300	1,277	0

③当該事業に要する人員の状況について

0.9人×7.75時間×240日＝1,674時間

④関係する法規（ルール）とその遵守状況について

特になし。

⑤令和元年度における評価指標とその達成状況について

指標：働き掛け数

目標数値は5,000であり、実績値は10,313である。

【意見26】 専門家ボランティア事業の評価指標は、当事業の目的に合致した定量的な指標を用いるべきである。

当事業の評価指である働き掛け人数は、専門家ボランティアチラシの配布数であり、令和元年度の実績値は、市民大学へチラシを郵送にて配布依頼した数、退職者説明会や市町村でのチラシを設置・配布数である。担当課として当事業の評価は、目標値の倍近くの成果を出せたとのことである。確かにボランティアチ

シを配布することにより一人でも多くのシニアに専門家ボランティアに興味を持ってもらうことは重要である。しかし、ボランティアチラシの配布数で当事業の効果を測定することは不十分である。当該チラシによりどれだけの人数が専門家ボランティアとして登録をし、どれだけの専門家ボランティアの活用があったかを把握することで、当事業の効果を測定できる。したがって、評価指標にはチラシ配布数ではなく、専門家ボランティアの活用数又はマッチング件数を用いるべきである。また、専門家ボランティア及び NPO 等の地域活動の担い手の満足度を調査すれば、当事業の効果測定をさらに容易なものにし、その結果を今後の事業の改善等に役立てることができると考える。

⑥監査人としての評価について

(A) まとめ

当事業は、共助の力で地域を元気にすることを目的としている事業であり、シニアに限らず地域の埼玉県民にボランティアをしてもらうことで、NPO も助かり、NPO を通じて地域も課題を解決することができ、ボランティア自身も活力とやりがいを持てるといったものである。当事業の効果により、埼玉県の様々な地域で共助社会が形成されていくと評価でき、また県民目線からも期待したい事業であると考え。それゆえ、令和元年度におけるマッチング数は 109 件であり、結果的に専門家ボランティアが活用されたのは 52 件であるが、チラシの配布数だけではなく、マッチング数や専門家ボランティアの活用数の増加に向けた工夫を期待したい。

(B) 福祉の増進への貢献状況について

2025 年には、埼玉県の 65 歳位以上の高齢者は 203 万人になると推計されている。しかし、その 8 割は元気な高齢者と言われている。現役世代の人口が減っていく中で、元気なシニアが、専門家ボランティアとして地域へ参加することは、地域との結びつきをつくることになり、その中では人とのつながりも生まれ、シニアにとって心身共に元気になると思われる。したがって、当事業は福祉の増進に大いに貢献できる事業をしていると考える。

(C) 費用対効果について

令和元年度においては、予算額及び決算額は 0 円である。それゆえ、成果に対して最小の経費・労力で事業が執行されたと評価できる。

(10) 共助の総合ポータルサイト・NPO 情報ステーション保守管理業務委託

①概要

(A) 業務の目的

NPO・ボランティア団体をはじめとする共助の担い手を支援するため、共助関連の情報を総合的に提供する「埼玉県共助の総合ポータルサイト」及び NPO 関

連の情報の収集や発信が容易にできる双方向システムである「埼玉県 NPO 情報ステーション」の保守管理業務を委託するものである。

(B) 委託業務の内容

当該業務は、埼玉県から株式会社富士通マーケティング地域営業本部関越支社に委託されており、その主な内容は以下のとおりである。

(ア) 業務の内容

- ・システム運営に関する QA 対応
- ・障害発生時の復旧支援
- ・定期メンテナンス
- ・軽微な仕様変更
- ・サーバ調達
- ・インフラサポート（セキュリティ対策、バックアップ等について IDC 側（インターネットデータセンター）に適切な指示を行うこと）
- ・代行手続（ドメイン維持及び SSL セキュリティ維持の手続を代行すること）

(イ) 契約期間

平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日

(ウ) 問い合わせ対応時間

発注者から受注者への問い合わせは、原則として平日の 9 時から 17 時までとする。

(エ) 業務の再委託

当該業務の履行にあたり、株式会社三光通信に再委託されており、その理由は、システムの構築業者であり、富士通マーケティンググループ内の業務分担上、システムの保守管理業務については当該会社が担当になっているためである。

(オ) トップページへのアクセス件数

年度	NPO 情報ステーション	共助ポータル	合計
平成 28 年度	77,003	2,211	79,214
平成 29 年度	78,068	13,961	92,029
平成 30 年度	61,588	10,638	72,226
令和元年度	63,233	10,183	73,416

(カ) NPO 情報ステーションのデータベース登録団体数

年度	データベース登録団体数						
	県内 NPO 法人	その他 NPO	自治会など地域団体	大学等教育機関	企業・商工団体	市町村・県	合計
平成30年度	2,148	293	78	8	259	96	2,882
令和元年度	2,142	296	78	8	259	96	2,879

(キ) 登録団体による情報掲載数一覧

全団体情報							
	県内 NPO 法人	その他 NPO	自治会など地域団体	大学等教育機関	企業・商工団体	市町村・県	合計
4月	48	50	0	0	0	1	99
5月	91	67	0	0	7	2	167
6月	76	66	0	0	0	7	149
7月	96	57	0	0	10	4	167
8月	76	49	0	0	3	3	131
9月	68	30	0	0	0	0	98
10月	63	16	0	0	0	2	81
11月	71	0	0	0	0	1	72
12月	124	2	0	0	0	0	126
1月	165	18	0	0	0	1	184
2月	148	16	0	0	0	0	164
3月	90	6	0	0	1	0	97
合計	1,116	377	0	0	21	21	1,535

(ク) メールマガジン配信数

	メールマガジン配信システム				データベース登録団体			登録数 合計
	登録数	解除数	増減数	登録数 合計	県内 NPO 法人	登録団体	登録合計	
4月	5	1	4	1,079	502	454	956	2,035
5月	1	0	1	1,080	500	454	954	2,034
6月	2	0	2	1,082	501	453	954	2,036
7月	3	1	2	1,084	501	457	958	2,042
8月	4	0	4	1,088	502	457	959	2,047

9月	0	1	-1	1,087	499	455	954	2,041
10月	5	6	-1	1,086	498	455	953	2,039
11月	1	2	-1	1,085	497	455	952	2,037
12月	4	3	1	1,086	486	455	941	2,027
1月	4	2	2	1,088	455	453	908	1,996
2月	1	1	0	1,088	504	453	957	2,045
3月	3	1	2	1,090	502	452	954	2,044
合計	33	18	15	-	5,947	5,453	-	24,423

②各年度における予算額及び実績額について

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 算	1,810	4,225	6,923	2,575	1,844
実 績	1,810	4,203	6,922	2,574	1,843

③当該事業に要する人員の状況について

0.7人×7.75時間×240日=1,302時間

④関係する法規（ルール）とその遵守状況について

当該事業の遂行にあたり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、埼玉県財務規則第103条第3項第4号等に抵触する事項は発見されなかった。

⑤令和元年度における評価指標とその達成状況について

当該業務の成果については、最終的に検査調書において、埼玉県委託契約書、業務委託仕様書及び委託業務完了報告書を検査した結果、合格となっており、総合的に当初の目的は達成したと判断している。そもそも、当該業務は業績指標を数値化することが難しいため、課の業績指標である「地域社会活動に参加している県民の割合」を利用しているが、令和元年度の割合の目標が41.5%に対し、実績が36.6%と目標は未達となっている。そのため、NPO法人等の共助の担い手を支援するためには、共助関連の情報の収集や発信が容易にできる本システムの提供は必須であり、今後もより一層内容の充実を図り、共助の担い手活動を支援していく予定である。

⑥監査人としての評価について

(A) まとめ

当該業務は、数値による業績評価が難しい案件であるが、一定のアクセス実績があり、そのシステムの保守管理業務が不十分であるとされる事項は発見されおらず、業務委託の目的は概ね達成されているものと考えられる。

(B) 福祉の増進への貢献状況について

当該業務は、NPO・ボランティア団体をはじめとする共助の担い手を支援するためのホームページ等の管理をするものであり、このサイトへのアクセス件数やNPO 情報ステーションのデータベース登録団体数は一定数があり、広く情報を発信し、共助の担い手の支援という福祉増進に一定程度貢献していると考えられる。

(C) 費用対効果について

予算見積調書等に記載された積算金額には、当該事業のシステム保守費、サーバレンタル費用が計上されており、特に異常点は発見されておらず、費用対効果については特段の問題点は発見されなかった。

(D) 各論点（委託事業や補助事業）について

当該業務は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び埼玉県財務規則第103条第3項第4号に基づく一者随意契約である。これは、主に以下の理由によるものである。

- i) 「埼玉県共助の総合ポータルサイト」は、「埼玉県NPO 情報ステーション」のサブドメインとして作成し、平成29年1月に公開した。同サイトには「専門家ボランティア」の検索を行うプログラムが構築されている。2つのサイトは同一システム上に構成されており、一体的な管理運用を行う必要がある。
- ii) 「埼玉県NPO 情報ステーション」は、登録団体からの情報掲載プログラムをはじめ、NPO データベース（検索機能）、メールマガジン配信プログラムなど様々なオリジナルプログラムにより構成されている。年間を通じてNPO 法人の設立、認証関連情報、個々の法人の基本情報を提供しているため、メンテナンスなどによる短時間の場合を除き、サービスを停止することはできない。
- iii) プログラムの正常な動作を保ち、サービスを安定供給するためには、個々のプログラムの特性、システム全体の設計内容や使用機器、利用状況を熟知するものが保守管理業務を行う必要がある。委託先である株式会社富士通マーケティングは、平成16年度に「埼玉県NPO 情報ステーション」の基本システムの設計開発を請け負って以来、現在まで追加機能の設計開発、保守管理などを一貫して請け負っており、その実績から社会的信頼性、契約履行の確実性、技術的適性が十分に認められ、その実績を活用しなければ、業務の継続性や整合性を確保することが困難である。

以上の理由は、一般競争入札によらずに契約を締結したことに対して一定の合理性があると考えられる。また、当該システムの保守は、設計内容、使用機器、利用状況等を熟知した者に委託する方が有効性・効率性の面で優れており、外部に委託することに一定の合理性がある。予定価格の設定にあたっては、最

終見積書を入手しているが、これ以前にも事前に詳細な見積書を入手し、費用削減の交渉を実施している。さらに、委託先の管理については、逐次連絡を取り合い、共助の総合ポータルサイト・NPO 情報ステーションに障害が発生しないように努めている。全体としては当該業務に大きな問題点は発見されていないが、以下の意見に記載の事項について課題が残ると考える。

【意見 2 7】長期継続契約への切り替えを検討すべきである。

当該業務は、株式会社富士通マーケティングがシステムの設計内容、使用機器、利用状況等を熟知しており、当該会社が保守を実施した方が有効性・効率性の面で優れていることが考えられる。また、委託業務費用には、サーバレンタル代、システム保守費、コンテンツ制作費等が混在し、そのすべてが単年度契約となっていることから、単年度契約にすべきものと長期継続契約にすべきものに分別し、業務の安定及び費用の削減ができるように努めるべきである。

【意見 2 8】業務委託契約書における個人情報保護に関する規定の内容を、実務と整合させるべきである。

当該業務の個人情報保護に関する業務委託契約書の記載について、当該契約書第 16 条第 1 項には、受託者は、委託者に対し双方の合意に基づき定めた期間、方法及び内容等で、その取り扱う個人情報の取扱状況等について、委託者が認めた場合を除き書面により報告しなければならないとされている。実際には、委託者は受託者から書面による報告を受けておらず、委託者による承認を得た形跡も残されていない。個人情報保護に関する取り扱いは特に注意すべきものであり管理を厳重に行う必要があることから、委託者が承認を得た証跡を残し書面による報告を省略するか、業務委託契約書の文言を実務に整合するように修正すべきである。

(1 1) 老人クラブ活動助成費について

①概要

当事業は、老人クラブ等が実施するボランティア活動、教養活動、健康増進活動等の経費を補助することにより、高齢者福祉の増進を図る事業である。当事業には、以下の 3 つの事業が含まれる。

- I 市町村老人クラブ等活動助成事業
- II 老人クラブ等活動推進員設置事業
- III 健康づくり支援事業

②各年度における予算額及び実績額について（総額）

（単位：千円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予 算	48,944	48,056	46,997	44,271	41,616
実 績	47,460	47,019	46,312	42,783	41,371

（※：Ⅰ 市町村老人クラブ等活動助成事業については、県 1 / 3、国 1 / 3、市町村 1 / 3 の負担である。また、Ⅱ 老人クラブ等活動推進員設置事業、Ⅲ 健康づくり支援事業については、県 1 / 2、国 1 / 2 の負担である。）

③当該事業に要する人員の状況について

0.4 人×7.75 時間×240 日=744 時間

④関係する法規

本補助事業は、老人福祉法第 13 条により県において実施することが定められている。また、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号）を遵守することが求められる。

⑤令和元年度における評価指標とその達成状況について

指標：埼玉県老人クラブ連合会防犯リーダーの養成数

令和 2 年度（第 7 期埼玉県高齢者支援計画最終年度）における目標数値は 2,400 人であり、令和元年度実績は 2,326 人である。したがって、当該指標を前提とすると令和元年時点の目標達成率は約 97% である。

⑥監査人としての評価について

（A）まとめ

高齢者の地域活動の参加を促進するという目標を鑑みると、県内最大の高齢者団体である老人クラブ連合会や市町村老人クラブへの補助は、一定の効果があると考えられる。ただし、補助金を支出した後の補助金支出の効果測定や各団体の活動について情報提供するなど県が積極的に関与することで、より効果的な事業となると考える。

（B）福祉の増進への貢献状況について

政令市及び中核市 4 市を除く、市町村老人クラブ 2,119 クラブ、会員数 107,646 人（いずれも令和元年度末）という高齢者の大きな組織に対して、老人クラブ連合会を通して助成を行い、働きかけを行うことは、高齢者福祉の増進への有効な手段であると考えられる。

（C）費用対効果について

当該補助事業実績額の大部分（8 割以上）は、2,119 の市町村老人クラブ

への補助金となっている。各老人クラブは、地域の支援を必要とする会員・高齢者に対する声掛け、安否確認、話し相手等の友愛活動を行うとともに、ウォーキング大会や、スポーツ大会等を実施するなど、高齢者を主体とする地域支援事業や、健康増進活動に貢献している。確かに、老人クラブ数及び会員数は年々減少している状況ではある（過去10年間で約20%減少）が、現時点においても高齢者組織としては、県内で最も大きな団体である。それゆえ、本事業においては一定の効果があると考えられる。

I 市町村老人クラブ等活動助成事業

・ 事業の概要

当該事業は、単位（各）老人クラブ（2,119クラブ）及び市町村老人クラブ連合会（59市町村）が実施するボランティア活動、教養活動及び健康増進活動等に係る経費を助成した市町村に対し、県と国から2/3を補助するものである。

・ 各年度における補助金予算額及び実績額について（事業別）

（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 算	41,520	40,632	39,573	36,847	34,192
実 績	40,036	39,595	38,888	35,359	33,947

（※：上記「各年度における予算額及び実績額について（総額）」における、当事業部分のみである。また、上記補助金のうち県1/3、国1/3、市町村1/3の負担である。なお、助成額は以下のように計算される。

各老人クラブ（単位老人クラブ）に対する助成：18,000円×クラブ数

市町村老人クラブ連合会の活動促進に対する助成：132,000円+63円×会員数

ア) 補助することへの公益性

老人クラブ、及びそれを取りまとめる市町村老人クラブ連合会は、高齢者の所属する団体としては、非常に規模の大きな組織である。それゆえ、高齢者のボランティア活動や健康増進活動等の促進を図るという当該組織に補助金を支出することは、一定の公益性を有するものであると考える。

イ) 交付要綱の整備・遵守状況

補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）

埼玉県在宅福祉事業費補助金交付要綱を策定しており、当該要綱を遵守していると判断する。

ウ) 補助金額の算出基準の合理性

厚生労働省老健局振興課による令和元年度在宅福祉事業費補助金（高齢者地域福祉推進事業）に基づいて算出されている。

エ) 交付時期及び支払方法の妥当性

国からの交付決定が令和元年12月11日付けであるため、支出負担行為は令和元年12月27日に概算払いにより各市町村長宛てに振込にて支払いを行っており、特に手続に問題となる点はないと判断する。

オ) 精算の妥当性

事前に行われた申請どおりの補助金支出であるため、差額等は生じていない。

カ) 交付団体に対する指導・監督の適切性

各(単位)老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会に対する指導は、補助金の交付申請、交付決定にあたって提出された書面を基にした指導及び監督を行っている。

キ) 成果の検証の状況

防犯リーダーの養成数は、高齢者支援計画において数値目標(令和2年度2,400人)として掲げられており、令和元年度の実績数値は2,326人である。しかし、当該目標及び実績は、平成19年からの累積人数(防犯リーダー名簿登録者数)であるため、防犯リーダーとしてどれだけの人数が実際に稼働しているか不明である。実際には、老人クラブからの退会、転居等により相当数が防犯リーダーとして稼働していないことが推測される。確かに、每期、防犯リーダー登録者名簿を現在活動中の防犯リーダーのみの名簿とすることは困難であるかもしれないが、当初より名簿内容の刷新が行われていないため、名簿の有効活用という点から検討の余地が見受けられる。補助事業の効果の把握、及び事業をより有効なものとするためにも、目標及び実績の根拠とする資料の見直し等の検討を期待する。

【意見29】埼玉県在宅福祉事業費補助金交付決定に関して必要とされる書類については、形式の不備がないようにすべきである。

補助金交付決定に際して提出される「老人クラブ活動等事業実施計画調」については、助成事業実施状況が記載され、各項目に対して事業実施の有無が記載される。しかし、1市からの提出書類について、記載に不備が見受けられるにも係わらず、指摘せずに補助金の交付を行っている。補助金の交付決定に必要なとして提出を求める書類であるため、記載に不備があってはならない。補助金等の提出書類については、受領後の確認を徹底すべきである。

【意見30】老人クラブ連合会が行っている防犯リーダーの養成数増加に向けて対策を行うべきである。

防犯リーダーの登録者数は、各市町村において偏りがある。例えば、人口約140,000人の戸田市における防犯リーダー登録者は6名(17,500人あたり1人)

であるが、人口約 70,000 人の吉川市の防犯リーダー登録者数は 60 名（1,166 人あたり 1 名）というように市町村によって 10 倍以上の開きがある。このことについて、担当課では、老人クラブ連合会における協議会に対して働きかけを行ってはいるが、適切に効果が出ている状況とはいえない。しかし、担当課においては、上記にあるように防犯リーダー数の多い市町村を把握しており、当該市町村から防犯リーダー数増加に関して行っている施策などに関する情報を入手し、当該情報を登録者数が少ない市町村に提供するなどの方策を取ることが可能であると考え。したがって、限られた予算や時間の中での対応となるが、より老人クラブ連合会における協議会と密に情報共有し、できる限りの対策を行うべきである。

II 老人クラブ等活動推進員設置事業

・ 事業の概要

当該事業は、公益財団法人埼玉県老人クラブ連合会に設置される老人クラブ等活動推進員（3 名）の設置運営に要する費用を補助するものである。

・ 各年度における補助金予算額及び実績額について（事業別）

（単位：千円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予 算	6,102	6,102	6,102	6,102	6,102
実 績	6,102	6,102	6,102	6,102	6,102

（※：上記「各年度における予算額及び実績額について（総額）」における、当事業部分のみである。また、補助金のうち県の負担は各年度 1/2（3,051,000 円）である。）

ア) 補助することへの公益性

老人クラブ等活動推進員設置事業は、高齢者の社会参加を促進するための企画立案及び各種事業を行うとともに、市町村老人クラブ連合会が行う活動の指導育成等のため、県老人クラブ連合会に老人クラブ等活動推進員を設置し、もって高齢者の社会参加の促進と老人クラブ活動の充実と発展に寄与することを目的とする事業であり、一定の公益性を有すると考える。

イ) 交付要綱の整備・遵守状況

補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）

老人クラブ等活動推進員設置事業補助金交付要綱を策定しており、当該要綱を遵守していると判断する。

ウ) 補助金額の算出基準の合理性

厚生労働省老健局振興課による令和元年度在宅福祉事業費補助金（高齢者地域福祉推進事業）に基づいて算出されている。

エ) 交付時期及び支払方法の妥当性

補助金交付要綱に基づき、令和元年8月30日に全額を公益財団法人埼玉県老人クラブ連合会の口座へ振り込みにて概算払いしている。交付決定及び支出手続は、適切に行われていることを確認した。

オ) 精算の妥当性

事前に行われた申請どおりの補助金支出であるため、差額等は生じていない。

カ) 交付団体に対する指導・監督の適切性

埼玉県老人クラブ連合会に対する指導は、補助金の交付申請、交付決定にあたって提出された書面を基にした指導及び監督を行っている。

キ) 成果の検証の状況

埼玉県老人クラブ連合会への補助については、少なくとも平成26年度から年間720,000円の補助金を支出しているが、当該補助金の効果測定を行ったかどうかの記録はなく不明である。補助金の支出自体は補助要項に基づき適切に行われているが、事業の効果測定の記録がないため、当監査においては、効果測定に適否は不明である。したがって、当該補助金の意義、効果、将来的な必要性などについて、事業後に検証することを可能にするため効果測定の記録について、検討すべきである。

【意見31】チェックシートについては、正しく運用すべきである。

チェックシートについて、担当者のチェック漏れ、不要な箇所に行われたチェック、チェックシートの件名誤りなどの不備が散見される。当該チェックシートの使用は、主に財務事務上の誤りを減少させるために設けられたものであるため、適切に運用することが望まれる。

なお、後述する、「第32回全国福祉祭（ねんりんピック）への埼玉県選手団派遣事業」、「いきいき（高齢者）創作展（彩の国プラチナフェスティバル）の開催補助事業」、「シルバースポーツ大会（彩の国プラチナフェスティバル事業）の開催補助事業」、及び「彩の国いきがい大学運営事業」においても、上記のようなチェックシートの不備が見受けられる。

Ⅲ 健康づくり支援事業

・ 事業の概要

当該事業は、埼玉県老人クラブ連合会が市町村老人クラブ連合会の健康づくりへの取り組みを支援する事業を実施することを通じて、老人クラブ活動等のより一層の活性化を図り、高齢者の健康づくり等を推進することにより、明るい長寿社会の

実現と保健福祉の向上に資することを目的とする事業である。具体的には、健康づくりを始めとした地域活動を推進する総合的なリーダーの養成を行い、市町村老連組織の活性化を目指すものである。

県は上記事業の円滑な運営を図るため、公益財団法人埼玉県老人クラブ連合会に対し、補助金を交付している。

- 各年度における補助金予算額及び実績額について（事業別）

（単位：千円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予 算	1,322	1,322	1,322	1,322	1,322
実 績	1,322	1,322	1,322	1,322	1,322

（※：上記「各年度における予算額及び実績額について（総額）」における、当事業部分のみである。また、補助金のうち県の負担は各年度 1/2（661,000 円）である。）

ア) 補助することへの公益性

埼玉県老人クラブ連合会が行う健康づくり大学事業は、全15回の講義により、栄養学、薬に関する講義、筋力トレーニングや、防犯リーダーの養成講座など幅広い講義が行われており、県が当事業に補助金を支出することは一定の公益性を有すると考える。

イ) 交付要綱の整備・遵守状況

補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）

埼玉県老人クラブ連合会が行う健康づくり支援事業費補助金交付要綱を策定しており、当該要綱を遵守していると判断する。

ウ) 補助金額の算出基準の合理性

厚生労働省老健局振興課による令和元年度在宅福祉事業費補助金（高齢者地域福祉推進事業）に基づいて算出されている。

エ) 交付時期及び支払方法の妥当性

補助金交付要綱に基づき、令和元年9月6日に全額を公益財団法人埼玉県老人クラブ連合会の口座へ振り込みにて概算払いしている。交付決定及び支出手続は、適切に行われていることを確認した。

オ) 精算の妥当性

補助金交付額確定手続において、事業実施報告書、補助金精算書、収支決算書、及び会計帳簿に基づいて、精算額の確認が行われている。事業費支出額が補助金交付額を超過しているため、精算額はゼロであることが確定しており、精算が行われないことについて妥当であると判断する。

カ) 交付団体に対する指導・監督の適切性

公益財団法人埼玉県老人クラブ連合会に対する指導は、補助金の交付申請、交付決定にあたって提出された書面を基にした指導及び監督を行っている。

キ) 成果の検証の状況

【意見32】補助金を支出している事業については、事業終了後に当該事業結果及び補助金支出の効果の評価、改善点等についての検討結果の記録を残すべきである。

埼玉県老人クラブ健康づくり大学の実施要綱では、令和元年度の募集人数は70名であるが、受講者は29名（平成30年度は28名）である。募集人数と受講者数の乖離が生じていることについては、様々な要因が考えられるため一概に結論を述べることはできないが、募集人員の半分にも満たない受講者数であることから、何らかの見直しや検討が求められると判断する。このような見直しや新たな施策を行うためにも、事業結果の検討記録が残されていない状況は、問題があると考ええる。確かに、担当課職員と埼玉県老人クラブ連合会は、2週に1回以上という高密度での情報共有を行っているが、検討内容の認識の齟齬や事業後の振り返りなどのためにも、事業結果の記録について検討することによって、当該補助事業の継続・廃止、内容の見直し等を行うことが可能となる。それゆえ、本補助事業の効果を評価するためにも、事業終了後には検討結果の記録を残すべきである。

4. スポーツや文化活動への参加支援について

(1) 概要

高齢者いきいきライフ推進事業としての老人ホーム入園者創作品展事業、全国福祉祭（ねんりんピック）への埼玉県選手団派遣事業、いきいき（高齢者）創作展（彩の国プラチナフェスティバル）、及び、シルバースポーツ大会（彩の国プラチナフェスティバル事業）について検討した。

また、さいたまゴールド・シアター及びゴールド・アーツ・クラブについて検討した。第7期埼玉県高齢者支援計画の「多様な活動支援」という項目中に「高齢者による演劇などの文化芸術活動の充実を図ります。」との記載がある。県は、この「高齢者による演劇などの文化芸術活動の充実」を公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団が運営する「彩の国さいたま芸術劇場」における「さいたまゴールド・シアター」を支援することによって実現している。

(2) 高齢者いきいきライフ推進事業について

①概要

当事業は、高齢者の生きがいの高揚を図るとともに、健康づくりを促進するため、スポーツや文化に関するイベントを開催する事業である。当事業には、以下の4つの事業が含まれる。

- I 老人ホーム入園者創作品展事業
- II 全国福祉祭（ねんりんピック）への埼玉県選手団派遣事業
- III いきいき（高齢者）創作展（彩の国プラチナフェスティバル）の開催補助
- IV シルバースポーツ大会（彩の国プラチナフェスティバル事業）の開催補助

②各年度における予算額及び実績額について（総額）

（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 算	7,986	8,454	7,739	7,433	7,352
実 績	7,309	7,101	7,097	7,016	6,735

③当該事業に要する人員の状況について

0.3人×7.75時間×240日＝558時間

④関係する法規（ルール）とその遵守状況について

老人福祉法第5条、第13条

⑤令和元年度における評価指標とその達成状況について

厚生労働省が実施する全国健康福祉祭（ねんりんピック）への出場選手及び出品作品の選出と参加を目的とする事業であり、全都道府県、政令指定都市が参加している。

⑥監査人としての評価について

(A) まとめ

補助事業については、公益性及び有用性が認められるものであり、補助金の交付決定や支出については、概ね指摘すべき事項はないと判断する。しかし、書類上の不備等が認められるため、適切な書類管理を行うべきである。

(B) 福祉の増進への貢献状況について

全国福祉祭(ねんりんピック)を中心とした補助事業であり、高齢者の健康増進、社会参加という点から有効性が認められると考える。

(C) 費用対効果について

事業の効果を鑑みると費用対効果について、特に指摘すべき事項はないと判断する。

(D) 各論点(委託事業や補助事業)について

I 老人ホーム入園者創作品展事業

・ 事業の概要

当該事業は、県内老人ホーム入園者の創作品を広く一般に公開して、地域社会との積極的な連携を図り、老人ホームに対する県民の理解と協力を深め、もって老人福祉の向上を図ることを目的とする事業である。

・ 各年度における予算額及び実績額について(事業別)

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 算	566	566	566	566	566
実 績	566	566	566	566	566

(※：上記「各年度における予算額及び実績額について(総額)」における、当事業部分のみである。)

ア) 委託契約管理

当事業は、一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会と委託契約を締結して行う一者随意契約となっている。

イ) 事務手続のルールへの準拠性(入札・契約制度の透明性・客観性・市場性)

監査手続上、特に指摘すべき事項はないと判断する。

ウ) 一者随意契約理由の合理性

当該委託契約は、100万円未満の契約であるため随意契約とすることが認められている(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び埼玉県財務規則

第102条の2第1項第6号)。

また、契約の相手方として一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会を選定している理由は、当協議会が、県内老人福祉施設等の大半が加入し、役員は各施設長で構成されているため、会員組織を活用して作品を幅広く効率的に募集することができ、創作品展の円滑な運営が可能であること、及び作品募集から運営面に渡って多くの施設の協力を得られる組織は、県内には当協議会以外にはなく、当協議会に委託することで、最小の経費で「県内老人ホーム入園者の創作品を広く一般に公開」という事業目的を効果的に達成することを理由としているため、一者随意契約に合理性があると考えます。

エ) 委託先の選定の客観性・委託先は経済性及び有効性の追求が期待できるか
上記でも述べたように、当協議会に委託することにより、作品募集から運営面に渡って多くの施設の協力を得られることから、当協議会に委託することで、最小の経費で「県内老人ホーム入園者の創作品を広く一般に公開」という事業目的を効果的に達成することができるかと考える。

オ) 履行確認

契約書、業務完了報告書（決算報告抄本、精算調書、令和元年度埼玉県老人ホーム入園者創作品展報告書）に基づいて、検査員が確認している。

【指摘1】委託業務完了報告書について、提出資料等に不備がある場合には、業務完了報告書についても提出資料等が提出される際に、再提出を求めるべきである。

委託先より受領した委託業務完了報告書（令和元年9月30日付、同10月1日受領）について、10月1日、23日、11月6日の3つの收受印が押印されており、10月1日、23日の收受印については×印が付けられている。これは、委託先より業務完了の検査に必要な書類が提出されるまでに時間を要したためであるとのことであるが、本来、提出資料に不備がある場合には、業務委託完了報告書を受領するべきではなく、また、受領した場合には、必要書類がそろった段階で業務委託完了報告書の再提出を求めるべきである。收受印が押印された時点で、当該文書は公文書の性質を有するものとなるため、收受印の安易な訂正は認められない。

カ) 委託することの合理性

当事業は、県の直接事業とすることより委託事業とすることが、経済合理性が高いと考えられるため、委託することに合理性があると考えます。

キ) 仕様の効率性

当事業の仕様書には、事業の目的、開催日時、会場、業務内容等が詳細に

定められており、適切な内容であると判断する。

ク) 予定価格の妥当性

当事業の事業費総額は、令和元年度1,767,020円であり、このうち566,000円が県委託金、残りの1,201,020円は受託者である埼玉県老人福祉施設協議会に参加している各施設の会費が当てられている（平成30年度の総事業費は1,574,372円であり、566,000円が県委託金、1,008,372円が会費充当である）。

平成27年以前より委託費用が一定であるが、当事業にあてられる予算額に変動がないため同額となっている。予定価格は予算額との関係から鑑みて妥当であると考ええる。

ケ) 契約団体に対する指導・監督の適切性

契約書、仕様書、業務完了報告書（決算報告抄本、精算調書、令和元年度埼玉県老人ホーム入園者創作品展報告書）などに基づいて、主に書面による監督及び調査を行っている。

コ) 成果の検証の状況

契約書、仕様書、業務完了報告書（決算報告抄本、精算調書、令和元年度埼玉県老人ホーム入園者創作品展報告書）などに基づいて、主に書面による監督及び調査を行っている。

II 第32回全国福祉祭（ねんりんピック）への埼玉県選手団派遣事業

・ 事業の概要

当事業は、県内高齢者のスポーツや健康づくり活動、文化教養活動、世代間交流の推進と普及啓発を目的として、全国健康福祉祭開催要綱（昭和62年10月17日付厚生省初第22号厚生大臣官房長通知）により開催される「第32回全国健康福祉祭（ねんりんピック）」への派遣選手の選考並びに選手団の派遣事業である。

・ 各年度における予算額及び実績額について（事業別）

（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 算	4,639	5,107	4,392	4,086	3,896
実 績	3,961	3,754	3,750	3,669	3,278

（※：上記「各年度における予算額及び実績額について（総額）」における、当事業部分のみである。）

ア) 委託契約管理

当事業は、いきいき埼玉と委託契約を締結して行う一者随意契約となっている。

イ) 事務手続のルールへの準拠性（入札・契約制度の透明性・客観性・市場性）
監査手続上、特に指摘すべき事項はないと判断する。

ウ) 随意契約理由の合理性

当事業は、①数多くの参加種目の選手団選考にあたり、各競技団体との調整能力を持ち、かつ公平性が担保される必要がある。また、②高齢者の生きがいと健康づくり、社会参加の促進を図るものであるため、実施に当たっては専門的かつ総合的な見識とその促進のためのノウハウ・実績が必要である。

事業委託先であるいきいき埼玉は、高齢者の社会参加促進等について実績を持つとともに、高齢者の生きがいと健康づくり及び社会参加の促進を総合的に実施できる団体でもある。また、当該法人は、全国健康福祉祭（ねんりんピック）の選手団の選考・派遣を行うとされる「明るい長寿社会づくり推進機構」（高齢者の生きがいと健康づくりを応援するため、厚生省（現厚生労働省）が平成元年に策定したゴールドプラン（高齢者保健福祉推進十か年戦略）に基づき設置された都道府県レベルの組織）として、県において指定されている。

このような観点から、いきいき埼玉を当事業の委託先としていることは、妥当であると判断する。

エ) 委託先の選定の客観性・委託先は経済性及び有効性の追求が期待できるか

上記でも述べたように、事業委託先団体は、①数多くの参加種目の選手団選考にあたり、各競技団体との調整能力を持ち、かつ公平性を担保すること、及び②高齢者の生きがいと健康づくり、社会参加の促進を図ることができ、専門的かつ総合的な見識とその促進のためのノウハウ・実績を有していると考えられることから、経済性及び有効性に優れていると判断できる。

オ) 履行確認

第32回全国健康福祉祭選手団選考・派遣事業委託契約書、仕様書、見積書、検査調書、業務完了報告書、大会概要、競技結果、委託費清算書、支出内訳書、帳簿等に基づいて、検査員及び担当課職員が確認している。

カ) 委託することの合理性

当事業は、県の直接事業とすることより委託事業との方が、経済合理性が高いと考えられるため、委託することに合理性があると考ええる。

キ) 仕様の効率性

当事業の仕様書には、事業の目的、開催日時、会場、業務内容等が詳細に定められており、適切な内容であると判断する。

ク) 予定価格の妥当性

委託先事業者から見積書、事業別・節別明細書などを入手したうえで、予定価格を決定しており、その内容を検討した結果、監査上指摘すべき事項はないと判断する。

ケ) 交付団体に対する指導・監督の適切性

第32回全国健康福祉祭選手団選考・派遣事業委託契約書、仕様書、見積書、検査調書、業務完了報告書、大会概要、競技結果、委託費清算書、支出内訳書、帳簿等に基づいて、主に書面による監督及び調査を行っている。

コ) 成果の検証の状況

令和元年度の大会参加者は126名であり、そのうちアンケートを提出したのは97名である。一般的なアンケートの回収率が30%前後といわれる中で約77%の回収率はそれなりの数字であると考えられることもできるが、上記126名には全国福祉祭への参加にあたり一部とはいえ公費が支出されている。そのため、助成金支出の際に、アンケートの提出をお願いするのではなく、全員から徴取を義務とするなどの対策を取ることで可能な限り全員からの徴取を目標とすべきと考える。

また、全国福祉祭における参加選手一人当たりに対する県の助成は、5,980円（災害保険料1,180円、参加費1,000円、宿泊費3,800円）である。特に交通費について、埼玉県は補助を一切行っていないが、東京都は往復の半額、神奈川県及び千葉県は往路のみ全額補助という状況となっており、全国で実施される福祉祭を鑑みると、参加者の負担が著しく大きくなっている。また、宿泊費についても、埼玉県は1/3以下の助成となっており、全国的にも最低水準となっている。このため、関東圏の近県と比べても、東京都、神奈川県、栃木県と比較して埼玉県は半額以下、千葉県と比較すると約3倍の差がある状況であり、茨城県、群馬県とも約1.5倍の差が生じている。

全国福祉祭は、毎年実施され、全国から選手が参加する大会であり、選手となることを目標として日々練習などの活動を行うことは、健康的な高齢者の増加を図るという高齢者福祉計画の目標達成に非常に有用なものである。また、選手団アンケートの自由記載欄においても、助成金に関するコメントが約10%もあり、参加選手においても他県と比べて助成が少ないことに不満を抱いていることが伺われる。確かに、大会に参加できるのは、毎年百数十人ではあるが、担当課においては、同一人物に繰り返し補助が出るようなことがないようにチェックしており、不公平な状況が生じないように運用が行われている。それゆえ、高齢者のモチベーションの向上と不満の解消を図るためにも検討を期待したい。

Ⅲ いきいき（高齢者）創作展（彩の国プラチナフェスティバル）の開催補助

・ 事業の概要

当事業は、彩の国いきがい大学の在校生及び卒業生をはじめ、シルバー人材センター等の会員等、埼玉県老人クラブ連合会会員ほか、県内在住 60 歳以上の方を対象に、日ごろの創作活動の成果を発表する場とし、高齢者の創作活動を喚起するとともに、活力ある高齢社会づくりを推進することを目的とする事業である。

・ 各年度における補助金予算額及び実績額について（事業別）

（単位：千円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予 算	713	713	713	713	822
実 績	713	713	713	713	822

（※：上記「各年度における予算額及び実績額について（総額）」における、当事業部分のみである。）

ア) 補助することへの公益性

当事業により表彰された入賞作品は、全国福祉祭（ねんりんピック）への出品候補作品となるため、ねんりんピックの予選会のような位置づけとなる。それゆえ、当事業には公益性が認められる。

イ) 交付要綱の整備・遵守状況

補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）

当事業補助金には、彩の国プラチナフェスティバル開催費等補助金交付要綱が定められており、当該補助金交付要綱を遵守していると判断する。

ウ) 補助金額の算出基準の合理性

当事業の補助金額は、補助金交付先であるいきいき埼玉から提出された、補助金交付申請書、プラチナフェスティバル収支予算書、いきいき創作展事業計画書、彩の国プラチナフェスティバル開催費等補助金所要額調書等により算出されており、監査上指摘すべき事項はないと判断する。

エ) 交付時期及び支払方法の妥当性

補助金請求書の提出が令和元年5月30日であり、口座振替に全額が6月19日に概算払にて行われている。

オ) 制度の統合、廃止等の変更の必要性

全国福祉祭（ねんりんピック）は、すべての都道府県及び政令都市が参加する大会であるため、それに関連する当事業を廃止することは適切ではないと判断する。

カ) 精算の妥当性

第30回いきいき創作展 収支決算書によると、いきいき創作展に係る経費は総額932,055円であり、収入929,000円（補助金収入822,000円、負担金収入50,000円、及び雑収入（目録広告料等）57,000円）を上回っている。経費が収入を超過している部分については、補助事業者の自主財源が充当されており、精算は行われていない。

キ) 交付団体に対する指導・監督の適切性

補助事業者であるいきいき埼玉に対しては、彩の国プラチナフェスティバル開催費等補助金実績報告書、第30回いきいき創作展 収支決算書、事業報告書、補助金精算調書、事業費内訳、いきいき創作展審査結果、収支予算書、及び事業計画書などの書面を検討することによる指導・監督を行っている。

ク) 成果の検証の状況

【意見33】補助金を支出している事業については、事業終了後に当該事業結果及び補助金支出の効果の評価、改善点等についての検討結果の記録を残すべきである。

彩の国プラチナフェスティバル開催事業費に関連するいきいき創作展事業費補助金の交付決定について、補助事業の成果の検討を補助金額の確定の決裁において書面にて行っている。確かに、補助対象団体より、彩の国プラチナフェスティバル開催費等補助金実績報告書、第30回いきいき創作展 収支決算書、事業報告書、補助金精算調書、事業費内訳、いきいき創作展審査結果、収支予算書、及び事業計画書などが提出されており、補助の対象となる金額の検証は可能である。しかし、提出書面をどのように検討し、結論を形成したのかという検証のプロセスが記録されていない。県においては、定期的な人事異動により、担当者の変更が見込まれる。確かに、業務の引継ぎ時に情報の途絶がなされないような配慮はされていると推測されるが、個々の事業の詳細な内容まで引き継ぐのは困難であると考ええる。また、当該事業は、平成5年より実施している事業であり、今後も継続して実施することが見込まれる。それゆえ、事業終了後の検証結果を記録として保持することは、事業内容の見直しや結果報告の検証の効率化に役立つと考える。

IV シルバースポーツ大会（彩の国プラチナフェスティバル事業）の開催補助

・ 事業の概要

当事業は、高齢者がスポーツを通じて心身の健康の保持・増進を図り、地域の交流と親睦を深めると共に、生きがいを高め、高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする事業である。

- 各年度における補助金予算額及び実績額について（事業別）

（単位：千円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予 算	2,068	2,068	2,068	2,068	2,068
実 績	2,068	2,068	2,068	2,068	2,068

（※：上記「各年度における予算額及び実績額について（総額）」における、当事業部分のみである。）

ア) 補助することへの公益性

高齢者による日頃の練習の成果を発表する場として、県内最大規模のスポーツの大会であり、高齢者の社会参加の促進と生きがいと健康づくりの増進を図ることに貢献していると考えられるため公益性が認められると判断する。

イ) 交付要綱の整備・遵守状況

補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）

当事業補助金には、埼玉県高齢者健康増進事業費補助金交付要綱が定められており、当該補助金交付要綱を遵守していると判断する。

ウ) 補助金額の算出基準の合理性

当事業の補助金額は、補助金交付先である公益財団法人埼玉県老人クラブ連合会から提出された、補助金実績報告書、補助金精算調書、平成31年度事業計画・収支予算書等に基づいて算出されており、監査上指摘すべき事項はない。

エ) 交付時期及び支払方法の妥当性

補助金請求書の提出が令和元年5月27日であり、口座振替に全額が6月14日に概算払にて行われている。

オ) 制度の統合、廃止等の変更の必要性

当補助事業は、平成5年から実施している事業であり、高齢者の健康づくりの一環として有用な事業であると判断できる。それゆえ、他の事業との統合や廃止等の必要性は低いと考える。

カ) 精算の妥当性

埼玉県高齢者健康増進事業費補助金精算調書、及び事業実施報告書によると、総事業費2,828,043円のうち、補助対象外経費を除いた補助対象経費は2,488,451円であり、補助基準額である2,068,000円を上回っている。経費が収入を超過している部分については、補助事業者の自主財源が充当されており、精算は行われていない。

キ) 交付団体に対する指導・監督の適切性

補助事業者である埼玉県老人クラブ連合会に対しては、埼玉県高齢者健康増進事業費補助金実績報告書、埼玉県高齢者健康増進事業費補助金精算調書、収入内訳、事業実施報告書、競技選手数及び役員・係員数、大会結果事業費会計帳簿、平成31年度事業計画・収支予算書等などの書面を検討することによる指導・監督を行っている。

ク) 成果の検証の状況

【意見34】補助金を支出している事業については、事業終了後に当該事業結果及び補助金支出の効果の評価、改善点等について検討を行い、検討結果の記録を残すべきである。

彩の国プラチナフェスティバル開催事業費に関連するシルバースポーツ大会開催事業費補助金の交付決定について、補助事業の成果の検討を補助金額の確定の決裁において書面にて行っている。確かに、補助対象団体より、「補助金実績報告書」「補助金精算調書」「実施報告書」「参加選手及び役員、ボランティア数一覧」「大会結果報告書」などが提出されており、補助の対象となる金額の検証は可能である。しかし、提出書面をどのように検討し、結論を形成したのかという検証のプロセスが記録されていない。県においては、定期的な人事異動により、担当者の変更が見込まれる。確かに、業務の引継ぎ時に情報の途絶がなされないような配慮はされていると推測されるが、個々の事業の詳細な内容まで引き継ぐのは困難であると考ええる。また、当該事業は、平成5年より実施している事業であり、今後も継続して実施することが見込まれる。それゆえ、事業終了後の検証結果を記録として保持することは、事業内容の見直しや結果報告の検証の効率化に役立つと考える。

(3) 「さいたまゴールド・シアター」について



「さいたまゴールド・シアター」HPより

①概要

「さいたまゴールド・シアター」は、彩の国さいたま芸術劇場芸術監督である蜷川幸雄氏が平成 18 年に創設した、55 歳以上の劇団員からなる演劇集団である。この演劇集団は、平成 17 年 11 月、芸術監督に内定した蜷川氏が、就任後第一に取り組むべき事業として「年齢を重ねた人々が、その個人史をベースに、身体表現という方法によって新しい自分に出会う場を提供する」ための集団作りを提案したことから始まっている。

他に類を見ない演劇集団としての強烈な個性と、一人一人の豊かな人生経験がにじみ出るリアルな演技で演劇界に新風を吹き込むだけでなく、日本の高齢社会の有り様に問いかけるモデルケースとして、「さいたまゴールド・シアター」は結成当時から大きな注目を集めた。

平成 19 年の第 1 回公演『船上のピクニック』（作：岩松了）以降、気鋭の現代劇作家による書き下ろし作品を中心に公演を重ね、平成 25 年には『鴉よ、おれたちは弾丸をこめる』（作：清水邦夫）で初の海外公演に成功。彩の国さいたま芸術劇場を拠点として国内はもとよりパリや香港など海外にも活躍の場を広げている。

なお、「さいたまゴールド・シアター」への応募要件は「満 55 歳以上」と「劇場で行われるレッスンに通えること」のみであった。劇場ホームページ、チラシ、新聞をはじめとするマスコミによって、集団設立の概要とメンバー募集が告知されると、反響は凄まじく、20 人を予定された募集枠に対して、応募者が 1,266 人。年齢は 55 歳から 80 歳までと幅広く、蜷川氏自らによるオーディションを経て 48 人で発足した。（令和 2 年 10 月現在 36 人）

<平均年齢>80.8歳（最高齢94歳、最年少69歳） ※令和2年4月現在

<男女別>男性11人 女性25人

<現居住地>東京都17人、埼玉県16人、神奈川県1人、千葉県1人、栃木県1人

《さいたまゴールド・シアター概要》	
1 定員	20名程度
2 応募資格	① プロフェッショナルな俳優を目指していること（経験不問） ② 年齢 原則として満55歳以上であること ③ 心身ともに健康であること ④ 2006年4月～2007年3月まで、基本的に週5日間「彩の国さいたま芸術劇場」（埼京線と野本町駅下車徒歩約7分）に通えること
3 稽古時間	週5日間（月～金）1日4～5時間程度
4 活動内容	【概要】 経験・未経験を問わず、55歳以上という様々な経験を生きた人たちを対象に、画一化することのないプロフェッショナルな技術を持った舞台俳優の育成を目的としている。 また、蜷川幸雄を中心とした実践を通しての稽古を行い、古典劇や現代劇に必要な基礎的な俳優訓練を実施していく。 しかし、ここは単なる個人の育成を目標とした俳優養成所ではない。ひとつの集団として活動し、1年後には芸術劇場での公演を行うことができるまでの新しい形態の演劇集団の成立を目指している。 【内容】 <基本レッスン> ① 『演出』 （蜷川幸雄等、講師となるそれぞれの演出家独自の方法で実践的に進めていく。（稽古場見学など）） ② 『ヴォイス』・『ムーブメント』 （様々な戯曲に対しての基本的な声の出し方、体の基礎体力をつける。そして、自分の声や身体を発見していく。） ③ 『ダンス』 （ワルツなど、洋舞を踊れるようにする。また、ドレスの使い方なども指導する。） ④ 『日本舞踊』 （日舞を踊れるようにする。また、和服の着方、所作などを指導する） <特別レッスン>（必要に応じて実施） ① 『殺陣』 ② 『座学』（時代考証など） （例「シェイクスピア」（それぞれの戯曲の持っている時代背景など）、「衣装」（衣装に関する歴史、考証など）、「ヘアメイク」（メイクアップの技術の実践など））
5 受講料	20,000円/月

「さいたまゴールド・シアター」募集要項より

②これまでの経緯

(ア) 人数の推移

○発足時 48名

○第1回公演『船上のピクニック』公演時 46名

〈『船上のピクニック』公演終了後、2人が退団（44名に）〉

○“Pro・cess 3”『思い出の日本一万年』公演時 44名

〈『思い出の日本一万年』公演終了後、1人が退団（43名に）〉

○第2回公演『95kgと97kgのあいだ』公演時 43名

〈『95kgと97kgのあいだ』公演終了後、1人が退団（42名に）〉

○第3回公演『アンドゥ家の一夜』公演時 42名

○平成24年7月、団員1名逝去（41名に）

○平成26年6月、2人退団（39名に）

○平成28年4月、1人退団（38名に）

○平成29年5月、1人退団（37名に）

○平成29年9月に団員の1人が逝去（36名に）

(イ) オーディション・発足記者会見

- 応募総数 1,266名 (募集時期：平成18年2月1日～2月28日)
- 選考 実技試験 (期間：平成18年3月14日～30日、15日間延べ78時間)
- 受験者数 1,011名
- 審査員 蜷川幸雄芸術監督他
- 合格者数 48名 (男性21名、女性27名)
- 発足記者会見・初顔合わせ 平成18年4月21日

(ウ) レッスン (平成18年5月1日～・1年間)

- 参加人数 46名
- 稽古時間 原則週5日間 (月～金) 1日4～5時間程度
- 稽古会場 彩の国さいたま芸術劇場

(エ) 中間発表『Pro・cess～途上～』

- 公演日 平成18年7月28日(金)～8月1日(火) 全6公演
- 会場 彩の国さいたま芸術劇場大けいこ場 (キャパ167席)

(オ) 第2回中間発表“Pro・cess 2”『鴉よ、おれたちは弾丸をこめる』

- 公演日 平成18年12月1日(金)～4日(月) 全5公演
- 会場 彩の国さいたま芸術劇場大けいこ場 (キャパ154席)

(カ) 第1回公演『船上のピクニック』

- 公演日 平成19年6月22日(金)～7月1日(日)
全9公演
- 会場 彩の国さいたま芸術劇場小ホール
(キャパ312席)
- 作：岩松了 演出：蜷川幸雄 演出補：井上尊晶
- ※岩松了氏がゴールド・シアターのために新作を書き下ろし
- 来場者数 2,755人



第1回公演『船上のピクニック』
撮影：富川舞子
「さいたまゴールド・シアター」HPより

(キ) 第3回中間発表“Pro・cess 3”『思い出の日本一万年』

- 公演日 平成20年3月27日(木)～3月30日(日) 全5公演
- 会場 彩の国さいたま芸術劇場大けいこ場 (キャパ180席)

(ク) 第2回公演『95kgと97kgのあいだ』

- 公演日 平成20年5月28日(水)～6月5日(木)
全10公演
- 会場 彩の国さいたま芸術劇場大けいこ場
(キャパ204席)



第2回公演『95kgと97kgのあいだ』
撮影：富川舞子
「さいたまゴールド・シアター」HPより

○作：清水邦夫 演出：蜷川幸雄

○来場者数 1,982人

(ケ) フェスティバル／トーキョー『95kgと97kgのあいだ』

国際演劇祭「フェスティバル／トーキョー09 春」から招聘され、初の外部公演を行った。

○公演日 平成21年3月18(水)～29日(日) 全11公演

○会場 にしすがも創造舎(東京都豊島区)

○作：清水邦夫 演出：蜷川幸雄

(コ) 第3回公演『アンドゥ家の一夜』

○公演日 平成21年6月18日(木)～7月1日(水)

全12公演

○会場 彩の国さいたま芸術劇場小ホール

(キャパ284席)

○作：ケラリーノ・サンドロヴィッチ 演出：蜷川幸雄

※ケラリーノ・サンドロヴィッチ氏がゴールド・シアターのために新作を書き下ろし

○来場者数 3,333人



第3回公演『アンドゥ家の一夜』開場中の様子
撮影：宮川舞子

「さいたまゴールド・シアター」HPより

(サ) さいたまネクスト・シアターとの共同稽古(平成21年12月～平成22年4月)

団員の表現能力を高めるため、短編の脚本を課題として与え蜷川氏が指導にあたった。この稽古は、同じく蜷川氏が主宰し、彩の国さいたま芸術劇場を活動拠点とする若手俳優の演劇集団「さいたまネクスト・シアター」と共同で行った。

(シ) 第4回公演『聖地』

○公演日 平成22年9月14日(火)～26日(日)

全10公演

○会場 彩の国さいたま芸術劇場小ホール

(キャパ266席)

○作：松井周 演出：蜷川幸雄

※気鋭の若手劇作家である松井周氏がゴールド・シアターのために新作を書き下ろし

○来場者数 2,677人



第4回公演『聖地』
撮影：宮川舞子

「さいたまゴールド・シアター」HPより

(ス) エクササイズ&エチュード&ボイスレッスン(平成22年10月～)

公演に向けた稽古がないときにも団員の基礎体力の維持と表現力の強化を図るため、ダンスを中心としたエクササイズ、短編の脚本を使用したエチュードづくり、歌や音楽を使ったボイスレッスンを週に1回程度のペースで行った。

(七) 第5回公演『ルート99』

○公演日 平成23年12月6日(火)～20日(火)

全12公演

○会場 彩の国さいたま芸術劇場小ホール

(キャパ266席)

○作：岩松了 演出：蜷川幸雄

※劇作家・岩松了氏がゴールド・シアターのために再び新作を書き下ろし

○来場者数 2,745人



第5回公演『ルート99』
撮影：宮川舞子

「さいたまゴールド・シアター」HPより

(ソ) レッスン (平成24年1月～7月)

公演に向けた稽古がないときにも団員の基礎体力の維持と表現力の強化を図るため、ダンスやストレッチなどの身体訓練と、短編の戯曲を使用したエチュードづくりを週に1回程度のペースで行った。

(タ) ダンス・ワークショップ (平成24年7月)

ピナ・バウシュ・ヴッパタール舞踊団の日本人ダンサー瀬山亜津咲氏の指導により、ゴールド・シアターを対象としたダンス・ワークショップを行った。ワークショップの成果を最終日に蜷川芸術監督はじめ劇場スタッフに発表した。

○期間 平成24年7月24日(火)～27日(金)

○会場 彩の国さいたま芸術劇場 大練習室



瀬山亜津咲によるダンスワークショップ
撮影：宮川舞子

「さいたまゴールド・シアター」HPより

(チ) ザ・ファクトリー1『白鳥の歌』『楽屋』

井上尊晶氏とゴールド・シアターによるエチュードづくりを発展させ、新シリーズ「ザ・ファクトリー」の第1弾として公演を行った。

○期間 平成24年10月16日(火)～26日(金)

全8公演

○会場 彩の国さいたま芸術劇場大ホール内特設劇場 (キャパ84席)

○作：チャーホフ 翻訳：松下裕 (『白鳥の歌 (カルカース) ひと幕の習作』)

作：清水邦夫 (『楽屋一流れ去るものはやがてなつかしき』)

演出：井上尊晶

※男性11名が『白鳥の歌』を演じ、女性22名が『楽屋』を演じた。

○来場者数 628人



【ザ・ファクトリー1】『白鳥の歌』
撮影：宮川舞子

「さいたまゴールド・シアター」HPより



【ザ・ファクトリー1】『楽屋』
撮影：宮川舞子

「さいたまゴールド・シアター」HPより

(ツ) 第6回公演『鴉よ、おれたちは弾丸をこめる』
パリ日本文化会館からの招請を受けて、ゴールド・シアターとして初の海外公演を含むツアー公演を実施した。

作：清水邦夫 演出：蜷川幸雄

出演：さいたまゴールド・シアター、さいたまネクト・シアター

《ツアースケジュール》

○さいたま公演：平成25年5月16日～19日 彩の国さいたま芸術劇場大稽古場・全5公演

助成：財団法人地域創造

○パリ公演：平成25年5月30日～6月1日 パリ日本文化会館・全4公演
共催：国際交流基金

○神奈川公演：平成25年6月15日～16日 KAAT 神奈川芸術劇場大スタジオ・全2公演 主催：KAAT 神奈川芸術劇場

○熊谷公演：平成25年6月22日～23日 大里生涯学習センターあすねっとホール・全2公演

共催：公益財団法人熊谷市文化振興財団

○来場者数（全13公演） 2,726人



第6回公演『鴉よ、おれたちは弾丸をこめる』
撮影：宮川潤子

「さいたまゴールド・シアター」HPより

(テ) ザ・ファクトリー3

ピナ・バウシュ・ヴッパタール舞踊団の日本人ダンサー瀬山亜津咲氏の指導により、ゴールド・シアターを対象としたダンス・ワークショップを行い、その成果発表を「ザ・ファクトリー」公演の第3弾として実施した。

○公演日 平成25年8月14日～16日 全3公演

○会場 彩の国さいたま芸術劇場 大練習室

○演出・振付：瀬山亜津咲 出演：さいたまゴールド・シアター

○来場者数 339人



【ザ・ファクトリー3】ワーク・イン・プログレス公開
撮影：Matron

「さいたまゴールド・シアター」HPより

(ト) さいたまゴールド・シアター×瀬山亜津咲『KOMA』

ワークショップを経て、3年目に本公演を行った。

○公演日 平成26年8月28日～31日 全4公演

○会場 彩の国さいたま芸術劇場 小ホール

○演出・振付：瀬山亜津咲 出演：さいたまゴールド・シアター

○来場者数 769人



さいたまゴールド・シアター×瀬山亜津咲『KOMA』
撮影：高橋志津夫

「さいたまゴールド・シアター」HPより

(ナ) 『鴉よ、おれたちは弾丸をこめる』 3カ国5都市ツアー

香港、パリからの招請を受けて、ゴールド・シアターとして2度目の海外公演を含むツアー公演を実施した。

作：清水邦夫 演出：蜷川幸雄

出演：さいたまゴールド・シアター、さいたまネクスト・シアター

《ツアースケジュール》

○香港公演：平成26年11月14日～16日 葵青

劇院・全3公演 主催：康樂及文化事務署新視野藝術節

○東京公演：平成26年11月23日～26日 にしすがも創造舎・全5公演（追加公演1公演含む）

主催：フェスティバル/トーキョー

○パリ公演：平成26年12月8日～12日 パリ市立劇場・全5公演

主催：パリ市立劇場

○豊橋公演：平成26年12月20日～21日 穂の国とよはし芸術劇場 PLAT 主ホール・全2公演

主催：公益財団法人豊橋文化振興財団 共催：豊橋市

○川越公演：平成26年12月27日～28日 川越市市民会館やまぶき会館 中ホール・全2公演

主催：公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団

共催：公益財団法人川越市施設管理公社／川越市

○来場者数（全17公演） 8,047人



鴉よ、おれたちは弾丸をこめる(2014)
撮影：宮川舞子

「さいたまゴールド・シアター」HPより

(ニ) 彩の国シェイクスピア・シリーズ第30弾

×さいたまネクスト・シアター第6回公演『リチャード二世』

彩の国シェイクスピア・シリーズ第30弾であり、さいたまネクスト・シアター

第6回公演『リチャード二世』に出演。第3回ハヤカワ「悲劇喜劇」賞受賞。

○公演日 平成27年4月5日～19日 全17公演

○会場 彩の国さいたま芸術劇場 インサイド・シアター（大ホール内）

○演出：蜷川幸雄 作：W. シェイクスピア 翻訳：松岡和子

出演：さいたまネクスト・シアター、さいたまゴールド・シアター

○入場者数 3,520人



彩の国シェイクスピア・シリーズ第30弾×
さいたまネクスト・シアター第6回公演
『リチャード二世』
撮影：宮川舞子
「さいたまゴールド・シアター」HPより

(ヌ) 『リチャード二世』(再演)

平成27年4月に上演した作品を再演した。また、ルーマニアのクライオーヴァで開催される「国際シェイクスピア・フェスティバル」に参加した。

○公演日 埼玉公演 平成28年2月18日(木)～28日(日)

ルーマニア公演 平成28年4月14日(木)～15日(金)

○会場 埼玉公演 彩の国さいたま芸術劇場インサイド・シアター(大ホール内)

ルーマニア公演 クライオーヴァ国立劇場マリン・ソレスク

○作:W.シェイクスピア 翻訳:松岡和子 演出:蜷川幸雄 演出補:井上尊晶

○入場者数(埼玉公演) 2,150人



『リチャード二世』ルーマニア公演カーテンコール
撮影:宮川舞子

「さいたまゴールド・シアター」HPより

(ネ) 『1万人のゴールド・シアター2016』公演(★)

『1万人のゴールド・シアター』は、東京2020公認文化オリンピックプログラムとして故蜷川幸雄氏が企画・発案したもの。「さいたまゴールド・シアター」のメンバーと公募による参加者(高齢者65歳以上(蜷川氏ご逝去後に60歳以上に変更))による大群像劇『1万人のゴールド・シアター』を上演することによって、県内の文化芸術活動を活性化するとともに埼玉の魅力を国内外に発信することを目的としている。平成28年度は第1回公演として3,000人規模の公演を目標に行い、東京オリンピック・パラリンピックの「埼玉県版文化プログラム」の開始をアピールする目的として、『1万人のゴールド・シアター2016』『金色交響曲～わたくしのゆめ、きみのゆめ～』をさいたまスーパーアリーナにて平成28年12月7日に上演した。

マスコミにも大きく取り上げられ、また、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会からも文化プログラムの代表事例として紹介された。



○蜷川氏の目指した「高齢者にももっと輝いてほしい」という呼びかけが実現し、高齢化問題に対して舞台芸術が示す可能性を世界に発信できた。

○東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年に向け、平成28年度から隔年で規模を拡大して実施する計画であったが、蜷川氏ご逝去(平成28年5月12日没)をうけ、演出を蜷川氏の企画原案に基づき、蜷川氏の意向を踏まえて脚本を手掛けてきた「ノゾエ征爾氏」に変更し、演劇として演出可能

な規模に会場のキャパシティを変更して上演した。

【参考】

■スケジュール

4～6月 参加者募集（対象 60 歳以上）

7月 参加者決定／参加者説明会

7～11月 稽古（芸術劇場等）

12月7日（水）公演（さいたまスーパーアリーナ）

■出演者合計 1,512 人（約 1,600 人）

○一般参加者（公演出演者） 1,454 人

応募総数 1,947 人

参加費納入者 1,598 人

対象 60 歳以上 平均 69.3 歳（最高齢 91 歳）

○さいたまゴールド・シアター出演者 24 人

○さいたまネクスト・シアター出演者 15 人

「次代を担う若手俳優の育成」を目的に平成 20 年始動。

○こまどり姉妹 2 人

○その他プロ俳優 13 人

■観客計 7,968 人（約 8,000 人）

○有料入場者 6,243 人

○来賓・招待 1,725 人

■公演スタッフ 416 人



「1万人のゴールド・シアター2016」本番
撮影：引地信彦
「さいたまゴールド・シアター」HPより

(ノ) 第4回中間発表『Pro・cess2017』

○公演日 平成 29 年 1 月 26 日（木）～29 日（日）

○会場 彩の国さいたま芸術劇場

NINAGAWA STUDIO（大稽古場）

○構成：蛭川幸雄 構成・演出：井上尊晶

○入場者数 447 人



『Pro・cess2017』
撮影：宮川舞子
「さいたまゴールド・シアター」HPより

(ハ) 蛭川幸雄一周忌追悼公演『鴉よ、おれたちは弾丸をこめる』

初の海外公演を果たした作品を、劇団創設者・蛭川幸雄の一周忌を機に再演。

○公演日 平成 29 年 4 月 14 日（木）～16 日（日）

○会場 彩の国さいたま芸術劇場 大ホール

○作：清水邦夫 演出：蛭川幸雄 演出補：井上尊晶

出演：さいたまゴールド・シアター、さいたまネクスト・シアター

○入場者数 1,662 人

(ヒ) 第7回公演『薄い桃色のかたまり』

劇作家・演出家・俳優の岩松了氏による新作。

本作品の戯曲で岩松了氏が第21回鶴屋南北戯曲賞を受賞した。

○公演日 平成29年9月21日(木)～10月1日(日)

○会場 彩の国さいたま芸術劇場インサイド・シアター(大ホール内)

○作・演出:岩松 了

出演:さいたまゴールド・シアター、さいたまネクスト・シアター、岡田正

○入場者数 2,020人



第7回公演『青い桃色のかたまり』
撮影:宮川舞子

「さいたまゴールド・シアター」HPより

(フ) 番外公演『ワレワレのモロモロ ゴールド・シアター2018春』

劇作家・演出家の岩井秀人氏が「自身に起きた出来事を台本にして自ら演じる」プロジェクト『ワレワレのモロモロ』をゴールド・シアターメンバーで実施。6名の台本をオムニバス形式に仕立て、出演者14名で上演した。10月には神奈川県主催「共生共創事業」第1弾に抜擢され、神奈川公演を行った。



『ワレワレのモロモロ ゴールド・シアター2018春』
撮影:宮川舞子
「さいたまゴールド・シアター」HPより

○公演日 平成30年5月10日(木)～20日(日)
全10公演

○会場 彩の国さいたま芸術劇場 NINAGAWA STUDIO

○構成・演出:岩井秀人 出演:さいたまゴールド・シアター ユニット

○入場者数 1,207人

○神奈川公演概要 公演日:平成30年10月13日(土)～14日(日) 全2公演 会場:県民共済みらいホール



『よみちにひはくれない』浦和バージョン
撮影:宮川舞子

「さいたまゴールド・シアター」HPより

(ヘ) 世界ゴールド祭2018(★)

さいたまゴールド・シアター×菅原直樹『よみちにひはくれない』

さいたまゴールド・シアター×デービッド・スレイター『BED』

世界ゴールド祭2018プログラムの2作品にさいたまゴールド・シアターメンバー9名が参加。

(★)は、「さいたまゴールド・シアター」と「ゴールド・アーツ・クラブ」の両方が参加する東京2020公認文化オリンピックプログラムに向けてのプログラムである。



「さいたまゴールド・シアター」HPより
撮影:宮川舞子

(ホ)「蝮の綿-Nina's Cotton-」リーディング公演
演劇作家・藤田貴大氏が蝮川幸雄前芸術監督に委
嘱を受けて執筆した、蝮川氏の半生をモチーフにし
た新作戯曲をリーディング形式で初演。

○公演日 令和元年10月13日(日)～15日(火)

全3公演

○会場 彩の国さいたま芸術劇場 大ホール

○作：藤田貴大 演出：井上尊晶

出演：さいたまゴールド・シアター、さいたまネクスト・シアター

○入場者数 1,225人



『蝮の綿-Nina's Cotton-』リーディング公演
撮影：宮川舞子
「さいたまゴールド・シアター」HPより

(4) ゴールド・アーツ・クラブについて

①概要

平成28年12月に実施した「1万人のゴールド・シアター2016」の成果をさらに発展させるための試みとして、平成29年度に60歳以上を対象とした芸術クラブ活動「ゴールド・アーツ・クラブ」を設立した。応募要件は、『1万人のゴールド・シアター2016』の参加者である。

平成29年度は1,000人を越える登録申込があり、1～2月には希望者全員が参加するノゾエ征爾氏による演劇ワークショップを実施した。

平成30年度は、世界各国から芸術活動を行う高齢者や実践家たちが集う国際芸術祭「世界ゴールド祭2018」において、ゴールド・アーツ・クラブ第1回公演として、参加者738人が2組に分かれて、ノゾエ征爾脚本・演出による演劇公演『病は気から』を計8公演上演した。

平成31年度(令和元年度)は、11月から12月にかけてノゾエ征爾氏による演劇ワークショップを実施し、ワークショップの最後に成果発表を行った。

ゴールド・アーツ・クラブの取組実績

<平成29年度>

(1) ゴールド・アーツ・クラブ及びノゾエ征爾演劇ワークショップ参加調査

○対象：「1万人のゴールド・シアター2016」参加者

○調査：平成29年7月23日(日)～8月18日(金)

○登録者数：1040人

《年齢構成》 平均年齢 男性70.7歳(最高齢92歳)
女性69.9歳(最高齢87歳)

《男女別》 男性249人、女性791人

(2) ゴールド・アーツ・クラブ説明会

○日時：平成29年10月3日(火)～5日(木)

全4回開催

○会場：彩の国さいたま芸術劇場小ホール



「さいたまゴールド・シアター」HPより

○対象：ゴールド・アーツ・クラブ登録者

出席は任意。

○出席者数：406人（3日間延べ）

(3) ノゾエ征爾演劇ワークショップ

○日程：平成30年1月6日（土）～2月25日（日）

○会場：彩の国さいたま芸術劇場

○講師（脚本・演出）：ノゾエ征爾（脚本家・演出家・俳優・劇団「はえぎわ」主宰）

○参加料：6,000円

○成果発表

日時：平成30年2月24日（土）・25日（日）各日15時開演

会場：彩の国さいたま芸術劇場 大ホール

入場無料・全席自由（入場には要招待券）

○参加者数：764人

《年齢構成》 平均年齢 男性70.8歳（最高齢92歳）

女性70.1歳（最高齢87歳）

《男女別》 男性187人、女性577人

《居住地》 埼玉県485人、東京都155人、神奈川県43人、千葉県44人、その他37人

<平成30年度>

(1) ゴールド・アーツ・クラブ第1回公演（世界ゴールド祭2018）（★）

○日程：稽古…平成30年7月31日（火）～9月28日（金）計74回

○会場：彩の国さいたま芸術劇場

○脚本・演出：ノゾエ征爾（脚本家・演出家・俳優・劇団「はえぎわ」主宰）

○参加料：10,000円

○公演

日時：平成30年9月29日（土）・30日（日）、10月3日（水）～8日（月祝）計8公演

会場：彩の国さいたま芸術劇場 大ホール

入場者数：4,246人

○参加者数：738人

《年齢構成》 平均年齢 男性71.6歳（最高齢88歳）

女性70.6歳（最高齢88歳）

《男女別》 男性177人、女性561人

《居住地》 埼玉県468人、東京都154人、神奈川県



ゴールド・アーツ・クラブ・ノゾエ征爾「舞は空から」月組より。（撮影：宮川雅子）
「さいたまゴールド・シアター」HPより



ゴールド・アーツ・クラブ・ノゾエ征爾「舞は空から」月組より。（撮影：宮川雅子）
「さいたまゴールド・シアター」HPより



世界ゴールド祭2018
「さいたまゴールド・シアター」HPより

37人、千葉県40人、その他39人

(★)は、「さいたまゴールド・シアター」と「ゴールド・アーツ・クラブ」の両方が参加する東京2020公認文化オリンピックプログラムに向けてのプログラムである。

<令和元年度>

(1) ノゾエ征爾演劇ワークショップ

○日程：令和元年11月3日(日)～12月22日(日)

○会場：彩の国さいたま芸術劇場

○講師(脚本・演出)：ノゾエ征爾(脚本家・演出家・俳優・劇団「はえぎわ」主宰)

○参加料：6,000円

○成果発表

日時：平成31年12月21日(土)・22日(日)

各日16時開演

会場：彩の国さいたま芸術劇場 大ホール

入場無料・全席自由(入場には要招待券)

○参加人数：724人

《年齢構成》 平均年齢 男性72.3歳(最高齢94歳)

女性71.5歳(最高齢89歳)

《男女別》 男性168人、女性556人

《居住地》 埼玉県462人、東京都149人、神奈川県39人、千葉県36人、その他38人



「さいたまゴールド・シアター」HPより

②各年度における予算額及び実績額について

「さいたまゴールド・シアター」は補助事業にも委託事業にも両方に参加しているため、また、東京オリンピック2020公認文化オリンピックプログラム上演のために「ゴールド・アーツ・クラブ」が結成されたのは平成29年であるため、これらを分けて記載することは難しいため、合わせて一覧にした。

なお、「文化芸術特別企画助成事業費補助金」は、「さいたまゴールド・シアター」出演事業のみに対する補助金ではないため、補助金全体の金額及び、そのうちの「さいたまゴールド・シアター」出演事業に対する補助金の金額を一部抜粋して記載した。

「文化芸術特別企画助成事業費補助金」は毎年県から公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団へ交付されている補助金であり、東京オリンピック2020公認文化オリンピックプログラム上演のために「1万人のゴールド・シアター」(蜷川氏ご逝去により内容を変更し、「世界ゴールド祭」に変更された)の開催を目指して行なわれていた事業は委託契約である。

さいたまゴールド・シアター及びゴールド・アーツ・クラブ関連事業費

(単位：千円)

年度	区分		さいたまゴールド・シアター			ゴールド・アーツ・クラブ			備考			
			予算額	決算額	増減	予算額	決算額	増減				
平成27年度	補助	「さいたまゴールド・シアター」※1	36,169	2,840	△ 33,329	/			「蝋の綿 Nina's Cotton - 蛭川幸雄 Ver.-」 蛭川芸術監督の入院により、年度内の公演は行わず準備のみ実施			
		全体	118,693	85,364	△ 33,329							
	委託	1万人のゴールド・シアター	17,030	14,029	△ 3,001				1万人のゴールド・シアター&初対面・シアター業務委託契約			
平成28年度	補助	「さいたまゴールド・シアター」※1	0	4,234	4,234	/			「ザ・ファクトリー5」 蛭川芸術監督の逝去により中止となった公演の代替事業として日頃の練習成果を発表する稽古場公演を実施			
		全体	112,759	48,541	△ 64,218							
	委託	1万人のゴールド・シアター	131,165	131,165	0				1万人のゴールド・シアター(2016)業務委託契約			
平成29年度	補助	「さいたまゴールド・シアター」※1	47,732	38,122	△ 9,610	/			「鴉よ、おれたちは弾丸をこめる」 「第7回公演 薄い桃色のかたまり」			
		全体	112,759	95,064	△ 17,695							
	委託	「ゴールド・アーツ・クラブ」※2							7,052	7,052	0	「シア・アーツ・クラブ(仮称)」 結成等業務
平成30年度	補助	「さいたまゴールド・シアター」※1	13,930	13,451	△ 479	/			「ワレワレのモロモロ ゴールド・シアター2018春」			
		全体	112,759	91,202	△ 21,557							
	委託	「ゴールド・アーツ・クラブ」※2							41,572	34,711	△ 6,861	「世界ゴールド祭2018」 委託業務
		全体							75,714	48,978	△ 26,736	
令和元年度	補助	「さいたまゴールド・シアター」※1	18,822	17,690	△ 1,132	/			「蝋の綿-Nina's Cotton-」 リディング公演			
		全体	107,515	107,515	0							
	委託	「ゴールド・アーツ・クラブ」※2							19,176	18,578	△ 598	「世界ゴールド祭2020(仮称)」開催準備委託業務
		全体							27,602	24,877	△ 2,725	

※1：「文化芸術特別企画助成費補助金」全体金額のうち、「さいたまゴールド・シアター」関連事業費のみ抜粋

※2：委託契約全体金額のうち、「さいたまゴールド・シアター」もしくは「ゴールド・アーツ・クラブ」関連事業費のみ抜粋

③当該事業に要する人員の状況について

- ・文化芸術特別企画助成事業費（公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団への「文化芸術特別企画助成事業費補助金」）

0.1人×7.75時間×240日＝186時間

- ・2020年東京五輪文化プログラム育成プロジェクト（公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団への委託業務）

0.3人×7.75時間×240日＝558時間

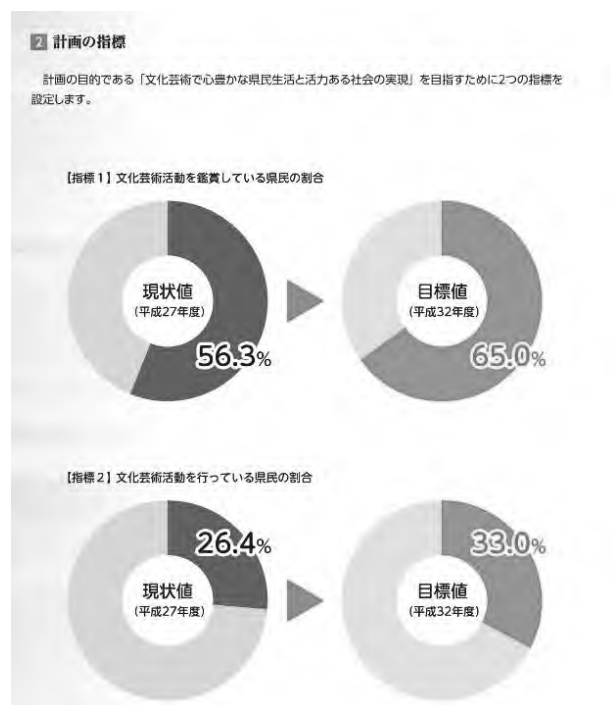
④関係する法規（ルール）とその遵守状況について

- ・埼玉県財務規則

- ・埼玉県文化芸術振興計画 2016—2020
- ・埼玉県文化芸術振興基本条例
- ・埼玉県彩の国さいたま芸術劇場条例
- ・補助金の交付手続等に関する規則
- ・文化芸術特別企画助成事業費補助金交付要綱
- ・文化芸術特別企画助成事業費補助金交付要綱の運用に関する取扱要領
- ・10,000人のゴールド・シアター&ネクスト・シアター業務委託契約書（契約日：平成27年4月17日）
- ・1万人のゴールド・シアター（2016）業務委託契約書（契約日：平成28年4月1日）
- ・「シニア・アーツ・クラブ（仮称）」結成等業務委託契約書（契約日：平成29年7月3日）
- ・「世界ゴールド祭2018」委託契約書（契約日：平成30年4月3日）
- ・「世界ゴールド祭2020（仮称）」開催準備業務委託契約書（契約日：平成31年4月10日）

⑤令和元年度における評価指標とその達成状況について

県は、高齢者個別の評価指標ではないが、高齢者も含まれる指標として、文化芸術振興計画で「文化芸術活動を行っている県民の割合 33%」「文化芸術活動を鑑賞している県民の割合 65%」の指標を設定している。



このうち、「文化芸術活動を行っている県民の割合」は、令和2年度最終目標値33.0%に対して、令和元年度の最新値は32.3%（県HPより）であり、目標設定時である平成27年度の26.4%から最終目標値に向けて順調に推移していると思われる。一方、「文化芸術活動を鑑賞している県民の割合」は、令和2年度最終目標値65%に対して、令和元年度の最新値は55.9%（県HPより）であり、平成27年度目標設定時の56.3%と比較して実績値が低くなっており、目標達成には厳しい状況にあると思われる。なお、この点について担当課からは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和2年2月以降の文化芸術活動が制限されたことが最新値（令和元年度）55.9%を下げる要因となったと説明を受けた。

また、「さいたまゴールド・シアター」「ゴールド・アーツ・クラブ」に関する一連の事業により下記の効果があったと担当課から説明を受けた。

- ・県と彩の国さいたま芸術劇場の知名度が大きく向上したこと。
- ・県の文化事業の取組が高く評価され、新たな埼玉の魅力を広く発信できたこと。
- ・今後、急速に高齢化が進行する県から、超高齢化社会における文化事業の在り方や、高齢者が演劇を通じて生き生きと生活する一つのモデルを全国に向けて提示したこと。

さらに、「ゴールド・アーツ・クラブ」については、県民参加による芸術文化活動を通じてシニア世代の活力や創造性が豊かになることで、地域の活性化にも効果が及ぶと考えているとのことであった。

「さいたまゴールド・シアター」は、質の高い演劇公演を行うため、厳しいオーディションによる人選が必要であったこと、「ゴールド・アーツ・クラブ」の前身である「1万人のゴールド・シアター」には公募により希望者全員が参加できたことは承知しているが、今後新たな文化芸術活動への取組を行う際は、より多くの参加希望者が参加できるような施策を検討していただきたい。

県は、県内に居住する高齢者に対して、高齢者施設にボランティアのアーティストを派遣し、居ながらにして文化芸術を体験する取組など、他の事業も行いながら「高齢者がもっと身近に文化芸術活動に取り組める場を充実させている。」とのことである。

⑥監査人としての評価について

(A) まとめ

蜷川氏が提案して始まった「さいたまゴールド・シアター」は、メンバーの生活を一変させ、輝かせていることを、メンバーに対するインタビュー記事が掲載されている「我らに光を－さいたまゴールド・シアター 蜷川幸雄と高齢者俳優41人の挑戦 徳永京子 編著 河出書房新社」を読んで知った。本書の中で、各メンバーが「さいたまゴールド・シアター」に入ったことによって前向きにそして自信を持つ方向へ変貌したことをそれぞれに語っている。

これからの超高齢化社会において、クリエイティブ・エイジング（高齢者が演劇・ダンス・合唱・絵画などのアート創作活動を通して健康を維持し、幸福度を高める取組）が、サクセスフル・エイジング（アメリカから広がった言葉で「幸福で実りの多い、優れた人生をまっとうする」といった意味。その前提には、人は生涯にわたって発達しつづけることができ、老化は衰退ではなく成熟への過程である、といったエイジングに対する捉え方がある。）のために非常に大きな貢献をするものであると考える。

多くの研究調査がアート活動には健康効果があることを示している。演劇は高齢者の認知機能を向上させるとのことである。

また、高齢者のアート活動は他の世代の人たちにも良い効果をもたらすと考える。例えば、100歳のアーティストが絵を描いたり、歌ったりして元気に楽しくしている姿を見れば、若い人たちも年をとることに良いイメージや希望を持つことができると考える。

彩の国さいたま芸術劇場の「さいたまゴールド・シアター」の演目は、「さいたまネクスト・シアター（18歳以上のメンバーで構成される若手演劇集団）」との共演が多い。高齢者が時には若者に助けをもらいながら演技を行う、助け合いの演技が大家族の様で温かく、素晴らしいと思う。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、東京オリンピック 2020 公認文化オリンピックアドプログラムとして準備を進めていた「世界ゴールド祭 2020」は中止となった。これにより、現在「ゴールド・アーツ・クラブ」の今後の活動見込みはないとのことである。

しかし、「世界ゴールド祭 2018」に出演した「ゴールド・アーツ・クラブ」メンバーからのアンケートからは、「ゴールド・アーツ・クラブの成果（クリエイティブ・エイジング）について語る声：友人知人に70歳からの人生が楽しいという発信ができた等」「老いや病、己の限界にチャレンジする声：左右の脳をフル回転し、高齢者にとって心技体の総合学習だと感じた等」「ゴールド・アーツ・クラブの継続を望む声：大勢の高齢者が一堂に会して活動に熱中し生きがいを覚える機会は少なく貴重等」「社会的紐帯を語る声、家族との絆を深めた声、世代間交流に関する声：普段の生活では知り合うことができない人たちと同じ目標に向かって時間を共有することができ、大変楽しく貴重な経験をした等」この活動からの満足度が非常に高いものであったことがうかがえる。

コロナ禍において、高齢者が一堂に会して活動することは難しいが、これまでの経験が活かされ、県民のために、「クリエイティブ・エイジング」への参加の機会がより多く確保されることを期待したい。

(B) 福祉の増進への貢献状況について

担当課からは、県から全国に向けて発信した高齢者の演劇集団である「さいたまゴールド・シアター」、「ゴールド・アーツ・クラブ」の成功は、高齢者に生きがいと希望をもたらしており、また、公演時には観客として多くの高齢者

が来場し劇場は賑わいを見せているとの説明を受けた。

高齢者の演劇集団である「さいたまゴールド・シアター」等の高い発信力によって、高齢者に生きがいと希望をもたらしており、この点においては、福祉の増進への貢献状況が高いという点について異論はない。

しかし、一方で「さいたまゴールド・シアター」への県民の参加は令和2年10月現在16人、「ゴールド・アーツ・クラブ」への令和元年度ノゾエ征爾演劇ワークショップに参加した県民は462人であり、県民の参加による福祉の増進という観点からは、参加のための窓口が広く設定されていることが望ましいと考えている。

また、後述のとおり、「さいたまゴールド・シアター」は発足した平成18年以来、新規メンバーを募集していない。この点について、担当課から、レベルの高い演劇集団に成長した「さいたまゴールド・シアター」の質を保つことや、メンバーの人数が当初の募集人数である20人を令和2年4月時点でも下回っていないことから、追加募集の必要性がないと判断しているためとの説明を受けた。

一方、「ゴールド・アーツ・クラブ」については、参加資格を、「1万人のゴールド・シアター（2016）」への参加者に限定しており、仮に今現在興味を持ったとしても新規募集はしていないため、参加することはできない。この点について、担当課から、「1万人のゴールド・シアター（蜷川氏ご逝去後は「世界ゴールド祭」に変更）」は2020年開催予定であった東京2020公認文化オリンピックプログラム「世界ゴールド祭2020」向けの発表プログラムであったため、参加資格者を、「1万人のゴールド・シアター（2016）」への参加者に限定しているとの説明を受けている。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、東京2020公認文化オリンピックプログラム「世界ゴールド祭2020」は中止が決定しており、「世界ゴールド祭2020」開催に向けて結成された「ゴールド・アーツ・クラブ」は今後活動の見込みがないとのことであり、県民16人が参加している「さいたまゴールド・シアター」が残るだけである。

担当課からは、これらの事業は、優れた舞台芸術作品の発信が主目的であるとの説明を受けている。しかし、これだけ高齢者演劇に関する高い評価を得た事業であればこそ、県内の高齢者が、自ら演じることによって生きがいを得る機会を持てるような自由な参加機会が用意されることを期待する。

(C) 費用対効果について

急速に高齢化が進行する県から、超高齢化社会における文化事業の在り方や、高齢者が演劇を通じて生き生きと生活する一つのモデルを全国に向かって提示した情報発信力という点において、「さいたまゴールド・シアター」は、高齢者による質の高い舞台芸術を広く強く発信するための文化芸術の取組として、国内にとどまらず海外公演も成功させ、評価は高いものとなっている。

また、「世界ゴールド祭」は、高齢者の国際舞台芸術祭としては日本初の試みとして高い評価を受けており、高い評価に値するものと考えられる。よって、この点においては、一定の効果があつたものと考えている。

一方で、高齢者が演劇を通じて生き生きと生活する機会という観点からは、「さいたまゴールド・シアター」及び「ゴールド・アーツ・クラブ」に参加できた県民は限定的であつたと思われる。

担当課からは、これらの事業は、優れた舞台芸術作品の発信が主目的であつたとの説明を受けている。

費用対効果の観点からも、今後は、県内の高齢者が、自ら演じることによって生きがいを得る機会を望む場合には、より多くの機会が用意されることを期待する。

なお、これらの事業の波及効果として、担当課より、GTC（Gold Theater Company：ゴールド・シアター・カンパニー）（ホームページ URL：<http://gtc.party>）という高齢者演劇集団が立ち上がっているとの説明を受けた。ホームページによると、GTCは、「公益財団法人埼玉県文化芸術振興財団が提唱する『1万人のゴールド・シアター2016』に共感し、演劇を通じて高齢者がいきがいと希望を見出せる社会の創成を目指し、演劇という芸術形態が超高齢社会の中で、新しい役割を得て再生することを目的とした演劇集団」とのことである。このことは、「1万人のゴールド・シアター2016」への参加者の満足度が高かつたこと、及び、演劇活動を継続したいという要望が高齢者の中にあることがうかがえる。今後、このような波及効果がさらに広がっていくことを期待する。

(D) 各論点（委託事業や補助事業）について

ア) 補助することへの公益性

【意見35】「さいたまゴールド・シアター」及び「ゴールド・アーツ・クラブ」（令和元年度にて事業終了）のメンバーは発足時から追加されていないが、今後の活動においては、新たに高齢者となつた方々も参加の機会が得られることが望ましいと考える。

「さいたまゴールド・シアター」は、平成18年の発足時にメンバー48名を選考してから現在に至るまで、追加のメンバー募集を一度も行っていない（令和2年10月現在36名＜男女別：男性11名、女性25名＞）。

この点について、担当課からは、「さいたまゴールド・シアターは、舞台俳優で構成されるプロ集団であり、定員は20名として募集を行ったが、1,000人を超える応募があつたため定員を超えるメンバーを選考してスタートした。その後、メンバーは蜷川監督の指導により質の高い俳優に成長し、「さいたまゴールド・シアター」はレベルの高い演劇集団となつた。質を保つことと、当初想定した20人という定数を割ることもなかつたため、追加募集を行わなかつたとの説明を受けた。

確かに「さいたまゴールド・シアター」が高齢者の演劇集団としての高い発信力があることは評価に値すると考える。一方、メンバーを募集した平成18年以後も新たに高齢者となった方々は多数おり、その方々がその高い発信力をもつ、「さいたまゴールド・シアター」への参加の機会がないことは残念である。「さいたまゴールド・シアター」は、県が補助している事業であり、広く県民に参加の機会が用意されていることが望まれる。

また、発足当時の応募要件は「満55歳以上」であり、それから、14年経過した現在のメンバーの年齢構成は平均年齢80.8歳（最高齢94歳・最年少69歳）と高齢化しており、このままでは、蜷川幸雄氏が、高齢者に輝いて欲しいとの熱意をもって結成した、高い発信力を持つ「さいたまゴールド・シアター」の存続に少なからず危機感を感じている。

この点について、担当課からは、今後、新しい芸術監督のもとで新たなゴールド・シアターの取組を検討していく予定であるとの説明を受けた。「さいたまゴールド・シアター」の持続的な発信力を維持していくためにも、また、高齢者が自ら演じることによって、生きがいを得て、いきいきと年齢を重ね続けることのできる楽しさを、より多くの高齢者が享受できる事が望ましい。また埼玉県文化芸術振興基本条例第2条3項にあるように「文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し享受することが、県民の生まれながらの権利であることを踏まえ、県民が等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。」及び、同5条「県は、広く県民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又は、これを創造する機会の充実を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」という条文の趣旨も鑑みて、新たなゴールド・シアターの展開を期待する。

<参考>埼玉県文化芸術振興基本条例（一部抜粋（目的・趣旨等）下線加筆）

○埼玉県文化芸術振興基本条例（平成21年7月14日条例第42号）

埼玉県文化芸術振興基本条例

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策（以下「文化芸術振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化芸術振興施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな県民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術の振興に当たっては、県民の主体的で多彩な文化芸術活動の展開により、活力ある地域社会の実現を図ることを目指して、文化芸術振興施策が推進されなければならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し享受することが、県民の生まれながらの権利であることを踏まえ、県民が等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する情報を広く国内外に発信する等、文化芸術の交流が積極的に推進されなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、地域の伝統的な文化芸術が、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く県民の意見が反映されるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念にのっとり、文化芸術振興施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村がその地域の特性に応じた文化芸術振興施策を策定し、及び実施するために必要な助言その他の支援を行うよう努めるものとする。
- 3 県は、文化芸術活動を行う者の自主性及び文化芸術活動の多様性に十分な配慮を行いながら、これらの者との連携及びこれらの者に対する支援に努めるものとする。
- 4 県は、国及び他の都道府県との連携及び協力により、文化芸術振興施策の効果的な推進に努めるものとする。

第二章 文化芸術振興計画

第四条 県は、文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する計画（以下「文化芸術振興計画」という。）を定めるものとする。

- 2 文化芸術振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき文化芸術振興施策の基本的な事項
 - 二 前号に掲げるもののほか、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 県は、文化芸術振興計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 前項の規定は、文化芸術振興計画の変更について準用する。

第三章 文化芸術振興のための施策

(文化芸術の鑑賞等の機会の充実)

第五条 県は、広く県民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造す

る機会の充実を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。



<参考>埼玉県文化芸術振興計画2016-2020 (一部抜粋 下線加筆) より

また、東京オリンピック・パラリンピックに向けての文化プログラム発表に向けて企画された「1万人のゴールド・シアター」(企画・発案者の蜷川幸雄氏ご逝去後は「世界ゴールド祭」へ企画変更)についても同様に考えている。

平成28年度の「1万人のゴールド・シアター(2016)」発足時に60歳以上の県内外の高齢者を対象に募集を行い、その後の平成29年度「シニア・アーツ・クラブ(仮称)正式名称は「ゴールド・アーツ・クラブ」」業務委託仕様書では、募集対象者を「1万人のゴールド・シアター2016」参加者としており、平成30年度「世界ゴールド祭2018」業務委託契約及び令和元年度の「世界ゴールド祭2020(仮称)」業務委託契約の仕様書では、募集対象者を平成29年度「ゴールド・アーツ・クラブ」参加者としている。

つまり、平成28年度の「1万人のゴールド・シアター(2016)」への参加者にし

か、その後に開催される「ゴールド・アーツ・クラブ」関連事業に参加資格が与えられていないのである。

この点について、担当課からは、「1万人のゴールド・シアター」の実施に当たっては、できるだけ多くの方に参加機会を提供するため、広く募集を行っている。「ゴールド・アーツ・クラブ」の活動は、「1万人のゴールド・シアター」を発展させ、より質の高い公演を目指すものとして継続した稽古を行うことが必要のため、「1万人のゴールド・シアター」参加者のみを対象としたとの説明を受けた。

「世界ゴールド祭2020」プログラムについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止が決定されており、「ゴールド・アーツ・クラブ」の今後の活動見込みはないとのことであるが、今後も高齢者が参加できる演劇の継続を望む声が「ゴールド・アーツ・クラブ」参加者へのアンケート結果から読み取れる。県内に住む高齢者が誰でも望めば参加できるような演劇への参加機会がつけられることを期待する。

担当課からは、今後の事業を検討する際には、新たな形で高齢者の文化活動支援について検討していきたいとの説明を受けた。なお、他県の事例として、神奈川県公益財団法人神奈川芸術文化財団に、「かながわシニア創作創造プロジェクト」がある。こちらのプログラムは、随時、だれでも望めば参加できる体制になっている。

イ) 交付要綱の整備・遵守状況

- ・補助金の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）
 - ・文化芸術特別企画助成事業費補助金交付要綱
 - ・文化芸術特別企画助成事業費補助金交付要綱の運用に関する取扱要領
- 交付要綱及び取扱要領等を遵守しており問題ないと判断している。

ウ) 補助金額の算出基準の合理性

補助金の算出基準の合理性について検討した。

【意見36】文化芸術特別企画助成事業費補助金の交付申請時と実績報告時において使用する科目については、できる限り統一すべきである。

文化芸術特別企画助成事業費補助金の交付申請時と実績報告時において、使用する科目が異なる場合や、予算申請時には「その他」にまとめて金額を記載しているため、予算と実績との差異分析が容易に行えず、交付申請のとおり適切に補助金が使われたかの検討が行い難い状況にある。県の実績報告書の精査を適切かつ効率的に実施するためにも、補助金申請時と実績報告時に使用する科目については、できる限り統一すべきである。

また、交付申請時と実績報告時において、計上金額が大きく異なる科目があり、交付申請時の予算の見積額の精度に疑問が生じる。予算の精度を高めるべきである。

詳細は以下のとおりである。

(単位：千円)

資料名	令和元年度 文化芸術特別企画助成事業費補助金 交付申請書【予算】				文化芸術特別 企画助成 事業費補助金 変更承認等 通知書		令和元年度 文化芸術特別企画助成事業費補助金 実績報告書【実績】						
	補助事業に要する 総事業費 a		自主財源収入 b		県補助金 交付 申請額 a-b	変更 金額	変更後 県補助金	補助事業に要する 総事業費 A		自主財源収入 B		要領第1 条第1号 の規定に 基づき財 団に還元 される額 B'	県補助金 交付 決定額
藤田貴大 新作公演 「CITY」	委託費	35,114	①チケット収入	20,218				/	/	/	委託費		
	①報償費	3,031	③助成金等	2,000	①報償費	8,643	③						
	①②広告費	4,000	①その他収入	7,500	④旅費交通費	614	①その他収入				10,910		
					①②広告宣伝費	594							
					④印刷製本費	819							
					④食糧費	626							
								④使用料及び賃借料	519				
								①支払手数料	4,540				
								④事務費等	703				
								計	47,989	計	40,311	12,593	20,253
「蜂の綿 -Nina's Cotton-」	委託費	9,688	チケット収入	5,649	/	/	/	委託費	9,779	チケット収入	4,154	/	/
	報償費	9,205	③助成金等	2,300				報償費	6,910	③			
			その他収入	0				④通信運搬費	38	その他収入	79		
								④消耗品費	300				
								④印刷製本費	586				
								④食糧費	254				
								②使用料及び賃借料	1,091				
								支払手数料	2,151				
								④事務費等	814				
								計	21,923	計	4,233	0	17,690
さいたまネクスト シアター ×世界最前線の 演劇3 「朝のライラック」	①委託費	2,094	①チケット収入	4,947	/	/	/	①委託費	7,888	①チケット収入	2,570	/	/
	①報償費	7,812	②助成金等	2,000				①報償費	4,709	②国庫補助金	1,448		
			その他収入	0				④旅費交通費	157	その他収入	1		
								①消耗品費	504				
								④印刷製本費	427				
								④食糧費	277				
								④使用料及び賃借料	1,449				
								①支払手数料	1,169				
								④事務費等	175				
								計	16,754	計	4,019	0	12,735
彩の国 シェイクスピア シリーズ第35弾 「ヘンリー八世」	委託費	127,247	チケット収入	102,307	/	/	/	委託費	125,731	チケット収入	91,685	/	/
	報償費	1,180	①②助成金等	1,000				報償費	730	物販収入等	350		
			その他収入	0				④旅費交通費	20	①②国庫補助金	10,045		
								④通信運搬費	25				
								広告宣伝費	866				
								④消耗品費	410				
								④印刷製本費	32				
								④食糧費	98				
								④使用料及び賃借料	4,029				
								支払手数料	100				
								計	132,041	計	102,080	0	29,961
人件費及び 事務費	①職員給与費	26,816			/	/	/	①職員給与費	38,150	チケット収入		/	/
	①事務費	60						①運営費(事務費)	915	国庫補助金			
	計	26,876	計	0				計	39,065	計	12,189		
								計	39,065	計	12,189	0	26,876

- ①40%以上の増減がある科目
- ②科目名が予算と実績で変更されている科目
- ③予算と実績のどちらか一方にしか計上の無い科目
- ④予算では「その他」に集約されている科目

上表は、「令和元年度 文化芸術特別企画助成事業費補助金交付申請書」（表の左側列）、「令和元年度 文化芸術特別企画助成事業費補助金変更承認通知書」（表の中央列）、「令和元年度 文化芸術特別企画助成事業費補助金実績報告書」（表の右側列）に記載の数値を一覧にしたものである。交付申請時と実績報告時において、①40%以上の増減がある科目、②科目名が予算と実績で変更されている科目、③予算と実績のどちらか一方にしか計上の無い科目、④予算では「その他」に集約されている科目に①から④を付した。

①40%以上の増減がある科目、③予算と実績のどちらか一方にしか計上の無い科目については、見積りの精度が低いことが原因と思われるため、予算申請

時の見積りをできる限り正確に行うことが望まれる。

②科目名が予算と実績で変更されている科目については、予算が申請どおり適切に使われているかを容易に判断できるよう、予算と実績で科目を統一するべきである。

④予算では「その他」に集約されている科目については、例えば、さいたまネクスト・シアター×世界最前線の演劇3「朝のライラック」の使用料及び賃借料1,449千円（実績報告時）のように、「その他」に集約するには金額が大きいものも含まれている。予算どおりに補助金が使われているかを検討する予算実績差異分析を容易にするべく、金額が大きな科目については、「その他」に集約することなく予算申請するべきである。

また、「独立行政法人日本芸術文化振興会」からの補助金を、予算申請時には「助成金等」という名称にし、実績報告時には「国庫補助金」という名称で計上しているため、予算実績比較分析の実施が難しくなっている。

上記より、予算申請時と実績報告時において使用する科目については、できる限り統一すべきであると考えます。

【意見37】令和元年度文化芸術特別企画助成事業費補助金変更承認等通知書において、2つの補助対象事業の補助金増減にあたり、自主財源の内訳が把握できるよう補助金交付先を指導し、その内容を検査・確認するべきである。

令和元年度文化芸術特別企画助成事業費補助金変更承認等通知書において、2つの補助対象事業の補助金増減額が承認されているが、2つの補助対象事業の補助金増減額の合計はプラスマイナスゼロになっており、補助金交付決定額の総額は変更されていない。それぞれの補助対象事業の総事業費と自主財源収入の変更額にはそれぞれ異なる理由があり、2つの補助対象事業の補助金増減額が合計するとプラスマイナスゼロになることは、実態の把握が困難になる。ありのままの会計数値を計上するよう補助金交付先を指導し、その内容を調査・確認するべきである。

(単位：千円)

補助金事業名	変更前			変更後			補助金増減
	総事業費	自主財源	交付決定額	総事業費	自主財源	補助金所要額	
「蝻の綿-Nina's Cotton-」	26,771	7,949	18,822	21,923	4,233	17,690	△ 1,132
さいたまネクスト・シアター×世界最前線の演劇3「朝のライラック」	18,550	6,947	11,603	16,754	4,019	12,735	1,132
合計	45,321	14,896	30,425	38,677	8,252	30,425	0

(令和元年度文化芸術特別企画助成事業費補助金の変更等通知書について 回議・合議書添付資料より)

令和元年度文化芸術特別企画助成事業費補助金変更承認等通知書において、上表に記載の①「蜷の綿—Nina's Cotton—」と②さいたまネクスト・シアター×世界最前線の演劇3「朝のライラック」という2つの補助対象事業の補助金増減額が承認されている。それぞれの補助対象事業の補助金増減理由は、①については、事業内容に大きな変更はなかったものの、事業費が予定を下回るとともに、台風の影響により一部関連企画の中止により収入額も下回ったことであり、②については、チケット販売が伸び悩み、事業費の削減等に取り組んだものの、減収分を補えなかったとのことである。総事業費及び自主財源収入の減額理由もそれぞれ異なっており、総事業費及び自主財源収入の計上金額も変更前と変更後でそれぞれであるにも係わらず、総事業費から自主財源収入を差引いて算出される補助金の金額は、①「蜷の綿—Nina's Cotton—」で1,132千円減少、②さいたまネクスト・シアター×世界最前線の演劇3「朝のライラック」では全くの同額である1,132千円が増加し、①と②の合計金額ではプラスマイナスゼロとなっている。

補助金変更申請を行っている上記2つの事業の総事業費と自主財源収入の金額が、変更前と変更後で全く異なる数値であるにも関わらず2つの事業の補助金の増減額が全くの同じ金額分が増減し、合計としての補助金申請金額は変更しないという内容になっている。

この点について、担当課からは、当該補助金は、総事業費や自主財源収入が変更されても補助金交付決定額が上限となり、補助金交付決定額は変わらないため、総事業費から自主財源収入を差し引いて補助金所要額を算出するのではなく、赤字事業の場合には、総事業費から自主財源収入を差し引いた額が補助金交付決定額になるよう、自主財源収入に他事業での収益を追加して計上しているとの説明を受けた。

しかし、この方法では、自主財源収入に記載の金額は、実際発生額ではなく、当該事業の実際の損益状況が明確にならず、把握が困難となる。また、本来、総事業費から自主財源収入を差引いて算出される、補助金の実際の必要額の把握も困難なものになってしまう。自主財源収入記入欄には自主財源収入の実際発生額を記載し、赤字事業である場合には、収入不足額についても分かるように記載したうえで、補助金の交付決定額を記載し、総事業費から自主財源収入の実際発生額及び補助金の交付決定額を差引いた、当該事業の実際の損益状況が把握できる形での変更申請書に変更するべきである。

【意見38】文化芸術特別企画助成事業費補助金の申請について、予算申請時では「その他収入」を未計上にも係わらず、実績報告時には「その他収入」が計上されている。予算申請時において可能な限り「その他収入」を見積り、計上すべきである。

文化芸術特別企画助成事業費補助金の申請に関して、令和元年度及び平成30年度において、当初計画申請時では「その他収入」を未計上にも係わらず、実

績報告時には「その他の収入」が計上されている。予算申請時においても可能な限り「その他収入」を見積り、計上するべきである。

令和元年度 文化芸術特別企画助成事業費補助金

補助事業名	当初申請(※1)					実績							(単位:千円)				
	事業支出 (A)	自主財源収入(B)		文化庁 補助金 (X)	県補助金 (A)-(B)-(X) (D)	事業支出 (E)	(F)	自主財源収入(F)			文化庁 補助金 (Z)	県補助対象 (B)-(F)-(Z) (H)	返還相当 (D)-(H) (I)	増収 財団還元 (G)-(C) (J)	確定額 (Dが上 限) (H)-(I) (K)	返還額 (D)-(K)	
		助成金 (B)	チャリ収入等 (C)					助成金	(G)	チケット収入							その他収入
city	49,971	27,718	0	27,718	2,000	20,253	47,989	40,311	0	40,311	29,401	10,910	0	7,677	12,576	12,593	
織の綿(※1)	21,923	4,233	0	4,233	0	17,690	21,923	4,233	0	4,233	4,154	79	0	17,690	0	0	
朝のライラック(※1)	16,754	2,571	0	2,571	1,448	12,735	16,754	2,571	0	2,571	2,570	1	1,448	12,735	0	0	
彩の国シェイクスピアシリーズ	133,268	102,307	0	102,307	1,000	29,961	132,041	92,035	0	92,035	91,685	350	10,045	29,961	0	0	
小計	221,916	136,829	0	136,829	4,448	80,639	218,707	139,150	0	139,150	127,811	11,340	11,493	68,063	12,576	12,593	80,639
人件費及び事務費						26,876								26,876	0	0	26,876
合計						107,515								12,576	12,593	107,515	0

令和元年度 文化芸術特別企画助成事業費補助金の交付額の確定 回議・合議書(課長決裁) 添付資料より
 (※1)「織の綿」及び「朝のライラック」については、令和2年3月25日付補助金変更承認後の金額

平成30年度 文化芸術特別企画助成事業費補助金

補助事業名	当初申請					実績							(単位:千円)				
	事業支出 (A)	自主財源収入(B)		文化庁 補助金 (X)	県補助金 (A)-(B)-(X) (D)	事業支出 (E)	(F)	自主財源収入(F)			文化庁 補助金 (Z)	県補助対象 (B)-(F)-(Z) (H)	返還相当 (D)-(H) (I)	増収 財団還元 (G)-(C) (J)	確定額 (Dが上 限) (H)-(I) (K)	返還額 (D)-(K)	
		助成金 (B)	チャリ収入等 (C)					助成金	(G)	チケット収入							その他収入
さいたまゴールポストスター	18,098	4,168	500	3,668	0	13,930	17,119	6,983	0	6,983	3,314	3,669	0	10,135	3,795	3,315	13,451
さいたまネクストスター	29,024	5,755	500	5,255	0	23,269	20,927	9,614	0	9,614	5,614	4,000	0	11,313	11,956	4,359	15,672
彩の国シェイクスピアシリーズ	151,091	102,407	100	102,307	0	48,684	137,510	129,775	0	129,775	128,538	1,237	0	7,736	40,948	27,468	35,203
小計	198,213	112,330	1,100	111,230	0	85,883	175,556	146,372	0	146,372	137,466	8,906	0	29,184	56,699	35,142	64,326
人件費及び事務費						26,876								26,876	0	0	26,876
合計						112,759								56,060	56,699	35,142	91,202

平成30年度 文化芸術特別企画助成事業費補助金の交付額の確定 支出負担行為決議書(部長決裁) 添付資料より

エ) 交付時期及び支払方法の妥当性

令和元年度文化芸術特別企画助成事業費補助金については、請求書に基づき年4回の概算払い及び精算が口座振替により行われている。

特に問題となる事項はなかった。

オ) 制度の統合、廃止等の変更の必要

制度の統合、廃止等の変更の必要性については、特に認識していない。

なお、文化芸術特別企画助成事業費補助金交付要綱及び文化芸術特別企画助成事業費補助金交付要綱の運用に関する取扱要領については、補助金創設時から変更がなく相当な期間が経過しているため、補助金自体の見直しが行われる場合等、機会があれば当該交付要綱及び取扱要領についても見直しを検討していただきたいと考える。

カ) 精算の妥当性

県から公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団へ毎年交付されている文化芸術特別企画助成事業費補助金には、以下に記載した抜粋のとおり、「文化芸術特別企画助成事業費補助金交付要綱の運用に関する取扱要領」第1条1項に補助金の還元規定があり、当該還元規定に従って精算を実施している。

「文化芸術特別企画助成事業費補助金交付要綱の運用に関する取扱要領」抜粋

文化芸術特別企画助成事業費補助金交付要綱の運用に関する取扱要領

(補助額の取扱)

第1条 要綱第3条の補助額については、次のとおり取り扱うものとする。

一 補助金の交付申請（要綱様式第1号・別紙2）において計上した自主財源について、国及び地方公共団体からの補助金等の事業収入を除き、その増収分に相当する補助金の全額を、公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団（以下「財団」という。）に還元する。

なお、担当課より、当該補助金の還元規定は、「インセンティブ補助金」に該当するものであり、補助金交付要綱に則っており問題ないとの説明を受けている。

確かに、当該補助金還元規定は、自主財源収入が計画時よりも増えた場合にその増額分を還元する規定になっており、自主財源収入を計画時よりも実績報告時に多く計上できるよう経営努力を促す一面があることには異論がない。

当該補助金還元規定が、補助金交付先団体のより一層の経営努力を促すという観点と、文化の振興を支援するという観定の両者のバランスを図るものであることが望ましいと考える。

キ) 交付団体に対する指導・監督の適切性

【意見39】補助金の申請について、当初予算申請時と実績報告時において、総事業費と自主財源収入の金額に乖離が認められる場合には、その理由や分析結果についての記録を残すべきである。

文化芸術特別企画助成事業費補助金の申請について、当初見積時と実績報告時において、総事業費と自主財源収入の数値が乖離している。

当初予定では1回であった公演を再演したために、当初予算申請時と実績報告時に乖離した事業があったと説明を受けたが、それであれば実績報告書に記載すべきである。

また、担当課からは財団の赤字補填額をその他収入として計上していると説明を受けた。

このような記載方法では、実績報告書に記載の自主財源収入計上金額に実際発生額が計上されないため、当該事業の実際の損益状況が明確にならず、把握が困難である。また、本来、総事業費から自主財源収入の実際発生額を差引いて算出される、補助金の本来の必要額の把握も困難なものになってしまう。実績報告書の自主財源収入欄には、自主財源収入の実際発生額を記載したうえで、補助金の交付決定額を記載し、総事業費から自主財源収入実際発生額及び補助金交付決定額を差引いた、当該事業の実際の損益状況が把握できる形での実績報告書に変更すべきである。

ク) 成果の検証の状況

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団からの実績報告書を基に成果検証を行っている。「補助事業の成果」に記載の内容について、根拠の提示を求めるなど、一歩踏み込んだ成果の検証を実施するべきと考える。

・委託契約について

ア) 委託契約管理

当事業は、公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団と委託契約を締結して行う一者随意契約となっている。

イ) 事務手続のルールへの準拠性(入札・契約制度の透明性・客観性・市場性)

監査手続上、特に問題となる事項はないと判断している。

ウ) 一者随意契約理由の合理性

令和元年度「世界ゴールド祭 2020(仮称)」開催準備業務

当該委託契約は、「性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するため、随意契約とすることが認められている(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び埼玉県財務規則第103条第3項第4号)。

本業務は、高齢者の演劇指導に係る経験や、海外の演劇団体等を招聘しプログラムを構築する高い能力を有することが必要である。契約先の公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団は、平成29年度は「ゴールド・アーツ・クラブ」を結成、稽古を行っている。また、平成30年度は、「世界ゴールド祭 2018」を開催し、「ゴールド・アーツ・クラブ」の公演や、国内外の高齢者グループやアーティストの招聘による公演等を実施している。

また、本契約は従来事業との連続性を確保しつつ業務を遂行することが必要であるとともに、企画及び公演開催にノウハウが不可欠であり、受託予定者が従来事業を委託している公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団に限定される。

業務の連続性を確保する必要性があり、委託先はノウハウや実績を有していると考えられるため、一者随意契約に合理性があると判断している。

エ) 委託先の選定の客観性・委託先は経済性及び有効性の追求が期待できるか

当該委託業務は、東京オリンピック・パラリンピック開催時の文化イベント開催準備を最終目的として平成27年度に締結した「1万人のゴールド・シアター&ネクスト・シアター業務委託契約」からの連続性がある業務であり、「平成27年の1万人のゴールド・シアター&ネクスト・シアター業務委託契約」を受託した財団法人埼玉県芸術文化振興財団への委託がもっとも経済性及び有効性が期待できるものとする。

オ) 履行確認

契約書、事業報告書（収支決算、参加者及び入場者（成果発表観覧者）のアンケート結果）に基づいて、検査員・監督員が確認している。

カ) 委託することの合理性

当該事業は、県の直接事業とすることより委託事業とする方が、経済合理性が高いと考えられるため、委託することに合理性があると考ええる。

キ) 仕様の効率性

当該事業の仕様書には、業務目的、業務内容等が詳細に定められており、適切な内容であると判断する。

ク) 予定価格の妥当性

【意見40】 予定価格見積時には収入の計上がされていないが実績報告時には計上されている。予定価格算定時に可能な限り見積計上するべきである。

令和元年度「世界ゴールド祭 2020（仮称）」開催準備業務の仕様書に「参加者から徴収する参加費は10,000円以下とすること」という文言があり、また、実際に参加費を一人あたり6,000円受取っており、実績報告時には参加費の収入が計上されている。

この点について、担当課から、見積書には、収入に関する記載がないが、県の委託額は、事業実施に必要な基本的な経費を計上したもので、参加費は参加者個人の実費相当額としていたため見積額には入っていないとの説明を受けた。今後は、収入に関しても明確にわかるように当初の積算に反映することが望まれる。

ケ) 交付団体に対する指導・監督の適切性

契約書、事業報告書（収支決算、参加者及び入場者（成果発表観覧者）のアンケート結果）に基づいて、主に書面による監督及び調査を行っている。

【意見41】 執行伺に添付されている積算書と事業報告書に添付の収支決算書で、使用する文言が異なる科目があり、予算実績差異分析が実施困難である。同じ科目を使うよう助言することが望まれる。

令和元年度「世界ゴールド祭 2020（仮称）」開催準備業務の執行伺に添付の積算書では「脚本料」と「演出料」は別科目であるが、実績報告時は「脚本・演出料」としてまとめてある。また積算書にはなく、実績報告時にはある科目として、「小道具コーディネーター料」がある。積算時と実績報告時で使用する科目は統一されていないと予定価格のおりに適切に予算が使われたかを検討する予算実績差異分析が実施困難になるため、精算事務効率化の観点から、使用する科目は統一することが望ましいと考える。

また、舞台監督料が積算書では 1,000 千円に対して、実績報告時には 2,354 千円の計上、「宿泊費」が積算書では 200 千円に対して、実績報告時には 1,316 千円の計上と積算書と実績報告時での計上額が乖離している科目がある。積算の精度を上げるべきであるとともに、原因の調査が必要と考える。

さらに、積算書の費目別の金額は税抜表示であるのに対して、事業報告書の費目別の金額は税込表示であるため、予算実績差異分析が実施し難い。積算書の費目別の金額を税込表示に変更するなど、比較しやすいよう形式を揃えることが望まれる。

コ) 成果の検証の状況

契約書、事業報告書（収支決算、参加者及び入場者（成果発表観覧者）のアンケート結果）に基づいて、主に書面による監督及び調査を行っている。

特に問題となる事項はなかった。

5. 就業及び職業訓練について

(1) 概要

主に元気な高齢者の就労を支援する県の取り組みについて検討した。

高齢者の活躍を推進する企業を認定するシニア活躍推進宣言企業の認定制度やシニア活躍推進宣言企業に対する助成である生涯現役実践助成金制度について検討し、高齢者の起業を支援するシニア向け起業支援事業についても検討した。

また、就職を希望する方に就職先を紹介するセカンドキャリアセンターやシルバー人材センター連合に対する補助事業やシルバー人材センター連合が行う労働者派遣事業に対する補助事業について検討した。

(2) 高齢者の就労支援のための施設について

従来、高齢者が新たに就職先を見つけ、就労するための施設としてハローワークとシルバー人材センターが存在している。しかしハローワークにおいては、従来は主としてミドル世代に対するいわゆる転職を支援するための施設としての側面が強く、シニアの再就職についてはどちらかというとなおざりの状況であった。

一方において、シルバー人材センターにおいては、60歳以上の会員に対して、請負又は委任の形態で一定の業務をワークシェアリングすることで地域に密着した就業の機会を広く供給してきたが、清掃や植木の剪定など軽作業、軽労働の職種が主となり、また、得られる賃金も高くないためホワイトカラーのシニアのニーズには応えられていない一面があった。そこで、それらの欠陥を埋める形で高齢者の就労を支援するための施設としてセカンドキャリアセンターやアクティブシニア就労支援センターなどと呼ばれる高齢者向けの就労支援施設（高齢者就労支援センター）の設置が大都市近郊を中心に行われた。高齢者向けの就労支援施設を比較したものが下表に示したものである。なお、この章においては、高齢者向けの職業紹介を行うための施設としての一般的名称「高齢者就労支援センター」と呼ぶこととし、ハローワーク、シルバー人材センター及び高齢者就労支援センターなどのシニアに対して就労支援をし得る一般的な支援施設のことを「高齢者の就労支援のための施設」と呼ぶことにする。

高齢者の就労支援のための施設の比較

	ハローワーク	シルバー人材センター	高齢者就労支援センター
地域	全国約 550 カ所	全国約 1,300 団体	大都市近郊
支援形態	調整型	調整型（一部創出型）	調整型
求職者の目的	主として就労	就労の他にいきがい、健康維持、生活満足度の向上、社会参加、社会貢献など多	主として就労

		岐にわたる	
対象とする 年齢層	従来はミドルを中 心	60歳以上	概ね55歳以上
職種	一般	軽作業など※（請 負、委託、派遣）	一般
求人内容	一般	地元密着	高齢者＋地元密着
労働条件	一般	週20時間以内など 制限あり	一般
賃金	一般	配分金月3～5万程 度	一般
代表的施設	—	—	アクティブシニア 就業支援センター （東京） セカンドキャリア センター（埼玉） など

[参考文献]南潮、鈴木宏幸、倉岡正高ほか（2015）「都市部における新たな高齢者向け就労支援施設の取り組み」『日本公衛誌 第6号』P.2（一部修正）

※公益財団法人全国シルバーセンター事業協会のパンフレットによれば、各シルバー人材センターが扱う職種は次のとおりである。

事務分野（受付事務、筆耕・宛名書き、調査事務など）

一般作業分野（シルバー農園作業、除草・草刈り、屋内外清掃など）

折衝外交分野（販売員・店番、集金、電気・ガスの検針など）

管理分野（施設管理、駐車（駐輪）場管理、空き家管理など）

技術分野（補習教室講師、パソコン指導など）

技能分野（庭木の剪定、送迎者運転、障子・ふすまの張替え、大工工事など）

サービス分野（家事援助サービス、子育て支援サービス、広報紙配布、遺跡発掘補助など）

なお、近年において高齢化社会の進展や生産年齢人口の減少を背景にハローワークにおいて、シニア向けの専用窓口を設けることやシニア向け就職コーナーを設置するなど近年シニアの就職に対して注力しており、高齢者就労支援センターの就労支援の対象年齢層がシニアに限らず、全年齢を対象とするようになる、あるいは、ハローワークが同居し、一体型の職業紹介所の設置を試みるなどハローワークと高齢者就労支援センターに垣根が取り払われるような動きがみられる。また一方において、ハローワークとは別に国と地方自治体が一体となった「ふるさとハローワーク」の設置が全国各地にみられ、地元企業の職業紹介を積極的に行うなど上記の分類が一概に当てはまらないという状況も存在する。

①埼玉県における高齢者に対する就労支援施設について

埼玉県においては、厚生労働省管轄のハローワークが県内 18 カ所存在するほか、シルバー人材センターが県内に 59 団体（高齢者事業団 1 団体を含む）、高齢者就労支援センターとしてのセカンドキャリアセンターが県内に 8 カ所存在して、多様な高齢者の就職ニーズに応えるべく就労支援を行っている。一覧にすると下表のとおりである。

埼玉県における高齢者の就労支援の一覧

	ハローワーク	シルバー人材センター	セカンドキャリアセンター
設置数 (団体数)	県内 18 カ所 (出張所 3 カ所含む)	シルバー人材センター (58 団体) 高齢者事業団 (1 団体)	8 カ所
所管	厚生労働省	シルバー人材センター連合(本部はいきいき埼玉)	埼玉県
利用者の負担	無料	年会費平均 2,379 円	無料
備考	厚生労働省直轄のハローワークのほかに国と地方公共団体が設置した「ふるさとハローワーク」が別途 17 カ所存在する。	年会費は各シルバーセンターによって相違する。	—

②埼玉県の高齢者の就労支援に対する施策体制

埼玉県においては生産年齢人口が減少する中、「働くシニア応援プロジェクト」と称して、シニアが自らの意欲や希望に合わせて働くことができる社会を構築するため、企業での「働く場」を拡大する（雇用推進）、シニアの就業を支援する（就業支援）、シルバー人材センターの魅力を高める（企画指導）、の 3 つを柱に「働くシニア応援プロジェクト」と呼ばれる施策を進めている。各分野の内容と具体的施策を示すと下表のとおりとなる。

	雇用推進	就業支援	企画指導
内容	シニアの企業での働く場の拡大に関する事	シニアの就業支援に関する事	その他シルバー人材センターの指導などに関する事
具体的施策	・シニア活躍推進宣言企業認定制度	・セカンドキャリアセンター委託事業	・シルバー人材センター連合補助金

	・生涯現役実践助 成金	・シニア向け起業支 援事業(ゆる起業® 支援)	・シルバー・ワー クステーション補 助事業
--	----------------	-------------------------------	-----------------------------

なお、「働くシニア応援プロジェクト」の情報発信に関しては、令和29年度に「働くシニア応援サイト」を開設して、高齢者の就労支援に関する情報発信を一元的に行っている。

次節にて上記表の具体的施策ごとにその概要及び監査人としての意見を述べていくことにする。

[働くシニア応援サイト] <https://www.senior.pref.saitama.lg.jp/>



③いきいき埼玉及び埼玉県県民活動総合センターについて

高齢者向けの就労支援に関しては、多岐にわたっていきいき埼玉を委託業者として行われている。いきいき埼玉とは、NPO法人、ボランティア活動、生涯学習活動、その他広く県民等の諸活動の支援及び高齢者の生きがいがづくりや地域参加を促進する事業及び高年齢者の就業機会の提供等に関する事業を行い、県民等が主体となった地域社会の形成を促進し、あらゆる世代がともに支え合う豊かな埼玉の発展に寄与することを目的として平成25年4月に設立された公益財団法人である(前身の埼玉県高齢者いきがい振興財団は昭和60年1月に設立)。基本財産は8,200万円のうち5,000万円について、埼玉県から出捐を受けている。事務局は埼玉県県民活動総合センター内に置かれ、業務を行っている。県民活動の促進・生涯活動の充実、シニアの活動支援・地域参加促進及びシニアの就業機会の提供三つの業務を三本柱とし、県民及び高齢者の様々なニーズに応えている。

次に当該財団のある埼玉県県民活動総合センターとは、県民の地域づくりに必要なボランティア活動、社会福祉活動、社会教育活動(視聴覚教育を含む)、女性活動、青少年活動、高齢者活動、その他の自主的・組織的な活動の促進及び県民一人ひとりの生涯学習の充実を図るために平成2年4月に開設された施設である。所在地は埼玉県北足立郡伊奈町内宿台六丁目26番地にあり、建築面積は12,335.06㎡、延床

面積 23,314.124 m²、鉄筋コンクリート造 3 階建て（一部 4 階建）、主な施設は、小ホール、会議室、セミナー室、制作室、体育館、運動場、宿泊室及びレストランなどからなる。現在は指定管理者であるいきいき埼玉が管理・運営しており、いきいき埼玉の管理事務局のほか、同法人が運営している埼玉県シルバー人材センター連合本部や埼玉未来大学運営事務局なども同施設内にある。

埼玉県県民活動総合センター

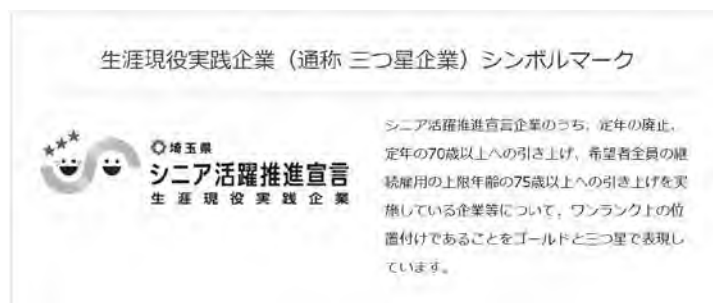
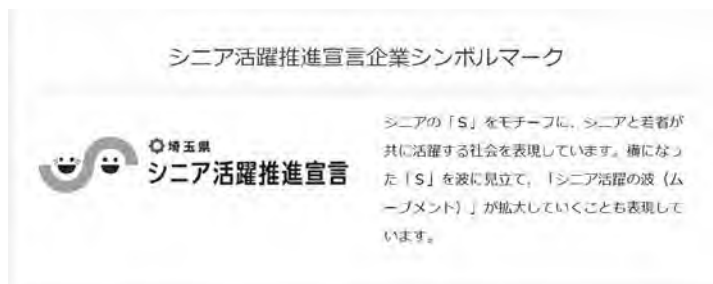


(3) シニア活躍推進宣言企業の認定制度について

①概要

シニアの活躍の場を拡大する取組を推進する県内企業等を「シニア活躍推進宣言企業」として県が認定し、企業におけるシニアの活躍の場を拡大するとともに、宣言企業の取組を広く紹介することにより、シニア活躍の社会的気運の醸成を図っている。委託業者は県内に事業所を有する企業等への訪問を行うなどにより、定年・継続雇用の年齢延長、定年の廃止やシニアの経験を生かす仕組づくり、シニアが働きやすい職場環境づくりなどを働きかけるとともにシニア活躍推進宣言企業の認定申込を受け付ける。委託業者は、訪問した企業等ごとに「企業等訪問記録票兼シニア活躍推進宣言企業認定申込書」を作成し、県へ提出する。県は、委託業者が提出した「企業等訪問記録票兼シニア活躍推進宣言企業認定申込書」を確認し、認定に必要な要件を満たしている場合はシニア活躍推進宣言企業として認定する（委託業者が認定することはない）。

シニア活躍推進宣言企業については、認定企業に対して、アドバイザーによる無料の支援、人材確保の支援、県制度融資の優遇措置、認定証やステッカーの配布及び県の働くシニア応援サイトによる PR など様々な優遇措置が受けられる。また、シニア活躍推進宣言企業のうち、定年の廃止、定年の 70 歳以上への引上げ、希望者全員の継続雇用の上限年齢の 75 歳以上の引上げを実施している企業等について、ワンランク上の位置づけであることを示している「生涯現役実践企業（三つ星企業）」に認定している。このことより高い次元において高齢者の就業に向けた取り組みを行っている企業であることを社会に知らしめることで、より高い施策の効果を目標としている。



②各年度における予算額及び実績額について

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予 算	—	12,988	33,629	28,592	29,326
実 績	—	12,951	33,557	28,560	29,323

③当該事業に要する人員の状況について

2.4人（雇用推進担当）×7.75時間×240日＝4,464時間

④関係する法規（ルール）とその遵守状況について

高年齢者等の雇用の安定に関する法律及び埼玉県シニア活躍推進宣言企業認定制度実施要領が関係する法規である。関係書類を閲覧したが、遵守状況については特に問題がある事項存在は認められなかった。

⑤令和元年度における評価指標とその達成状況について

上段数値は実績数、下段（数値）は目標値である。

年度によって仕様、目標とする指標や業務完了報告書に記載のある数値が異なるため、下記の指標全て記載することは不可能であるが、令和元年度の業績評価指標を基準に各年度の業務完了報告書上の目標値と実績値を示すと下表のとおりになる。

令和元年度における評価目標とその達成状況

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①企業への働きかけ	約 1,000 (約 1,000)	1,544 (1,500)	1,008 (1,000)	1,007 (約 1,000)
訪問調査(事業所数)	約 1,000 (約 1,000)	1,544 (1,500)	1,008 (1,000)	902 (約 900)
セミナーでの周知(社数)	— (—)	— (—)	— (—)	105 (約 100)
②シニア活躍推進企業の追跡調査(社数)	151 (—)	— (—)	1,121 (—)	1,089 (1,700)
2017 年度訪問調査(社数)	— (—)	— (—)	441 (—)	670 (700)
2018 年電話調査(社数)	— (—)	— (—)	680 (—)	419 (1,000)
③専門家派遣による問題解決数	— (—)	— (—)	31 (30)	39 (40)
④業界団体との連携セミナー	— (—)	— (—)	10 (10)	5 (5)
⑤シニア活躍推進認定企業数	408 (350)	662 (—)	717 (—)	557 (500)
累計数	408	1,070	1,787	2,344
⑥三つ星認定企業数	— (—)	77 (—)	105 (—)	197 (—)
累計数	—	77	182	379

※各年度の委託業者からの業務完了報告書による。

⑥監査人としての評価について

(A) まとめ

本委託契約に関する問題点は、大きく分けて2つの問題点が存在する。一つ目は業務内容にやや専門性を有する知識や資格を必要とすることから、企画提案競技への参加希望者が少なく、競争性を高める方策がやや困難であるという問題点、二つ目は仕様書上あるいは委託契約の内容に関する問題点である。それら問題点の詳細については後述するが、施策そのものについては評価したい。本施策はその内容が多岐にわたり、事前の調整、契約や委託業者との調整や指示などの業務の多様さと業務量を考慮すると、担当部署の多忙極まりない状況が容易に想像できる。そしてそのような状況の中においても、シニア活躍推進宣言企業 2,000 社を超えるなど一定の目標を達成しつつ施策としての効果も徐々に現実のものとしてあらわれてきている。今回は施策について試行錯誤している中で意見が多くな

ったが、今後も仕様や委託契約の内容を毎期見直すことで、より良い施策を目指していただきたい。

また、本施策が開始されて令和2年度で5年目になるが、すでにシニア活躍推進の認定を受けた企業について、各企業のシニアの雇用状況について濃淡が生じている状況が予想される。認定制度更新の取扱いについては今後の課題であり、追跡調査の重要性が増していくと思われるので、その点は留意していただきたい。

(B) 福祉の増進への貢献状況について

追跡調査票に宣言を行った以降のシニア（60歳以上）の採用の有無と人数をアンケート方式で聞いている。

令和元年度のシニア活躍推進宣言企業に対するアンケート結果によれば、シニアの活用を進めることで、約67%の企業が、従業員の定着率向上、人手不足の解消、技能・知識の伝承の推進等により経営に効果があったとしている（アンケート対象宣言企業1,082社中732社）。さらに、シニア活躍推進宣言を契機に約53%の企業が新たにシニアを雇用しており、その人数は2,749人である（アンケート対象宣言企業1,071社中574社）。施策開始5年目ということで現在2,344社の認定を受けており、福祉の増進に一定の貢献がなされていることが伺える。

(C) 費用対効果について

他県に類似の制度が存在しないため、参考までに各年度の以下の数値を示しておく。

決算額、認定企業数及び1認定企業当たりに対する決算額

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
決算額（千円）(A)	12,951	33,557	28,560	29,323
認定企業数(B)	408	662	717	557
1認定企業当たりの 決算額（千円）(A/B)	31.7	50.7	39.8	52.6

(D) 各論点（委託事業や補助事業）について

ア) 委託契約管理

企画提案競技（プロポーサル方式）による随意契約による。

一般競争入札に適さない理由について、執行伺によれば次のとおりとなる。

本業務は、県内の中小企業等に専門家を派遣し、定年の廃止や年齢延長、シニアの経験を生かす仕組づくり、シニアの活躍に向けた環境の整備などを企業等に働きかけるほか、企業等のフォローアップなどにより、シニアの活躍の場の拡大を支援するものである。

これらの業務を的確に遂行するには、経営や人事労務管理など各分野に精通した専門家による支援体制を組織し、各企業の課題を総合的に解決する能力や高い交渉能力を備えていることが必要である。

このため、委託業者の選定に当たっては、提案金額のほか次のような項目を総合的に評価する必要がある。

- a) 企業支援実績を有する中小企業診断士、社会保険労務士など各分野の専門家による支援体制の構築
- b) 限られた期間で多くの企業等を訪問し、シニアの活躍の場の拡大を働きかける交渉能力
- c) 職務分析、現場改善、社内規定整備など企業がシニアを活用する上での課題を解決するためのコンサルティング能力

以上の理由により、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当することから随意契約とする。

本委託業務については、確かに経営や人事労務管理など各分野に精通した専門家による支援体制を組織し、各企業の課題を総合的に解決する能力や高い交渉能力を有した者による実施が必要であるため、企画提案競技であるところについては異論がない。しかしながら、企画提案競技に参加する者（団体）がもともと少ないことへの県としての対応は常に求められるということには十分留意する必要がある。

イ) 事務手続のルールへの準拠性（入札・契約制度の透明性・客観性・市場性）

シニアの活躍の場の拡大事業業務委託に係る企画提案競技は次のような手続を経て決定されている。

- ・ 企画提案競技説明会参加希望受付
- ・ 企画提案競技説明会の実施・質問事項の受付
- ・ 質問事項の受付
- ・ 質問事項の回答
- ・ 企画提案競技参加希望書の提出
- ・ 企画提案書等の提出
- ・ 委託先選定委員会の実施

上記関係書類を閲覧したが、事務手続のルールの準拠性について特に問題になるような事案は発見されなかった。

ウ) 随意契約（一者随意契約、プロポーザル等）理由の合理性

企画提案競技（プロポーザル方式）による随意契約による。公募型プロポーザルの審査委員は4名で、所属及び職名は以下のとおりである。

	所属（課）名	職名
委員長	産業労働部	雇用労働局長
委員	埼玉労働局職業安定部	職業対策課長
委員	産業労働部	雇用労働課長
委員	産業労働部	シニア活躍推進課長

審査の過程は次のとおりである。

- a) 企画提案競技説明会の実施
- b) 質問事項の受付・回答
- c) 企画提案書の受付
- d) 企画提案競技プレゼンテーションの実施
- e) 委託業者の審査

令和元年度の企画提案競技による参加者は一者となっている。担当課によれば選考の過程で興味を示す業者も存在するが、選考の過程で離脱してしまい結果的に応募企業が一者となってしまっているという。なお、令和2年度については事業遂行に能力のあると認められた団体一者について声掛けを行い、2者の参加者による企画競技提案の審査を行っている。

【意見4 2】 企画提案競技による参加者が一者になっていることについて、担当課として遂行能力のある団体に声掛けを行うなど、一定の努力が認められるが選考の過程で辞退した業者に理由を問うなどの原因究明を行うべきである。

企画提案競技による参加希望事業者が少ないことについては、担当課としても懸念している事項ということであり、令和2年度においても事業遂行能力のある団体や組織に声掛けを行うなどして一定の努力は認められる。しかしながら、令和元年度の選考においては当初説明会等に参加した業者について、途中で離脱した経緯や原因についてその理由を問うなどの対応をしていないのは好ましくない。離脱理由の究明は契約形態や委託業務の仕様を見直す材料や談合の防止になり得るので、今後企画協議提案への参加に興味を示した団体が選考の過程で辞退した場合、可能な限りにおいてその理由を聴取することが望ましい。

エ) 委託先の選定の客観性・委託先は経済性及び有効性の追求が期待できるか

【意見4 3】 同じ委託業者が長期にわたって契約してしまうこと、つまり契約の硬直化が起こる危険性が大きく、委託先による経済性や有効性の追求が図り得ない状況に陥る可能性がある。競争性を高めるための委託業者の選考方法の再検討や委託契約、仕様などの見直しなどの対応策が必要である。

委託業務の内容から委託先に人事管理や経営管理といった専門性が求められるため、そもそも委託先の数が非常に限られている現状が存在する。そこで、新規参入を促し、競争性を拡大するために、専門家派遣のノウハウを持つ人材派遣会社などへのさらなる声掛けの実施や特定の業務を再委託するなどの方策が考えられる。後者については例えば、専門家派遣事業に関しては圧倒的に人事管理に関する相談が多いが、この業務のみ人事管

理に精通している専門家に再委託するなどが考えられるであろう。いずれにしても本委託契約については何らかの対策を講じないと、同じ委託業者が長年にわたって契約してしまい、契約が硬直化してしまう可能性が極めて高い案件であると思われる。

オ) 履行確認

形式的には委託業者から提出される業務完了報告書を確認したうえで、確認検査を行うことになっているが、実質的には実施結果報告書、業務報告書、シニア活躍推進宣言追跡調査記録票、シニア活躍推進宣言企業アンケート調査票及び課題解決アドバイザー実施結果報告書などを通じて履行確認を行うことになる。

【意見44】 専門家派遣の報告書については、第三者が閲覧した際に、明瞭に理解できるような記載にするべきである。

令和元年度の専門家派遣による報告書のうち申請書とアドバイスの内容について整合性がないものや、概略の記載に留まり具体的な記載がないため事後的に理解できないものが存在した。このうち前者に関して担当課の説明によれば、申請書の段階と実際に派遣が行われた段階で、アドバイス内容に変更があったのではないかとの見解であるが、もし、派遣の途中でアドバイスの変更があった場合はその過程を記載すべきであろう。また、概略の記載に留まる報告書も高齢者就労に関しどのような相談の申請があり、専門家がどのように対応したかがわからないため、報告書としての体をなしているとは言い難いものである。専門家による報告書は、専門家派遣による業務が適正に行われているか確かめるとともに、今後のノウハウの蓄積となり得るものであるので、事後的に第三者が閲覧した際に、できるだけ理解できるように記載することが望ましい。

【意見45】 高齢者の就労支援とは関係がない事項について専門家による助言が行われている報告書が存在したため、専門家による助言は、施策の目的にかんがみて、高齢者の就労支援に関連する内容に限るべきである。

シニアの活躍の場の拡大事業業務委託仕様書によれば、専門家派遣による課題解決支援に関して「企業等訪問及び追跡調査の結果等、シニアの活躍の場の拡大に取り組むに当たり、解決すべき課題が認められる企業等に対し、そのニーズに応じ専門家を派遣し、課題解決に向け支援を行う。」とされている。すなわち、専門家派遣による課題解決支援にはシニアの活躍の場の拡大に取り組むことが前提とされている。

しかしながら、令和元年度の専門家による報告書によると販売チャネルの開拓に関する相談を受け、それについて助言しているものが存在した。販売チャネルの開拓という施策は、高齢者の就労支援とは直接的に関係が

なく、このような助言を行うことは前述した仕様書に違反している可能性が極めて高い。これに関しては、もともと高齢者の就労支援に関する専門家派遣の要請があり、派遣の際に補足的に高齢者の就労支援以外の内容について回答することは実際上における対応をしてやむを得ないと思われるが、本事例は当初より高齢者の就労支援に直接的に関係がない内容に関して派遣依頼があり回答しているように伺える事例であった。専門家による助言は、施策の目的にかんがみて、原則として直接的に高齢者の就労支援に関連する内容に限るべきである。

カ) 委託することの合理性

シニア活躍推進企業としての認定の過程で、各種規定の検討や専門家の派遣等において、やや専門的な知識が求められるため、直営ではなく委託することには一定の合理性があると思われる。

キ) 仕様の効率性

特になし ((ク) 予定価格の妥当性等を参照のこと。)

ク) 予定価格の妥当性

予定価格は、企画提案競技説明会参加者の見積書を参考にしたと担当課から説明を受けた。

【意見46】 追跡調査について3年度前認定企業に対するフォローを行うように仕様書上は記載があるが、報告書に一切記載がない。積算根拠資料や委託業者からの報告書においても言及すべきである。

令和元年度の「シニア活躍推進宣言企業」の仕様書によれば、平成28年度に宣言を行った企業への取扱いについては以下のとおり規定されている。

「平成28年度に宣言を行った企業については、過去に複数回の追跡調査を実施していることから、原則として下記に該当する場合に調査対象とする。なお、調査対象の選定、調査方法については埼玉県と協議する。

- a 平成30年度に調査ができなかった企業等
- b 宣言時に実施予定としていた取組が未実施である企業等
- c 宣言後に新たに実施予定となった取組がある企業等
- d 他の企業等に普及させるべき先進的な取組を実施しており、詳細を確認する必要がある企業等
- e その他県が指定する企業等

上記について、平成30年度の業務報告書によれば、実際に追跡調査を行うべき企業が存在している可能性が高いにも関わらず、積算根拠資料及び見積書に反映されていない。この点に関して、各年度のコンタクトを取れた件数と実際に調査が行われた件数の一覧は次のとおりである。

追跡調査の状況

	コンタクトが取れた件数※1	実際に調査が行われた件数※1	差分
令和元年度	1,373 件	1,089 件	284 件
平成30年度	1,265 件	1,121 件	144 件
平成29年度	※2		
平成28年度	—	—	—

※1…訪問調査と電話調査の合計である。

※2…平成29年度以前は追跡調査に関する記載がない。

令和元年度においては、平成30年度の差分144件がこの令和元年度の追加調査の対象となるべきものである。これに関して平成30年度の実績結果報告書によれば「倒産、電話不通、業務多忙等の理由により調査ができなかった。」とあるが、144件という件数の多さを考慮すると再度の追加調査を実施することで結果が得られる可能性は極めて高いと思われる。

あるいは、もし委託業者で追加調査が必要ないと判断するのであるならば、その旨を実績結果報告書で言及すべきであり、県もそのように指導すべきであると考えられる。

ケ) 交付団体に対する指導・監督の適切性

成果の検証の状況参照のこと。

コ) 成果の検証の状況

【意見47】 成果の指標となる施策の目標値の設定について、一部に無理がある目標設定がされている可能性がある。特に専門家の派遣業務については年度の後半に申請書が出されたものに関しては目標数値を年度内に終わらせることは難しく、仕様書上の内容については再検討すべきである。

専門家の派遣について令和元年度の専門家の報告書を精査すると年度の後半において1度は訪問したのち、2度目の訪問についてアポイントが取れずに時間切れになってしまうケースが散見された。令和元年度においては1月以降に専門家を派遣したケース12例のうち9例が1回の派遣で終了している状況であった。これに関しては、訪問調査や追跡調査を実施したのちに、専門家派遣について興味の有無を調査対象会社について調査し、そのうえで専門家派遣を行うという段取りになる。従って、専門家派遣についてはどうしても実施時期が年度の後半に集中し、その結果時間切れになってしまうという状況が推察される。この点に関して令和元年度の2月以降はいわゆるコロナ禍の影響を受け、専門家派遣の実施が思うように進まなかったという担当課の説明であるが、平成30年度以前においても1月以降の専門家派遣については1回の派遣で時間切れになってしまうケースがやはり多く見受けられ、コ

コロナ禍の影響を差し引いてもやはり同様の傾向がみられる。

上記の問題に関しては、年度内において1回の訪問で2回目の訪問を希望している案件については、次年度においてもフォローできるような、いわゆる「持ち越し制度」を設定し、これを仕様書に明記することが望ましい。

⑦その他

特になし。

(4) 生涯現役実践助成金制度について

①概要

上述した「シニア活躍推進宣言企業」のうち、就業規則の改正を行うなど一定の要件を満たした企業に対して、企業の従業員の人数に応じて一定額の助成金の給付を行う制度である。具体的には次のような就業規則を改正した企業が助成対象となる。

- 一 定年の廃止
- 二 定年の70歳以上への引上げ（ただし、定年年齢の引上げが5歳以上であること。）
- 三 希望者全員を対象とする75歳以上まで継続雇用する制度の導入又は継続雇用の上限年齢の75歳以上への引上げ（ただし、継続雇用の上限年齢の引上げが5歳以上であること。）

上記の就業規則の改正を行ったうえで、要綱に定める要件を満たした企業に対しては次の金額を助成する。

- 一 常用雇用者数が10人以上29人以下 50万円
- 二 常用雇用者数が30人以上49人以下 130万円
- 三 常用雇用者数が50人以上99人以下 180万円
- 四 常用雇用者数が100人以上 200万円

なお、当該助成金を申請するためには「シニア活躍推進宣言企業の認定を受けている企業」であることが要件とされるため、アドバイザー等の訪問調査等の手続が必要とされる（埼玉県生涯現役実践助成金交付要綱第3条五）。

②各年度における予算額及び実績額について

当該助成金は平成29年度より実施している。平成29年度から令和元年度までの予算額と実績額については次のとおりである。

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 算	—	—	34,000	60,000	47,000
実 績	—	—	32,100	55,000	41,100

③当該事業に要する人員の状況について

1.3人（雇用推進担当）×7.75時間×240日＝2,418時間

④関係する法規（ルール）とその遵守状況について

補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）のほか、埼玉県生涯現役実践助成金交付要綱に従うことになる。関係書類を閲覧したが、遵守状況については特に問題がある状況の存在は認められなかった。

⑤令和元年度における評価指標とその達成状況について

助成企業数目標40社 実績37社

常用雇用者別の交付数は次のとおりである。目標社数は前年度実績を基準に決定している。

常用雇用者数別の補助金の交付状況（令和元年度）

常用雇用者	目標社数	交付件数	金額	交付額
10～29人	18	14	50万円	700万円
30～49人	6	15	130万円	1,950万円
50～99人	9	7	180万円	1,260万円
100人以上	7	1	200万円	200万円
合計	40	37		4,110万円

⑥監査人としての評価について

(A) まとめ

生涯現役実践助成金制度については、国における類似の制度である65歳超雇用推進助成金制度について言及しておく必要がある。この65歳超雇用推進助成金制度は、定年を廃止、あるいは定年を65歳超に引き上げたなど一定の取組を実施した企業に対して、5～160万円の助成金を給付するという制度である。埼玉県の生涯現役実践助成金制度は当該制度を参考にして、助成のための取組を厳しくし、給付額を大きくしたというものといえる（詳しくは、下表参照のこと）。

高齢者の雇用に関する助成金の比較

	65歳超雇用推進助成金 (65歳超継続雇用促進コース)	生涯現役実践助成金
所管	厚生労働省 (独立行政法人) 高齢・障害・ 求職者雇用支援機構 (窓口)	埼玉県シニア活躍推進課
助成金の 対象とな る取組	次のいずれかに該当 ・定年を廃止 ・定年を65歳以上への引上げ	次のいずれかに該当 ・定年を廃止 ・定年を70歳以上に引上げ

	・希望者全員を対象とする 66 歳以上の継続雇用制度の導入	・希望者全員の継続雇用の上限年齢を 75 歳以上へ引上げ
助成金額	措置内容と 60 歳以上の被保険者数に応じて 5～最大 160 万円を助成。 (例) 定年の廃止 被保険者 2 人以下：20 万円 3～9 人：120 万円 10 人以上：160 万円	常用雇用者数 10～29 人：50 万円 30～49 人：130 万円 50～99 人：180 万円 100 人以上：200 万円
備考	上記は令和元年度までの場合である。なお、上記のコースの他に「高年齢者評価制度等雇用管理改善コース」「高年齢者無期雇用転換コース」といった別の取組に対して助成するコースも存在する。	助成金額は年度によって相違し、上記は令和元年度助成の場合である。

担当課によれば施策の趣旨としては助成要件について国よりハードルを上げること、そして国を上回る助成金を交付することでより施策の高い効果を狙っているとのことである。

さて、この生涯現役実践助成金制度について、一定の評価をしたい。その理由としてはこの生涯現役実践助成金制度については一見国の制度と類似し「屋上屋を架す」ような制度ではあるが、国の制度が書面審査にとどまるのに対して、当該施策は、「シニア活躍推進宣言企業」制度と関連性を持たせ専門的知識を有するものの訪問調査などが必要となることや、助成要件を国より厳しくすることでより施策の高い効果を目指すなど独自性も有する。

平均寿命がますます延伸する中、70 歳を超えても健康で就労意欲のある高齢者はこれからも増えていくと思われ、そういった高齢者のための取組として評価し得るものである。

(B) 福祉の増進への貢献状況について

生涯現役実践助成金事業については、助成を行った企業すべてに対してアンケート調査を行っている。定年廃止、定年引上げなどを実施するにあたり、本助成金はそのきっかけになったかという問いかけに対しては助成企業 37 社全てがそのきっかけになったと回答しており、さらに、実際に 60 歳以上のシニアの採用を行った企業は 9 社、アンケート実施時点以降に採用を予定している企業は 31 社に上り、福祉の増進への一定の貢献がもたらされているものと思われる。

(C) 費用対効果について

特になし。

(D) 各論点（委託事業や補助事業）について

ア) 補助することへの公益性

埼玉県生涯現役実践助成金交付要綱第1条は次のように述べている。「県は、シニアが自分の意欲や希望に合わせて働き、共に社会の担い手として活躍できる社会を実現するため、雇用者が生涯現役として働くことが可能となる措置を行う企業等に対し、予算の範囲内において助成金を交付する。」確かに特定の企業に対する助成ではあるものの、助成を通じて高齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる社会の実現を意図するものであり、その点において公益性が認められるといえる。

イ) 交付要綱の整備・遵守状況

埼玉県生涯現役実践助成金交付要綱に従うことになる。サンプルで申請書等を見ましたが特に問題になるような事案は見られなかった。

ウ) 補助金額の算出基準の合理性

助成金は常用雇用者数で決定される。上記参照のこと。

エ) 交付時期及び支払方法の妥当性

助成金の手続は、①申請書の提出②審査・交付決定③就業規則の改定④実績報告書の提出の順に行われるが、助成金は④の実績報告書が提出されたのち交付される。特に問題なし。

オ) 制度の統合、廃止等の変更の必要

該当なし。

カ) 精算の妥当性

該当なし。

キ) 交付団体に対する指導・監督の適切性

直営なので該当なし。

ク) 成果の検証の状況

(A) まとめ参照のこと。

ケ) 市町村に対して県が交付する必要性

該当なし。

(E) その他（他の地方自治体や県の他の部や課で実施している関連事業や類似事業との比較、定量的・定性的な分析、提言等）

他の都道府県での類似の制度は把握していないとのことであった。また、他の部署での類似の制度もないとのことであった。

(5) シニア向け起業支援事業（ゆる起業®支援）について

①概要

定年後の選択肢として現役時代の知識や経験を生かし、少ない投資で身の丈に合った起業を促すため（これを「ゆる起業」®と呼ぶ）、事例集、チラシを作成するとともにホームページと発表会等で紹介する。なお、ホームページは（公財）埼玉県産業振興公社（創業・ベンチャー支援センター埼玉）のホームページにシニア向け起業ホームページを作成する。

(A) 事例発表会について

令和元年度の事例発表会の実施結果は次のとおりであった。

日	時	令和2年1月18日（土）13：00～15：45	
会	場	大宮ソニックシティ	
定	員	200人	
申	込	者	308人
参	加	者	230人（男性166人 女性64人）

[事例発表会]



(B) 事例集、チラシ及びホームページについて

事例集、チラシ及びホームページの概要は次のとおりである。

事例集：10,000部 B5版 カラー16ページ

チラシ：5,000部 A4番 4色刷り 両面印刷

ホームページの公開日：令和元年11月8日

[チラシ]

ここにしか聞けない貴重な話が満載!

シニア起業事例発表会

シニアの新たなライフスタイルとして、
現役時代の知識や経験を生かした起業が目まぐるしく。
定年後の新たなライフスタイルを一緒に考えてみませんか。

日時 **1月18日** 令和2年 13:00-15:45 会場 **大宮ソニックシティビル**
4階 市民ホール

13:00-14:00 **人生100年時代! 起業の仕方**
講師 池田 幸子(シニア) 村上 幸子(シニア) 池田 幸子(シニア)

14:10-15:40 **シニア起業家による事例発表**

1. 池田 幸子(シニア) 村上 幸子(シニア) 池田 幸子(シニア)
2. 池田 幸子(シニア) 村上 幸子(シニア) 池田 幸子(シニア)
3. 池田 幸子(シニア) 村上 幸子(シニア) 池田 幸子(シニア)

お問い合わせ: 048-830-4543

[事例集]

輝き彩発見
シニア起業

彩りある人生、笑顔のたび。

お問い合わせ: 048-830-4543

[ホームページ] (HP : <https://www.saitama-j.or.jp/sogyo/senior/>)



②各年度における予算額及び実績額について

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予 算	—	—	—	14,323	2,541
実 績	—	—	—	14,322	2,541

③当該事業に要する人員の状況について

1.0 人 (就業支援担当) × 7.75 時間 × 240 日 = 1,860 時間

④関係する法規 (ルール) とその遵守状況について

特になし。

⑤令和元年度における評価指標とその達成状況について

事例集の配布 10,000 部 (目標) 5,721 部 (実績)

事例発表会 200 人 (目標) 230 人 (実績)

⑥監査人としての評価について

【意見 4 8】 シニア向け起業支援に関する予算に対しての定量的な評価指標が不十分である。本予算の執行においては新たにホームページを開設しているのならばこれについても定量的な評価指標を設けるべきである。

シニア向け起業支援に関する支出としては、事例集とチラシ、事例発表会の実施とともに、シニア向け起業支援に関するホームページの開設も行っている。事例集と事例発表会については評価指標が存在しているがホームページに関しては評価指

標が設けられていない。セッション数、PV数あるいはユーザー数などといった一般的なホームページ評価指標に関して評価指標を設けることが望ましい。

なお、事例集の配付について目標は10,000部であるのに対して、実績数は5,721部となっている。この乖離について、担当課の説明は以下であった。

「シニア起業事例集について、令和2年1月18日開催の事例発表会での配付を皮切りに県内公共施設、創業支援施設及びシニアの創業に関するセミナーを中心に配付を行いました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2月末からは県内のセミナーが相次いで中止した影響が大きく、配付部数は5,721部となりました。」

乖離の原因は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにセミナーを中止した影響が大きいということであり、こちらとしてもやむを得ないと考えている。

また、事例集の内容は今後も十分に活用出来るものと評価しており、残部数については令和2年度以降のイベント等でもぜひ活用して頂きたい。

(A) 福祉の増進への貢献状況について

施策開始2年目ということで福祉の増進への貢献についてまだ顕著に表れる段階ではないと推察される。

(B) 費用対効果について

該当なし。

(C) 各論点（委託事業や補助事業）について

ア) 委託契約管理

事例発表会自体の実施は直営であるので該当なし。

イ) 事務手続のルールへの準拠性（入札・契約制度の透明性・客観性・市場性）

企画提案競技による随意契約であるのでウ) 随意契約参照のこと。

ウ) 随意契約（一者随意契約、プロポーザル等）理由の合理性

シニア向け起業事例集等作成業務委託に関する選定は、企画提案競技（プロポーザル方式）による随意契約による。公募型プロポーザルの審査委員は3名で、所属及び職名は以下のとおりである。

	所属（課）名	職名
委員長	産業労働部	シニア活躍推進課長
委員	産業労働部	シニア活躍推進課副課長
委員	産業労働部	産業支援課創業支援担当主幹

審査の過程は次のとおりである。

a) 公開・質問事項の受付・回答

- b) 企画提案競技参加希望書の提出
- c) 企画提案書の提出
- d) 選定委員会の実施

本企画提案競技の参加者は4者であった。

企画提案競技による随意契約とする理由は、執行伺によると「事例集は身の丈に合った起業で活躍するという選択肢があることを、シニアにできるだけ効果的に遡及できるものでなければならず、また、読み手に起業に対する気づきやアイデアを考えるヒントを得ていただき、起業を具体的にイメージして頂く内容にする必要がある。このため、委託業者の選定にあたっては、提案金額のほか記載内容やデザインを総合的に評価する必要がある。」とある。確かに当該事例集の作成にあたっては企画・編集方針のみならず、シニア向けの事例集やホームページの制作力、取材体制、独自提案など多岐にわたることに異論はない。従って企画提案競技による委託業者の選定には一定の合理性があると認められる。

なお、審査関係の書類を閲覧したが、審査の過程で特に問題となるような事案は発見されなかった。

事例発表会は直営なので該当なし。

エ) 履行確認

該当なし。事例集等については、当該完成品の納品、検査の実施、及び業務完了報告書の発行をもって終了する。

オ) 委託することの合理性

該当なし。事例集等については、上記 ウ) 随意契約（一者随意契約、プロポーザル等）理由の合理性を参照のこと。

カ) 仕様の効率性

事例集等については、仕様書を閲覧したが、特に問題がある内容は発見されなかった。

キ) 予定価格の妥当性

該当なし。積算根拠についても関係書類を閲覧したが、特に問題は発見されなかった。

ク) 交付団体に対する指導・監督の適切性

該当なし。

ケ) 成果の検証の状況

担当課によれば、退職後の選択として起業という選択肢を紹介するための

施策であり、実際に起業に至った数などは参考として把握しているとのことであった。

⑦その他

特になし。

(6) セカンドキャリアセンター委託事業について

①概要

セカンドキャリアセンターとは、就職相談から職業紹介までを一体的に実施するサービスである。対象はシニアをはじめとする全年齢の求職者とし、県内8カ所（所沢市、草加市、川越市、加須市、春日部市、深谷市、秩父市、さいたま市）でサービス提供を行っている。主なサービスの業務内容は就職支援セミナー、キャリアコンサルタントによる就職相談、ハローワーク及びセカンドキャリアセンター独自開拓の求人情報提供・職業紹介、就職に必要な資格やスキルを取得するための各種情報提供及びシニア向けインターンシップである。各会場の受付時間は主に平日の日中（9時から17時）であるが、所沢市やさいたま市といった一部の会場では土曜日の受付も実施している。なお、セカンドキャリアセンター業務に関して、全ての事業を一括して委託事業者に委託している。

[セカンドキャリアセンターチラシ]

令和元年版
働くシニア応援プロジェクト

就職したいすべての方へ

埼玉県セカンドキャリアセンター

予約制 | 県内8か所で就職支援 対象 | シニアをはじめとする全年齢の求職者
参加無料 | 所沢市・草加市・川越市・加須市・春日部市・深谷市・秩父市・さいたま市で実施

所沢市は
土曜日も開催
（予約制）

主な支援メニュー 雇用保険受給者には、利用証明書を発行します。

01 就職支援セミナー
対象別セミナーを多数実施！
最新・最新情報、必要スキルを学ぶことができます。
【全県展開】 【予約制】
【申込要】 【参加費無料】 【シニア向け】

02 就職相談
経験豊富なキャリアコンサルタントがあなたの悩みをサポート！
【全県展開】 【予約制】
【申込要】 【参加費無料】 【シニア向け】

03 求人情報提供・職業紹介
あなたにマッチした求人を探し、お手配！
一緒に応募されてみる人も、求職センターへ相談して求人を探してみます。
【全県展開】 【予約制】
【申込要】 【参加費無料】 【シニア向け】

サービスの流れ

ご予約受付
Tel:048-780-2034
お問い合わせ: Tel:048-826-5611

就職支援セミナー・就職相談
ご予約制

求人情報提供・職業紹介・各種情報提供
インターンシップ

就労決定

問合せ・予約電話番号 お会場により順番を優先し、空き状況に応じて変動いたします。

所沢・草加・川越・加須・春日部・深谷・秩父の7市の会場
電話番号 **048-780-2034**
受付時間 月～日 9:00～17:00（土曜休）

さいたま市の会場 （土曜・日曜・祝日 休業）
電話番号 **048-826-5611**
受付時間 月～日 10:00～19:00
土 10:00～17:00（予約制）

https://careercenter-branch.com/ https://nwus.jp/

主催:埼玉県・所沢市・草加市・川越市・加須市・春日部市・深谷市・秩父市 埼玉県

②各年度における予算額及び実績額について

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予 算	—	114,839	137,148	142,964	139,489
実 績	—	114,392	135,984	139,222	139,056

※シニアインターンシップ推進事業を除く

※シニアインターンシップ推進事業については次のとおりである。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予 算	—	—	—	29,988	6,000
実 績	—	—	—	20,668	6,000

③当該事業に要する人員の状況について

1.6 人 (就業支援担当) × 7.75 時間 × 240 日 = 2,976 時間

④関係する法規 (ルール) とその遵守状況について

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律である。遵守状況について、特に問題となる事案は発見されなかった。

⑤令和元年度における評価指標とその達成状況について

委託業務の目標及び実績として以下の数値が挙げられている。

ア 利用者数 目標 6,500 人 (うち 60 歳以上 3,500 人以上)

実績 6,634 人 (うち 60 歳以上 4,154 人 令和元年度実績値 以下同様)

イ 就職確認件数 目標 900 人以上 (うち 60 歳以上 550 人以上)

実績 904 人 (うち 60 歳以上 590 人)

ウ 求人開拓件数 目標 2,000 件以上 実績 2,756 件

エ 求人紹介件数 目標 500 件以上 実績 792 件

オ シニアインターンシップ参加者 目標 100 人 実績 149 人

⑥監査人としての評価について

(A) まとめ

セカンドキャリアセンター委託事業については、長らく一者随意契約の状況が続いている。当該委託事業は指名プロポーザル方式による業者選定を行っているが、現在の仕様では結果的に同業他社の参入が難しく、一者随意契約が続いており、今後も状況が変わらないことが強く予想され何らかの対応が必要であろう。詳細は後述する「ウ) 随意契約 (一者随契、プロポーザル等) 理由の合理性」を参照のこと。

なお、埼玉県セカンドキャリアセンターにおいては、就職相談、各種セミナーの実施、合同企業面接会、求人開拓、職業紹介及びシニア向けインター

ンシップまでを行い、就労支援に関して一貫した支援が行われているが、多くはハローワークの業務と重複しており、県と国が類似の業務を実施しているという施策面において非常に不効率である面が否めない。この点については埼玉県では平成24年度より「ハローワーク特区」の一環として「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」において県とハローワークが一体となり、相談から職業紹介まで完結したサポートを実現している。ハローワークの位置づけについては、平成27年の全国知事会において国から県への移管を図るべきとの提言がされているが、中長期的には県とハローワークが一体となった就労支援施設の展開は好ましいと考える。シニアをはじめとする求職者がハローワークとセカンドキャリアセンターの両方に行かなければ双方のサービスを等しく受けられない、というような状態は解消されることが望ましい。

[セカンドキャリアセンターさいたま ハローワーク浦和・就業支援サテライト]
シニアブース





(B) 福祉の増進への貢献状況について

全年齢を対象としているが、シニア層をメイン・ターゲットとしており、実際の利用者・就職者の約6割以上が60歳以上のシニア層である（県管轄の7市のセンターのデータによる。）。よって、高齢者の福祉の増進へ一定の貢献が認められるものと解される。

(C) 費用対効果について

令和元年度の委託業者の業務完了報告書によれば、セカンドキャリアセンターのシニアの利用者数は4,154人とされている。

費用対効果については、数値の取り方等が異なるため一概には言えない部分も多分にあるが、埼玉県と類似の就業支援体制を採用している他自治体と比較すると以下のとおりになる。

埼玉県と他自治体の比較

	埼玉県セカンド キャリアセンター	他自治体
年間利用者（人）※1 a	4,154人	55,756人
年間就職者数（人） b	904人	2,851人
事業費 ※2 c	87,072,950円	819,973,459円
利用者一人当たりの事業費 c/a	20,961円	14,706円
就職者一人当たりの事業費 c/b	96,320円	287,609円

※1…埼玉県セカンドキャリアセンターは委託業者の令和元年度の業務完了報告書による。他自治体については令和元年度の決算報告書の「高齢者の利用者数」による。

※2…埼玉県、他自治体いずれも、令和元年度の総事業費（決算額）の総額を総利用者に対するシニアの利用者の割合で案分した金額を算出し、上記の事業費としている。

埼玉県セカンドキャリアセンターは利用者一人当たりの事業費については、比較対象とした他自治体より高額になっているが、就職者一人当たりの事業費については、逆に他自治体より低くなっている。このことから、埼玉県セカンドキャリアセンターは利用者を就職に効果的に結びつけているということが伺える。

(D) 各論点（委託事業や補助事業）について

ア) 委託契約管理

本業務は、地方自治法第 234 条第 2 項及び地方自治法令施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき随意契約となっている。

イ) 随意契約（一者随意契約随契、プロポーザル等）理由の合理性

指名型企画提案競技（プロポーザル方式）による随意契約による。公募型プロポーザルの審査委員は 5 名で、所属及び職名は以下のとおりである。

	所属（課）名	職名
委員長	産業労働部	雇用労働局長
委員	一般社団法人埼玉県商工会議所連合会	専務理事
委員	埼玉労働局職業安定部	職業安定課長
委員	産業労働部	雇用労働課長
委員	産業労働部	シニア活躍推進課長

審査の過程は次のとおりである。

- a) 企画提案競技説明会の実施
- b) 企画提案書の受付
- c) 業務委託先選定委員会の実施
- d) 契約締結

令和元年度は一者随意契約となっている。担当課によれば興味を示す業者も存在するが、結果的に応募企業が一人となってしまっているという。シニア活躍推進宣言企業認定制度においても既述したが選考に参加しない企業が存在する場合、その理由を聴取することが望ましい。

執行何によれば、本委託契約は契約の性質や目的が競争入札に適さないため指名型企画提案競技としているが、県は以下の理由を挙げている。

- a) 本業務は、県内 7 市のセカンドキャリアセンターにおいて就職相談やセミナー、ハローワーク求人情報を活用した就職紹介等を実施し、就職支援等を行うものであること。
- b) 特にシニアの就職に着実に結びつく質の高い就職相談や、セミナー等のサービスを企画、実施する能力が必要であること。
- c) さらに、県及び各市と連携し、的確に事業運営するための高度なオペレーション能力も要求されること。
- d) このことから、委託業者の選定に当たっては、価格のみに着目する

のではなく、就職相談からセミナー、職業紹介までを一体的に行う実施計画や、人員の体制、各機関との調整能力、類似事業の実績などを総合的に勘案する必要があること。

その上で、「物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（埼玉県告示第999号（平成28年8月2日））及び同要綱に基づき、業種区分「催物、映画及び公告の企画・制作並びにその他役務」の「その他の業務」のうち、「25 職業紹介業務」に登録し、A等級に格付けされていること。（62者）かつ、過去2年間において、都道府県就業支援施設運営業務の受託実績があること（9者）。

【意見49】平成28年度より同一の業者が受注しており、今後も同一業者に対する委託が続くことが予想されるため、委託業務の分割や公募型企画提案競技にするなどの対策が必要である。

一般競争入札を採用しない理由として執行伺に記載のあるa)からd)に挙げられている理由について特に異論をはさむ余地はない。さらに、企画提案競技について指名型を採用した理由について、担当課によれば全国の就労支援事業の受託実績を調査した上で、参加資格のある9者に対して指名をしている。公募型であるか指名型であるかに係わらず参加資格のある事業者は9者であるため、公募するよりも指名の方が応募していただける可能性が高いと考え、指名型企画提案競技を選択しているということである。しかしながら、これらの理由をもって業者を前もって指名してしまうということには異論の余地がある。そもそも企画提案競技は「複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行い、最も優れた内容の企画書等を提出した者と契約する方式」であり、審査の過程でオペレーション能力や契約の履行能力を県が判断することができるため、指名とする理由は乏しいと言わざるを得ない。また、類似の就労支援の形態を採用する他県の状況も確認できる限りにおいてではあるが、一様に公募型企画提案競技方式を採用している。事業の開始時点において指名型とすることは業者の応募のきっかけとなるため、競争性の拡大に資するともいえるが、事業が継続中の場合はその閉鎖性による弊害があらわれやすい。指名型とすることによるあらぬ疑念を外部からもたれないようにするためにも、埼玉県においては、「指名型企画提案競技」ではなく「公募型企画提案競技」とすべきである。

なお、当該委託業務については令和3年度より公募型企画提案競技とする予定である。

【意見50】応募企業を増加させるための方策として、委託業務の分割を検討すべきである。

応募業者が一者しかない理由について担当課の説明によれば「業務が大きすぎてキャパシティの問題から応募業者が増えない」との説明があったが、

これについては、委託業務を分割する方策を検討すべきである。業務の分割は必ずしも等しく二等分や三等分する必要はなく、7カ所のうち1カ所の就職支援セミナーや相談業務のみを分割する方法なども有効であろう。業務を分割すると業務委託のための県内部の手續が非常に煩雑になる、異なる委託業者間の情報共有が難しくなるなどのデメリットは確かに有するのであるが、競争性が働かないことによる委託料の高騰や、一者の委託業者に依存しないというリスク分散の観点からデメリットを上回るだけのメリットがあると考えられる。委託する業務量が大きい場合の業務委託先の分割は民間企業であれば当然の選択でもあり、公的機関においても採用している団体・組織は多い。複数の拠点の高齢者支援センターを持つ他県でも採用されており、埼玉県においても検討すべき方策であると考えられる。

ウ) 委託先の選定の客観性・委託先は経済性及び有効性の追求が期待できるか
競争が働いていないため選定の客観性・委託先の経済性や有効性は現状さほど期待できない状況であると推察される。対応策についてはウ) 随意契約の合理性を参照のこと。

エ) 履行確認

中間期末と年度末の業務完了報告書のほか、業務日報や業務月報で委託業者からの報告を受けている。また、これとは別に連絡調整会議を月1回設けて、委託業者と県の各種報告や疑問点の解消に努めている。

【意見51】委託業者からの事業報告書にハローワーク求人を元にした案件についての就職紹介件数についての記載がされていない。委託業者からの事業報告書にはハローワーク求人を元にした案件についての記載も行うべきである。

セカンドキャリアセンター委託業務のうち職業紹介に関して仕様書には次のように記述されている。「受託者が、職業紹介に用いる求人情報はハローワークの求人情報のほかに受託者独自の求人情報等も活用する。なお、受託者は、厚生労働省がオンライン提供するハローワーク求人情報について、取り込み作業を行うこと。」すなわち、職業紹介に関しては一義的にハローワークの求人情報を求職者に提供すべきであるとの規定となっている。しかしながら、委託業者の提案書や業務完了報告書においては、委託業者が開拓してきた委託業者案件は求人情報提供数と職業紹介件数が記載されているのに対して、ハローワーク案件は求人情報提供数のみの記載にとどまっている。この点に関して担当課の説明によれば、ハローワーク案件についてはそのままハローワークでしか直接職業紹介できないということで委託業者からの事業報告書においての記載がないということであった。しかし、実務上の対応において、ハローワーク案件についても埼玉県セカンドキャリアセンターで相当

のフォローを行っているため、ハローワーク求人を元にした案件として集計することは可能であることであるので、今後は委託業者からの報告書においてハローワーク求人を元にした案件についても可能な限り報告を受けるべきである。

オ) 委託することの合理性

職業紹介や企業開拓、あるいはセミナーの実施などにおいて、職業紹介に関する知識と経験が必要とされる業務であり、さらに業務量の大きさも鑑みると直営で行うことは非常に難しいと思われ、職業紹介に関する知識と経験を有する業者に委託することには一定の合理性があると思われる。他自治体の状況を鑑みても埼玉県程度の規模を有する場合、総じて人材派遣会社など職業紹介に関する知識と経験の委託業者に委託している状況である。

カ) 仕様の効率性

仕様書を閲覧したが特に問題になる箇所は存在しなかった。

キ) 予定価格の妥当性

仕様書と積算書、委託業者の見積書を閲覧したが特に問題となる事項はないと判断している。

ク) 交付団体に対する指導・監督の適切性

日報、月報で委託業者からの報告を受ける以外に、毎月実施される連絡調整会議において直接報告・相談などを受けることを通じて指導監督している。

ケ) 成果の検証の状況

利用者数、就職確認件数、求人開拓件数、職業紹介件数などを目標値として、これらについて実績値と比較することで、成果の検証を行っている。目標値については昨年度の実績値に今年度の事情を加味して毎期決定しているとのこと。

(E) その他（他の地方自治体や県の他の部や課で実施している関連事業や類似事業との比較、定量的・定性的な分析、提言等）

特になし。

⑦その他

特になし。

(7) シルバー・ワークステーション補助事業について

①概要

(A) 業務内容

県は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター連合の指定を受けたいきいき埼玉が行う労働者派遣事業のうち、高年齢者の就業機会を新たに拡大するために実施する事業に対して補助金を交付するものである。ここでいう労働者派遣事業には、大きく分けて（一）シルバー・ワークステーション事業（二）シルバー派遣業務拡大推進事業の二つから構成される。補助割合は10/10である。

①シルバー・ワークステーション事業

- ア) 企業や団体等への訪問等による新たな派遣先事業の開拓
- イ) 企業や団体等への訪問等による退職予定者への働き掛けや、人材発掘セミナーの開催等によるシルバー人材センター会員の獲得
- ウ) シルバー人材センターとの連携による開拓先企業への会員の派遣

②シルバー派遣業務拡大推進事業

- ア) 財団が行う労働者派遣事業に係る企業向けセミナーの開催
- イ) 財団が行う労働者派遣事業に係る活用事例の紹介
- ウ) 財団が契約した労務アドバイザーによる社会保険事務等に係る個別相談や市町村シルバー人材センターへの出張相談への実施

なお、シルバー・ワークステーション事業に対する補助金の交付は令和3年度をもって終了の予定である。

(B) 請負・委任とシルバー派遣について

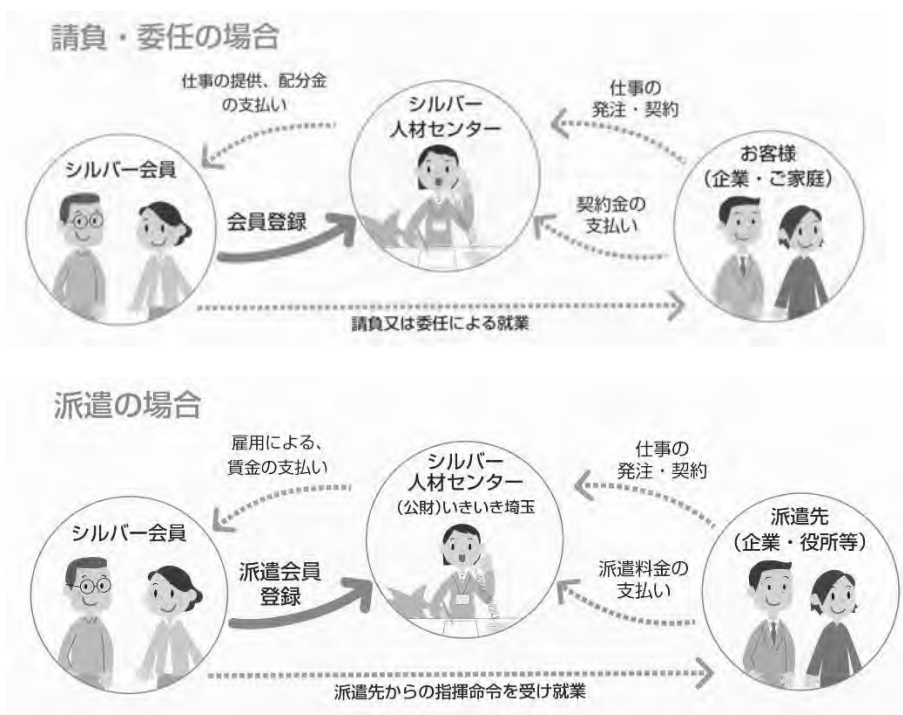
シルバー人材センター（後述）の行う請負・委任業務とシルバー・ワークステーションの行う派遣事業の相違は次の表のとおりとなる。また、請負・委任業務と派遣業務の全体の流れについては下図参照のこと。

請負・委任と派遣の相違について

	請負・委任	派遣
管理業務	シルバー人材センター	シルバー人材センター いきいき埼玉
会員（シニア）と依頼企業の関係	請負・委任	雇用関係 ※いきいき埼玉と雇用契約を締結する
指揮命令系統	依頼企業から指揮命令を受けない	依頼企業から指揮命令を受ける
就業時間等の制約	月10日程度 週20時間を超えない範囲	月10日程度 週20時間を超えない範囲 ただし、令和元年7月より、

		「小売」「介護」「保育」の分野では週20時間を超えての就業が可能。
主な就労内容	事務（一般事務、経理事務、受付事務等）、サービス（家事援助、保育補助、介護補助品出し等）屋内外の一般作業（清掃、検査、除草等）、管理分野（公民館管理、スポーツ施設管理等）、技能分野（植木、大工、和洋裁） ただし、発注者の従業員と混在する業務や指揮命令を受ける業務は不可。	シルバー人材センターの請負・委任業務と同様。発注者の従業員と混在する業務や指揮命令を受ける業務も可。

請負・委任及び派遣の業務の全体的な流れ



[シルバー派遣のパンフレット]



②各年度における予算額及び実績額について

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予 算	—	—	24,675	25,840	28,867
実 績	—	—	24,675	23,283	24,109

なお、補助額は、事業に要する経費の 10 分の 10 以内で予算の範囲内で知事が定める額とする。また、補助となる経費は、補助事業の実施に要する経費であって、別途交付要綱に定めるものとする。

③当該事業に要する人員の状況について

4.4 人 (企画・指導担当) × 7.75 時間 × 240 日 = 8,184 時間

※シルバー人材センター連合に対する補助金と合算した人員数である。

④関係する法規 (ルール) とその遵守状況について

関係法規としては公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律及びシルバー・ワークステーション事業費補助金交付要綱による。関係書類を閲覧したが、遵守状況については特に問題となるものは存在しなかった。

⑤令和元年度における評価指標とその達成状況について

・シルバー・ワークステーション事業の運営

(A) 企業開拓事業 (新規開拓) 目標 1,000 社 実績 1,116 社 (R2.3 月末)

(B) 人材 (会員) 発掘企業 (新規会員) 目標 500 人 実績 1,361 人 (〃)

(C) マッチング事業 (新規マッチング) 目標 1,800 人 実績 1,916 人 (〃)

(D) その他事業 (参加イベント数) 目標 2 実績 8 (〃)

シルバー・ワークステーションの分野別の就業状況は次のとおりである。

分野別の就業状況 () 内は平成 30 年度の数値

分野	新規開拓件数	新規就業者数	新規年間受注額
事務系	156 件 (161 件)	425 人 (619 人)	13,610 千円 (20,264 千円)
スーパー	167 件 (167 件)	205 人 (246 人)	7,134 千円 (9,332 千円)
ホームセンター	77 件 (85 件)	150 人 (160 人)	5,598 千円 (6,000 千円)
介護業務	85 件 (80 件)	103 人 (111 人)	2,899 千円 (3,592 千円)
保育業務	149 件 (105 件)	261 人 (236 人)	6,831 千円 (5,161 千円)
その他	482 件	772 人	27,525 千円

	(497 件)	(931 人)	(33,491 千円)
合計	1,116 件 (1,095 件)	1,916 人 (2,303 人)	63,958 千円 (77,840 千円)

・シルバー派遣業務拡大の推進

- (A) 企業向けセミナー開催 目標 8 回 実績 11 回
- (B) 派遣事業の事例紹介 目標 50,000 部 実績 50,000 部
- (C) 労務アドバイザーの派遣 目標 10 センター 実績 11 センター

⑥監査人としての評価について

(A) まとめ

【意見 5 2】 シルバー・ワークステーション事業費補助金は「シルバー人材センター連合への補助金」など他の類似の補助金との統合を図るべきである。

当該補助金について県は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター連合の指定を受けたいきいき埼玉が行う労働者派遣事業のうち、高年齢者の就業機会を新たに拡大するために実施する事業に対して補助金を交付するものであるという。しかしながら、請負・委任と派遣の違いはあるものの、いきいき埼玉に対しては高齢者の就業機会を新たに拡大するための補助金として県は「シルバー人材センター連合への補助金」（令和元年度 10,900,000 円）などを従来から拠出している。

担当課の説明によれば、シルバー・ワークステーション事業費補助金は、事務系や人手不足分野などの派遣事業の受入れ企業を軌道に乗せるための初期投資であり、後述するシルバー人材センター連合補助金と事業の目的が相違するとの説明であったが、シルバー人材センター連合補助金と別途拠出するのであれば、必要性とその効果について、毎年度の連合の事業計画等を踏まえて検証する必要がある。

(B) 福祉の増進への貢献状況について

(A) まとめ参照のこと

(C) 各論点（委託事業や補助事業）について

ア) 補助することへの公益性

(A) まとめ参照のこと。

イ) 交付要綱の整備・遵守状況

補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）に定めるものの他シルバー・ワークステーション補助金交付要綱が整備されている。関係書類を閲覧したが、遵守状況については特に問題なし。

ウ) 補助金額の算出基準の合理性

補助対象経費に対して補助金を支出することになるが、年度の初めにいきいき埼玉が支出予定額内訳書を県に提出し、提出書類に基づいて補助金の金額の交付を行っている。補助金の交付は2回に分けて行われ、約半分が第1四半期第2四半期分、残りの半分が第3四半期第4四半期分として支払われる。そして、年度終了後に補助事業実績報告書に基づいて補助金の金額を確定し、過不足額の清算が行われる。令和元年度においては、第1四半期第2四半期分として14,430,000円、第2四半期第3四半期分として残りの14,400,000円が交付されている。そして、年度末の返納金額は4,757,104円であった。

エ) 交付時期及び支払方法の妥当性

上記参照のこと。特に問題は見られない。

オ) 制度の統合、廃止等の変更の必要

(A) まとめ参照のこと。

カ) 精算の妥当性

補助事業実績報告書に基づいて補助金の清算が適切に行われていた。特に問題なし。

キ) 交付団体に対する指導・監督の適切性

書面提出による指導・監督のほか、担当課によるいきいき埼玉に対する指導監査が行われている。関係書類を閲覧したが特に問題は発見されなかった。

(8) シルバー人材センター連合補助金について

①概要

(A) 埼玉県シルバー人材センター連合について

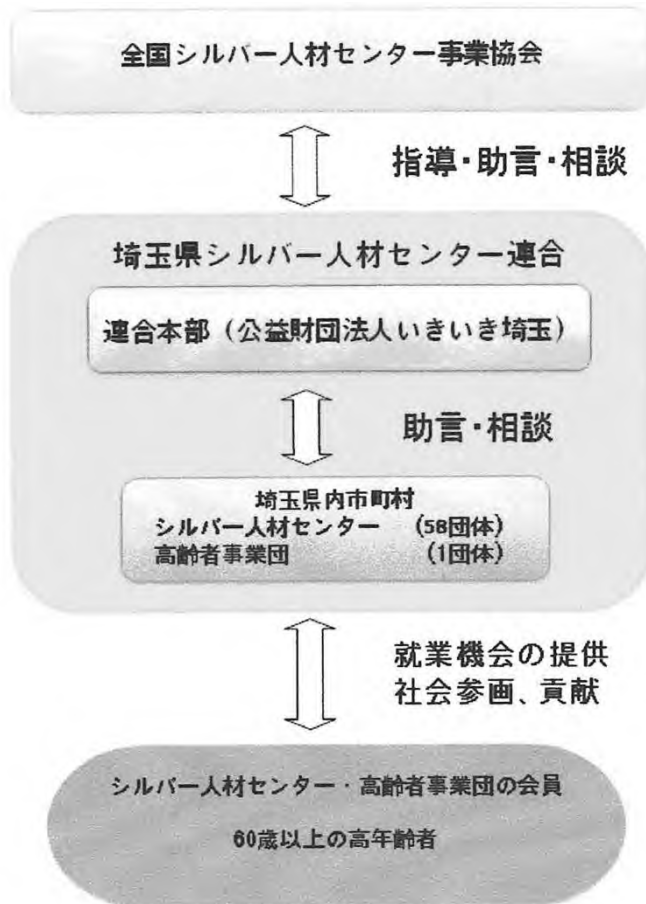
県内各市町村にはシルバー人材センターが設けられており、このシルバー人材センターは定年などで、現役引退した後も何らかの形で働きたいと希望する高齢者に、「一般雇用になじまないが、高齢者がその経験と能力を生かしつつ、働くことを通じて社会に貢献し生き甲斐を得ていく機会を確保する」ことを目的に創設された公益社団法人である。そして、埼玉県シルバー人材センター連合は、県内各シルバー人材センターと高齢者事業団によって作られた組織である。埼玉県シルバー人材センター連合本部はいきいき埼玉内にあり、各シルバー人材センターに指導・助言することを通じてシルバー人材センター事業の拡充や発展に取り組んでいる。

シルバー人材センター事業自体は、昭和55年に、国の補助事業（高齢者労働能力活用事業）として取り上げられ、昭和61年には、シルバー人材センターが「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」上に位置付けられることになった。さら

に、平成8年には法改正が行われ、「シルバー人材センター連合事業」となるに至る。

なお、埼玉県シルバー人材センター連合の上部組織として、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会（本部：東京）が存在し、各都道府県別に置かれているシルバー人材センター連合を取りまとめる役割を果たしている。下図参照。

各シルバー人材センターの組織の関係図



(B) シルバー人材センター連合補助金

シルバー人材センター連合補助金とは、埼玉県がシルバー人材センター連合事業を行ういきいき埼玉に対して、定年退職後等の高齢年退職者に対して、地域に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な業務に係る就業の機会を提供し、高齢者の生きがいの充実や社会参加の推進を図るために補助金を交付するものである。

補助対象経費は（ア）47,836,000円（令和元年度補助支出予定額）、令和元年度の補助金は（イ）10,900,000円（令和元年度決算額）、補助対象経費に占める補助金の割合（（イ）／（ア））は22.7%である。当該補助対象経費には国からも（ウ）30,290,000円の補助金が交付されており、国の補助金も合わせた補助対象経費に占める割合（{（イ）＋（ウ）}／（ア））は、86.2%である。

なお、シルバー人材センターはそのイメージアップの一環として、平成30年度に県内シルバー人材センターの愛称を募集し、選考委員会による審査の結果、「シニアパワーステーション」となった。これは、親しみやすさ、元気なシニアの力強さ、意欲、社会で活躍する姿をイメージしている。

[シルバー人材センターリーフレット] (再掲)



[シニアパワーステーションパンフレット]



②各年度における予算額及び実績額について

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予 算	10,900	10,900	10,900	10,900	10,900
実 績	10,900	10,900	10,900	10,900	10,900

③当該事業に要する人員の状況について

4.4人(企画・指導担当)×7.75時間×240日=8,184時間

※シルバー・ワークステーションに対する補助金と合算した人員である。

④関係する法規(ルール)とその遵守状況について

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律及びシルバー人材センター連合事業費補助金交付要綱による。関係書類を閲覧したが、特に問題となる事案は発見されなかった。

⑤令和元年度における評価指標とその達成状況について

基本的にいきいき埼玉の事業計画書に基づく指標が評価指標となる。

いきいき埼玉の事業計画書のうち高齢者の雇用・就業推進関係の項目のみ示すと以下のとおりになる。

いきいき埼玉の事業計画書と実績報告書

	R元年度(計画)		R2年1月末現在(実績)	
	回数等	人数等	回数等	人数等
(A) 就業機会の提供				
ア) 活動拠点の援助等				
・ 各シルバー人材センターの自立化及び効率化を促すための助言及び調整	通年		通年	
・ 各シルバー人材センターに対して、国庫補助金(連合交付金)の交付	58団体	747,735千円	58団体	747,637千円
イ) 広域的受注調整事業 就業機会の拡大及び広域的な仕事の受注の促進	通年		通年	
ウ) 福祉・家事援助サービス 福祉・家事援助サービス担当者研修の実施	2回		3回	
エ) 労働者派遣事業 高齢者に対する多様な就業機会を提供するためのシルバー派遣事業				
・ シルバー派遣事業運営会議	5回		4回	

<ul style="list-style-type: none"> ・ シルバー派遣事業実務者研修 ・ シルバー派遣事業会員研修 ・ シルバー派遣事業システム研修 ・ 衛生管理者試験対策研修 ・ シルバー・ワークトライアルの実施 	2回	2回
	8回	9回
	2回	2回
	1回	1回
	通年	通年
オ) 有料職業紹介事業の実施 高齢者に対する多様な就業機会を提供するための職業紹介事業の実施	通年	通年
カ) 高齢者活躍人材確保育成事業 広く高齢者・企業の関心を引付けるためのシルバーに関する積極的な周知・広報及び就業体験、技能講習の実施		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 周知・広報 ・ 就業体験 ・ 技能講習 	通年	通年
	12回	46回
	12回	12回
	R元年度(計画)	R2年1月末現在(実績)
	回数等	人数等
(B) シルバー人材センター・高齢者事業団の支援		
ア) シルバー人材センターの役職員に対する研修 事業運営のための役職員に対する研修	20回	22回
イ) 団体運営、事業運営、会計処理等に対する相談 事業運営に関する各種相談業務	20回	20回
<ul style="list-style-type: none"> ・ 巡回相談 ・ 弁護士、会計士、社会保険労務士、税理士等の相談 	通年	通年
ウ) 会員、就業機会拡大に向けた普及啓発 シルバー人材センターの理念と事業を幅広く普及啓発		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報誌発行 ・ 広報誌発行 ・ 普及啓発月間 ・ シルバー人材センターのイメージアップ 	4回	3回
	12回	10回
	10月	10月
	通年	通年
エ) 安全・適正就業会議、研修、大会の		

開催 ・ 安全・適正就業を推進するための研修や会議の実施	6回		6回	
オ) シルバー人材センター等運営資金貸付業 各シルバー人材センター、高齢者事業団に対する短期の貸し付けの実施	22団体	140,000千円	20団体	125,000千円
(C) シルバー・ワークステーション運営事業 セミナーの開催、人材発掘、企業開拓及びマッチング事業	通年		通年	
(D) 諸会議の開催	6回		4回	

⑥監査人としての評価について

(A) まとめ

【意見53】 交付金額について毎期同額が交付されているが、補助額の根拠が明確でない。補助対象団体の毎年度の支出金額を鑑みた交付を行うべきである。

交付金額については概算払いによっている。長年にわたって同じ金額の補助金が行われており、この点について担当課の説明によれば、地方公共団体が応分の補助を行うことを前提に国が補助限度額を決定する方針に基づき、国の限度額が10,900千円に引下げられて以降、県の連合事業費補助額を10,900千円に据え置いたまま推移している状況との回答で、補助対象経費に対する補助割合などに具体的な積算根拠は明らかでなく、同じ金額の補助が継続されている。補助対象団体の毎年度の支出金額は相違しているにも係わらず、このように同じ金額が継続しているということは、年度ごとの補助金の必要性について補助対象経費に基づいた検討がなされていないことを意味するにほかならない。

以上のことから、国の執行方針を踏まえながらも補助対象団体の毎年度の支出金額を鑑みた交付を行うべきであると考えます。

(B) 福祉の増進への貢献状況について

定年退職後等の高齢年退職者に対して、地域に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な業務に係る就業の機会を提供し、高年齢者の生きがいの充実や社会参加の推進を図るためということで高齢者の就労支援に資する施策であり、福祉への増進への貢献に一定の効果が見込まれる。

(C) 費用対効果について

該当なし。

(D) 各論点（委託事業や補助事業）について

ア) 補助することへの公益性

高齢者の雇用の安定につながるということで公益性は認められる。

イ) 交付要綱の整備・遵守状況

補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）に定めるものの他シルバー人材センター連合事業費補助金交付要綱が整備されている。関係書類を閲覧したが、遵守状況については特に問題なし。

ウ) 補助金額の算出基準の合理性

上記まとめにおいて既に記述しているが、国が団体の補助金として交付している金額を上限に、県の補助を行っている。国が10,900千円として以来、県も10,900千円と一定になっているに過ぎないということで明確な積算根拠はなく、金額について合理性は乏しい。

エ) 交付時期及び支払方法の妥当性

支払方法は概算払いによる。すなわち、第1四半期に交付金額の半分である、5,450千円の交付を行い、第3四半期に残額の5,450千円を行う。シルバー人材センター連合事業費補助事業実績報告書においてチェックシート（歳出編）が添付されており、起案者、主査、主幹及び出納員による請求書や支出命令書のチェックが行われていることを確認している。

オ) 制度の統合、廃止等の変更の必要

シルバー人材センター連合事業費としての補助金は当補助金のみであるため、制度の統合や廃止の必要性は低いと思われる。

カ) 精算の妥当性

(A) まとめ参照のこと。

キ) 交付団体に対する指導・監督の適切性

書面提出による指導・監督のほか、担当課によるいきいき埼玉に対する指導監査が行われている。関係書類を閲覧したが特に問題は発見されなかった。

ク) 成果の検証の状況

基本的にシルバー・ワークステーション事業に対する成果の検証と同じ指標を使用して評価を行っている。シルバー・ワークステーション事業の項を参照のこと。

ケ) 市町村に対して県が交付する必要性
該当なし。

(E) その他（他の地方自治体や県の他の部や課で実施している関連事業や類似
事業との比較、定量的・定性的な分析、提言等）
特になし。

⑦その他
特になし。

6. 多様な学習機会の提供について

(1) 概要

彩の国いきがい大学運営の運営やいきいき埼玉における高齢者の社会参加活動の支援業務に従事する職員等の人件費や、同財団が設置する高齢者いきがい支援センターの運営経費を補助する高齢者社会活動推進事業、及び、55歳以上の方々を対象に大学の授業を提供する高齢者社会活動支援事業について検討した。

(2) 高齢者社会活動推進事業費について

①概要

当事業は、高齢者がいつまでも元気に地域社会で積極的に活躍できるよう、地域活動推進者の養成や活動場所・情報の提供などを行い、高齢者の社会参加活動を支援するとともに明るく活力ある長寿社会づくりの推進を図る事業である。また、当事業には、以下の4つの事業が含まれる（旧いきがい大学東松山学園の財産管理、跡地利活用に係る必要な手続を含む）。

- I 彩の国いきがい大学運営事業
- II 高齢者活動支援事業
- III 全国老人クラブ大会開催費補助事業
- IV 東松山学園財産管理事業

②各年度における予算額及び実績額について

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 算	84,566	88,641	81,859	139,124	75,412
実 績	84,566	83,365	80,618	117,471	74,424

③当該事業に要する人員の状況について

0.5人×7.75時間×240日=930時間

④関係する法規（ルール）とその遵守状況について

老人福祉法第13条

⑤監査人としての評価について

(A) まとめ

いきいき埼玉は、高齢者の多様な活動を支援する事業を行う、県が基本財産の60%以上を出捐する団体であり、同団体は、県における高齢者福祉事業の中心的役割を担っていると考える。それゆえ、同団体の行う事業や運営経費を補助することは、一定の効果があると考えられる。ただし、他の事業でも述べているが、補助金を支出した後の効果検証の記録が不足しているなど問題も見受けられるため、事業実施後の検証・記録についてルール作りなどを進

めていただきたい。

(B) 福祉の増進への貢献状況について

当該事業により、高齢者の福祉の増進に一定の効果があると考える。

(C) 費用対効果について

いきいき埼玉が行う彩の国いきがい大学運営事業や、同団体が設置する高齢者いきがい支援センターの運営経費を補助することは、県が直接当該事業を行うより、同団体に補助金を支出し運営を委ねる方が効果的かつ効率的な事業運営ができると考える。それゆえ、一定の効果があると判断する。

(D) 各論点（委託事業や補助事業）について

I 彩の国いきがい大学運営事業

・ 事業の概要

高齢者が地域で活動するための知識や技術を習得する機会を提供し、地域活動のリーダーとして活躍できる人材を育成する事業である。なお、彩の国いきがい大学の運営形態は、いきいき埼玉の自主事業とし、県はその経費を補助するものである。

・ 各年度における補助金予算額及び実績額について（事業別）

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予 算	10,704	9,151	9,598	6,766	6,631
実 績	10,704	9,151	9,598	6,766	6,631

(※：上記「各年度における予算額及び実績額について（総額）」における、当事業部分のみである。)

ア) 補助することへの公益性

上記でも述べたように、彩の国いきがい大学運営事業は、高齢者が地域で活動するための知識や技術を習得する機会を提供し、地域活動のリーダーとして活躍できる人材を育成する事業である。彩の国いきがい大学卒業生数は、年間約1,000名を超えており、当該事業に経費補助をすることは公益性があると考えられる。

イ) 交付要綱の整備・遵守状況

補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）

彩の国いきがい大学事業費補助金交付要綱を策定しており、当該要綱を遵守していると判断する。

ウ) 補助金額の算出基準の合理性

当該補助金は、補助事業団体であるいきいき埼玉より提出された高齢者活

動支援事業費補助金交付申請書、収支予算書、事業計画書、及び所要額調書を基に、予算の範囲内での補助金支出であり、監査上指摘すべき事項はないと判断する。

エ) 交付時期及び支払方法の妥当性

当該補助金は、上期と下期年2回に分けて、口座振込による概算払いにて支払われている。補助金申請書、支給申請書等に基づく支払であり、交付時期及び支払方法は妥当であると考ええる。

オ) 精算の妥当性

補助金交付額確定手続において、事業実施報告書、補助金精算書、収支決算書、及び会計帳簿に基づいて、精算額の確認が行われている。事業費支出額が補助金交付額を超過しているため、精算額はゼロであることが確定しており、精算が行われないことについて妥当であると判断する。

カ) 交付団体に対する指導・監督の適切性

いきいき埼玉に対する指導は、補助金の交付申請、交付決定にあたって提出された書面等を基にした指導及び監督を行っている。

キ) 成果の検証の状況

【意見54】補助金を支出している事業については、事業終了後に当該事業結果及び補助金支出の効果の評価、改善点等についての検討結果の記録を必ず残すべきである。

彩の国いきがい大学事業費補助金の交付決定について、補助事業の成果の検討を補助金額の確定の決裁において書面にて行っている。確かに、補助対象団体より、「補助金実績報告書」「収支決算書」「事業報告書」「補助金精算調書」などが提出されており、補助の対象となる金額の検証は可能である。しかし、提出書面をどのように検討し、結論を形成したのかという検証のプロセスが記録されていない。当該事業は、昭和59年より実施している事業であり、令和2年度からは、高齢者福祉課から共助社会づくり課へ事業移管がなされている。事業終了後の検証結果を記録として保持することは、今回の課を跨いだ事業移管などの各課の横の繋がりを強化するためにも役立つと考える。

II 高齢者活動支援事業

・ 事業の概要

当補助事業は、いきいき埼玉における高齢者の社会参加活動の支援業務に従事する職員等の人件費や、同財団が設置する高齢者いきがい支援センターの運営経費を補助するものである。

- 各年度における補助金予算額及び実績額について（事業別）

（単位：千円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予 算	73,862	71,806	67,486	68,728	65,516
実 績	73,862	71,806	67,486	68,728	65,516

（※：上記「各年度における予算額及び実績額について（総額）」における、当事業部分のみである。）

ア) 補助することへの公益性

いきいき埼玉は、高齢者の多様な活動を支援する事業を行う、県が基本財産の60%以上を出捐する団体であり、当団体への補助は高齢者福祉という観点から公益性を有していると考えられる。

イ) 交付要綱の整備・遵守状況

補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）

高齢者活動支援事業費補助金交付要綱を策定しており、当該要綱を遵守していると判断する。

ウ) 補助金額の算出基準の合理性

当該補助金は、補助事業団体であるいきいき埼玉より提出された高齢者活動支援事業費補助金交付申請書、収支予算書、事業計画書、及び所要額調査を基に、予算の範囲内での補助金支出であり、監査上指摘すべき事項はないと判断する。

エ) 交付時期及び支払方法の妥当性

当該補助金は、四半期分ごとに年4回に分けて、口座振込による概算払いにて支払われている。補助事業団体における給与、各種事業の実施等に支障が無いように分割して支出されており、交付時期及び支払方法は妥当であると考えられる。

オ) 精算の妥当性

補助金交付額確定手続において、事業実施報告書、補助金精算書、収支決算書、及び会計帳簿に基づいて、精算額の確認が行われている。事業費支出額が補助金交付額を超過しているため、精算額はゼロであることが確定しており、精算が行われないことについて妥当であると判断する。

カ) 交付団体に対する指導・監督の適切性

いきいき埼玉に対する指導は、補助金の交付申請、交付決定にあたって提出された書面等を基にした指導及び監督を行っている。

キ) 成果の検証の状況

【意見55】補助金により人件費を支援して行っている業務に含まれる情報誌の検討内容について、記録を残すべきである。

高齢者活動支援事業費補助金として、いきいき埼玉に対し、人件費の一部が助成されている。当該補助金により従事する職員の事業には、情報誌「あぷろく」(令和元年度より情報誌「NEXT!」)の発行業務が含まれる。当該情報誌は、定期購読、彩の国いきがい大学の副読本及びシルバー人材センターの会報などとしても用いられている。当該情報誌においては、毎年情報誌のあり方について検討し、見直し等を行っているとのことであるが、その際の検討内容に関する会議資料等が残されていない。情報誌の内容については、購読者を対象としたアンケート結果を基に内容の充実を図るなど、より良い紙面づくりへの対策もしている。それゆえ、情報の共有、修正事項、見直しの検討などについては、担当者のみが理解しているだけでなく、他の者にも情報を伝達できるように記録を残すべきである。また、職員の異動、配置換えによる情報の共有をスムーズに行うためにも、事業完了後の振り返り会議については、適切に記録を残すべきであると考えらる。

Ⅲ 全国老人クラブ大会開催費補助事業

・ 事業の概要

当補助事業は、老人クラブにおける友愛活動、健康づくり・介護予防活動、生きがいのある生活をめざした活動などの交流活動を中心に、今後の老人クラブ活動の発展と高齢者福祉の向上を目的として、全国老人クラブ大会の本件での開催について補助をするものである。

・ 各年度における補助金予算額及び実績額について（事業別）

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予 算	—	—	—	—	1,000
実 績	—	—	—	—	1,000

(※：上記「各年度における予算額及び実績額について(総額)」における、当事業部分のみである。)

ア) 補助することへの公益性

全国老人クラブ大会は各県持ち回りで実施される大会であり、令和元年度は、第48回大会として11月26日(参加者1,509名(うち埼玉県266名))・27日(参加者2,394名(うち埼玉県950名))に埼玉県で開催されたものであり、当該大会は公益性を有すると考えられるため当該事業への補助は妥当であると判断する。

イ) 交付要綱の整備・遵守状況

補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号)による。
継続的に行う補助事業ではないため交付要綱は整備されていない。

ウ) 補助金額の算出基準の合理性

当該事業の予算見積調書、事業実施計画書等に基づいて算出しており、特に指摘すべき事項はないと判断する。

エ) 交付時期及び支払方法の妥当性

補助事業者より、令和元年7月12日に補助金交付申請書を受領し、補助金等の交付手続等に関する規則に基づき、令和元年7月26日に全額を公益財団法人埼玉県老人クラブ連合会の口座へ振り込みにて概算払いしている。交付決定及び支出手続は、適切に行われていることを確認した。

オ) 精算の妥当性

補助金交付額確定手続において、事業実施報告書、補助金精算書、収支決算書、及び会計帳簿に基づいて、精算額の確認が行われており、事業費支出額が補助金交付額を超過しているため、精算額はゼロであることが確定している。

カ) 交付団体に対する指導・監督の適切性

公益財団法人埼玉県老人クラブ連合会に対する指導は、補助金の交付申請、交付決定にあたって提出された書面を基にした指導及び監督を行っている。

キ) 成果の検証の状況

監査手続の結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

IV 東松山学園財産管理事業

・ 事業の概要

旧いきがい大学東松山学園の財産管理、跡地利活用に係る必要な事業である。

・ 各年度における予算額及び実績額について(事業別)

(単位:千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 算	—	7,684	4,775	63,630	2,265
実 績	—	2,408	3,534	41,977	1,277

(※:上記「各年度における予算額及び実績額について(総額)」における、当事業部

分のみである。)

ア) 委託契約管理

旧いきがい大学東松山学園跡地の管理のため、除草業務の委託を行っている。

イ) 事務手続のルールへの準拠性(入札・契約制度の透明性・客観性・市場性)

当事業は、設計価格が100万円未満のため、埼玉県財務規則第102条の2第6号の規定により随意契約としており、県内事業者5者に見積り依頼を行っている。

エ) 委託先の選定の客観性・委託先は経済性及び有効性の追求が期待できるか

五者に見積りを依頼した結果、四者から見積書を徴取(一者は業務多忙のため辞退)し、そのうち、見積価額が予定価格を下回った一者を選定している。

オ) 履行確認

契約書、仕様書、業務実施計画書、業務実施報告書、現地確認写真等を基に検査を実施し、適切であると判断している。

カ) 委託することの合理性

除草作業という特殊な作業であるため、業務委託することが妥当である。

キ) 仕様の効率性

監査手続の結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

ク) 予定価格の妥当性

執行予定額の算出は、平成30年度に除草業務を実施した事業者から参考見積書の提出を受けた結果を考慮して決定しており、妥当なものであると考える。

ケ) 成果の検証の状況

監査手続の結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(3) 高齢者社会活動支援事業について

①概要

当事業は、高齢者などの生活の充実や社会参加のきっかけづくりとして、県と23の大学が協力し、55歳以上の方々を対象に大学の授業を提供する事業である。

県では、平成18年度に高齢者や「団塊の世代（平成18年度：50代後半～60代前半）」対策として本事業を立ち上げたため、55歳以上を対象としている。

- ・対象者県内在住で55歳以上の者
- ・受講方法：各大学キャンパスで行われる一般学生対象の通常授業に参加
- ・受講料等：各大学の規定による受講料 ※概ね1科目（半期）10,000円前後
- ・単位認定なし
- ・実施大学23大学

埼玉大学、淑徳大学、聖学院大学、城西大学、浦和大学、埼玉工業大学、十文字学園女子大学、日本工業大学、東京電機大学、ものづくり大学、日本社会事業大学、文京学院大学、東京国際大学、尚美学園大学、西武文理大学、東邦音楽大学、国際学院埼玉短期大学、武蔵丘短期大学、文教大学、日本薬科大学、女子栄養大学、東都医療大学（平成31年4月から東都大学へ名称変更）、公立大学法人埼玉県立大学（以下「埼玉県立大学」という。）

②各年度における予算額及び実績額について

当事業については、予算0円となっている。ただし、(2) 高齢者支援計画推進事業参照。

③当該事業に要する人員の状況について

0.2人×7.75時間×240日＝372時間

④令和元年度における評価指標とその達成状況について

受講者数の推移は以下のとおりである。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受講者数	600	728	734	673	725

また、高齢者支援計画（第7期）において、令和2年度における受講者数750人／年間に数値目標に掲げている。

7. 健康長寿社会づくりの推進について

(1) 概要

健康長寿社会づくりの推進のため、県は主に以下の取組を行っており、これらについて検討した。

- ・「健康長寿埼玉モデル」を県内市町村に普及し、健康寿命の延伸を実現すること。
- ・ウォーキングや特定健康診査の受診などによりポイントを貯め、抽選により賞品が当たる「埼玉県コバトン健康マイレージ」を運用し、県民の健康増進を促進すること。
- ・県民自らが健康づくりを実践するとともに、健康に役立つ情報を草の根レベルで広めるため、「健康長寿サポーター」を養成すること。

(2) 第3次健康長寿計画について

①概要

健康長寿計画推進事業として、主に下記の事業を行っている。

1. 埼玉県健康長寿計画推進検討会議の開催
2. 地域・職域連携推進事業として <ul style="list-style-type: none">・保健指導実務者研修・特定健診・保健指導担当者スキルアップ研修会・協会けんぽ埼玉支部等と共同で、5会場において健診受診促進PR活動を実施・各保健所において、保健指導実務者に向けた研修会及び事例検討会を実施
3. 8020 運動推進特別事業(以下、高齢期に関するもののみ掲げる) <ul style="list-style-type: none">・高齢者の健口推進関係者ミーティングの開催・障害児者保健医療向上研修会の実施・糖尿病と歯周病に係る医科歯科・多職種連携講習会の開催
4. 健康長寿埼玉プロジェクト推進事業(詳細は下記) <ul style="list-style-type: none">・健康長寿埼玉モデル・健康長寿サポーター・埼玉県コバトン健康マイレージ

②埼玉県健康長寿計画推進検討会議

- (A) 内容：県民の健康長寿を目指すための取組について、外部有識者からの意見を聴取・議論を行い、今後の健康長寿を目指すための県の取り組み方について助言を受けている。

(B) 構成員：以下のメンバーで構成されている。

埼玉県健康長寿計画推進検討会議 委員名簿

(五十音順・敬称略)

	氏名	団体名・職名		備考
1	緒方 裕光	女子栄養大学	教授	学識経験者
2	萱場 一則 【委員長】	公立大学法人埼玉県立大学	学長	学識経験者
3	小宮山 和正	一般社団法人埼玉県歯科医師会	理事	各種団体代表 歯科保健分野
4	櫻井 道子	埼玉県食生活改善推進員団体連絡協議会	会長	各種団体代表
5	櫻田 尚之	埼玉州市町村保健センター連絡協議会	会長 越谷市 市民健康課長	行政機関職員 事業実施者
6	澤田 亨	早稲田大学スポーツ科学学術院	教授	学識経験者
7	鈴木 邦明			公募委員
8	土田 保浩	埼玉県国民健康保険団体連合会	常務理事	各種団体代表 事業実施者
9	長棟 美幸	埼玉県保健所長会	草加保健所長	行政機関職員
10	丸木 雄一 【副委員長】	一般社団法人埼玉県医師会	常任理事	各種団体代表 医療分野
11	横山 徹爾	国立保健医療科学院	生涯健康研究部長	行政機関職員
12	吉野 信夫	独立行政法人労働者健康安全機構埼玉産業保健総合支援センター	副所長	各種団体代表 事業実施者

(令和2年3月31日まで)

(C)：会議の内容：下記に掲げた埼玉県健康長寿計画（第3次）の進捗状況の資料が配布され、計画の進捗状況が県より報告されている。これを踏まえて各専門家から自らの知見に基づき意見聴取を受けている。

埼玉県健康長寿計画（第3次）の概要は下記のとおり。



(D) 会議のメンバーからの意見

直近では令和2年1月23日に開催されている。有識者からは、埼玉県コバトン健康マイレージについて、登録の仕方が難しいとの意見や、モチベーションの上がる取組の推進についての意見があった。会議での意見を踏まて、埼玉県コバトン健康マイレージについては、新規入会者の登録方法を簡便にするほか、ウォーキング以外でもマイレージポイントが付与できるよう、令和2年度中にシステム改修を行う。

(E) 監査人としての評価

【意見56】医療費の削減を目指すべく、埼玉県コバトン健康マイレージによる参加者増加を通じての健康への動機付けのためのアイデアや、健康長寿計画の進捗状況に応じた助言を、健康長寿計画推進検討会議のみならず、メール等の手段で外部有識者より継続的に得ることが望まれる。

高齢者の増加に伴う医療費の増加を抑制していくことが、県の財政運営上も重要である。現状では、埼玉県健康長寿計画の進捗状況を把握した上で、年に1回程度開催される健康長寿計画推進検討会議(以下、「検討会議」という。)にて、委員からの意見聴取をすることで対策を講じている。

なお、医療費の増加は顕著であることから、更なる増加の抑制を進めるためにも、検討会議だけではなく、会議が開催されない時期でも継続的に埼玉県健康長寿計画の進捗状況の把握を行い、その結果に応じて検討会議の委員との電話やメールなどでの意見聴取を行い、適時に対策を講じることが望まれる。

③地域・職域連携推進事業

具体的には下記の事業を行っている。

(A) 保健指導実務者研修（保険者協議会との共催）

ア) 概要

令和元年度は、保険者協議会と共催で、「生活習慣病対策健診・保健指導に関する企画・運営・技術研修」を2日間コースにて2回（初任者向け、経験者向け各1回）開催している。

イ) 講義内容

経験者向けが「特定健診・特定保健指導の考え方・評価」「検査値の見方」「特定保健指導の実際」「生活習慣病における保健指導の実際（歯科保健対策）」などである。初任者向けは「特定健診・特定保健指導の考え方・評価」「生活習慣病における保健指導の実際（食生活・身体活動、喫煙・アルコール対策）」「初回面接の方法について」などである。

ウ) 講師

講師は生活習慣病予防研究センターの代表、保健師らが講師を務めた。

エ) 受講者、アンケート結果

受講生は初任者向けが88名、経験者向けが63名である。職種は保健師、看護師、管理栄養士が中心であった。アンケートの結果からは興味を持って学ぶことができたという意見が多かった。

(B) 特定健診・保健指導担当者スキルアップ研修会

ア) 概要

令和元年度は地域・職域連携推進事業及び食育推進事業等担当者会議を開催した。

イ) 講義内容

地域・職域連携推進事業について、改訂された「地域・職域連携推進ガイドライン」に関する情報提供などである。

ウ) 講師

大学准教授などが務めた

エ) 参加者

参加者は40名強であり、各保健所担当課長、担当課職員が大半であった。

(C) 協会けんぽ埼玉支部等と共同で、5会場において健診受診促進PR活動

ア) 概要

令和元年11月14日9時半～16時に県庁オープンデーを開催した。

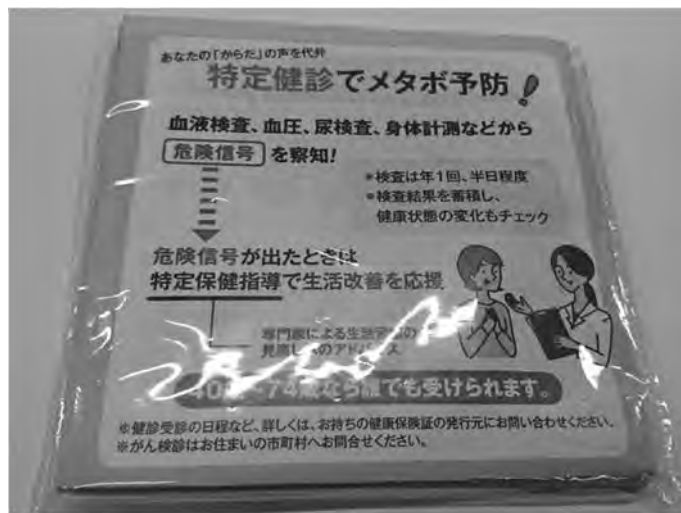
県庁にブースを設置して特定健診、特定保健指導等のPRや埼玉県コバトン健康マイレージPR・登録会、健康チェックと健康相談などを行った。

イ) 来場者数

ブースへは368名が来場した。40代が多かった。

ウ) 配布物

下記のようなティッシュを配布し、特定健診受診の案内を行った。



(D) 保健指導実務者に向けた研修会及び事例検討会（各保健所）

各保健所にて、講演会、健康課題対策会議などを開催した。

(E) 上記の効果測定について

ア) 概要

研修会やPR活動におけるアンケート調査や会議等での情報交換に加えて、市町村国保や協会けんぽ等の職域保険者から特定健診データの提供を受け、衛生研究所において解析を行っている。

イ) 効果

この解析により、市町村ごとの健康指標の経年変化をモニタリングし、地域の健康課題を改善することにつながる研修会等の企画に活用するなどPDCAサイクルを回している。

④8020 運動推進特別事業

具体的には下記事業を行っている。

(A) 高齢者の健口推進関係者ミーティング（埼玉県歯科医師会との共催）

ア) 概要

令和元年12月に開催した。55名が参加した。

イ) 内容

「埼玉県の現状について」「口腔からの高齢者の自立支援」についての研修会やグループワークであった。

ウ) アンケート

アンケートの結果、保健師や歯科衛生士の参加が多かった。内容に好意的な意見が多かった。

エ) ミーティングの効果

フレイルやオーラルフレイル予防、在宅歯科医療に関する情報の提供を行った結果、市町村で行われている体操教室での口腔機能向上に関するプログラムが導入された。

(注) フレイル：虚弱や老衰のこと

オ) その他

高齢期の歯科に関わる保健指導を行う市町村は42市町村ある。

(B) 障害児者保健医療向上研修会（埼玉県歯科医師会との共催）

ア) 概要

令和2年1月に開催した。

イ) 参加者

45名参加。埼玉県歯科医師会会員や埼玉県障害者歯科相談医の参加が多かった。

ウ) 内容

循環器疾病患者の障害と歯科的対応についての講演で、埼玉県立リハビリテーションセンターの医師が講演した。

エ) アンケート

アンケートの結果、研修会の内容を評価する意見が多かった。

(C) 糖尿病と歯周病に係る医科歯科・多職種連携講習会（埼玉県歯科医師会との共催）

ア) 概要

令和2年2月に開催した。参加者は130名で、歯科医師や歯科衛生士の参加が大半であった。

イ) 内容

内容は、「最近の糖尿病診療の動向」「高齢者糖尿病医科歯科連携接点上の課題」「糖尿病の各種薬物療法の観点から」という内容で、専門医師が講演した。

ウ) アンケート

アンケートの結果、研修会の内容を評価する意見が多かった。

⑤各年度における予算額及び実績額について

埼玉県コバトン健康マイレージ、健康長寿埼玉モデル、健康長寿サポーターの予算額及び実績額は下記で記述する。それ以外の施策は少額なものであるため、ここでは割愛する。

⑥当該事業に要する人員の状況について

埼玉県コバトン健康マイレージ、健康長寿埼玉モデル、健康長寿サポーターの人員は下記で記述する。それ以外の施策は小規模であるため、ここでは割愛する。

⑦関係する法規（ルール）とその遵守状況について

埼玉県健康長寿計画推進検討会議設置要綱にそって、会議は適切に行われていると判断した。公募委員についても、平成30年度埼玉県健康長寿計画推進検討会議 公募委員選考要領、平成30年度埼玉県健康長寿計画推進検討会議 公募委員募集要領に沿って選定しているものと判断した。

⑧令和元年度における評価指標とその達成状況について

本会議では、埼玉県健康長寿計画（第3次）の進捗状況について検討が行われている。埼玉県健康長寿計画（第3次）の進捗状況は次のとおり。

埼玉県健康長寿計画(第3次)における指標 進捗状況(一覧)

【凡例】
達成
改善傾向
変化なし
悪化傾向
最新値なし

指 標 名		計 画 値		最 新 値		2023年度(目標値)	評 価		
健康寿命の延伸と健康格差の縮小	1	健康寿命の延伸(65歳に到達した人が「要介護2」以上になるまでの期間)	男性 17.40年	2016年	男性 17.57年	2017年	男性 17.79年		
			女性 20.24年		女性 20.36年		女性 20.40年		
	2	健康寿命の延伸(日常生活に制限のない期間の平均)	男性 73.10年	2016年	男性 73.10年	2016年	男性 73.24年(2022年)	-	
			女性 74.67年		女性 74.67年		女性 76.83年(2022年)		
	2	健康格差の縮小(各二次保健医療圏単位の健康寿命の差の縮小)	男性 1.25年	2016年	男性 1.22年	2017年	縮小傾向		
			女性 0.83年		女性 0.78年				
生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底	がん	3	胃がん検診	男性 42.4%	2016年	男性 42.4%	2016年	50%(2022年)	-
				女性 32.6%		女性 32.6%			
			肺がん検診	男性 48.0%		男性 48.0%			
				女性 38.7%		女性 38.7%			
			大腸がん検診	男性 42.8%		男性 42.8%			
				女性 38.5%		女性 38.5%			
			子宮がん検診	30.3%		30.3%			
			乳がん検診	35.1%		35.1%			
	循環器疾患	4	①脳血管疾患 ②虚血性心疾患 (10万人当たり)	①男性 36.5	2016年	①男性 34.7	2017年	①男性 27.2	
				①女性 21.7		①女性 19.4		①女性 16.3	
				②男性 40.7		②男性 41.3		②男性 31.4	
				②女性 18.0		②女性 16.9		②女性 13.6	
		5	高血圧の改善(収縮期血圧の平均値の低下)	男性 131mmHg	2016年度	男性 131mmHg	2017年度	男性 127mmHg	
				女性 128mmHg		女性 128mmHg		女性 125mmHg	
		6	脂質異常症の減少	男性 9.3%	2016年度	男性 9.2%	2017年度	男性 7.5%	
				女性 14.2%		女性 14.1%		女性 11.7%	
		7	メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の平成20年度と比べた減少率(特定保健指導対象者の割合の減少率)(年齢調整あり)	15.1%	2016年度	15.1%	2016年度	25%	-
				①特定健康診査		①52.3%		2016年度	
	8	特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上	②14.4%	2016年度	②14.4%	2016年度	②45%		-
			①特定健康診査		①52.3%		②14.4%		
	糖尿病	再掲	特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上	①特定健康診査	2016年度	①52.3%	2016年度	①70%	-
				②特定保健指導		②14.4%		②45%	
		再掲	メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の平成20年度と比べた減少率(特定保健指導対象者の割合の減少率)(年齢調整あり)	15.1%	2016年度	15.1%	2016年度	25%	-
				324機関		2018年5月末		380機関	
		9	糖尿病と歯周病に係る医科歯科連携協力歯科医療機関数	324機関	2018年5月末	380機関	2019年10月末	1,200機関	
		10	血糖コントロール指標におけるコントロール不良者の割合の減少	0.9%	2016年度	0.9%	2017年度	1.0%未満の維持	
	11	糖尿病性腎症重症化予防に取り組む市町村数	63市町村	2017年度	63市町村	2018年度	全63市町村の維持		
	COPD	12	合併症患者数(糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数)の減少	949人	2016年度	975人	2017年度	814人	
13				喫煙率の減少		19.6%		2016年	
14	受動喫煙の機会を有する者の割合の減少(飲食店)	45.5%	2016年	54.8%	2017年	15%(2022年)			

埼玉県健康長寿計画(第3次)における指標 進捗状況(一覧)

【凡例】	達成	改善傾向	変化なし	悪化傾向	最新値なし
------	----	------	------	------	-------

指標名		計画値		最新値		2023年度(目標値)	評価	
生活習慣の改善	15 栄養・食生活 適正体重を維持している者の増加(肥満、やせの減少)	①全出生数中の低出生体重児の割合の減少	①9.2%	2016年	①9.4%	2017年	①減少傾向	
		②肥満傾向にある子供の割合の減少	②10.2%	2017年度	②9.1%	2018年度	②7.2%	
		③20~60歳代男性の肥満者の割合の減少	③34.0%	2015年 (14年~16年の平均値)	③33.1%	2016年 (15年~17年の平均値)	③25%(2022年)	
		④20歳代女性のやせの者の割合の減少	④24.2%		④24.1%		④20%(2022年)	
		⑤40~60歳代女性の肥満者の割合の減少	⑤20.0%		⑤19.3%		⑤17%(2022年)	
		⑥低栄養傾向の高齢者の割合の増加の抑制	⑥15.4%		⑥18.3%		⑥17%(2022年)	
	16 栄養・食生活 適切な量と質の食事をとる者の増加	①主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている者の割合の増加	①48.7%	2017年	①48.7%	2017年	①70%以上	-
		②食塩摂取量の減少	②10.1g	2016年	②10.4g	2017年	②8g未満	
		③野菜摂取量の平均値の増加	③298g	2016年	③316g	2017年	③350g以上	
	17 管理栄養士・栄養士を配置している特定給食施設の割合の増加	④果物摂取量100g未満の者の割合の減少	④59.8%	2016年	④61.9%	2017年	④30%	
		18 60歳代における咀嚼良好者の割合の増加	71.2%	2016年	71.2%	2018年	81.5%	
	19 身体活動・運動 日常生活における歩数の増加	①20~64歳	①男性 8,414歩	2015年 (14年~16年の平均値)	①男性 8,300歩	2016年 (15年~17年の平均値)	①男性 9,000歩(2022年)	
			①女性 7,104歩		①女性 7,062歩		①女性 8,500歩(2022年)	
		②65歳以上	②男性 6,731歩		②男性 6,681歩		②男性 7,000歩(2022年)	
			②女性 5,631歩		②女性 5,232歩		②女性 6,000歩(2022年)	
	20 運動習慣者の割合の増加	①20~64歳	①男性 26.3%	2015年 (14年~16年の平均値)	①男性 28.5%	2016年 (15年~17年の平均値)	①男性 32%	
			①女性 20.6%		①女性 23.0%		①女性 35%	
	②65歳以上	②男性 54.1%	②男性 53.8%		②男性 60%			
		②女性 45.8%	②女性 45.4%		②女性 50%			
	21 休養 睡眠による休養を十分とれていない者の割合の減少	20.1%	2016年	24.3%	2017年	15%(2022年)		
22 飲酒 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少	男性 12.8%	2016年	男性 15.0%	2017年	男性 10.0%			
	女性 9.9%		女性 9.4%		女性 6.8%			
喫煙 再掲	喫煙率の減少	19.6%	2016年	19.1%	2017年	12%(2022年)		
	受動喫煙の機会を有する者の割合の減少(飲食店)	45.5%	2016年	54.8%	2017年	15%(2022年)		
歯・口腔の健康 再掲	60歳代における咀嚼良好者の割合の増加	71.2%	2016年	71.2%	2018年	81.5%		
	23 乳幼児・学齢期のう蝕のない者の増加	3歳児でのう蝕がない者の割合の増加	85.3%	2016年度	86.6%	2017年度	90.8%	
12歳児でのう蝕がない者の割合の増加		68.5%	2016年度	71.4%	2017年度	78.1%		
24 過去1年間に歯科検診を受診した者の割合の増加	56.7%	2017年	59.1%	2018年	66.7%			
再掲	糖尿病と歯周病に係る医科歯科連携協力歯科医療機関数	324機関	2018年5月末	380機関	2019年10月末	1,200機関		

埼玉県健康長寿計画(第3次)における指標 進捗状況(一覧)

【凡例】 達成 改善傾向 変化なし 悪化傾向 最新値なし

指標名		計画値	最新値	2023年度(目標値)	評価					
社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上	こころの健康	睡眠による休養を十分とれていない者の割合の減少	20.1%	2016年	24.3%	2017年	15%(2022年)			
	次世代の健康	再掲	全出生数中の低出生体重児の割合の減少	9.2%	2016年	9.4%	2017年	減少傾向		
		再掲	肥満傾向にある子供の割合の減少	10.2%	2017年度	9.1%	2018年度	7.2%		
		再掲	20歳代女性のやせの者の割合の減少	24.2%	2015年(14年~16年の平均値)	④24.1%	2016年(15年~17年の平均値)	20%(2022年)		
		再掲	3歳児でのう蝕がない者の割合の増加	85.3%	2016年度	86.6%	2017年度	90.8%		
		再掲	12歳児でのう蝕がない者の割合の増加	68.5%	2016年度	71.4%	2017年度	78.1%		
	働く世代の健康	再掲	特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上	①特定健康診査	①52.3%	2016年度	①52.3%	2016年度	①70%	-
		②特定保健指導		②14.4%	②14.4%		②45%		-	
		再掲	メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の平成20年度と比べた減少率(特定保健指導対象者の割合の減少率)(年齢調整あり)	15.1%	2016年度	15.1%	2016年度	25%	-	
		再掲	運動習慣者の割合の増加	20~64歳	男性 26.3%	2015年(14年~16年の平均値)	①男性 28.5%	2016年(15年~17年の平均値)	男性 32%	
		再掲		女性 20.6%	①女性 23.0%		女性 35%			
		再掲	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少	男性	12.8%	2016年	男性 15.0%	2017年	男性 10.0%	
		再掲		女性	9.9%		女性 9.4%		女性 6.8%	
	再掲	喫煙率の減少	19.6%	2016年	19.1%	2017年	12%(2022年)			
	再掲	「健康経営実践事業所」登録数	491事業所	2018年12月末	1,337事業所	2019年12月末	3,000事業所			
	高齢者の健康	再掲	65歳以上の運動習慣者の割合の増加	男性	54.1%	2015年(14年~16年の平均値)	男性 53.8%	2016年(15年~17年の平均値)	男性 60%	
		再掲		女性	45.8%		女性 45.4%		女性 50%	
		再掲	ロコモティブシンドロームを認知している者の割合の増加	35.9%	2017年	39.1%	2018年	80%		
		再掲	低栄養傾向の高齢者の割合の増加の抑制	15.4%	2015年(14年~16年の平均値)	18.3%	2016年(15年~17年の平均値)	17%(2022年)		
	生き生きと暮らすための社会環境の整備	再掲	60歳代における咀嚼良好者の割合の増加	71.2%	2016年	71.2%	2018年	81.5%		
再掲		シニア活躍推進宣言企業数	1,070社	2017年度	1,787社	2018年度	2,500社(2021年度)			
再掲		健康長寿サポーターの養成者数の増加	81,118人	2018年11月末	90,300人	2019年11月末	更なる増加			
健康長寿埼玉プロジェクトの推進	再掲	健康増進計画を策定している市町村数の増加	58市町村	2017年度	58市町村	2018年度	全63市町村			
	再掲	健康長寿サポーターの養成者数の増加	81,118人	2018年11月末	90,300人	2019年11月末	更なる増加			
	再掲	「健康経営実践事業所」登録数	491事業所	2018年12月末	1,337事業所	2019年12月末	3,000事業所			
再掲	その他の展開	糖尿病性腎症重症化予防に取り組む市町村数	63市町村	2017年度	63市町村	2018年度	全63市町村の維持			

下記に埼玉県健康長寿計画(第3次)の進捗状況(埼玉県作成)を添付する。上記の結果を踏まえて作成したものである。

(参考) 埼玉県健康長寿計画(第3次)の進捗状況

1 埼玉県健康長寿計画(第3次)の進捗状況について

指標の取組結果	指標数
改善傾向、目標達成	14
悪化傾向	4
改善傾向と悪化傾向が混在(※)	5
変化なし	3
最新値なし(策定時の数字が最新値)	3
合計	29

※男性の指標は改善したが、女性の指標は悪化した場合など

2 具体的な指標

(1) 悪化傾向の指標・・・4指標

- ・「合併症患者数（糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数）の減少」
949人（平成28年） → 975人（平成29年）
- ・「受動喫煙の機会を有する者の割合の減少（飲食店）」
45.5%（平成28年） → 54.8%（平成29年）
- ・「日常生活における歩数の増加」
20～64歳・男性 8,414歩（平成27年） → 8,300歩（平成28年）
20～64歳・女性 7,104歩（平成27年） → 7,062歩（平成28年）
65歳以上・男性 6,731歩（平成27年） → 6,681歩（平成28年）
65歳以上・女性 5,631歩（平成27年） → 5,232歩（平成28年）
- ・「睡眠による休養を十分とれていない者の割合の減少」
20.1%（平成28年） → 24.3%（平成29年）

(2) 改善傾向と悪化傾向が混在している指標・・・5指標

- ・「脳血管疾患・虚血性心疾患の年齢調整死亡率の減少
（10万人当たり）」
虚血性心疾患・男性 40.7人（平成28年） → 41.3人（平成29年）
- ・「適正体重を維持している者の増加（肥満、やせの減少）」
全出生数中の低出生体重児の割合の減少
9.2%（平成28年） → 9.4%（平成29年）
低栄養傾向の高齢者の割合の増加の抑制
15.4%（平成27年） → 18.3%（平成28年）
- ・「適切な量と質の食事をとる者の増加」
食塩摂取量の減少 10.1g（平成28年） → 10.4g（平成29年）
果実摂取量100g未満の者の割合の減少
59.8%（平成28年） → 61.9%（平成29年）
- ・「運動習慣者の割合の増加」
65歳以上・男性 54.1%（平成27年） → 53.8%（平成28年）
65歳以上・女性 45.8%（平成27年） → 45.4%（平成28年）
- ・「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少」
男性 12.8%（平成28年） → 15.0%（平成29年）

⑨監査人としての評価について

【意見57】健康長寿埼玉プロジェクトにより健康寿命の延伸と医療費抑制

の具体的効果について、長期的視点に立った効果検証方法を確立すべきである。

現状では、健康寿命の延伸と医療費抑制の具体的効果測定についての確立がされていない。効果の測定は今後の健康を維持するためにも重要であるため、他県の状況や、民間で実行している健康長寿策なども参考にしながら、長期的視点に立った効果検証方法を検討していく必要がある。

【意見58】健康長寿計画における目標未達成の指標で、データヘルス計画に反映していない指標については、指標達成に向けての県民や県内の市町村のアイデアも募りながら、指標を到達できるようにすべきである。

埼玉県健康長寿計画推進検討会議が開催されており、健康長寿を目指すための施策について検討を行っている。会議の参加者の知見を踏まえて、埼玉県健康長寿計画の指標を分析し、目標未達成の指標については、当会議の委員の意見も聞きながら、対策している。

中でも特定健康診査の受診率向上については、市町村ごとに、データヘルス計画を策定し、優先度の高い健康課題を明らかにしている。また、それらを改善するための保健事業を計画・実施し、評価し、見直すといったPDCAサイクルを回している。具体的には保健所において管内市町村、保険者等との協議の場を持ち、効果的な事業の実施を検討している。

なお、データヘルス計画に反映されていない項目や目標未達成の指標については、県にて指標達成するためのアイデアを検討し、市町村に働きかけをすべきである。

(注) データヘルス計画：レセプト・健診情報等のデータの分析に基づく、効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための事業計画

【意見59】健康長寿計画をより実効性のあるものとするために、県は埼玉県健康長寿計画について、計画の進捗状況などを県民がアクセスしやすく、わかりやすい情報として継続的に発信するべきである。

県は、健康長寿社会の実現を目指した第3次埼玉県健康長寿計画において、有識者や関係団体、県民からの公募委員による健康長寿計画推進検討会議を開催し、計画の指標や目標に対する達成度を示し、委員らの意見を受け、関係機関と連携し目標達成に向け取り組んでいる。

この計画策定には、県及び市町村事業や関連データのとりまとめなど、多くの労力と費用が投じられたものであり、当該計画は現在も進行しているが、当該計画は公表時から1年以上にわたり更新されていない。当該計画作成の費用を上回る効果を得られるよう県は、計画の進捗状況などを県民がアクセスしやすく、わかりやすい情報として、継続的に発信するべきである。

最終的には県の課題である医療費の抑制を実現するためにも、健康長寿計画の目標を達成することが必要である。

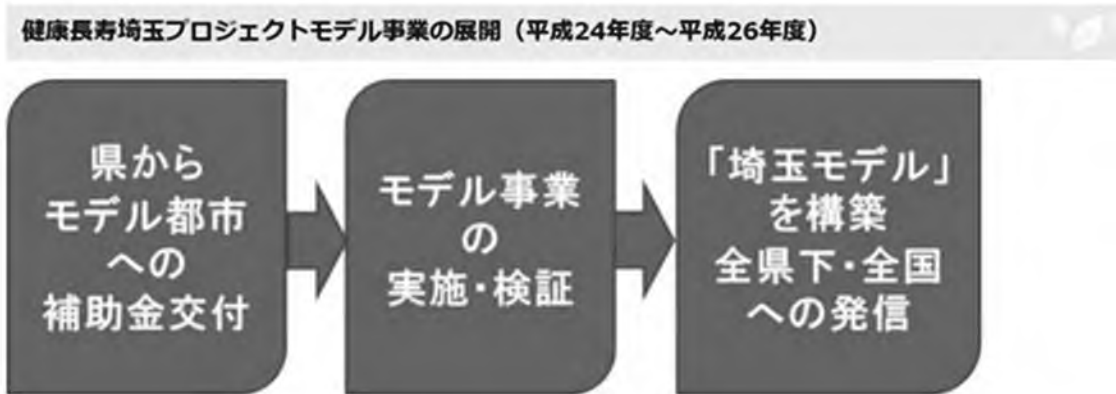
(3) 健康長寿埼玉モデルについて

①概要

「健康長寿埼玉モデル」は、市町村の健康づくり事業を後押しすることを目的として、平成24年度から26年度にかけて、先行7市で実施したモデル事業の成果を踏まえて構築し、平成27年度から市町村に広めているものである。

先行7市に対しては、補助金を交付し、モデル事業の実施・検証を行っている。

(参考：平成24年度から26年度にかけての展開)



この結果、先行7市のモデル事業を行った結果、身体状況に変化があり、医療費抑制の効果が見られた。詳細は下記のとおり。

(参考：先行7市で実施したモデル事業の成果)

健康長寿埼玉プロジェクトの成果

		【身体状況の変化等】	【医療費抑制効果等】
運動	東松山市 <small>毎日1万歩</small>	<ul style="list-style-type: none"> 早足歩行速度 9.2m/分向上 中性脂肪 33.1mg/dl低下 HDLコレステロール 7.2mg/dl向上 	参加群と対照群の医療費の差が 一か月につき331円程度拡大する傾向 (1人当たり年間23,848円削減)
	加須市 <small>市カレッジ/1000人</small>	<ul style="list-style-type: none"> 平均年齢 68.3歳若返り(66.9歳→80.3歳) BMI 0.6低下 体脂肪率 2.1ポイント減少 	参加群 65,110 (円/年) 対照群 145,992 (円/年) ※参加後2年目 (1人当たり78,882 (円/年)の差)
食	坂戸市 <small>健康ファクトリー</small>	<ul style="list-style-type: none"> 葉酸摂取量 17.2%改善 血清葉酸値 3.4μg/l改善 血清ホモシステリン 1.1μmol/l改善 	(市民平均医療費(参加者と同じ年齢に調整)と、参加者の実医療費を比較) ほとんどの月で実医療費より下回る
	坂戸市 <small>食育推進事業</small>	<ul style="list-style-type: none"> 毎日朝食を食べる子の割合 [小2] 2.1ポイント上昇(86.1%→88.2%) [中2] 2.1ポイント上昇(81.4%→83.5%) 	【小5算数】(平均正答数)全6問 朝食を毎日食べる 1.5、5問 それ以外 1.3、5問
	和光市 <small>「くまのしんちゃん」</small>	<ul style="list-style-type: none"> 肥満・やせの体重変化 10人改善(16人→4人) 高コレステロールの者 6人改善(19人→14人) 	参加者の参加後の医療費 全体の85%が減少又は維持
団地まるごと	朝霞市 <small>団地まるごといきいき事業</small>	(男性肥満者) <ul style="list-style-type: none"> 体脂肪率 1.7%減少 体重 2.2%減少 最高血圧 17.0mmHg低下 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者と食生活や茶室の話をするようになった 近所さんとの取組で、コミュニケーションが増えた
	春日部市 <small>食育推進事業 団地まるごと</small>	<ul style="list-style-type: none"> 総コレステロール 8.4mg/dl減少 HDLコレステロール 8.7mg/dl増加 中性脂肪 18.1mg/dl減少 	<ul style="list-style-type: none"> 1週間のうち、ほぼ毎日運動する人が増えた 地域活動への参加が増えた
	久喜市 <small>おしん団地 わいわい事業</small>	<ul style="list-style-type: none"> イス座り立ち 28.1%向上 気座位体前屈 12.5%向上 上体おこし 40.0%向上 	<ul style="list-style-type: none"> 同じこもりが多かった高齢者が、運動教室などに参加するようになった 団地内で知り合いが増え、会った時に声かけがはじまるようになった

先行7市のモデル事業のうち、身体状況の改善と医療費の抑制効果が実証された東松山市の「毎日1万歩運動」（医療費抑制効果：年間23,846円）と加須市の「筋力アップトレーニング」（医療費抑制効果：年間78,882円）の2つを埼玉県健康長寿埼玉モデルとしての推奨プログラムとした。

- (注) 1. 「毎日1万歩運動」のうち、手軽に取り組める「プラス1000歩運動」も推奨プログラムに含めた。
2. 推奨プログラムには、より高い効果を生み出すため、上記の「運動」に加え、「バランスの良い食事」の視点を加えている。

これを受けて、各市町村でも健康長寿埼玉モデルを採用し、健康長寿に向けて取り組んでいる。

(例：市町村の取り組みの一例)

東松山市

毎日1万歩運動

毎日1万歩を目標に歩き、血液検査や体力測定を実施しています。(実施期間 6か月間)参加者は、平均歩数が増加したり、歩行などの基本的な動作に必要な足の力が強化され、血液成分の数値が改善するなどの効果が出ています。

プラス1000歩運動

3か月間、普段より1000歩多く歩く運動を実施しています。平成25年度は、7千人以上方が事業に参加しました。参加者から、よく眠れるようになった、体を動かすようになったなど、体調や生活の変化を実感する声が多く寄せられています。

東松山市 事業概要 (PDF: 293KB)

「毎日1万歩運動」参加者の皆さんが指導者から望ましい歩き方の指導を受けています。



健康長寿埼玉モデルの取組の内容としては、(ア) 医療費の抑制効果が実証された「推奨プログラム」、(イ) 成果を出す秘訣をまとめた「成功の方程式」、(ウ) 費用補助やノウハウ提供と国民健康保険保険給付費等交付金の重点配分による「市町村を後押し」の3つで構成されている。

(注) 推奨プログラム：健康増進と医療費抑制効果のある「毎日1万歩運動」（プラス1000歩運動を含む）又は「筋力アップトレーニング」にバランスのよい食事の視点を加えたプログラム

成功の方程式：健康づくり事業において成果を挙げるための仕組み又は方法

現在の上記取組の内容としては、主に下記の3つである

①埼玉県健康長寿埼玉モデル普及促進事業補助金

市町村が埼玉モデル又はとことんモデル等を実施するための費用を交付し、県民が健康で生き生きと暮らすことができる健康長寿社会を実現することを目的とするものである。

(注) 埼玉モデル：推奨プログラムに成功の方程式の要素を加えて実施する健康づくり事業

とことんモデル：埼玉モデルを大規模に実施し国民健康保険財政の改善に取り組む健康づくり事業

両モデルの基準は下記のとおりである。

別紙1

補助対象事業の基準

参加者数（第2関係）

毎日1万歩運動、筋力アップトレーニング（プラス1000歩運動の場合は、この基準の5倍）

総人口	1年目	2年目	3年目
～10万人未満	100人以上	1年目基準の1.5倍 (継続者含む)	1年目基準の2倍 (継続者含む)
10万人～30万人未満	(人口×0.05%+50)人以上		
30万人以上	200人以上		

※(1) 人未満の端数は切り上げ（プラス1000歩運動の場合は、5倍した後で切り上げ）

(2) 人口は、直近の埼玉県町(丁)字別人口調査（補助対象年度の前年度1月1日現在）

(3) 参加者とは、推奨プログラムに参加し、測定記録を提出した者

(4) 参加者数は、補助対象事業の基準を満たす参加者であれば、同事業を他の予算で行うものを含めてもよい。

(5) とことんモデルは、上記基準の10倍

(6) 埼玉モデルに限り、3年目の参加者数の基準について、1年目の基準の「2倍」を「1.5倍」に読み替える。

(7) 参加者の取組の継続を目的とするため、2年目以降の参加者の総入れ替えは原則として不可。

(8) その他、特段の事情が認められる場合は、上記基準によらないことができる。

補助対象事業の基準

推奨プログラム（第2関係）

プログラム	毎日1万歩運動	筋力アップトレーニング	プラス1000歩運動
期間	原則6か月以上（2年目以降は自主活動期間を含む通年）		
身体測定項目	（必須）身長、体重、BMI、腹囲		左記項目を自己申告で把握又は測定
	体脂肪率、筋肉量（率）、推定骨量、内臓脂肪レベル、基礎代謝量、体内年齢、体内水率等		
体力測定項目	（必須）握力、長座体前屈、開眼片足立ち		任意
	脚伸展筋力（CS-30）、（早足）歩行速度、ファンクショナルチ、足関節底屈筋力、股関節外転筋力、股関節内転筋力等から2項目以上	上体起こし、10m障害物歩行、バイクテスト等から2項目以上	
血液検査項目	特定健診に準じる		
歩数計測	期間中（毎日）		
歩数目標	1日平均10000歩以上	通常歩数1日平均8000歩以上 速歩きの歩数（しっかり歩数、アクティブ歩数、速歩など通常よりも負荷を高めた歩数）1日平均2000歩以上	参加期間の平均歩数が、参加前歩数+1000歩以上
家庭での筋トレ	筋トレの啓発指導	個別プログラム（5-7種目）を提供 月13回以上実施	筋トレの啓発指導
生活習慣等改善	生活習慣・食生活習慣アンケートを実施		
食事指導	バランスのよい食事（野菜1日350g以上、塩分8g以下等）の啓発指導		
医療費検証	国保加入者等の医療費を把握・分析（参加群の前後比較、対照群（参加群の3倍以上人数。同性・同年齢）との比較など）		
外部評価分析	評価委員会の設置または有識者の助言		

※測定、検査、アンケート等は、少なくとも前後で行う。プラス1000歩運動の測定は家庭で行うなど柔軟に対応してもよい。

※とことんモデル（プラス1000歩を除く）の身体測定、体力測定及び血液検査は、本要領「補助対

象事業の基準」別紙1の参加者数基準一覧表の人数以上の対象者に対して行う。

令和元年度においては、「とことんモデル」の区分で補助を受けた市町村はなく、「埼玉モデル」の区分で補助を受けた市町村は川越市、本庄市、狭山市、宮代町である。

②国民健康保険給付費等交付金の重点配分

市町村が実施する健康づくり事業の取組（参加者規模、継続の仕組み等）について、学識経験者などで構成する評価委員会で策定した基準をもとに評価を行った。

令和元年度は、優秀賞（5市町村）に1,000万円を、優良賞（10市町村）に500万円を、特別賞に300万円を交付した。

【優秀賞】 5団体 美里町、宮代町、鴻巣市、ふじみ野市、上里町

【優良賞】 10団体 志木市、本庄市、鳩山町、小鹿野町、深谷市、神川町、川島町、北本市、秩父市、さいたま市

【特別賞】 4団体 越生町、富士見市、春日部市、蓮田市

なお、各市町村の取組は県HPで確認することができる。

詳細は下記のとおり。

健康長寿埼玉モデル参加市町村の取組		
No	市町村名	事業名
1	さいたま市	さいたま市健康マイレージ
2	川越市	プラス1,000歩運動事業
3	熊谷市	ヘルスアップ教室
4	川口市	かかりつけ薬局強化事業
5	行田市	行田市市民けんこう大学・大学院事業
6	秩父市	新！はつらつ筋力アップ教室
7	所沢市	トコロん健幸マイレージ事業
8	飯能市	健康まつりウオーク
9	加須市	筋力アップトレーニング事業
10	本庄市	マイトレ教室 目指せマイナス5歳!!～ステップ美クスで心も身体も健幸に～
11	東松山市	埼玉県コバトン健康マイレージ
12	春日部市	健康マイレージ事業(市独自特典を含む総合的な取り組みより)
13	狭山市	おりぴい健康マイレージ事業
14	羽生市	羽生市×イオンモールウォーキング(生活習慣病予防講座)
15	鴻巣市	ある鴻・けん幸・気分彩鴻!!

16	深谷市	ふかや毎日プラス 1000 歩運動
17	上尾市	アッピー健康マイレージ
18	草加市	特定保健指導一緒にごんばろうコース
19	越谷市	生活習慣改善プログラム「チーム-3 キロ」
20	蕨市	ウォーキングと筋力アップで健康密度も日本一プロジェクト
21	戸田市	埼玉県コバトン健康マイレージ
22	入間市	トレーニング室利用における体力測定
23	朝霞市	健康あさか普及員と協働した健康づくり普及啓発事業
24	志木市	健康寿命のばしまつするプロジェクト
25	和光市	わこう食育推進店
26	新座市	親子 DE ミニウォーキング&スタンプラリー
27	桶川市	健康アップ スリムアップ チャレンジ! フォローアップ事業
28	久喜市	ウォーキング体操・ダンベル体操
29	北本市	令和元年度北本市健康長寿ウォーキング事業
30	八潮市	八潮市ハッピーこまちゃん健康マイレージ
31	富士見市	健康マイレージ事業
32	三郷市	健康朝食レシピ周知調理教室
33	蓮田市	はすびい元気体操
34	坂戸市	坂戸市葉酸プロジェクト(食と健康のプランニングセミナー)
35	幸手市	転倒しない・骨折しないための取り組み
36	鶴ヶ島市	地域でスクラム・健康マイレージ事業
37	日高市	健康教室 ウォーキングの効果を高めて健康アップ
38	吉川市	生活習慣の改善に係る相談
39	ふじみ野市	ふじみ野市元気・健康マイレージ事業～歩いて、測って、ポイント貯めよう!～ふじみん元気・健康ポイント
40	白岡市	シニア元気アップ教室
41	伊奈町	健康長寿教室
42	三芳町	フレイル予防につながるささえあいプロジェクト
43	毛呂山町	毛呂山町健康マイレージ事業
44	越生町	腎臓病・糖尿病重症化予防事業
45	滑川町	健康づくり行動宣言の町 滑川町毎日 1 万歩運動
46	嵐山町	らんらん健康教室
47	小川町	小川町健康マイレージ事業

48	川島町	健幸★筋力アップ教室
49	吉見町	ノルディックウォーキング教室事業
50	鳩山町	鳩山モデルでいこう！健寿ウォークでキュットネス
51	ときがわ町	グッと楽！ウォーキングチャレンジチャレンジ！
52	横瀬町	よこぜ歩楽～里ウォーキング教室
53	皆野町	らくらく健康塾
54	長瀨町	「きれいに老いるセミナー」で総合的なフレイル予防教室
55	小鹿野町	長寿筋力アップトレーニング教室
56	東秩父村	心身軽やか運動教室「楽しく体を動かそう（埼玉モデル）」
57	美里町	ICT&SIB の活用により長寿命化と扶助費の増加抑制を可能とする飛び地連携型大規模ヘルスケア事業
58	神川町	めざせ神じい！のばしてのばして健康長寿 毎日一万歩運動
59	上里町	かみさと「たまる健★幸マイレージ」
60	寄居町	生活習慣改善のきっかけづくり「プラス 1000 歩運動」と「ラジオ体操」
61	宮代町	みやしろ健康マイレージ事業～プラス 1,000 歩運動～
62	杉戸町	すぎと健康アカデミー事業
63	松伏町	気軽にノルディックウォーキング

③令和元年度健康長寿優秀市町村表彰式及び受賞市町村の長と知事との意見交換会の開催と新聞掲載

意見交換会とその模様を埼玉新聞に掲載した。

令和元年度健康長寿優秀市町村表彰式と、受賞市町村の長と埼玉県知事との意見交換会の模様を新聞に掲載したものであり、内容は下記のとおりである。



掲載年月日：令和元年7月31日

株式会社埼玉新聞社より使用許諾をいただいている。

なお、今後においても、全県に「健康長寿埼玉モデル」を普及・拡大し、健康寿命の延伸と医療費の抑制を目指していくものである。

令和元年度までに、33市町村で埼玉モデルを実施し、約3万3千人が参加している。

健康長寿埼玉モデル普及促進事業補助金は令和元年度で終了している。

令和2年度は、事業名を「健康長寿市町村支援事業」として、主にノウハウの提供や有識者等の人材紹介などにより、健康づくり事業に取り組む市町村を支援している。

なお、県は令和2年度も「令和2年度健康長寿優秀市町村表彰」として、受賞市町村の長と知事との意見交換会の記事を新聞に掲載しており、内容は下記のとおりである。



掲載年月日：令和2年8月24日

株式会社埼玉新聞社より使用許諾をいただいている。

④各年度における予算額及び実績額について

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 算	—	—	—	32,160	10,160
実 績	—	—	—	20,769	6,895

令和元年度予算の主な内容： 新聞広告掲載料 2,160 千円

普及促進事業補助金 8,000 千円

令和元年度実績の主な内容： 新聞広告掲載料 1,520 千円

普及促進事業補助金 5,375 千円

⑤当該事業に要する人員の状況について

$$0.7 \text{ 人} \times 7.75 \text{ 時間} \times 240 \text{ 日} = 1,302 \text{ 時間}$$

⑥関係する法規（ルール）とその遵守状況について

当該事業の遂行にあたり、埼玉県健康長寿埼玉モデル普及促進事業補助金交付要綱、埼玉県健康長寿埼玉モデル普及促進事業実施要領等の遵守に問題のある事項は発見されなかった。

⑦令和元年度における評価指標とその達成状況について

上述した埼玉県健康長寿計画（第3次）における指標 進捗状況（一覧）が該当する。達成している指標もあれば、未達の指標もある。詳細は上述の埼玉県作成資料「埼玉県健康長寿計画（第3次）の進捗状況について」を参照。

⑧監査人としての評価について

【意見60】 埼玉県健康長寿埼玉モデル普及促進事業補助金へ支出したことに對する効果測定を行っている。医療費抑制の観点からは、効果の継続は重要であるため、当該測定は今後も継続して行うべきである。

数年にわたって行われてきた健康長寿埼玉モデルは、多くの市町村で医療費抑制効果や腹囲の減少（＝メタボの改善）、LDL（悪玉）コレステロール値の改善（＝動脈硬化リスクの減）など様々な効果が見られている。この点は評価に値すべき成果であると考え。しかし、埼玉県健康長寿埼玉モデル普及促進事業補助金は令和元年度で終了した。この補助金の効果は、過年度で終わるべきものではなく、今後も持続していくべきものであり、補助金終了によって、健康長寿の意識が低下し、補助金支出に対する効果が薄まらないようにすべきである。

この点、現状では、各市町村の取組の状況について、毎年、「市町村における健康長寿に係るイチオシ事業」等の報告によって、継続状況や検証結果を確認している。

医療費抑制は、財政上、今後も重要な課題であるため、補助事業で行った各市町村の施策が今後も持続しているか、県が確認し、過年度の補助金支出以上の効果を得ているか、効果測定を継続して行うことが望まれる。

【意見61】 健康長寿埼玉モデル未実施の市町村へ引き続き、健康長寿埼玉モデルへの参加を働きかけるべきである。

多くの市町村では、健康長寿埼玉モデルを実施しているが、独自に健康づくりの方法を採用していることから健康長寿埼玉モデルを採用していない市町村も一部ある。各専門家の知見を結集して健康長寿埼玉モデルを策定していることから、このモデルを県内全域に広めていくことが重要であると考えられる。

一つの対策としては、県内全域の市町村担当者に向けて、オンラインでの研修会を開催し、当モデルの効果について改めて周知するとともに、参加した市町村に対し県でその取り組みを紹介する、遂行のための補助を行うことを検討してもよいのではないかと考える。

過去に健康長寿埼玉モデルに補助金など多くの支出をしていることから、その効果を県全域に広めるためにも、当モデル未実施の市町村への働きかけは重要であると考え。

【意見62】 埼玉モデルの実施における効果の把握について、全県での統一的な効果検証方法、指標について、国の動向も踏まえ引き続き検討していくべきであ

る。

健康長寿埼玉モデルを実施することにより、多くの市町村から効果が上がった旨の報告がある。当モデルは一定の効果があったものと考えられる。中長期の視点では、その効果を定量的に把握することが、今後の健康長寿の推進と、その成果を把握するためにも必要と考えられるが、現状では、市町村により、異なる専門家の助言により、成果を図る指標が統一されていない。これは、国において統一的な指標を設定していないことが原因と考えられるが、市町村の独自性を重んじることも踏まえての状況と考えられる。なお、当該指標が決まる時期は未定とのことである。一定の統一した基準で県全体の健康長寿に関する測定を行うとともに効果を見ることは重要と考える。ついては、全県での統一的な指標、効果検証方法について、国の動向も踏まえ検討することにより、目標を明確にした上で健康づくり事業を推進していくことが有益であると考ええる。



(4) 埼玉県コバトン健康マイレージ全般について

①概要

ウォーキングや特定健診などの受診により、抽選で埼玉県農産品などの賞品が当たるなどのメリットを享受しながら、健康に過ごし、長寿を実現するための事業である。

具体的なイメージは下記を参照。

(参考) 埼玉県コバトン健康マイレージ (県より入手)

埼玉県コバトン健康マイレージの全体像

埼玉県コバトン健康マイレージとは…ウォーキングや特定健診の受診などでポイントを貯め、抽選で賞品が当たり、楽しみながら、手軽に健康づくりができる事業(平成29年～)

県が共通の基盤をつくり、市町村や事業者、保険者などが参加

参加方法は、市町村に申し込む、WEB(歩数計は郵送可)、スマホはアプリをダウンロードして

データ送信機能付き歩数計をお届け

歩数計読み取り機器(タブレット端末)

抽選【賞品例】<県産農産物等> <企業賞品による賞品の製作> (提供例) 野菜ジュース、フィットネススタジオ 無料体験券 など

参加団体数及び参加者数(令和2年11月末時点) **約92,000人**

市町村 50市町村	協会けんぽ・ 共済組合等保険者 15団体	事業者 14事業者
--------------	----------------------------	--------------

【参加団体独自のポイント】 健診受診、運動教室等参加ポイント 【参加団体独自の賞品】 地域商品券 等

埼玉県コバトン健康マイレージの特色

県全域でデータ送信機能付き歩数計を活用したポイント事業は全国初!

歩数計 スマホ

おめでとう! 30ポイント 28,617

docomo 大塚製薬
カーブス KAGOME
akabono rokkō(sapporo)
富士薬品 AGS

多様な参加形態

- 歩数計は3種類 生活スタイルに合わせて選択可能
- 市町村・保険者・事業者 など多様な参加方法

楽しみながら継続できる

- 歩数を送信するとボーナスポイントや賞品が当たる
- 自分の歩数やランキングがその場でわかる

民間企業との連携

- 従業員の健康増進に活用(健康経営の推進)
- 抽選賞品の提供(参加者が喜ぶ・企業はPRに)

歩数ランキング

歩数で競うランキングの順位を確認できます。
ランキングの上位になると、ポイントが貰えます。

所属リーグ/団体名: さいたまっすら薬局

ランキング切り替え

上下にスクロールすると、ログをさかのぼれます。

順位	名前	歩数
825位	ARAKAWA	8,954歩
826位	上尾しおり	8,789歩
10827位	クリハシタロウ	8,542歩
10828位	りゆうた	8,200歩
10829位	ますみ	7,944歩
10830位	埼玉コバトン	7,345歩
10831位	松伏	7,224歩

自分のランキング

各ランキング表示

とじる

埼玉県コバトン健康マイレージ事務局
0570-035810 (おー!みんなのコバトン)
月~土 9:00~17:00 (年末年始・祝日はお休み)
version 1.0.0

キャンペーンやイベントの実施

**特定健診受診キャンペーン
早期受診勧奨&インセンティブの付与**

- 特定健診の受診勧奨をタブレットやアプリのお知らせ機能を使って実施
- 受診した方には、ボーナスポイントを付与(獲得のためにはエントリーが必要)

お知らせ

特定健診等の受診がお済でない方はお早めに!

特定健診を受診した方に、3月の抽選で使えるボーナスポイントをプレゼントします。

特定健診・人間ドック(40歳未満の方は健康診断OK)を受診した方は、1/15日(月)~1/31日(水)の間に受診状況をアンケートフォームから入力してください。入力した方は、1月末抽選のボーナスポイントが特別優待になります。

**日本最大級のウォーキングイベント
日本スリーデーマーチコラボイベント (開催地:埼玉県東松山市)**

- ②当該コバトン健康マイレージに関する契約内容
詳細は下記のとおりである。
(参考) 契約一覧 (埼玉県より入手)

【令和元年度契約】

番号	国補 県単 の別	委託 事業名	委託の内容	契約先	契約額 (変更 前契約 額) 千円	契約 年月日	契約 期間	完了年月 日 完了通知 書受理日 検査年月 日	支払方法 請求書受 理日 支払年月 日	①契約方法 (付符号) ②入札(見 積)参加業 者数
1	県単	埼玉県コ バトン健 康マイレ ージ運営 業務委託	埼玉県コバトン 健康マイレージ 運営業務の委託	さいたま市 株式会社 NTTドコモ 埼玉支店 支店長 藤 間良樹	160,666	H31.4.1	H31.4.1 ～ R2.3.31	R2.3.31 R2.3.31 R2.3.31	精算払 R2.4.20 R2.4.30	①随意契約 (②) ②一者
2	県単	埼玉県コ バトン健 康マイレ ージ広報 等業務委 託	埼玉県コバトン 健康マイレージ 広報等業務の委 託	さいたま市 株式会社 埼玉新聞社 代表取締役 社長 関口正昌	11,528	R1.9.17	R1.9.17 ～ R2.2.28	R2.2.28 R2.3.23 R2.3.23	精算払 R2.4.3 R2.4.17	①随意契約 (②)(企 画) ②一者
3	県単	埼玉県コ バトン健 康マイレ ージデー タ利活用 促進事業 に係るデ ータ抽出 業務	埼玉県コバトン 健康マイレージ に係る国民健康 保険加入者の医 療費データ等の 抽出を行う	さいたま市 AGS株式 会社 代表取締役 社長 原 俊樹	9,493	R1.6.5	R1.6.5 ～ R2.1.31	R2.1.24 R2.1.24 R2.1.24	精算払 R2.2.13 R2.3.6	①随意契約 (②) ②一者
4	県単	埼玉県コ バトン健 康マイレ ージ効果 検証業務	マイレージ事業 に参加した人の ウォーキングと 医療費及び特定 健診の数値等と の関係につい て、現状を分析 するとともに効 果を検証する。	越谷市 公立大学法 人埼玉県立 大学 理事長 田中 滋	5,000	H31.4.1	H31.4.1 ～ R2.2.28	R2.2.28 R2.3.26 R2.3.26	精算払 R2.4.3 R2.4.17	①随意契約 (②) ②一者

【単価契約調書】

番号	節別	単価契約の名称	契約先	契約額 千円	契約 年月日	契約 期間	契約 方法 (付記号)	入札 (見積) 参加 業者 数	入札 (見積) 参加 業者 の入替 の有無	執行 予定額 千円	①設計単価円 ②予定単価円 ③落札率(%) (落札単価 予定単価)	契約先 の推移 (過去3年分 の契約者の業 者名を記入)
1	委託費	埼玉県コバトン健康マイレージスタンプラリーイベント等委託業務	さいたま市 (株)NTTドコモ埼玉支店支店長 三毛 孝彦	96,000 税抜	H31.4.22	H31.4.22 ～ R2.3.23	随意契約 (②)	一者	無	3,732	①96,000 ②96,000 ③100%	H30：ドコモ
2	委託費	埼玉県コバトン健康マイレージ抽選賞品カタログ売買契約	全国農業協同組合連合会埼玉県本部 県本部長 水村洋一	2,777 税抜	R1.7.2	R1.7.2 ～ R2.3.2	随意契約 (②)	一者	無	11,996	①2,777 ②2,777 ③100%	H29：全農 H30：全農

各契約に関する概要は、下記の項目にて述べることとする。

③埼玉県コバトン健康マイレージの加入者の状況

現状では、生活習慣の改善が必要な40歳以上の方々を中心に参加していただきたいと考え、40歳以上の県民の10人に1人に当たる40万人の参加を目標としているが、現状では約9万人にとどまっている。

詳細は下記の図を参照

(参考) 埼玉県コバトン健康マイレージの参加者数の概要 (埼玉県より入手)

	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R1年11月末現在
参加者	26,936人	53,500人	74,071人	91,731人

上記のとおりであり、目標40万人に対し、目標を大幅に下回っている。

④埼玉県コバトン健康マイレージ参加者の年齢構成

(参考) 参加者の年齢構成 (埼玉県より入手)

参加者総数	
男性	女性
37982	40622
合計	
78604	

10代		20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代~	
男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
39	39	2159	1976	4234	4327	10154	6388	6516	6415	5154	8076	7504	11219	2222	2182
合計		合計		合計		合計		合計		合計		合計		合計	
78		4135		8561		16542		12931		13230		18723		4404	

(注) 下記数字は、令和2年夏の数字である。

上記を見ると、男性の参加者が女性のそれを下回っている。

特に60代から70代にかけての男女の数位を見ると、明らかに女性の参加者を下回っている。平均寿命が女性よりも短い男性の参加者数が少ないのが顕著であることが分かる。

⑤監査の結果

(A) まとめ

【意見63】 埼玉県コバトン健康マイレージに支出した以上の効果を得るためにも、埼玉県コバトン健康マイレージ参加者が増加するよう、各種施策を通じ強く推し進めるべきである。

過年度に埼玉県コバトン健康マイレージの立ち上げのため、数億円の支出を行っていることから、その支出を上回る効果を上げるべきである。具体的には、下記の4点を実施すべきである。

①埼玉県コバトン健康マイレージへの男性の参加を強く促すべきである。

埼玉県コバトン健康マイレージ参加者の内訳 (令和2年8月現在) によれば、60歳代の女性参加者や約8,000名に対し男性参加者は約5,100名にとどまっている。70歳代の女性参加者は11,000名に対し、男性は7,500名にとどまっている。

埼玉県コバトン健康マイレージ参加者全体に対し目標を大きく下回っているが、健康長寿を推進する上では、平均寿命が女性よりも相対的に短い男性について、特に60歳代や70歳代の男性に対し埼玉県コバトン健康マイレージへの参加を促すべきである。

具体的には、働き盛り世代の男性に対しては市町村、健康保険組合や企業を通じて、年金生活をされている男性に対しては、市町村、町内会、埼玉県広報を通じて参加を促すべきである。

②埼玉県コバトン健康マイレージへの参加手段 (歩数計、ムーブバンドなど) を充実すべきである。

埼玉県コバトン健康マイレージに参加する場合には、歩数をカウントする歩数

計やムーブバンドなどの機器や健康マイレージアプリに対応したスマートフォンを入手することが必要になる。実際に健康マイレージに参加したところ、歩数計やムーブバンドなどの機器類が在庫切れになっていた。それでも、対応できるスマートフォンがあれば、埼玉県コバトン健康マイレージには参加できるが、スマートフォンを保有していない高齢者も存在するものと考えられる。

そのため、歩数計などの機器類を充実する、在庫切れの場合には、入荷の予定などを案内することが望まれる。ないしはスマートフォンの購入とアプリ入手方法の説明を充実させるなど、埼玉県コバトン健康マイレージに参加したい県民が、安心して加入できる仕組みを充実させることが望まれる。

③県政出前講座を開催し、埼玉県コバトン健康マイレージへの参加の働きかけを進めるべきである。

県では、県内の企業を訪問し、埼玉県コバトン健康マイレージの説明会を開催している。また、ツーデーマーチやウオーキングイベントにおいても、ブースを設置して埼玉県コバトン健康マイレージの参加推進活動を行っている。

しかし、当初の埼玉県コバトン健康マイレージの参加者が現在においても、目標人数を大幅に下回っていることから、更なる働きかけを行うべく、埼玉県主催・共催の各種イベントの他、学校、公民館、商工会などにも趣き、埼玉県コバトン健康マイレージ参加を促進すべきであると考えられる。

④さいたま市などの健康マイレージとの統合を検討すべきである。

現状では、埼玉県の外、さいたま市においても県と同様の健康マイレージを導入している。規模の経済効果を考えると、将来的にはさいたま市の健康マイレージとの統合を検討することにより、システム費用をさいたま市と負担を按分することにより、サービス提供を下げなくとも、大幅に支出額を抑えることができると考えられる。

直ぐの実施は現実的に難しいことは承知しているが、県から継続的に働きかけをすることが望まれる。

(B) 関係する法規（ルール）とその遵守状況について

埼玉県コバトン健康マイレージに関係する各種法令に遵守していると判断した。以下の業務委託も同様。

(5) 埼玉県コバトン健康マイレージ運營業務委託について



①概要

(A) 全体的な概要について

埼玉県コバトン健康マイレージシステムは、ウォーキングや特定健康診査の受診により県民の健康増進を促進することを目的として、平成 28 年度に企画提案型プロポーザル方式により事業者を選定し、委託により専用システムの構築が行われた。平成 29 年度から運用が開始され、現在に至っている。平成 30 年度及び令和元年度は、一者随意契約により、平成 28 年度に開発し、平成 29 年度に運用を行った委託業者が引き続き運營業務の委託を受けている。また、令和 2 年度に、参加者の増加を目的としてシステム改修を実施している。

参加者は 40 万人を見込んでいたが、令和元年度末において 74,071 人とどまっており、参加者を増やすことが急務となっている。

(B) 県の文書の抜粋について

事業の目的について、「埼玉県健康マイレージシステム構築・運營業務委託公募型プロポーザル実施要領（案）」には、以下の記載がある。

「誰もが毎日を生き生きと暮らすことができる「健康長寿社会」を実現するため、平成 24 年度から健康長寿埼玉プロジェクトを推進してきたが、健康づくりの更なる普及拡大を進めるため、ウォーキングや健康づくり事

業への参加によりポイントのため、その獲得したポイントに応じた特典を受けられることができる、ICTを活用した「健康マイレージ制度」を平成29年度に導入した。手軽に楽しく取り組めることにより、健康無関心層の取り込みなど、より多くの参加者を募ることを目的とするものです。」

また、業務内容については、以下の記載がある。

「埼玉県健康マイレージのシステム構築及び運営事務局の運營業務（「埼玉県健康マイレージ」について）

- ・平成31年度までに約40万人の参加を目指す
- ・歩数計（データ通信できるもの）を参加者に配布
- ・参加者は歩数計を持って歩く
- ・街中に設置されたリーダー等を使って歩数データを送信
- ・歩いた歩数に応じポイントを付与し、抽選のうえ当選者に賞品をプレゼント
- ・ポイントは、健診受信や健康づくり事業に参加しても付与される
- ・参加者は、歩いた歩数実績やランキングが提示される（見える化）」

その他、企画提案にあたっての考え方には、以下の記載がある。

「「埼玉県健康マイレージのシステム構築・運營業務仕様書（案）」に示す本県の事業イメージをご理解の上、自由提案とします。

上記業務内容を満たし、埼玉県健康マイレージへの参加者約40万人を早期に達成でき、大勢の参加者が楽しみながら利用・継続できる仕組みで低コストで運営可能であるなど、本県の事業イメージを超える斬新で独創的な企画提案を求めます。

なお、仕様書（案）は、本県が概算費用を算出するために使用した参加者数、利用機器及び調達数量、スケジュール、業務内容等を示したものです。提案に伴う利用機器や調達数量等の変更も可能とします。」

（C）参加者40万人について

「40歳から74歳までの県民のうち、10人に1人が取り組めば、年間約百億円の医療費抑制効果があるとの試算がある」と県から回答を得ている。

その試算内容の概要は以下のとおりである。

ア) 40万人について

平成23年度の県の医療費は1兆8,426億円であり、40歳以上の県民の10人に1人を計算すると425,304人となる。

イ) 医療費抑制額について

健康長寿埼玉モデルの毎日1万歩運動を基に試算すると、@23,846円×425,304人＝約100億円

また、平成28年度の埼玉県健康マイレージシステム構築・運營業務委託仕様書における目標参加者数は以下のとおりであった。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
参加者数	82,500 人	241,000 人	383,000 人

現在は下表のとおりと説明を受けている。

参加者数	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年 11 月	令和 2 年度
目標	82,500 人	241,000 人	383,000 人	400,000 人	400,000 人
実績	26,936 人	53,500 人	74,071 人	91,731 人	見込 124,100 人
不足	55,564 人	187,500 人	308,929 人	308,269 人	275,900 人
達成率	32.60%	22.20%	19.30%	22.90%	31.00%

令和 2 年度について、令和 2 年 11 月末時点の参加者数は 91,731 人であり、年度末には 124,100 人を見込んでおりと担当課から説明を受けている。

ターゲットは 40 代から 50 代であったが、参加者の平均年齢は 58 歳で年代別の参加者構成は以下となっている。

	10 代から 20 代	30 代から 40 代	50 代から 60 代	70 代以上
参加者	5.7%	27.0%	34.3%	33.0%

(D) 参加団体について

参加団体

平成 31 年 4 月 1 日現在

市町村				保険者	
1	川越市	25	鶴ヶ島市	1	警察共済組合埼玉県支部
2	熊谷市	26	日高市	2	公立学校共済組合埼玉支部
3	飯能市	27	吉川市	3	地方職員共済組合埼玉県支部
4	東松山市	28	白岡市	4	全国健康保険協会埼玉支部
5	春日部市	29	伊奈町	5	埼玉県建設国民健康保険組合
6	狭山市	30	毛呂山町	6	埼玉縣市町村職員共済組合
7	鴻巣市	31	滑川町	7	ボッシュ健康保険組合
8	深谷市	32	嵐山町	8	埼玉県医師会健康保険組合
9	上尾市	33	小川町	9	三井精機工業企業年金基金
10	草加市	34	吉見町	10	戸田市中央医科グループ (TMG)
11	越谷市	35	鳩山町	事業者	
12	蕨市	36	横瀬町	1	曙ブレーキ工業株式会社
13	戸田市	37	皆野町	2	株式会社ヤオコー
14	入間市	38	長瀬町	3	AGS 株式会社
15	朝霞市	39	小鹿野町	4	株式会社 NTT ドコモ CS
16	和光市	40	東秩父村	5	明治安田生命保険相互会社
17	新座市	41	美里町	6	住友生命保険相互会社
18	久喜市	42	神川町	7	天野医院

19	北本市	43	上里町
20	八潮市	44	寄居町
21	富士見市	45	宮代町
22	三郷市	46	杉戸町
23	坂戸市	47	松伏町
24	幸手市		

(E) 他の都道府県の状況について

下記のとおり、約半数の府県が同様の取組を行っている状況である。

都道府県が運営する健康アプリ

都道府県名	健康アプリ名称
北海道	システムを使用していない
青森県	システムを使用していない
岩手県	システムを使用していない
宮城県	働く人のための健康づくりプラス推進事業-ウォーキングプラス 15 推進事業「みやぎウォーキングアプリ」
秋田県	システムを使用していない
山形県	不明
福島県	「ふくしま健民アプリ」 - ふくしま健民カード
茨城県	ヘルスケアポイント事業「元気アップ！りいばらき」
栃木県	とちまる健康ポイント
群馬県	新規開発予定（令和3年6月稼働予定）「ぐんま元気アプリ」
埼玉県	埼玉県コバトン健康マイレージシステム
千葉県	新規開発予定（検討中）
東京都	システムを使用していない
神奈川県	健康アプリ「マイ ME-BYO カルテ」で未病を改善！
新潟県	システムを使用していない
富山県	スマートフォンアプリ「元気とやまかがやきウォーク」
石川県	いしかわスポーツマイレージ
福井県	システムを使用していない
山梨県	不明
長野県	システムを使用していない
岐阜県	システムを使用していない
静岡県	システムを使用していない
愛知県	健康マイレージ連携アプリ「あいち健康プラス」
三重県	システムを使用していない
滋賀県	健康推進アプリ「BIWA-TEKU(ビワテク)」

京都府	令和2年9月「アプリを活用したインセンティブを付与するウォーキング勸奨事業」企画・運営・広報業務委託に係る公募型プロポーザルを実施
大阪府	おおさか健活マイレージ アスマイル
兵庫県	不明
奈良県	システムを使用していない
和歌山県	わかやま健康ポイント
鳥取県	不明
島根県	システムを使用していない
岡山県	システムを使用していない
広島県	システムを使用していない（令和元年9月で事業終了）
山口県	「やまぐち健幸アプリ」
徳島県	とくしま健康ポイントアプリ「テクとく」
香川県	かがわ健康ポイント事業「マイチャレかがわ！」
愛媛県	不明
高知県	高知家健康パスポート交付台帳システム
福岡県	「ふくおか健康ポイントアプリ」
佐賀県	「SAGATOCO（サガトコ）」
長崎県	システムを使用していない
熊本県	「くまもとスマートライフアプリ」
大分県	健康アプリ「おおいた歩得（あるとつく）」
宮崎県	ウォーキングスマートフォンアプリ「SALKO」
鹿児島県	システムを使用していない
沖縄県	不明

システムを使用している 21 府県 約 45%

新規開発予定 3 府県 約 6%

システムを使用していない 17 都道県 約 36%

不明 6 県 約 13%

(F) 県内市町村の状況について

さいたま市で県と同様の取組を行っており、しかも参加者は26,447人もいるが、事業はさいたま市が先行していたと担当課から説明を受けていることから、さいたま市と連携するべきであったと考える。

【意見64】さいたま市と連携し、構築や運営委託において委託費の削減を図り、効率的に運用を行うべきである。

平成28年度から行われていた事業であり、システムはその年度において既に開発済みであり、5年も前のことではあるが、さいたま市と連携してシステム構築に

要する費用を減額し、運用に要する費用も減額することが望ましいと考える。

市町村独自で健康づくりや健診の受診等に特典を与える事業内容一覧（令和2年11月調べ）※主な内容

No.	市町村名	事業名	対象者の範囲	ポイント付与要件	ポイントに対する特典	参加者規模（人）	ICT活用有無	歩数ポイント
1	さいたま市	さいたま市健康マイレージ	18歳以上の市内在住・在勤の方	歩数・健診でポイント	抽選で賞品が当たる Tポイント・シルバーポイント（市独自）との交換	26,447人 R2.11.16現在	ICT	○
2	川口市	実施なし						
3	行田市	行田市健康づくりチャレンジポイント事業	20歳以上の市民の方	各種検診、人間ドック、講座、歩数、レシピ認定	ポイントに該当する商品券	399人 R元年度	紙	○
4	加須市	かぞ健康マイレージ事業	加須市に住民登録のある40歳以上の方	健康診査、がん検診、歯科検診の受診、健康に関する事業への参加、「とねっと」への加入	5つの健康目標のうち必須3項目を含む5ポイント以上をクリアで地域商品券1000円分を贈呈	613人 R元年度	紙	
5	本庄市	本庄市健康づくりチャレンジポイント事業（はにポンチャレンジ）	20歳以上の市民の方	特定検診や人間ドック、各種がん検診、スポーツ、健康講座などに参加	市内協力店でポイントに応じ賞品交換 ※交換ポイントに満たない場合（100P以下）参加賞など	H29 1,461（1人2回） H30 1,009（1人1回） R元 1220（1人1回） ※参加人数ではなく、ポイントを	紙	

					市独自のグッズをポイントに応じて付与	特典と交換した人数。年度により交換可能回数が異なる。		
6	羽生市	羽生市健康マイレージ事業	羽生市に住所を有する満20歳以上の方	自己の健康に関する行動目標の 実践・市長が指定する健診又は 検診の受診・市長が指定する健康づくりに関する事業への参加	羽生市商工会商品券 (1000円分)	213 R元年度	紙	
7	志木市	健康長寿のばしマッスルプロジェクト	40歳以上の市内在住者	歩数ポイント(年齢ごとに基準歩数が異なる)、からだ改善ポイント、運動教室等参加ポイント、検診受診ポイント	1ポイント 0.3円とし、 500円単位で志木市商工会商品券と交換	約2,900 R元年度	ICT	○
8	桶川市	桶川市健康長寿いきいきポイント事業	65歳以上の市民	市が指定した事業に参加することでポイント	健康グッズ、オケちゃんグッズ、商工会商品券	2,082 R2.2月末時点	ICT	○

				を付与する。				
9	蓮田市	実施なし						
10	ふじみ野市	元気・健康マイレージ事業	18歳以上の市民	歩数計のほか、特定検診等の各種検診受診、健康づくりイベント、講演会、運動指導室の利用、元気・健康メニューを食べ申請	H28からの参加者はH30でポイント付与を終了しているが、サイト閲覧やデータ送信は可能 H31からは2ポイント1円とし、最大5000ポイントを500ポイント単位で商品券または寄附に交換する	約41,000 R元年度	ICT	○
11	越生町	越生町健康づくりマイレージ事業	20歳以上の町民	健康づくりに関する事業に参加でポイント付与	100ポイント達成で地域商品券500円分	2,647 R元年度	紙	
12	川島町	かわべえ健康マイレージ	18歳以上の町民	各種健診、健康増進及び介護予防につながる事業への参加	ポイント数に応じて賞品と交換	H30年度 507枚 R元.11.15 時点 約 1,000枚 (カード配布枚数) ※R元末は 集計中※	紙	
13	ときがわ町	実施なし						

②各年度における予算額及び実績額について

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算	—	100,000	133,000	163,868	180,044
実績	—	97,800	129,053	162,156	160,666

平成 28 年度及び平成 29 年度は、「埼玉県コバトン健康マイレージシステム構築・運營業務委託契約」を総額 226,854 千円、期間平成 28 年 10 月 27 日から平成 30 年 3 月 31 日までで契約しており、各会計年度の業務対価を記載している。

平成 30 年度及び令和元年度は、単年度で「埼玉県コバトン健康マイレージシステム運營業務委託契約」を締結している。

③当該事業に要する人員の状況について

平成 28 年度埼玉県コバトン健康マイレージシステムの構築

1.7 人×7.75 時間×240 日=3,162 時間

平成 29 年度埼玉県コバトン健康マイレージシステムの運用

2.4 人×7.75 時間×240 日=4,464 時間

平成 30 年度埼玉県コバトン健康マイレージシステムの運用

3.8 人×7.75 時間×240 日=7,068 時間

令和元年度埼玉県コバトン健康マイレージシステムの運用

3.8 人×7.75 時間×240 日=7,068 時間

④関係する法規（ルール）とその遵守状況について

「埼玉県コバトン健康マイレージシステム構築・運營業務委託公募型プロポーザル実施要領」を閲覧した。また、執行何等の関係する文書を閲覧した。

令和元年度の回議・合議書の 1 つに決裁年月日の記載がなかったが、それを除き特に問題となる事項はなかった。

⑤令和元年度における評価指標とその達成状況について

担当課から参加者数 40 万人はいまだ目標であると回答を受けている。

参加者数	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年 11 月	令和 2 年度
目標	82,500 人	241,000 人	383,000 人	400,000 人	400,000 人
実績	26,936 人	53,500 人	74,071 人	91,731 人	見込 124,100 人
不足	55,564 人	187,500 人	308,929 人	308,269 人	275,900 人
達成率	32.60%	22.20%	19.30%	22.90%	31.00%

令和2年度の実績は令和2年11月末現在であり、令和2年度末では124,100人を見込むと回答があった。

なお、埼玉県5か年計画における施策指標や第7期高齢者支援計画における数値目標として「健康寿命」があり、その達成状況が公表されているため、以下に記載する。

健康寿命

平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績	令和5年度 目標値
男性 17.19年 女性 20.05年	男性 17.40年 女性 20.24年	男性 17.57年 女性 20.36年	男性 17.79年 女性 20.40年

⑥監査人としての評価について

(A) 福祉の増進への貢献状況について

埼玉県推計人口は令和2年10月1日現在で7,343,453人であり、令和2年5月末の参加者は77,771人であるため、県民の約1%が参加している計算となっている。当初の目標である40万人が参加した場合は、県民の約5%が参加している計算である。

(B) 費用対効果について

費用としての委託費は、平成28年度以降令和元年度までで549,676千円が生じている。

令和元年度運営業務委託費 166,600千円 ÷ 令和元年度末参加者 74,071人
＝令和元年度参加者1人当たり委託費 2,249円

【意見65】委託費には諸経費が毎年一定の率(7%)で加算されているが、この率を引き下げることにより委託した業務の水準を下げることなく委託費の低減を図るべきである。

委託費は、人件費、物件費、及び、諸経費で構成されており、諸経費は人件費及び物件費の合計金額に7%を乗じたもので、平成28年度から令和元年度まで同一の率となっている。人件費及び物件費は委託業務の遂行に欠くことができない費用であると考えられるが、諸経費については交渉の余地があるとともに委託先が提示する根拠によっては、引き下げが可能であると考えられる。諸経費については一律7%を許容することなく、毎年少しずつでも率を下げるよう粘り強い交渉を行うべきである。

特にこの委託契約は一者随意契約であり、金額に競争性を期待することは難しいので、この点からも粘り強い交渉を行うべきである。

(C) 財務事務について検討した事項

ア) 委託契約全般について

埼玉県コバトン健康マイレージ運營業務委託について、平成 28 年度のシステム構築委託、平成 29 年度以降の管理運営委託について検討した。

また、令和元年度の執行伺（起案日 平成 31 年 3 月 14 日）を閲覧し、契約方法、契約保証金、及び、見積書徴取の相手方等について検討した。また、支出負担行為について検討した。その他、埼玉県コバトン健康マイレージ運營業務委託契約書（契約日 平成 31 年 3 月 14 日）及び仕様書について検討した。特に問題となる事項はなかった。

なお、平成 30 年度及び令和元年度は一者随意契約となっている。この理由について、令和元年度の執行伺における業者内申書では以下のように記載されている。

「本事業の委託は、平成 28 年度にプロポーザルにより業者選定し、専用システムを使用したサービスの提供を受け、平成 29 年度から運用を開始している。以下の理由から、本サービスを引き続き利用して、埼玉県コバトン健康マイレージを運営し、一者随意契約とするものである。

- (1) 埼玉県コバトン健康マイレージで使用しているプラットフォームが、当業者に帰属する。
- (2) 毎日楽しみながらウォーキングを継続してもらおうという本事業の趣旨から、既に参加している人について、事業者が変更されることにより、使用機器が変更し、サービスを中断することができないため、使用しているサービスを継続して利用する。
- (3) 現在、埼玉県コバトン健康マイレージで使用している「コバトン健康アプリ」（スマートフォン及びタブレット端末）を利用する。
- (4) 専用システムについて、事務局の状況を受けながら軽微な修正については実施しながら運用する必要がある、事務局業務とは不可分であり、一体的に運用する必要がある。

同一のシステムを利用した上での他社への委託は実質的には厳しいと思われ、一者随意契約はやむを得ないものとする。

回議・合議書「埼玉県コバトン健康マイレージ運營業務委託」完了検査結果について（令和元年度 10 月～3 月）」を閲覧した。委託先から業務完了報告書が提出され、検査調書において検査意見「合格」と記載され、課長までの決裁印の押印はあったが、決裁年月日が記載されていなかったため、決裁年月日は確実に記載するべきである。

その他、支出負担を閲覧した。こちらは特に問題となる事項はなかった。

イ) 公募型プロポーザルについて

公募型プロポーザルの審査委員は8名で、所属及び職名は以下のとおりである。

	所属（課）名	職名
委員長	埼玉県立大学	副学長
副委員長	保健医療部	副部長
委員	久喜市 中央保健センター	所長
委員	滑川町 健康づくり課	課長
委員	埼玉県国民健康保険団体連合会	参事
委員	全国健康保険協会埼玉県支部	課長
委員	企画財政部	IT 統括幹
委員	保健医療部 国保医療課	副課長

審査は3回にわたって実施された。

第1回審査会は本調達の審査基準について審議された。また、事業内容について、共通の認識を図った。

第2回審査会は第1次審査を書面審査で実施した。

この審査にて、9者から5者を選考した。

審査結果は以下のとおりである。

順位	業者名	得点
1	A社	8
2	B社	5
3	C社	2
3	D社	2
5	E社	1
6	F社	0
7	G社	-1
8	H社	-2
失格	I社	—

第3回審査会は、第2次審査として第1次審査を通過した者によるプレゼンテーション15分及び委員によるヒアリング40分による審査が実施された。

審査結果は以下のとおりである。

	A社	B社	C社	D社	E社
委員A	404	366	137	144	127
委員B	343	327	299	256	206
委員C	279	222	232	210	221
委員D	268	305	320	175	265

委員 E	252	209	165	185	178
委員 F	319	263	296	214	140
委員 G	358	302	339	325	305
委員 H	268	312	237	257	209
	2,491	2,306	2,025	1,766	1,651

また、上位 3 者の企画提案書を閲覧した。企画提案書の中に参考見積書があり、その概要は以下のとおりである。

公募型プロポーザル実施要領の委託料上限及び参考見積書

(単位：千円)

	公募型プロポーザル実施要領の委託料上限	A 社	B 社	C 社
平成 28 年度	100,000	97,800	93,402	99,999
平成 29 年度	133,000	130,185	129,598	132,996
合 計	233,000	227,985	223,001	232,995

参考見積書

(単位：千円)

	A 社	B 社	C 社
平成 30 年度	204,509	162,832	107,327
令和元年度	180,882	161,379	99,237
合 計	385,392	324,211	206,565
平成 28 年度から令和元年度合計	613,378	547,213	439,561

委託先は A 社であり、平成 30 年度以降の費用は他社を上回って高いが、この公募型プロポーザルにおける費用の評価割合は 20%であり、費用を上回る企画提案内容の優位性を委員が認めたものと思われる。

(6) コバトン健康マイレージのデータ利活用業務について

①概要

平成 29 年度から開始した埼玉県コバトン健康マイレージについて、平成 30 年度から、令和 2 年度にかけてデータ検証を実施するものである。

埼玉県コバトン健康マイレージ参加者について、医療費及び特定健診データ等の収集を行うための業務を委託するものである。

具体的には、埼玉県コバトン健康マイレージデータ、特定健診データ及び累積レセプト情報(医科、歯科、調剤など)のデータを抽出するためのプログラムを組み、一定の方法により編集することを目的としている。

抽出する情報は以下のとおり。

収集対象	抽出する情報
累積レセプト情報	性別、保険制度、保険種別、点数表、診療年月、保険診療実日数、請求点数、入院年月日、疾病コード、保険者番号等
特定健診データ	性別、受診年月日、身長、体重、BMI、内臓脂肪面積、胸囲、血圧、中性脂肪、血糖値、尿酸値、心電図等
コバトン健康マイレージデータ	性別、保険者番号、参加日時、総歩数、毎日の歩数等

②委託先

委託先は、AGS株式会社へ随意契約にて契約締結している。

③契約期間

契約期間：令和元年6月5日～令和2年1月31日

④契約金額の内訳

AGS株式会社からの見積書に基づき、契約をしている。内容は以下のとおり。

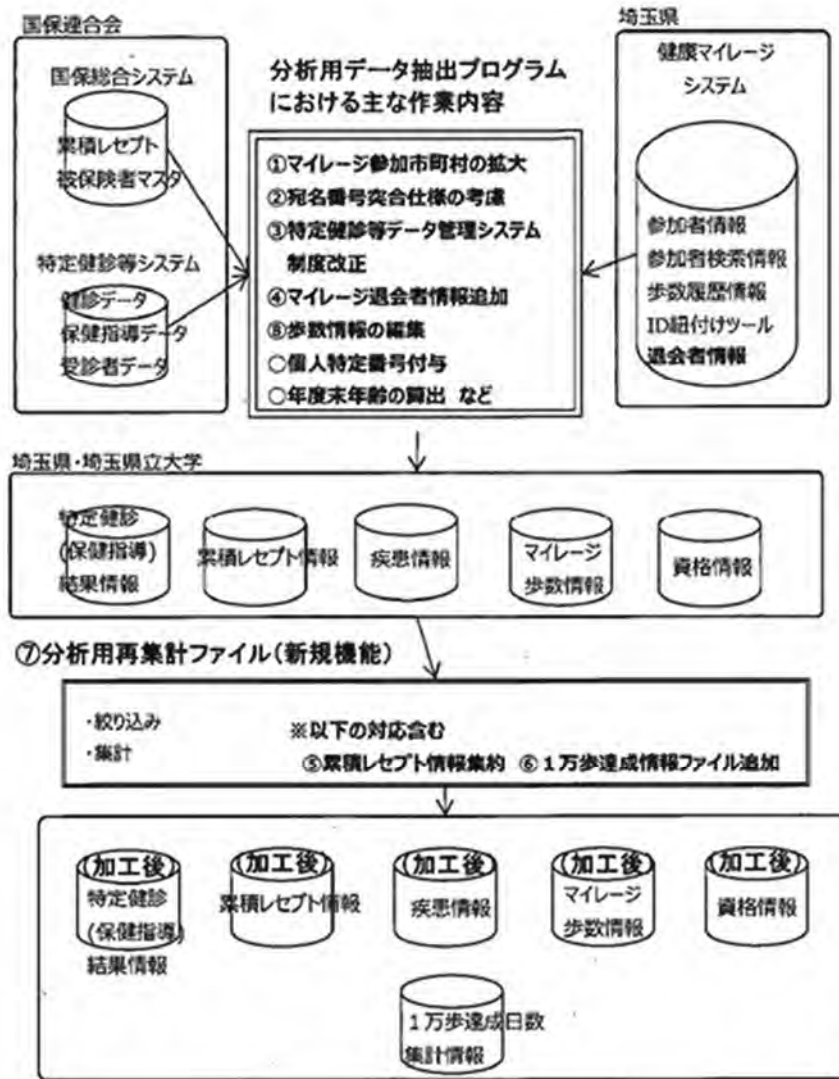
(金額：千円、消費税を除く)

No	内容	金額
1	システム開発費用	7,640
2	システム運用費用	990
	合計	8,630

⑤データの流れと概要

データの流れと概要は以下のとおりである。

(参考) データの流れる経路 (埼玉県より入手)



(ア) マイレージ参加市町村の拡大 (上記データの流れ①)

新たにデータ利活用促進事業の抽出対象となる平成30年度からのマイレージ参加市町村について、累積レセプト情報等の各データ特性の分析などを行う。(各市町村の国民健康保険被保険者データとマイレージデータとの突合率を高めるため、システム改修を今回行っている)

(イ) 宛名番号突合仕様の考慮 (上記データの流れ②)

平成30年度データ利活用促進事業で対象とした平成29年度のマイレージ参加市町村で、宛名番号の体系を変更している市町村があるため対応する。

(注) 宛名番号：保険者が国保連合会へ提出する被保険者データに含まれる項目で、同一世帯の中で個人を識別する番号

(各市町村の国民健康保険被保険者のデータの登録方法などの変更に対応

することで、マイレージデータとの突合率を高めるため、システム改修を行う)

(ウ) 特定健診等データ管理システム制度改正 (上記データの流れの③)

制度改正 (第三期特定健診) により新設されたコード追加に伴い、プログラム改修を行う。

(各市町村の国民健康保険被保険者のデータの登録方法などの変更に対応することで、マイレージデータとの突合率を高めるため、システム改修を行う)

(エ) マイレージ退会者情報追加 (上記データの流れ④)

新たにマイレージ退会者情報を基に、参加者情報及び歩数履歴との紐づけを行うとともに、退会日以降の歩数情報を編集する。

(マイレージの退会者の情報を把握することで、正確な分析・検証作業を行えるようになるために、システム改修を行う)

(オ) 累積レセプト情報集約 (上記データの流れ⑤)

累積レセプト情報 (医療費等) をデータ分析要件 (1 患者 1 レコード等) に応じた集約を行う。

(レコード数を減少させることで、効率よく分析・検証作業を行えるようにするために、システム改修を行う)

(カ) 1 万歩達成情報ファイル追加 (上記データの流れ⑥)

マイレージデータから一定の歩数を超過した方の情報を抽出するとともに、個人特定番号等の情報を付与したファイルを新たに作成する。

(歩数と健康状態の関連にかかる分析について、効率よく分析・検証作業を行えるようにするために、システム改修を行う)

(キ) 分析用再集計ファイル追加 (上記データの流れ⑦)

データ分析の未使用項目除外、類似項目の集約及び件数カウント用項目などの追加を行う。

(未使用の分析項目数を削除等することで、データ容量が低下し、効率よく分析・検証作業を行えるようにするため)

(ク) 歩数情報の編集 (上記データの流れ⑧)

1 日 6 万歩以上などの異常な値を示す歩数情報について、クリーニングを行う。

(異常値を除外することで、正確な分析・検証作業を行えるようになるた

め、システム改修を行う)

⑥各年度における予算額及び実績額について

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予 算	—	—	—	9,600	8,630
実 績	—	—	—	9,600	8,630

⑦当該事業に要する人員の状況について

当該業務のみでの人員の状況は把握していない。

埼玉県コバトン健康マイレージ全体で、

(ア) マイレージの評価分析

$0.7 \text{ 人} \times 7.75 \text{ 時間} \times 240 \text{ 日} = 1,302 \text{ 時間}$

(イ) マイレージの PR

$1.0 \text{ 人} \times 7.75 \text{ 時間} \times 240 \text{ 日} = 1,860 \text{ 時間}$

⑧関係する法規（ルール）とその遵守状況について

地方自治法施行令第 167 条の 2 に準拠し、随意契約を行っており、その他法令に違反している事実は見当たらなかった。

⑨令和元年度における評価指標とその達成状況について

埼玉県コバトン健康マイレージの参加者数が評価指標となるが、目標人数（約 10 万人）につき、未達である。

⑩監査人としての評価について

(A) まとめ

【意見 6 6】見積金額の積算根拠の妥当性について詳細に検討すべきである。

委託先とは、見積書及びその添付書類（令和元年度システム改修 見積内訳）に沿って、契約を行っている。

なお、委託金額の妥当性につき、具体的にどのように検証されているか（例えば仕様書に記載された業務内容ごとに、単価・工数等を見積もりして金額の検証をされているか）質問したところ、仕様書に記載された業務内容ごとに例えば「マイレージ参加市町村の拡大」「宛名番号突合」など、金額の妥当性検証をしているとの回答を得た。

しかし具体的に、どのように金額の妥当性検証をしたのかが不明確である。

委託料の決定においては、業者の見積内容を適切に精査すべきである。

【意見 6 7】費用対効果の検証を詳細に実施すべきである。

データ抽出を成果物とする委託契約であり、当該抽出業務による成果物に基づ

き効果検証を実施しているが、費用を超える効果があったかどうかの検証について明確にされていない。

具体的な根拠をもって、効果測定を行うべきである。

【意見68】突合率が低い市町村が生じたことについて、原因分析を行うべきである。

県と委託先（AGS株式会社）との埼玉県コバトン健康マイレージデータ利活促進事業 データ提供及びシステム構築事業本稼働判定会議において、委託先から提出された「品質報告書」の参考資料「資格突合件数」によれば、日高市の突合率（国保総合システムと特定健診等データ管理システムとで、各々管理している被保険者の情報の突合）が他の市町村に対して低い率となっている。（他の市町村では99%強であるが、日高市のみ87%にとどまっている。）

この点、会議の議事録によれば、昨年度も同様の突合率で被保険者の情報の整合性が取れていない状況であるとの記載があるが、この点、原因分析はしていないとのことであった。

この点、なぜ原因分析がされなかったのか、原因分析をしなくて問題なかったのか（データの利活用に支障がなかったのか）、当時どのような判断があったのかが不明確である。業務を委託したにも関わらず、支出費用に見合う効果が得られていない可能性がある。

今後の分析を正確に行うためにも、原因分析を行うべきである。

(B) 各論点（委託事業や補助事業）について

ア) 随意契約（一者随契、プロポーザル等）理由の合理性

本事業は、埼玉県コバトン健康マイレージ参加者の身体状況や医療費に及ぼす効果を検証するものであり、国民健康保険加入者について実施する。

以下の理由から、AGS株式会社との随意契約とするものである。

- ・国民健康保険加入者データは、県が市町村から委託を受けた埼玉県国民健康保険団体連合会が保管しているが、県が市町村から提供を受ける条件として、氏名・住所などの個人情報をマスキングした状態で提供を受けることとしている。
- ・医療費データ等の抽出は個人情報の流出を防止するため、個人情報のマスキングを含めたデータ加工・抽出については、保管場所である同会内で作業を行う必要がある。同会は当該データを管理する業者としてAGS株式会社を指定しているが、データの保管場所の立ち入りについてはAGS株式会社以外の立ち入りを認めていない。
- ・同会はデータの収納構造について開示不可としているため、県が委託の仕様書を作成するに当たり、データの収納構造部分についての仕様を作成することができない。同会以外にデータの収納構造を知りうるのはデータを管理しているAGS株式会社のみである。

当該契約は、令和元年5月の保険医療部健康長寿課業者選定委員会において了承済みである。

イ) 委託することの合理性

上述のとおり、AGS株式会社しか、データの抽出ができないことから、委託することの合理性は認められる。

(C) 契約の合理性

AGS株式会社と契約を結ぶことは、上記より合理性があると判断した。

(7) 埼玉県コバトン健康マイレージ広報等業務委託について

①概要

埼玉県コバトン健康マイレージにつき、令和元年度中に参加者 105,500 名の達成を目標としている。

また、スマートフォンアプリによる参加者数の増加、働き世代である40代50代の参加者数の更なる増加といった課題がある。

こうした目標の達成、課題の解決のため、効果的な広報等を業務委託により実施するものである。

②内容

具体的には以下のすべての項目により、広報等の業務を実施する。

- ・マスメディアやSNSなどの広報媒体を活用した広報の実施
- ・スマートフォンアプリによる参加者数増加のための広報の実施
- ・40代50代をターゲットとした参加者数増加のためのキャンペーンの実施
- ・企業、健康保険組合等の新規参加を促進するための広報の実施
- ・県及び市町村の事業との連携及び当該広報に対する支援・助言等の実施
- ・その他、受託者独自のネットワークを活用した新規参加促進策の実施等

当該業務を受託した株式会社埼玉新聞社では、下記の事項を遂行した。

- ・埼玉新聞特集紙面
- ・埼玉新聞特集紙面抜刷印刷
- ・フリーペーパーなど地域情報誌と連携した広告掲載
- ・FM NACK5でのラジオCM
- ・インターネット関連広告 (Yahoo ディスプレイ広告、Facebook)
- ・交通広告 (東武鉄道・JR 上野東京ライン、湘南新宿ライン)
- ・県内のドコモショップでのPR
- ・埼玉新聞LINEでの記事体広告
- ・埼玉新聞「健康ハツラツ企業・団体」特集
- ・埼玉新聞社主催のスポーツイベントなどでの紙面配布
- ・埼玉新聞社独自の案内 (主催事業を活用したPR)

③ 広告内容のサンプル

実際の広告内容のサンプルは下記のとおり。(埼玉県より提供)

埼玉新聞特集紙面 11月27日付

フリーペーパー ぱど・たまログ掲載広告



インターネット広告 Yahoo! (300×250) イメージ

埼玉県コバトン健康マイレージ参加者募集中!! 彩の国 埼玉県

働き世代キャンペーン 実施中!!
市内居住、在勤の方
すべてが対象です。
 1月31日(金)までに
 スマートフォンから登録いただくと
 もれなく1万ポイントをプレゼント!!
 抽選で埼玉県産のお肉・野菜などが
 当たるチャンス!!

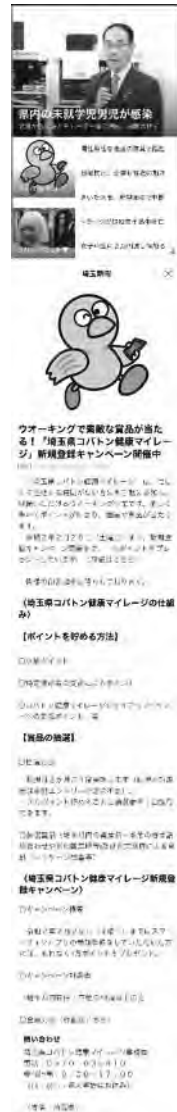
参加無料
スマートフォンで
参加可能!!

まずはスマートフォンで検索!!
コバトン健康マイレージ 検索

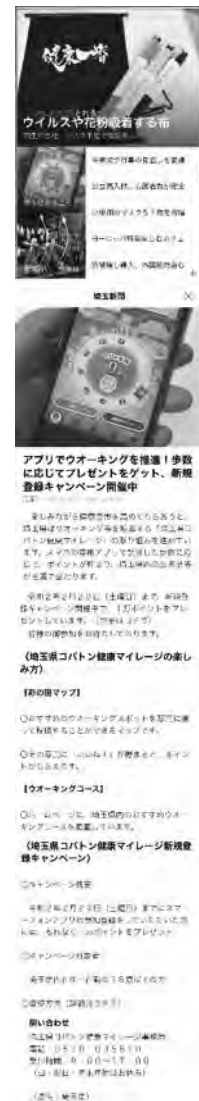
埼玉県コバトン健康マイレージ事務局 **0570-035810** 受付時間 月～土9:00～17:00 ※日・祝日、年末年始は休業。※通信料金は発信者負担となります。 **https://kobaton-mileage.jp/** WEB・参加登録・お問合せ
※無料の携帯電話から利用可能なサービスは、ご利用できません。

交通広告 まど上ポスター

LINE 記事広告①



LINE 記事広告②



④契約期間 令和元年9月17日～令和2年2月28日

⑤各年度における予算額及び実績額について

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 算	—	—	3,000	14,692	10,480
実 績	—	—	2,345	12,292	10,480

(注) 平成29年度及び平成30年度に実施した広報業務は以下のとおり。

<平成29年度>

業務：新聞広告業務委託

委託先：株式会社埼玉広告社

広報内容：新聞広告（朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、日本経済新聞、埼玉新聞）

その他メディアでの取り上げ

上記委託とは別に、自治体広報誌（彩の国だより、参加市町村広報誌）に掲載している。

<平成30年度>

業務（ア）：ラジオ番組制作・放送委託業務

委託先：株式会社エフエムナックファイブ

広報内容：NACK5の番組内で10分程度の広報

業務（イ）：鉄道広告

委託先：株式会社三和広告社

広報内容：鉄道広告をJR埼京線、京浜東北・根岸線、武蔵野線、東武線、西武線で実施

上記委託とは別に自治体広報誌（彩の国だより、参加市町村広報誌）に掲載している他、市町村が主催するイベントを利用したPRを行っている。

⑥委託内容の内訳

委託内容の内訳は以下のとおり。

(単位：千円)

No	広告内容	単価	金額
1	ラジオCM広告料 FM NACK5 20秒スポットCM	28	1,305
	同 ラジオCM制作料	135	135
2	Web広告 Facebook 広告 広告表示回数約100万回		500
	同 Yahoo!ディスプレイ広告 広告表示回数 285万回		500
	同 デザイン広告費		100
3	交通広告 JR東日本 まど上ポスター		800
	同 東武鉄道 まど上ポスター		380
	同 ポスター・制作印刷費		150
4	埼玉新聞 新聞見開きフルカラー掲載費2ページ	1,000	2,000
	同 新聞見開きフルカラー 記事製作費2ページ	100	200
	同 抜き刷り印刷費 5万部		100
5	埼玉新聞LINE 広告 記事広告掲載費3回	400	1,200
	同 記事製作費3回	50	150
6	イベント 市町村イベント8か所		1,150
	同 県内スポーツイベント		1,150
	小計		9,820
	運営管理費 (小計の10%)		982

	値引き		-322
	合計		10,480

⑦当該事業に要する人員の状況について

当該業務のみでの人員の状況は把握していない。

埼玉県コバトン健康マイレージ全体で、

(ア) マイレージの評価分析

0.7人×7.75時間×240日=1,302時間

(イ) マイレージのPR

1.0人×7.75時間×240日=1,860時間

⑧関係する法規（ルール）とその遵守状況について

埼玉県コバトン健康マイレージ広報等業務委託候補者審査委員会設置要綱などの法規を適切に遵守していると判断した。

⑨令和元年度における評価指標とその達成状況について

埼玉県コバトン健康マイレージの参加者数が評価指標となるが、目標人数（約10万人）につき、未達である。

⑩広告効果測定

埼玉県にて広告効果を測定している。

詳細は下記参照

参考（埼玉県作成 広告効果測定資料）

【令和元年度 広報効果】

○ 埼玉新聞特集紙面

- ・ 掲載日：令和元年11月27日付（見開き2ページフルカラー）
- ・ 発行部数：11万部

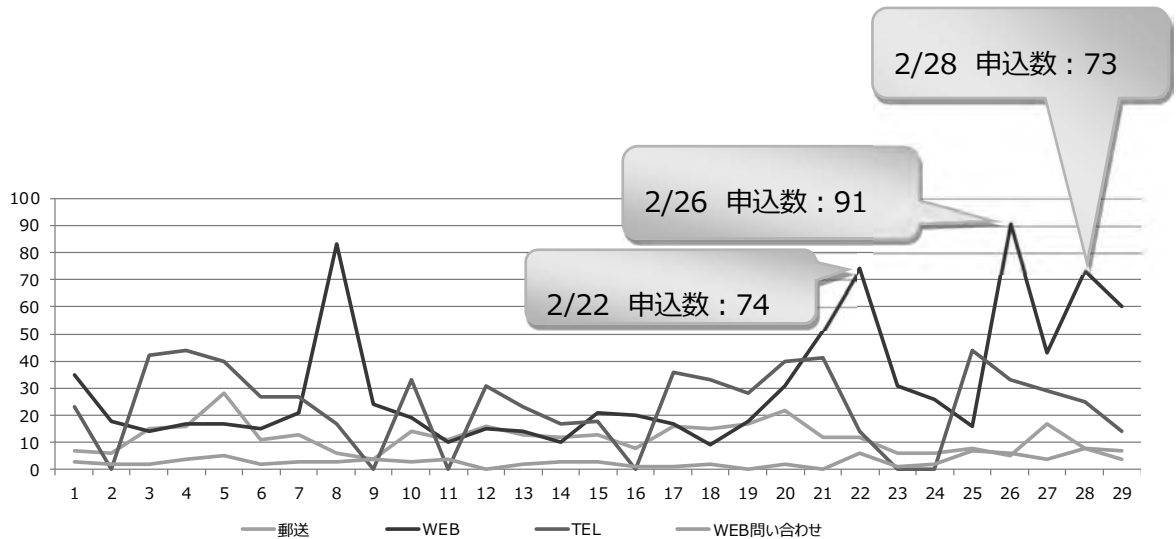
広告掲載日以降の1週間において、埼玉県コバトン健康マイレージへのWeb申込数が前年と比較して21%増であった。

	11/28	11/29	11/30	12/1	12/2	12/3	12/4	計
H30	32	29	28	0	0	63	19	171
R1	68	22	0	0	70	18	29	207

○ 埼玉新聞LINEでの記事体広告

- ・ 掲載日：1回目 2月22日、2回目 2月26日 3回目 2月28日

- ・PV数（計）：66,192
- ・クリック数（計）：5,717（県HP「新規登録キャンペーン」が表示）
- ・2月における1日当たりの申込み件数は43件で、前年同月比126.5%であった。
- ・LINE広告掲載日におけるWeb申込数の伸びが、顕著であった。



○埼玉新聞では、広報実施効果を「計12,453人」と推定している。

①監査人としての評価について

(A) 監査のまとめ

【意見69】 広告に対する費用対効果に見合う、一層の効果の得られる広告を検討すべきである。

広告についての効果測定を県で検討している。具体的には当該事業における広告効果を12,453名と計算している。実際に、埼玉新聞への掲載後の健康マイレージへの参加者数が直近で数十名あったことから、一定の効果はあったものと認められる。

しかし、広告に10,000千円を超える支出に対する効果としては、相対的に少ないことは否めない。(仮に広告を機にトータルで1,000名の新規登録があったとしても、1名のマイレージ参加に1万円を支出していることになる)

広告に支出する金額を減らす、ないしは、より効果のある広告方法を検討するなどの対策をすべきである。

(B) 各論点（委託事業や補助事業）について

随意契約（一者随意契約、プロポーザル等）理由の合理性

随意契約である。

なお、契約者は公募型プロポーザルを実施し、委託契約先候補者を選定している。

令和元年8月に業者選定委員会、公募、審査委員会（プレゼンテーション）、決定通知を経て、応募してきた4社の中から、株式会社埼玉新聞社を委託契約先候補者とした。

株式会社埼玉新聞社とは、その後正式契約している。

プレゼンテーション審査は、4社について、各々、企画提案者プレゼンテーション（20分）、質疑（20分）により行われている。

(C) 契約の合理性

広報等業務委託は、株式会社埼玉新聞社と契約することで、一般的な新聞社に比べて安価で、広告を行うことができることから、埼玉新聞社と契約することに合理性はあると判断した。

(8) 埼玉県コバトン健康マイレージ効果検証業務委託について

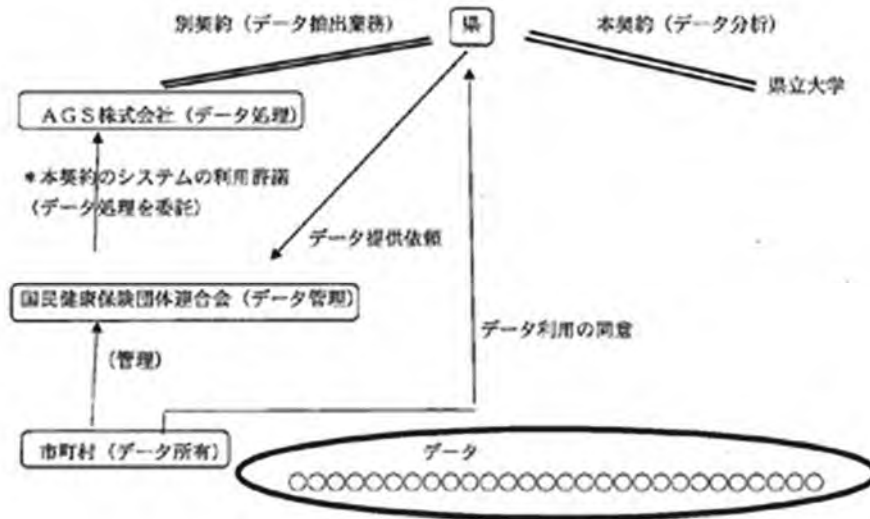
①概要

埼玉県コバトン健康マイレージに参加した人のウォーキングと生活習慣病及び医療費との関係について、現状を分析するとともに効果を検証する。

具体的には、埼玉県コバトン健康マイレージ事業の参加者に関するデータ（データはAGS株式会社が抽出作業を行う）を受託者である埼玉県立大学に提供し、参加者の歩数と医療費データの現状等を分析するものである。詳細は下記のとおり。

②他者との関係とデータの流れ

委託者(埼玉県)と受託者(埼玉県立大学)の関係とデータの流れは下記のとおり。



③契約内容

下記のとおり。

- ・推計の対象とするデータ
コバトン健康マイレージ事業（平成29年度及び平成30年度参加者に関するデータ）

- ・データの準備及び提供
受託者は本業務受託後、対象とする分析項目について、県と協議する。
受託者へ提供するデータの準備及び提供は、県が行う。
- ・事業の分析
(ア) 受託者（埼玉県立大学）は、提供を受けたデータから参加者の歩数と特定健診、医療費のデータの現状を分析する。
(イ) ウオーキングによるコレステロール値や中性脂肪値などの分析値の変化や、高血圧症などの生活習慣病にかかる医療費への影響について分析する。
- ・本研究に係る学会発表等への投稿準備
受託者は、本研究の学会発表又は学術誌等への論文投稿を前提に準備を行う。

④実施内容

上記を受けて、埼玉県立大学にて効果検証業務を行い、令和2年2月に「埼玉県コバトン健康マイレージ効果検証業務報告書」を県に納品している。

主な内容としては、年間医療費の平均値の推移として、埼玉県コバトン健康マイレージへの参加前年度（平成28年度）と翌年度（平成30年度）の年間医療費の変化をみると、埼玉県コバトン健康マイレージへの参加者平均と不参加者平均で下記の推移であり、埼玉県コバトン健康マイレージ参加者の方が医療費は不参加者よりも相対的に低く、また、医療費の変化を比較したところ、不参加者の方が、参加者に比して医療費の増加額が低かった。

医療費の推移（単位：千円）

	平成28年度	平成30年度	増加額	増加率
参加者	232	315	83	36%
不参加者	289	371	82	28%

⑤計画期間

令和元年6月5日～令和2年2月28日

⑥各年度における予算額及び実績額について

（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算	—	—	—	4,629	4,545
実績	—	—	—	4,629	4,545

（注）平成30年度、令和元年度とも、税込は、予算も実績も各々5,000千円である。

⑦当該事業に要する人員の状況について

埼玉県コバトン健康マイレージ全体で、

(ア) マイレージの評価分析

0.7人×7.75時間×240日=1,302時間

(イ) マイレージのPR

1.0人×7.75時間×240日=1,860時間

⑧関係する法規（ルール）とその遵守状況について

関係する法規からの逸脱は見られなかった。

⑨令和元年度における評価指標とその達成状況について

埼玉県コバトン健康マイレージの参加者数が評価指標となるが、目標人数（約10万人）につき、未達である。

⑩監査人としての評価について

(A) まとめ

【意見70】埼玉県立大学の業務について、実際の支出額が適切であったのか検証すべきである。どの業務についてどの程度の時間を要したのか、管理すべきである。

契約している各年度とも、5,000千円（税込）で契約しているが、実際の完了報告を検討すると、実際の支出額も5,000千円（税込）であった。最終的な支出金額は契約時と同額の5,000千円（税込）であった。

また、内訳をみると、人件費について、当該業務に従事した各自の人件費も記載されているが、どのような業務でどの程度の時間を要したのかが明確になっていない。人件費単価の根拠も不明確である。しかし現状では、情報システム課が作成している「情報システム関連積算資料（2020（令和2年）9月時点）」における技術者単価では、最も安価なメンバー（プログラマ相当）では35,000円/日であるが、本業務の1日当たり単価は約19,000円であるため、かなり安価な水準となっているとのことである。県としては、総合的に勘案して支出が適切であったとの回答を得ている。

しかし、具体的にどのような支出が行われたのかの具体的検討を行った形跡が完了検査結果にも添付されていない。本事業は、結果としては、安価な水準で契約していることもあり、無駄な支出は行われていないと判断されるが、今後は、どのようなスキルをもった者がどの業務にどの程度の時間を費やしたのか、必要な作業であったのか、最終的な支出額は妥当なのか。これら点の分析を行い、その検討結果を残すことが必要である。

【意見71】当初の契約時の支出予定内容と、実際の支出内容に違いがある。その理由について検証を行うべきである。

令和元年度の当初の契約額と実際の完了報告を受けて支出した金額は下記のとおり

りである。当初の支出内容が、実際には異なっていることが分かる。この点について、何故異なったのかの検討が行われていない。

理由について詳細な分析検討が必要であるとする。

参考：令和元年度の契約金額の内訳

	契約時（円）	実際（円）
調査分析費用		
・人件費 ※1	3,987,200	4,498,330
・費用弁償（研究員 1 日 909 円×154 日）	140,000	0
・消耗品費 ※2	90,909	47,124
・外部有識者との分析検討 （会場借上料、会議テープ 起こし）	136,436	0
学会発表費用 ※3	190,910	0
消費税	454,545	454,545
合計	5,000,000	5,000,000

※1 契約時の見積では、

研究員 18,618 円×154 日=2,867 千円

事務補助職員 7,272 円（交通費込み）×154 日=1,120 千円

これに対し実績では、

非常勤 1 名（日額 18,672 円と時間外勤務等） 891,958 円

非常勤 1 名（日額 18,672 円と時間外勤務等） 1,952,503 円

非常勤 1 名（日額 18,672 円と時間外勤務等） 1,140,486 円

臨時職員 1 名（日額 6,582 円） 513,381 円

※2 契約時の見積では、外付けHDD代であったが、実際には、キーボード 1 台、インクカートリッジ、ボールペン、USBハブ代に支出している。

※3 学会発表準備費用

内訳 当日参加費 9,090 円

学会交通費 36,363 円（1泊2日）

論文校正 54,545 円

論文掲載料 45,454 円

別刷り 45,454 円

【意見72】 完了検査など、システムに関する時間の積算の妥当性については、必要に応じてITの専門家である情報システム部門の参画を検討すべきである。

現状では本業務については、ITという専門知識を有する者による業務であり、専門知識を有していない者が、実際の費用の妥当性を検証することは難しいと考えられる。

なお、現状では、本業務にはITの専門家である情報システム部門ないし外部専門家の関与はしていないが、情報システム課とは、随時、やり取りをしているとともに、情報共有などを行っているとの回答を得ている。

そこで、完了検査においては、ITの専門家としての見地を踏まえて判断することが、費用の妥当性を見地から有効であると考えられる。完了検査において情報システム部門の参画を検討すべきであると考ええる。

(B) 随意契約（一者随意契約、プロポーザル等）理由の合理性

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」の規定に基づき、随意契約としている。

財務規則第103条第3項第4号「契約の内容の特殊性により、契約の相手方が特定されるとき」の規定に基づき、④専門大学として知識や情報を多数保有、⑤専門的な人材が豊富に在籍、⑥県発注業務の遂行実績があるとの理由により、保健医療分野の統計分析において豊富な経験と実績があり、公平・公正な立場から事業を実施できる法人のうち、契約内容を達成するための実績を有するものは埼玉県立大学のみであることから、委託業者として選定したものである。

(C) 契約の合理性

効果検証業務委託は、県発注業務の遂行実績があること、保健医療分野の統計分析において豊富な経験と実績があることから、埼玉県立大学と契約を行うことは合理的であると判断した。

(9) 埼玉県コバトン健康マイレージスタンプラリーイベント等業務委託について

①概要

埼玉県コバトン健康マイレージの参加者に「楽しく継続する」場を提供するとともに、新たな参加者を獲得するため、県内の観光地等で開催されるまつりやウォーキングイベントの機会を活用して、ボーナスポイントを付与するスタンプラリー等のイベントを実施する。

②契約内容

県が指定したイベント等において、スタンプラリー等を実施するに当たり、タブレット端末等の専用機器の準備、システムへの情報登録、イベント当日における保守、利用者への説明等を委託する。

③業務内容

事前準備

(ア) 県の指示に基づき、スタンプラリーイベント等（以下、「イベント」という。）の実施主体と適宜事前打合わせを行うこと。

(イ) イベント当日にボーナスポイントを付与するための物品等の設定作業

- ・ 県、市町村担当者との意識合わせ
- ・ タブレット・備品準備
- ・ 事前動作確認作業
- ・ 発送作業
- ・ 事前レクチャー
- ・ イベント概要書作成
- ・ イベントの登録・QRコード払出
- ・ QRコードの製本作業

当日運営

(ア) 埼玉県コバトン健康マイレージ参加者にボーナスポイントを付与する。(タブレット端末などの機器の保守及び操作説明を行う。)

(イ) 埼玉県コバトン健康マイレージへの参加申込み希望者に対して、登録説明を行う。

事後処理

- ・ イベント参加者数の集計・報告
- ・ 各備品・物品の返却作業
- ・ 後片づけポイント付与作業

留意事項

(ア) イベントの実施予定回数は 36 回程度

(イ) 当該業務を遂行するにあたり、必要な人員及び機器等を配置する。

株式会社NTTドコモ埼玉支店ではイベントごとに2名を配置する。配置者は事前に研修を受け、作業の一連の流れや主要な手順を把握している。

④開催実績

開催実績は下記のとおり。

No	主催団体	イベント名称	時期	開催場所
1	西武鉄道	芝桜ポイントDay	4/25	横瀬駅
2	西武鉄道	歴史・自然ある八国山緑道を歩く	5/15	下山口駅
3	鴻巣市	春の健康ウォーキング	5/18	鴻巣市糠田運動場
4	皆野町	みなの花散歩健康ウォーキング	5/19	皆野町内
5	飯能市	第17回飯能新緑ツデーマーチ	5/25	飯能市役所西側駐車場
6	飯能市	第17回飯能新緑ツデーマーチ	5/26	飯能市役所西側駐車場

7	鴻巣市	ある鴻・けん幸・気分彩鴻！	6/28	コスモアリー ナふきあげ
8	三郷市	misato style 2019	8/3	におどり公園
9	富士見市	東京 2020 オリンピック・パラリンピック 1年前月間イベント in 富士見	8/24	ららぽーと富 士見
10	西武鉄道	初秋の風を感じながら高麗峠を歩く！	9/12	高麗駅
11	西武鉄道	曼珠沙華咲く 入間川沿いを歩く！	9/25	仏子駅
12	鳩山町	健寿まつり I Nはーとんスクエア 2019	9/28	多世代活動交 流センター
13	春日部市	かすかべウォーク	10/11 ～21	春日部市保健 センター
14	埼玉県	埼玉県県民福祉村来場ポイント	10/18	健康福祉村と きめき元気館
15	富士見市	富士見ふるさと祭り	10/26	文化の杜公園
16	深谷市	深谷市福祉健康まつり	10/26	深谷市総合体 育館
17	深谷市	深谷市福祉健康まつり	10/27	深谷市総合体 育館
18	八潮市	第 28 回やしお市民まつり	10/27	八潮市役所
19	三郷市	三郷市民まつり	11/3	におどり公園
20	越谷市	埼玉フェア 2019	11/7	越谷レイクタ ウン
21	鴻巣市	プロから学ぶラジオ体操講習会	11/8	コスモスあり ーなふきあげ
22	狭山市	狭山 茶の里ウォーキング	11/10	狭山市駅
23	新座市	アトムが案内！すぐそこ新座発見ウォ ーキング	11/10	新座市役所駐 車場
24	川越市	第 33 回川越市健康まつり	11/10	ウエスタ川越
25	日高市	日高かわせみの里ツデーウォーク	11/23	巾着田
26	日高市	日高かわせみの里ツデーウォーク	11/24	巾着田
27	春日部市	健康フェア	12/7	春日部市保健 センター
28	春日部市	健康フェア	12/8	春日部市保健 センター
29	西武鉄道	三井アウトレットパーク入間フリー散 策	12/24	武蔵藤沢駅
30	西武鉄道	歴史・自然ある八国山緑道を歩く！	1/22	下山口駅
31	西武鉄道	西吾野から子ノ権現へ！	1/25	吾野駅

⑤開催結果の概況

来場者は、イベントにもよるか、概ね毎回 50 名～700 名位 (100～200 名位の参加者のイベントが多い)。

イベントでのマイレージポイント付与人数は、数十名～600 名位である。(100 名～200 名位のイベントが多い)

マイレージの登録説明は概ねイベント 1 回あたりで 30～50 名位、事後にポイント処理した人数同じく概ね 5 名位である。

参考：埼玉県ホームページでの案内例 (下記は平成 30 年度のもの)

彩の国 埼玉県 Saitama Prefecture

Foreign Language 文字サイズ・色合い変更 音声読上げ キーワードを入力してください 検索

総合トップ くらし・環境 健康・福祉 しごと・産業 文化・教育 県政情報・統計

総合トップ > 県政情報・統計 > 県政資料・県報 > 県政ニュース (報道発表資料) > 2018年度 > 2018年10月 > 埼玉県コバトン健康マイレージ 11月スタンプラリーイベント開催!

LINEで見る いいね! ツイート 印刷 発表日: 2018年10月30日14時

県政ニュース 報道発表資料

埼玉県コバトン健康マイレージ 11月スタンプラリーイベント開催!

部局名: 保健医療部
 課所名: 健康長寿課
 担当名: 健康長寿担当
 担当者名: 古海 (ふるみ)・山上

内線電話番号: 3580
 直通電話番号: 048-830-3578
 Email: a3570-02@pref.saitama.lg.jp

11月は県内各市町村で多くのイベントが開催されます。埼玉県コバトン健康マイレージは、各地で開催されるイベントとタイアップし、参加者にボーナスポイントのプレゼントや、これから参加を希望される方に、コバトン健康マイレージの魅力やスマホアプリのダウンロード方法などをPRします。

また、下記2日以上イベントにご参加の方には、さらにボーナスポイントをプレゼントします。

楽しみながら多くのポイントを獲得できるこの機会にぜひイベントにお越しください。

今後もポイントが貯まる楽しいキャンペーンを開催予定です。皆様の参加登録をお待ちしています。

1 イベント概要・対象イベント

11月に各市町村で開催される以下のイベントに未場していただいた方には、埼玉県コバトン健康マイレージのポイントを1日1万ポイントプレゼントします。

【対象イベント】

■ 1 日本スリーデーマーチ (東松山市)
 11月2日 (金曜日)～4日 (日曜日)
 9時00分～15時30分
 松山第一小学校

■ 2 川越市健康まつり (川越市)
 11月10日 (日曜日)

⑥各年度における予算額及び実績額について

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予 算	—	—	—	6,622	6,745
実 績	—	—	—	3,525	3,250

(注) 契約単価 1 回当たり 96,000 円 36 回の開催を予定していた。

内訳は (イベント人件費 2 名・5 時間を想定して 50 千円/回、システム準備

等 46 千円/回)

実際の開催は 31 回となっている。

契約期間 平成 31 年 4 月 22 日～令和 2 年 3 月 23 日

⑦当該事業に要する人員の状況について

当該業務のみでの人員の状況は把握していない。

埼玉県コバトン健康マイレージ全体で、

(ア) マイレージの評価分析

$0.7 \text{ 人} \times 7.75 \text{ 時間} \times 240 \text{ 日} = 1,302 \text{ 時間}$

(イ) マイレージの PR

$1.0 \text{ 人} \times 7.75 \text{ 時間} \times 240 \text{ 日} = 1,860 \text{ 時間}$

⑧関係する法規（ルール）とその遵守状況について

保健医療部健康長寿課 業務委託等入札参加者選定委員会要綱等に遵守して業務が行われていると判断した。

⑨令和元年度における評価指標とその達成状況について

当初は 36 回の開催を予定していたが、下半期に新型コロナウイルスの感染拡大を受けて中止になったイベントがあった影響で、実際の参加イベント回数は 31 回となった。

⑩監査人としての評価について

(A) まとめ

【意見 7 3】 イベント費用の単価について、実際の費用と比較し、単価の妥当性を検証し、今後のイベント費用に反映すべきである。

システム準備等について、タブレット・備品準備、事前動作確認作業、発送作業、イベント概要書作成、イベントの登録・QRコード払い出し、QRコードの製本作業、イベント人数集計、後付けポイント作業がある。各々の作業に関する費用の積算は詳細には検討されていない。合計金額でいくらという形で単価が決定している。

しかし、内容としては、個々の作業にどの程度の時間を要するかを実施会場ごとに検討し、過去のイベントでの実際の費用を踏まえて、単価を決定すべきである。

また、平成 31 年 4 月 10 日に開催された業務委託等入札参加者選定委員会議事録（平成 31 年度第 1 回）によれば、システム改修は、イベントごとに毎回しなくてもできるのではないかと。来年度の課題として、システム委託の中に組み入れることも可能ではないかととの質問が参加者からも出ている。

内容を精査し、イベントごとの単価に組み入れるべき項目か、あるいは、当該単価に組み入れず、総額で別途計算するべき項目かを区別して決定すべきである。

【意見74】スタンプラリーイベントの効果測定を行うべきである。

現状、イベントを行ったことで、埼玉県コバトン健康マイレージの新規登録があるなどの効果が出ている。今後のイベントを効果的なものにする観点から、1回当たりイベントで、登録目標者数などの指標を設けるべきである。併せて、新規登録が多かったイベントでは、どのような取り組みを行ったのか、天候や、来場者の年齢傾向、イベント設置場所の優劣なども把握し、効果測定を行うことで、今後、どのようなイベントに多くの資源を投入すべきかを検討し、判断材料とすべきである。

(B) 各論点（委託事業や補助事業）について

ア) 委託契約管理

本契約は、単価契約による。1回当たり96,000円である。

前年度までは、総額の業務委託契約であった。県内イベントの増減（市町村の希望）などを踏まえて、柔軟に対応できるように単価契約とした。

イ) 随意契約（一者随意契約、プロポーザル等）理由の合理性

本契約は株式会社NTTドコモ埼玉支店との随意契約である。

随意契約の理由は以下のとおりである。

埼玉県コバトン健康マイレージの参加者に対し、使用している歩数計やスマートフォンに応じボーナスポイントを付与するためには、専用のシステムを使用する必要があり、当該システムはNTTドコモの製品である。

このため、当該事業の委託ができる組織は、株式会社NTTドコモ埼玉支店に限られる。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により株式会社NTTドコモ埼玉支店を委託先とする随意契約としているものである。

また、随意契約とすることは、担当課契約業者選定委員会において了承済みである。

ゆえに、合理的なものであると判断した。

ウ) 委託することの合理性

コバトン健康マイレージの構築設計は株式会社NTTドコモが行っていることもあり、効率的に加入説明や操作説明できるのは、同会社のみである。ゆえに、契約内容は合理的なものであると判断した。

(10) 埼玉県コバトン健康マイレージ抽選賞品カタログ売買契約について

①概要

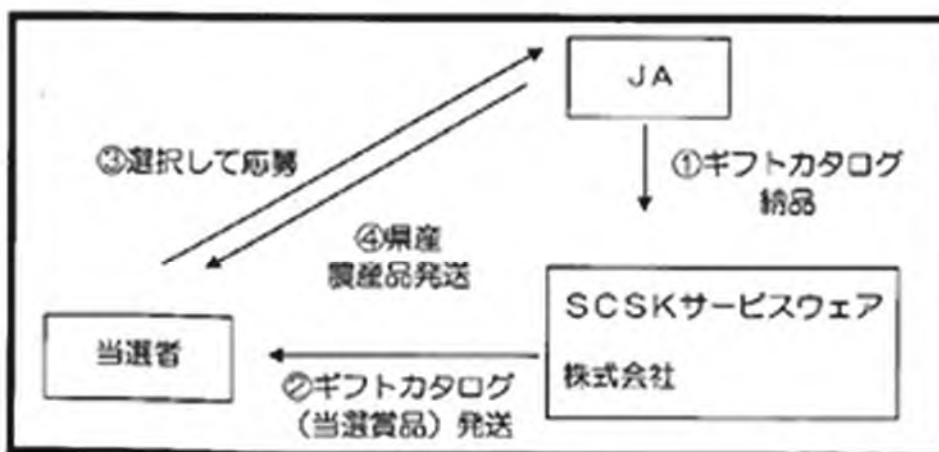
埼玉県コバトン健康マイレージ事業において、4回実施する抽選について、県内農産物の振興も兼ねて、県産農産物を賞品とするカタログを購入するものである。

カタログの内容は、以下のとおり。



当選者は J A (売買契約先：全国農業協同組合連合会埼玉県本部) に応募して、ギフトカタログが抽選で当たる。ギフトカタログ (当選賞品) は、J A から、埼玉県コバトン健康マイレージ事務局 (SCSK サービスウェア株式会社) に納品され、当選者に送付される。当選者は、カタログの中から好きな賞品を一つ選択し、ハガキで申込む。当選者には、J A (売買契約先：全国農業協同組合連合会埼玉県本部) から賞品が発送される。

具体的には、下記のとおり。



※上記のうち、本契約における業務は①及び④

上記ギフトカタログの内容として、県産農産品 3,000 円相当分 (賞品・送料 (税

込) のギフトカタログ (写真入り)) と料金受取人払の返信用はがき、封筒と目隠しシールで構成されている。

当選数は 4,000 個であり、抽選タイミングに合わせて 4 回に分けて納品される。
(納品時期：令和元年 7 月、9 月、12 月、令和 2 年 3 月)

当選割合は、令和元年度第 3 回業務委託等入札参加者選定委員会議事録によれば、約 10% となっている。

②契約期間

令和元年 7 月 22 日～令和 2 年 3 月 31 日

③各年度における予算額及び実績額について

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予 算	—	—	6,000	12,000	15,224
実 績	—	—	5,670	11,997	12,938

契約時の予定金額：単価 2,777 円×4,000 個×1.08 (消費税) = 11,996,640 円

実績：単価 2,777 円×4,272 個×1.08 ないし 1.10 (消費税) = 12,938,598 円

(第 1 回～3 回は各 1,000 個、第 4 回は 1,272 個)

④当該事業に要する人員の状況について

当該業務のみでの人員の状況は把握していない。

埼玉県コバトン健康マイレージ全体で、

(ア) マイレージの評価分析

0.7 人×7.75 時間×240 日 = 1,302 時間

(イ) マイレージの PR

1.0 人×7.75 時間×240 日 = 1,860 時間

⑤関係する法規 (ルール) とその遵守状況について

保健医療部物品銘柄選定検討委員会要領等に従って遂行されている。

⑥令和元年度における評価指標とその達成状況について

当初予定していたとおり、4,000 個超のカタログを購入し、当選者に送付しており、目標は達成しているものと判断した。

⑦監査人としての評価について

(A) まとめ

【意見 7 5】埼玉県コバトン健康マイレージに支出した費用を上回る効果を得るべく、当初の県民 40 万人加入を目指すためにも、賞品の当選確率を引き上げるなど埼玉県コバトン健康マイレージ参加のモチベーションを上げる策につ

いて検討すべきである。

埼玉県コバトン健康マイレージ構築のために支出した金額を上回る効果を得るためには、当初の見積もりである加入者40万人を目指すべきである。そのためには、多くの県民が埼玉県コバトン健康マイレージに参加したくなる強い動機付けが必要である。

しかし、健康マイレージイベント等で入手したアンケート結果によれば、抽選賞品がなかなか当たらないという意見があった。今後、健康マイレージ参加者を大幅に増やすべく、参加するための強い動機付けとなる施策（当選数を増やす、県内企業からの抽選賞品を募る等）について、検討すべきである。

(B) 各論点（委託事業や補助事業）について

ア) 事務手続のルールへの準拠性（入札・契約制度の透明性・客観性・市場性）

本契約にあたっては、物品銘柄選定検討委員会と業務委託等入札参加者選定委員会において了承されている。

イ) 随意契約（一者随意契約、プロポーザル等）理由の合理性

本契約は随意契約となっている、

地方自治法施行令第167条の2第1講第2号該当

理由については以下のとおり

- ・埼玉県コバトン健康マイレージの抽選賞品は、県の農産物のPRを兼ねるため、県産農産品である必要がある。
- ・生鮮食料品で日持ちがきかないため、取扱に注意が必要であり、数多くの品目を調整しつつ短期間のうちに確保する必要がある。
- ・1回の抽選につき、当選数を1,000本出すが、当選者がどの賞品に応募してくるかわからず、あらかじめ数量制限をすることができないため、全ての品目において、1,000個の対応が可能な体制ととる必要がある。
- ・上記のことから、当該物品の対応ができる組織は、全国農業協同組合連合会埼玉県本部に限られる。

上記のことから、一者随意契約とすることに一定の合理性があると考えられる。

ウ) 単価契約

1回の抽選につき、当選数は1,000本を予定しているが、他の抽選賞品の選定状況によっては、当選数を増やす場合があり、全回の本数を確定できないため、単価契約としている。

上記の理由から単価契約としていることは合理的であると考えられる。

エ) 単価の妥当性

単価については、実際に妥当なものであるが、企業などへの問い合わせも行った上で、決定しており、妥当なものであると思われる。

オ) 委託することの合理性

県産農産物を大量に調達・発送できる業者は、県よりも、全国農業協同組合連合会埼玉県本部の方が合理的なものであると判断した。

(1 1) 健康長寿サポーター事業について

①概要

(A) 事業の目的

当該事業は、誰もが毎日を健康で生き生きと暮らせる健康長寿社会の実現を目指し、県民が主体となって健康づくりに取り組む「健康長寿サポーター」の普及を図るものである。

(B) 健康長寿サポーター事業とは

埼玉県では、健康長寿埼玉プロジェクトの一環として、県民が自ら健康づくりを実践するとともに、健康に役立つ情報を草の根レベルで広める「健康長寿サポーター」の養成を平成 25 年度から実施している。

具体的には、生活習慣病の予防に着目し、特定検診や食・運動などの生活習慣の改善について知識を修得する「健康長寿サポーター養成講習」を県・市町村・企業で実施し、当該講習を修了した方を「健康長寿サポーター」として「講習修了証」が一体となった「健康長寿サポーター応援ブック」を交付するというものである。

なお、県は、市町村が実施するサポーター養成講習に対し、補助金（上限 15 万円）を交付するとともに、企業や広域的な団体等に対しては、県職員が出前講座として講習を実施している。

(C) 健康長寿サポーター事業補助金

(ア) 健康長寿サポーター

健康長寿サポーターとは、自らの健康のため、食や運動などの生活習慣の改善を実践するとともに、生活習慣の改善に関する知識を家族や友人等に伝え、共有し、実践を促す人をいう。

(イ) 補助対象事業

補助の対象となる事業は、市町村が行う健康長寿サポーターを養成する事業とし、次は対象としないものとする。

- ・国庫補助事業として行う事業
- ・他の県費補助事業として行う事業

- ・他の公的補助金の交付を受ける事業
- ・施設整備（土地や既存建物の買収も含む）、維持管理費等を目的とする事業

(ウ) 補助対象経費

補助の対象となる経費は上記（イ）の事業実施に係る経費とするが、次は対象としないものとする。

- ・用地取得費
- ・旅費（講師の費用弁償を除く）
- ・交際費
- ・燃料費、光熱水費及び維持管理に係る経費

(エ) 補助限度額及び補助の状況

養成数（補助対象年度の実績）	補助限度額
20人～100人	6万円
101人～200人	12万円
201人以上	15万円

●健康長寿サポーター養成人数

(単位：人)

年度	年度別養成人数			累計		
	目標	実績	差異	目標	実績	差異
平成25年度	15,000	18,852	3,852	15,000	18,852	3,852
平成26年度	15,000	17,262	2,262	30,000	36,114	6,114
平成27年度	10,000	10,319	319	40,000	46,433	6,433
平成28年度	10,000	13,749	3,749	50,000	60,182	10,182
平成29年度	10,000	11,650	1,650	60,000	71,832	11,832
平成30年度	5,000	11,947	6,947	65,000	83,779	18,779
令和元年度	11,221	8,983	-2,238	76,221	92,762※	-2,238

※令和2年3月末現在の養成人数92,762人

(内訳：市町村による養成66,083人 埼玉県による養成26,679人)

●令和元年度補助金確定額内訳

	市町村	養成予定人数	養成実人数	補助金確定額 (単位：円)
1	所沢市	40	232	60,000
2	飯能市	200	202	90,000
3	春日部市	1,024	732	150,000
4	狭山市	48	50	60,000

5	鴻巣市	137	140	120,000
6	深谷市	100	79	60,000
7	上尾市	210	130	29,000
8	草加市	80	72	60,000
9	越谷市	210	204	150,000
10	入間市	300	263	150,000
11	朝霞市	72	39	60,000
12	桶川市	50	29	60,000
13	北本市	133	23	60,000
14	八潮市	80	95	60,000
15	三郷市	100	69	60,000
16	蓮田市	100	58	60,000
17	坂戸市	350	242	93,000
18	幸手市	110	75	60,000
19	日高市	180	100	60,000
20	伊奈町	40	28	60,000
21	三芳町	450	501	150,000
22	毛呂山町	40	28	20,000
23	川島町	103	81	60,000
24	吉見町	40	23	60,000
25	鳩山町	410	118	120,000
26	皆野町	90	55	50,000
27	小鹿野町	50	52	60,000
28	宮代町	30	36	60,000
29	杉戸町	70	42	30,000
	合計	4,847	3,798	2,172,000

(オ) 事業の確認方法

- ・実地確認
- ・書面確認
- ・その他の方法

②各年度における予算額及び実績額について

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 算	9,450	9,450	9,450	9,450	9,596
実 績	3,286	3,212	3,241	2,758	3,961

③当該事業に要する人員の状況について

0.5人×7.75時間×240日=930時間

④関係する法規（ルール）とその遵守状況について

当該事業の遂行にあたり、健康長寿サポーター事業補助金交付要綱、平成31年度健康長寿サポーター事業補助金協議要綱等の遵守に問題のある事項は発見されなかった。

⑤令和元年度における評価指標とその達成状況について

第2期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略の指標として、令和2年度までに、おおよそ県民100人に1人（75,000人）の養成を目指し、サポーター人数の養成を目標値として設定した。実際には、令和元年度末までに当初目標を上回る92,762人を健康長寿サポーターとして養成し、県民が自ら健康づくりを实践、健康に役立つ情報を草の根レベルで広めるサポーターの人数が増加したため、当初目標は達成していると評価している。ただし、サポーター自身が草の根レベルで健康に役立つ情報を広められているかについては十分把握できていないため、今後他の事業とコラボレーションしながらさらに効果を高められるように努めていく。

⑥監査人としての評価について

(A) まとめ

【意見76】健康長寿サポーターが草の根レベルで健康に役立つ情報を広められているかについて、他の事業と連携し把握すべきである。

当該事業は、健康長寿埼玉プロジェクトの一環として、県民が自ら健康づくりを实践するとともに、健康に役立つ情報を草の根レベルで広める健康長寿サポーターの養成人数を増やすことが当初目標であり、この目標は令和元年度においては既に達成されている。ただし、健康長寿サポーター自身が健康づくりを实践し、草の根レベルで健康に役立つ情報を広められているかについては十分把握できていない。よって、当該事業が本来の目的である健康長寿・増進に寄与できているかを把握できるように、当該事業単体ではなく他の事業と連携を図って効果を高めるようにすべきである。

(B) 福祉の増進への貢献状況について

当該事業によって、県民が自ら健康づくりを实践、健康に役立つ情報を草の根レベルで広めるサポーターを養成されており、健康長寿をはじめとする福祉の増進に一定程度貢献していると考えられる。

(C) 費用対効果について

【意見77】当該事業に参加していない市町村に対し参加を促すため、限られた予算で最大限の効果が発揮できる様に補助金を傾斜配分することを検討すべ

きである。

当該事業においては、各市町村に対し養成数に応じた補助金を交付されており、令和元年度は29市町村に対して総額2,172,000円が交付されている。1市町村への交付額は最大150,000円であり、講座開催費用に占める補助金の割合が低い市町村にとっては、補助金の効果が低くなっている可能性がある。

そもそも当初予算では63市町村に対して補助金を交付することを想定していたが、29市町村への交付にとどまっており、未参加の市町村の中には当該事業に前向きでない市町村があるとのことであった。養成人数が一定程度まで増加した現状においては、未参加の市町村が当該事業を実施することで、さらなるサポーターを増加させることができると考えられる。そのため、例えば、補助金の効果が相対的に低くなっている市町村への補助金を削減し、未参加の市町村が新たに参加することになる場合に、公正性を欠かない範囲で補助金を優先的に割り振るなど、限られた予算で最大限の効果が発揮できる様に補助金を傾斜配分することを検討すべきである。

(D) 各論点（委託事業や補助事業）について

【意見78】 予算と実績に大きな乖離が発生し、当該事業の予算を十分に活用できていないと考えられるため、当該事業に参加していない市町村と連携をとり、交付対象となる市町村を拡大すべきである。

本事業は、補助金交付要綱及び協議要領に基づき補助金が各市町村に交付されているが、当初予算9,596千円に対して実績が3,961千円となっており、5,635千円の乖離が生じている。これは、当初63市町村に対して補助金を交付する想定であったが、29市町村への交付にとどまっていることが主要因である。そのため、当該事業に参加していない市町村と連携をとり、当該事業への参加を促すことで、補助金の交付対象を拡大し、補助金を十分に活用できるようにすべきである。

(E) その他（他の地方自治体や県の他の部や課で実施している関連事業や類似事業との比較、定量的・定性的な分析、提言等）

【意見79】 遠方の受講希望者にも受講しやすい環境をつくることや、不測の事態による養成講座の中止を回避するため、オンラインでも受講できるようにすべきである。

当該事業の講座開催会場から遠方の受講希望者がいた場合、遠方であることを理由に参加が難しいケースが発生する可能性があり、健康長寿サポーターの育成に支障が出ることが考えられる。また、令和元年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、本事業の養成講座が中止になるなど、予定していた養成講座が開催できず健康長寿サポーターの養成人数が当初目標に達しなかった。よって、不測の事態による養成講座の中止を回避するためにも、オンラインで開催できる講座については、積極的にオンライン化を進め、健康長寿サポータ

一の養成を滞りなく実施することが望ましい。

8. その他

元気な高齢者は県内に 140 万人程度いると思われ、県人口に占める割合が約 2 割と高い（県人口約 700 万人のうち約 1 / 4 が高齢者であり、その 80%程度が元気な高齢者である）。この元気な高齢者が、引き続き健康で、地域交流やスポーツ・文化や仕事などに対してやりがいを感じながら暮らせることが望ましいと考えるが、これらの高齢者を対象とする限りにおいては、県で施策を企画し実施する担当が各部の各課に分散しているので、元気な高齢者に対する行政全般を一元的に効率良く企画し運営し管理できるような体制や方法の検討をすることが望ましいと考える。

県は先進的な取組ができ、能力が高くて企画提案にも優れていると考えているので、引き続き元気な高齢者に対しても経済性、効率性、及び、有効性に優れた取組を実施することを期待する。

雑報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

令和三年三月二十六日

埼玉県病害虫防除所長 植竹恒夫

令和2年9月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析結果		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
混合有機質肥料	千成産業株式会社	混合有機質3号	TN, TP, Cd, As				
消石灰	秩父石灰工業株式会社	顆粒消石灰	AL				
		アグリ72	AL				
		最上特選消石灰	AL				
		特製消石灰	AL				
	岩水石灰工業株式会社	60.0消石灰	AL				

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 分析項目の略号は、次のとおりである。

TN－窒素全量、TP－りん酸全量、Cd－カドミウム、As－ヒ素、AL－アルカリ分

令和2年10月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析結果		保証票 の検査	その他 の検査	
			項目	指摘事項			
米ぬか油かす及びその 粉末	ポーソー油脂株式会社	5.5 米ぬか油かす粉末	TN, TP, TK				
米ぬか油かす及びその 粉末	築野食品工業株式会 社	脱脂米糠	TN, TP, TK				
米ぬか油かす及びその 粉末	オカヤス株式会社	2.0 抽出米ぬか油かす 粉末	TN, TP, TK				

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 分析項目の略号は、次のとおりである。

TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－カリ全量

雑報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

令和三年三月二十六日

埼玉県病害虫防除所長 植竹恒夫

令和2年9月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者又は表示者	届出名（及び商品名）	検査の結果									備考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCa (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	C/N	水分 (%)	その他 の検査	
堆肥	株式会社ゴウドウクリ ーンリサイクルセンタ ー	入間千種2号	0.6	0.1	0.2	0.5	14	18	50	35.7		
		千種特1号	1.1	0.5	0.5	1.6	44	121	14	33.3		
		入間千種特大	0.8	0.4	0.3	1.0	44	102	20	35.7		
	松本桂子（松本企画）	黒土(千種)	0.8	0.4	0.3	1.4	38	108	13	51.9		
	千成産業株式会社	千成リサイクル堆肥	4.0	3.5	1.6	4.7	26	351	8	20.7		
動物の排泄物の 燃焼灰		けいふん燃焼灰	0.8	24.8	27.1	20.6	690	3311	0	1.1		

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、TCu－銅全量、TZn－亜鉛全量、TCa－石灰全量、C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

雑報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

令和三年三月二十六日

埼玉県病害虫防除所長 植竹恒夫

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
朝日アグリア株式会社 埼玉県児玉郡 神川町渡瀬	朝日アグリア株式会社	牧草	オーツヘイ	2.6	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	無
同上	同上	牧草	アルファルファ	2.8	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	無
同上	同上	牧草	USチモシー	2.7	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	無
同上	同上	牧草	バミューダヘイ	2.7	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	無
同上	同上	牧草	カナダチモシー	2.7	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	無
同上	同上	牧草	コムギヘイ	2.8	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	無
(輸入業者) 東日本くみあい飼料 株式会社 群馬県太田市	同上	牧草	フェスクストロー	2.8	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	無
(輸入業者) 相馬商事株式会社 北海道函館市	山一商事株式会社 東松山市	牧草	ライグラスストロー	2.8	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	無
同上	同上	牧草	アルファルファ	2.8	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	無
同上	同上	牧草	オーツヘイ	2.9	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	無
同上	同上	牧草	チモシーセカンド	2.8	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	無

エナーゼ産業株式会社 埼玉県秩父郡長瀬町	エナーゼ産業株式会社	混合飼料	ビターゼ	2.9	重金属－鉛、カドミウム、ひ素	無
エナーゼ産業株式会社 埼玉県秩父郡長瀬町	エナーゼ産業株式会社	混合飼料	ビターゼ 1 4 5	2.9	重金属－鉛、カドミウム、ひ素	無
ムサシ油脂株式会社 埼玉県日高市	ムサシ油脂株式会社	混合飼料	脱脂米糠	2.10	重金属－鉛、カドミウム、ひ素	無
築野食品工業株式会社 埼玉県本庄市	築野食品工業株式会社	混合飼料	脱脂米糠	2.10	重金属－鉛、カドミウム、ひ素	無
オカヤス株式会社 埼玉県越谷市	オカヤス株式会社	混合飼料	脱脂糠	2.9	重金属－鉛、カドミウム、ひ素	無

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試験結果の概要	違反の有無及び 違反の内容
エナーゼ産業株式会社 埼玉県秩父郡長瀨町	エナーゼ産業株式会社	ビターゼ	2.9	栄養成分-粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	無
エナーゼ産業株式会社 埼玉県秩父郡長瀨町	エナーゼ産業株式会社	ビターゼ 1 4 5	2.9	栄養成分-粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	無
ムサシ油脂株式会社 日高市	ムサシ油脂株式会社	脱脂米糠	2.10	栄養成分-粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	無
築野食品工業株式会社 本庄市	築野食品工業株式会 社	脱脂米糠	2.10	栄養成分-粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	無
オカヤス株式会社 越谷市	オカヤス株式会社	脱脂糠	2.10	栄養成分-粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	無

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「**規**」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。